

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

【比較のため、技術的能力2.1まとめ資料2.1-124ページの表よりa～c項の記載を抜粋し引用する】

炉心損傷防止が困難な以下の事故シーケンスに対して、整備した手順書により緩和措置を行うことが可能である。

事故シーケンス グループ	事象の想定	CDF (/年)	対応手順
a. 蒸気発生器伝熱管破損（複数本破損）	複数の蒸気発生器伝熱管が破損することにより、大規模なLOCAが発生し、ECCS注入も無効であり、炉心損傷に至るとともに、格納容器バイパスが発生する。	3.9E-08	「大規模地震発生時の対応」に含まれる。
b. 原子炉建屋損傷	原子炉建屋が損傷することで、建屋内の全ての機器、配管が損傷して大規模なLOCAがあり、ECCS注入も無効であると想定されため、炉心損傷に至る。	2.8E-8	
c. 原子炉格納容器損傷	原子炉格納容器が損傷することで、格納容器内の全ての機器、配管が損傷して大規模なLOCAが発生する可能性があり、ECCS注入も無効であると想定されため、炉心損傷に至る。	8.3E-10	
d. 制御建屋損傷	制御建屋が損傷することで、制御建屋内の電気機器（メータ、直流水・電容器等）が損傷し、代替電源の接続・供給ができない状況で、「外燃発電失敗+非常用ポンプ停止+水流遮断喪失」が発生するとともに、主泵（原子炉建屋内）が損傷することにより、各種制御が不能となり監視系や補助給水系の機能喪失も想定されることから、炉心損傷に至る。	3.5E-08	

女川原子力発電所2号炉

【比較のため、第1表 各事故シーケンスの扱い(1/4), (3/4)よりa, b, g項の記載を抜粋し引用する】

第1表 各事故シーケンスの扱い

事故シーケンス グループ	事象の想定	CDF (/年)	対応手順
a. 格納容器バイパス	格納容器部の開裂失敗は、主蒸気防護室、炉心防護室、原子炉建屋等、原子炉建屋外への漏出の可能性を有する。ECCS注水が格納容器外へ漏出する。ECCS注水が格納容器外へ漏出する場合、炉心損傷が発生し、設備損傷が発生する。大規模なLOCAが発生すると同時に、ECCS注水が格納容器外へ漏出する。ECCS注水が格納容器外へ漏出する場合は、主ポンプが起動しない。他の機器（計量装置、計装品等）への影響が及ばず、主ポンプが起動しないことから損傷する事故シーケンスとして適用される。	1.0E-7	「大規模地震発生時の対応」に含まれる。
b. 原子炉建屋損傷	原子炉建屋をもつた場合には、建屋内での機器、配管が損傷して大規模なLOCAが発生する。ECCS注水が格納容器外へ漏出する。大規模なLOCAが発生すると同時に、ECCS注水が格納容器外へ漏出する。ECCS注水が格納容器外へ漏出する場合は、主ポンプが起動しない。他の機器（計量装置、計装品等）への影響が及ばず、主ポンプが起動しないことから損傷する事故シーケンスとして適用される。	4.8E-8	「大規模地震発生時の対応」に含まれる。

泊発電所3号炉

灰色：泊3号炉と比較対象とならない記載内容

第1表 各事故シーケンスの扱い (1/4)

事故シーケンス グループ	事象の想定	CDF (/年)	対応手順
a. 基本性能と伝熱管破裂（複数本破裂）	地盤上より開放の基盤を主な熱源が破損した場合に、制御できない状態が発生する。ECCS注水がバイパスが起動することを想定した事故シーケンスである。大規模なLOCAが発生する場合、蒸気管が爆破時に漏水による大規模な伝熱管破裂の場合、蒸気管が爆破時に漏水による大規模な伝熱管破裂の場合には、2次冷却系配管が破裂する。この場合、主ポンプが増加して炉心損傷器（主ポンプ）が停止する。主ポンプが停止するため主ポンプが停止する場合、格納容器損傷の際に立ち替り機能にも期待することができる。	9.8E-08	「大規模地震発生時の対応」に含まれる。
b. 原子炉建屋損傷	原子炉建屋が損傷することで、建屋内のすべての機器、配管が損傷して、制御できない大規模なLOCAが発生し、ECCSによる注水を行った場合においても炉心損傷を回避できないことを想定した事故シーケンスである。大規模な損傷の場合、建屋内のECCS注水配管が爆破して、制御できない大規模な損傷の場合、主ポンプが起動する。ECCS注水配管も爆破するため、炉心損傷が発生する。ECCS注水配管が爆破する場合、原子炉建屋内への炉心損傷が発生する。	4.7E-08	

【大飯】記載表現の相違（女川審査実績反映）
 ・泊は、女川と同様に、表題を記載する。

「事象の想定」欄について

【大飯】記載内容、表現の相違

・泊は、第37条付録1での記載を踏まえ、記載内容を充実化している。

「CDF（/炉年）」欄について

【大飯】【女川】個別評価による相違

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

また、炉心損傷後に格納容器バイパスに至る以下の格納容器破損モードに対して、整備した手順書により緩和措置を行うことが可能である。

【比較のため、伊方3号炉技術的能力2.1まとめ資料添付資料2.1.2より引用】

事故シーケンス	事象の想定	CFD (炉年)	対応手順
i. 温度誘因蒸気発生器伝熱管破損 (TI-SGTR)	炉心損傷後も1次系が高圧で維持され、かつ2次系への給水がない場合に、蒸気発生器伝熱管が高温・高圧の蒸気バイパスが発生する。	1.9E-07	「大規模地震発生時の対応」に含まれる。ただし、炉心損傷防止対策として、「ファイードアンドブリード」「2次系強制冷却炉+炉心注水」が有効である。

第2.1-2-2表 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスが含まれる格納容器破損モードへの対応手順

格納容器破損モード	事象の想定	CFD (炉年)	対応手順
b. 蒸気発生器伝熱管破損 (SGTR)	炉心損傷後も1次系が高圧で維持され、かつ2次系への給水がない場合に発生する可能性がある。	8.4E-8	「大規模地震発生時の対応」に含まれる。ただし、炉心損傷防止対策として、「1次系のファイードアンドブリード」、「空冷式非常用除湿装置を用いた2次系強制冷却+炉心注水」及び「2次系強制冷却+炉心注水」が有効である。

女川原子力発電所2号炉

第2表 炉心損傷後に格納容器バイパスに至る格納容器破損モードの対応の扱い

事故シーケンス	事象の想定	CFD (炉年)	対応手順

第2表 炉心損傷後に格納容器バイパスに至る格納容器破損モードの対応の扱い

事故シーケンス	事象の想定	CFD (炉年)	対応手順

灰色：泊3号炉と比較対象とならない記載内容

泊3号炉

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)
・泊は、女川と同様に、表題を記載する。

【女川】設計の相違
・蒸気発生器の有無により、格納容器破損モードが相違している。

「格納容器破損モード」欄について

【大飯】【女川】記載表現の相違

- 泊は、レベル1.5MPaにより抽出された格納容器破損モードを示すことから、項目名について整合を図っている。(伊方3号、玄海3/4号、島根2号、東海第二と同様。)

「事象の想定」欄について

【大飯】記載表現の相違(用語の統一)

- 1次系⇒1次冷却系
- 2次系⇒2次冷却系

【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)

「CFD (炉年)」欄について

【大飯】個別評価による相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料2.1.3 大規模損壊発生時の対応	添付資料2.1.10 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム発生時の対応概要 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時には、プラントの監視機能及び制御機能の喪失や航空機墜落等による大規模火災等の発生が想定され、このような状況において、初動対応を行う上で最も優先すべきはプラントの状況を把握することである。 このため、事象が発生した場合、緊急時対策本部要員は大まかなプラント状況の確認、把握を行った後、速やかに「 大規模損壊時プラント状態確認チェックシート 」を用いて、具体的にプラント被災状況、対応可能要員の把握等を行い、その事象に応じた適切な対応を行っていく。 【比較のため、島根原子力発電所2号炉技術的能力2.1まとめ 資料添付資料2.1.11より引用】 このため、事象が発生した場合、緊急時対策本部は、中央制御室の状況、大まかなプラント状況の確認、把握可能な範囲で行った後、速やかに「 プラント状態確認チェックシート 」を用いて、具体的にプラント被災状況、対応可能要員の把握等を行う。	添付資料2.1.3 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム発生時の対応概要 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時には、プラントの 監視及び制御機能 の喪失や航空機墜落等による大規模火災等の発生が想定され、このような状況において、初動対応を行う上で最も優先すべきはプラントの状況を把握することである。 事象が発生した場合、 原子力防災管理者 は、中央制御室の状況、 プラント状態の大まかな確認及び把握（プラント状態確認チェックシートを活用。） により、得られた情報から大規模損壊に相当する事象と認知した場合、大規模損壊の発生を判断する。これは、直ちに大規模損壊に至る場合においても大規模損壊に相当する事象と認知した時点で大規模損壊の発生を判断する。 また、中央制御室との連絡、発電所対策本部の設置、 重大事故等対応要員の招集 を行う。 大規模損壊を判断した場合は、発電所外への放射性物質放出の防止及び抑制を最優先として、対応要員数、可搬設備、常設設備を含めた残存する資源等を確認し、 最大限の努力 によって得られる結果を想定して、当面達成すべき目標を設定し、そのために優先すべき戦略を決定する。また、事象進展によりプラント状況が変化した場合、プラント状況に応じて、設定する目標も隨時見直し対応する。 大規模損壊を判断した場合は、技術的能力に係る審査基準1.2から1.14で整備した手順を活用し、さらに可搬型設備を本来の用途とは別の用途で使用するといった柔軟な対応ができるよう大規模損壊に特化した手順を整備する。 この大規模損壊に特化した手順は、技術的能力に係る審査基準の各項で整備した手順が使用困難な場合に、プラント状況、可搬型設備の状況、設置時間等を総合的に判断し使用する。	添付資料2.1.3 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム発生時の対応概要 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時には、プラントの監視機能及び制御機能の喪失や航空機墜落等による大規模火災等の発生が想定され、このような状況において、初動対応を行う上で最も優先すべきはプラントの状況を把握することである。 このため、事象が発生した場合、 発電所対策本部 は、 中央制御室の状況、大まかなプラント状況の確認及び把握を可能な範囲で行った後、速やかに「プラント状態確認チェックシート」を用いて、具体的にプラント被災状況、対応可能要員の把握等を行う。
			<p>【女川】資料番号の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違（島根2号と同様。）</p> <p>【大飯】名称の相違（女川審査実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊時プラント状態確認チェックシート↔プラント状態確認チェックシート <p>（以降、相違理由の記載を省略する。）</p> <p>【女川】運用の相違（チェックシートの活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、緊急体制が発令するような事象が発生した時点より、チェックシートを活用し、得られた情報より大規模損壊の発生を判断する。 ・泊は、大飯と同様に、大規模損壊の発生を判断した場合に、大規模損壊発生時の対応手順書に基づく活動に移行し、チェックシート等を活用して情報を収集する。 <p>（以降、相違理由の記載を省略する。）</p> <p>【大飯】記載内容の相違（女川審査実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、女川審査実績を反映し、大飯欄の「その事象に応じた適切な対応」に係る記載を充実化した。 <p>【女川】運用の相違（目標設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、得られたプラントの情報を基に当面達成すべき目標を設定し、優先すべき戦略を決定する。 ・泊は、大飯と同様に、得られたプラントの情報を基に、判断フローに従って実施する戦略を選択する。大規模損壊時には、対策本部要員も含め限られた要員かつ限定的なプラント情報での対応が想定されることから、指揮者が極力判断に迷うことのない手順となるように、目標設定については明示せず、判断フローを充実させる方針としている。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
以下に、事象に応じた対応概要、大規模損壊発生時の初動対応フロー及び大規模損壊時プラント状態確認チェックシートを示す。	以下に、初期対応の概要、発電所対策本部で使用する対応フロー、プラント状態確認チェックシートを示す。	以下に、初期対応の概要、大規模損壊発生時の初動対応フロー及びプラント状態確認チェックシートを示す。	<p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映) 【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、初動対応フロー及び個別戦略フローを示すことから「発電所対策本部で使用する対応フロー」としている。 ・泊は、大飯と同様に、ここでは初動対応フローを示すため、記載表現が異なる。 (以降、相違理由の記載を省略する。)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

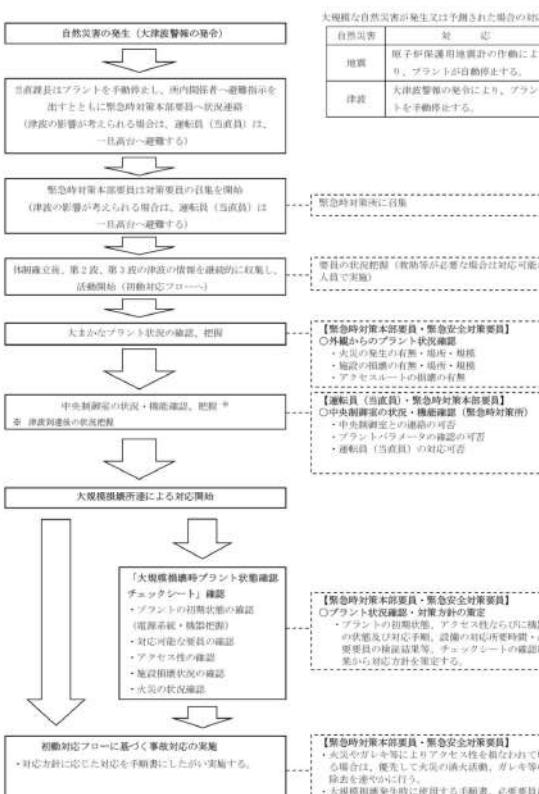
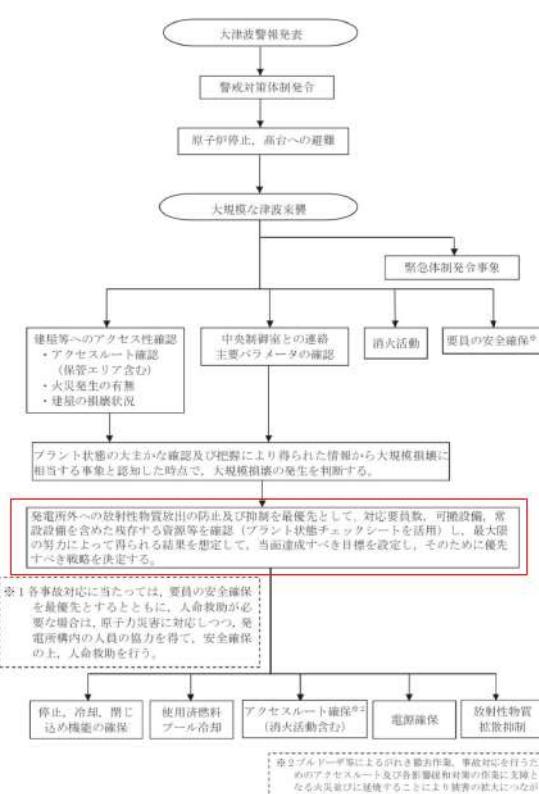
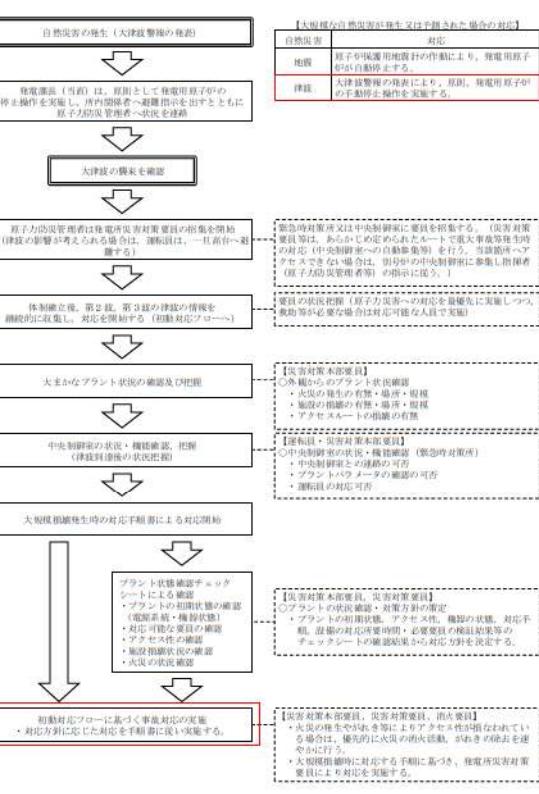
2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突時の対応概要 (1/4) (川内ヒアリング)</p> <p>(a) 初期対応の全体フロー概略 (大地震、竜巻等の事前予測ができない事象の場合)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】運用の相違 (目標設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、得られたプラントの情報を基に当面達成すべき目標を設定し、優先すべき戦略を決定する。 泊は、大飯と同様に、得られたプラントの情報を基に、判断フローに従って実施する戦略を選択する。大規模損壊時には、対策本部要員も含め限られた要員かつ限定的なプラント情報での対応が想定されることから、指揮者が極力判断に迷うことのない手順となるように、目標設定については明示せず、判断フローを充実させる方針としている。 <p>【大飯】【女川】運用の相違 (可搬型設備の先行準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、大規模損壊が発生した場合 (又は発生が疑われる場合) には、応用範囲が広い (炉心注水、格納容器スプレイ、格納容器内自然対流冷却、使用済燃料ビット注水・スプレイ、燃料取替用水ビット注水・スプレイ、燃料取替用水ビット補給、消火等) 可搬型大型送水ポンプ車の準備を速やかに開始する。ただし、原子炉格納容器の外観に明らかな破損が確認された場合には、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲等を優先して準備する。(伊方3号と同様の考え方) 	<p>1. 大規模な自然災害又は大型航空機の衝突時の対応概要</p> <p>(1) 対応の全体フロー概略 (大地震等の事前予測ができない事象の場合)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】運用の相違 (目標設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、得られたプラントの情報を基に当面達成すべき目標を設定し、優先すべき戦略を決定する。 泊は、大飯と同様に、得られたプラントの情報を基に、判断フローに従って実施する戦略を選択する。大規模損壊時には、対策本部要員も含め限られた要員かつ限定的なプラント情報での対応が想定されることから、指揮者が極力判断に迷うことのない手順となるように、目標設定については明示せず、判断フローを充実させる方針としている。 <p>【大飯】【女川】運用の相違 (可搬型設備の先行準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、大規模損壊が発生した場合 (又は発生が疑われる場合) には、応用範囲が広い (炉心注水、格納容器スプレイ、格納容器内自然対流冷却、使用済燃料ビット注水・スプレイ、燃料取替用水ビット注水・スプレイ、燃料取替用水ビット補給、消火等) 可搬型大型送水ポンプ車の準備を速やかに開始する。ただし、原子炉格納容器の外観に明らかな破損が確認された場合には、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲等を優先して準備する。(伊方3号と同様の考え方) 	<p>1. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突時の対応概要</p> <p>(1) 対応の全体フロー概略 (大地震等の事前予測ができない事象の場合)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】運用の相違 (目標設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、得られたプラントの情報を基に当面達成すべき目標を設定し、優先すべき戦略を決定する。 泊は、大飯と同様に、得られたプラントの情報を基に、判断フローに従って実施する戦略を選択する。大規模損壊時には、対策本部要員も含め限られた要員かつ限定的なプラント情報での対応が想定されることから、指揮者が極力判断に迷うことのない手順となるように、目標設定については明示せず、判断フローを充実させる方針としている。 <p>【大飯】【女川】運用の相違 (可搬型設備の先行準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、大規模損壊が発生した場合 (又は発生が疑われる場合) には、応用範囲が広い (炉心注水、格納容器スプレイ、格納容器内自然対流冷却、使用済燃料ビット注水・スプレイ、燃料取替用水ビット注水・スプレイ、燃料取替用水ビット補給、消火等) 可搬型大型送水ポンプ車の準備を速やかに開始する。ただし、原子炉格納容器の外観に明らかな破損が確認された場合には、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲等を優先して準備する。(伊方3号と同様の考え方) 	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】運用の相違 (目標設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、得られたプラントの情報を基に当面達成すべき目標を設定し、優先すべき戦略を決定する。 泊は、大飯と同様に、得られたプラントの情報を基に、判断フローに従って実施する戦略を選択する。大規模損壊時には、対策本部要員も含め限られた要員かつ限定的なプラント情報での対応が想定されることから、指揮者が極力判断に迷うことのない手順となるように、目標設定については明示せず、判断フローを充実させる方針としている。 <p>【大飯】【女川】運用の相違 (可搬型設備の先行準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、大規模損壊が発生した場合 (又は発生が疑われる場合) には、応用範囲が広い (炉心注水、格納容器スプレイ、格納容器内自然対流冷却、使用済燃料ビット注水・スプレイ、燃料取替用水ビット注水・スプレイ、燃料取替用水ビット補給、消火等) 可搬型大型送水ポンプ車の準備を速やかに開始する。ただし、原子炉格納容器の外観に明らかな破損が確認された場合には、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲等を優先して準備する。(伊方3号と同様の考え方)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突時の対応概要（2／4）</p> <p>(b) 初期対応の全体フロー概略（大津波警報の発令（事前予測ができる事象）の場合）</p>  <p>(2) 対応の全体フロー概略（大津波警報の発表（事前予測ができる事象）の場合）</p>  <p>(2) 対応の全体フロー概略（大津波警報の発表（事前予測ができる事象）の場合）</p>  <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績反映）</p> <p>【女川】運用の相違（目標設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、得られたプラントの情報を基に当面達成すべき目標を設定し、優先すべき戦略を決定する。 泊は、大飯と同様に、得られたプラントの情報を基に、判断フローに従って実施する戦略を選択する。大規模損壊時には、対策本部要員も含め限られた要員かつ限定的なプラント情報での対応が想定されることから、指揮者が極力判断に迷うことのない手順となるように、目標設定については明示せず、判断フローを充実させる方針としている。 			

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色 : 泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 対応の全体フロー概略（テロリズムの発生の場合）</p> <pre> graph TD A([テロリストの構内侵入]) --> B[緊急体制発令。重大事故等対策要員招集。警察への通報。原子炉手動スクラム。 高圧注水系手投進撃、RSSへの退出の検討。構内入構者の安全な場所への避難] B --> C([テロリズムによる大規模損壊発生]) C --> D[中央制御室との連絡 主要パラメータ監視の確認] D --> E[中央制御室と緊急時対策室との間の連絡が取れる場合は、テロリズム情報の共有、プラント情報の報告、対応の推進について連絡を取り合う。] E --> F([沿安当時のテロリズムの傾向]) F --> G[建屋等へのアクセシビリティ確認 ・アクセスルート確認（床面アリヤ含む） ・火災発生の有無 ・建屋の損壊状況] G --> H[プラント状態の大まかな確認及び把握により得られた情報から大規模損壊に相当する事象と認知した時点で、大規模損壊の発生を判断する。] H --> I[発電所外への放射性物質放出の防止及び抑制を最優先として、対応要員数、荷役設備、常設設備を含めた残存する資源等を確認。（プラント状態チェックシートを活用）。し、最大限の努力によって得られる結果を想定して、当面達成すべき目標を設定し、それにに基づき判断を決定します。] I --> J[各事故対応に当たっては、要員の安全確保を最優先とするとともに、人命救助が必要な場合は、原子力災害に対応しつつ、発電所構内の人員の脱出を、安全確保の上、人命救助を行う。] J --> K[停止、冷却、廻り込み機能の確認 使用済燃料プール冷却 アクセスルート確認^{#1} (消防活動含む) 電源確保 放射性物質拡散抑制] K --> L[※2ブルーライザ等による排水作業、事故対応を行うためのアクセスルート及び各部屋確認和荷重の付帯に主導となる火災活動に連携することにより損害の拡大につながる可能性のある火災の消火活動を重点的実施する。] </pre>	<p>(4) 対応の全体フロー概略（テロリズムの発生の場合）</p>	<p>【女川】運用の相違（目標設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、得られたプラントの情報を基に当面達成すべき目標を設定し、優先すべき戦略を決定する。 泊は、大飯と同様に、得られたプラントの情報を基に、判断フローに従って実施する戦略を選択する。大規模損壊時には、対策本部要員も含め限られた要員かつ限定的なプラント情報での対応が想定されることから、指揮者が極力判断に迷うことのない手順となるように、目標設定については明示せず、判断フローを充実させる方針としている。 <p>【大飯】【女川】運用の相違（可搬型設備の先行準備）</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、大規模損壊が発生した場合（又は発生が疑われる場合）には、応用範囲が広い（炉心注水、格納容器スプレイ、格納容器内自然対流冷却、使用済燃料ピット注水・スプレイ、燃料取替用水ピット・補助給水ピット補給、消火等）可搬型大型送水ポンプ車の準備を速やかに開始する。ただし、原子炉格納容器の外観に明らかな破損が確認された場合には、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲等を優先して準備する。（伊方3号と同様の考え方）
			<p>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため、再掲】			
<p>b. 大規模損壊発生時の初動対応フロー (1/2)</p> <p>【比較のため、伊方3号炉技術的能力2.1まとめ資料添付資料2.1.3より引用】</p> <p>第2.1.3-2図 大規模損壊発生時の初動対応フロー (2/3)</p> <p>b. 大規模損壊発生時の初動対応フロー (2/2)</p>	<p>泊発電所3号炉と比較対象ならない記載内容</p>	<p>(泊の初動対応フローは、女川のフローとは構成が大きく異なるため、ここでは大飯との比較を示すこととし、女川のフローは後掲する。)</p>	
		<p>初動対応フロー (2/3)</p>	<p>【大飯】 フローの構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、発電用原子炉施設の状況把握が困難な場合とある程度可能な場合とで、フローの飛び先を変える構成としている（伊方3号、玄海3/4号と同様。）が、対応方針には実質的な相違はない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

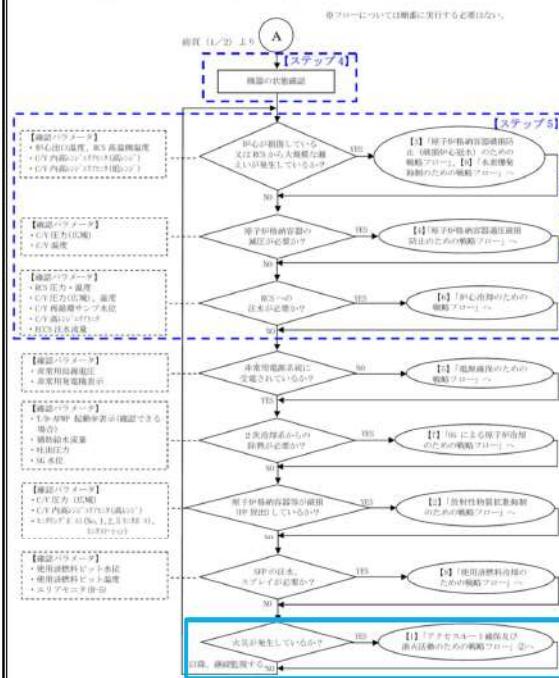
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

【比較のため、再掲】

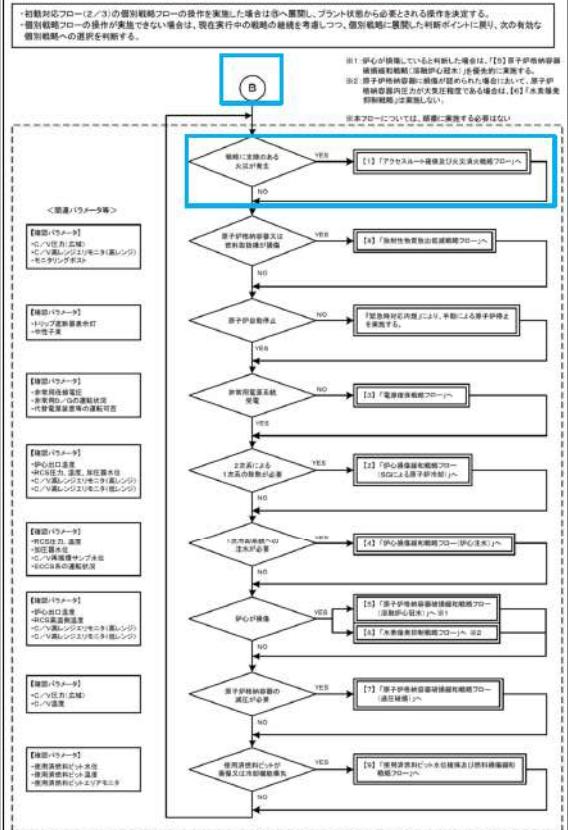
b. 大規模損壊発生時の初動対応フロー (2/2)



女川原子力発電所2号炉

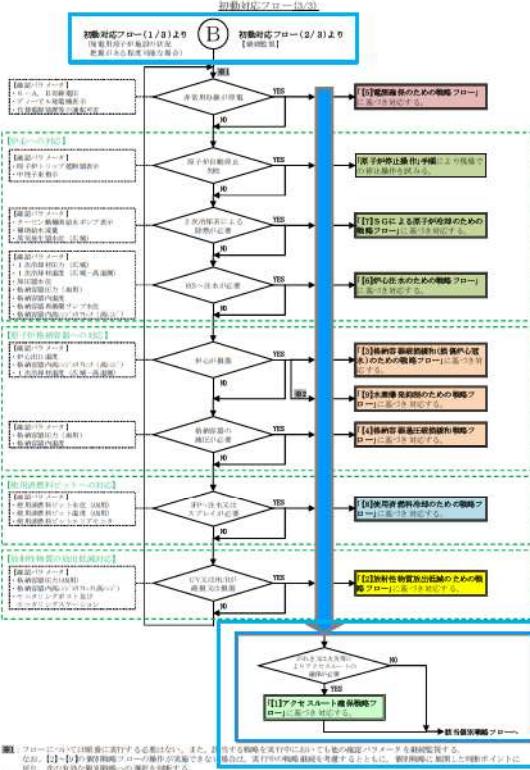
【比較のため、伊方3号炉技術的能力2.1まとめ資料添付資料
2.1.3より引用】

第2.1.3-2図 大規模損壊発生時の初動対応フロー (3/3)



泊発電所3号炉

初動対応フロー (3/3)



(泊の初動対応フローは、女川のフローとは構成が大きく異なるため、ここでは大飯との比較を示すこととし、女川のフローは後掲する。)

【大飯】フローの構成の相違

- 泊は、発電用原子炉施設の状況把握が困難な場合とある程度可能な場合とで、フローの飛び先を変える構成としている（伊方3号、玄海3/4号と同様。）が、対応方針には実質的な相違はない。

【大飯】伊方の構成の相違

- 泊は、事故対応を行うためのアクセスルートの確保、操作の支障となる火災の消火活動を優先的に実施することを意図して「[1] アクセスルート確保戦略」へのフローを構成している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 発電所対策本部で使用する対応フロー</p> <p>初動対応フロー (1/2)</p> <p>【女川】運用の相違（目標設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、得られたプラントの情報を基に当面達成すべき目標を設定し、優先すべき戦略を決定する。 泊は、大飯と同様、得られたプラントの情報を基に、判断フローに従って実施する戦略を選択する。大規模損壊時には、対策本部要員も含め限られた要員かつ限定的なプラント情報での対応が想定されることから、指揮者が極力判断に迷うことのない手順となるように、目標設定については明示せず、判断フローを充実させる方針としている。 <p>初動対応フロー (2/2)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
比較対象なし	<p>①-1 建屋へのアクセスルート確保戦略</p> <pre> graph TD A[初期状況確認] --> B[アラーム発報] B --> C[アラーム確認] C --> D{建屋へのアクセスルート確保} D --> E[建屋内機器の実施] E --> F{建屋内機器の確認} F --> G[アラーム等による警報解除、引けを整備] G --> H{建屋内機器のアラーム確認} H --> I[建屋内機器の実施] I --> J{建屋内機器の確認} J --> K[アラーム等による警報解除、引けを整備] K --> L{建屋内機器のアラーム確認} L --> M[建屋内機器の実施] M --> N{建屋内機器の確認} N --> O[アラーム等による警報解除、引けを整備] O --> P{建屋内機器のアラーム確認} P --> Q[建屋内機器の実施] Q --> R{建屋内機器の確認} R --> S[アラーム等による警報解除、引けを整備] S --> T{建屋内機器のアラーム確認} T --> U[建屋内機器の実施] U --> V{建屋内機器の確認} V --> W[アラーム等による警報解除、引けを整備] W --> X{建屋内機器のアラーム確認} X --> Y[建屋内機器の実施] Y --> Z{建屋内機器の確認} Z --> AA[アラーム等による警報解除、引けを整備] AA --> BB[建屋内機器のアラーム確認] BB --> CC[建屋内機器の実施] CC --> DD{建屋内機器の確認} DD --> EE[アラーム等による警報解除、引けを整備] EE --> FF[建屋内機器のアラーム確認] FF --> GG[建屋内機器の実施] GG --> HH{建屋内機器の確認} HH --> II[アラーム等による警報解除、引けを整備] II --> JJ[建屋内機器のアラーム確認] JJ --> KK[建屋内機器の実施] KK --> LL{建屋内機器の確認} LL --> MM[アラーム等による警報解除、引けを整備] MM --> NN[建屋内機器のアラーム確認] NN --> OO[建屋内機器の実施] OO --> PP{建屋内機器の確認} PP --> QQ[アラーム等による警報解除、引けを整備] QQ --> RR[建屋内機器のアラーム確認] RR --> SS[建屋内機器の実施] SS --> TT{建屋内機器の確認} TT --> UU[アラーム等による警報解除、引けを整備] UU --> VV[建屋内機器のアラーム確認] VV --> WW[建屋内機器の実施] WW --> XX{建屋内機器の確認} XX --> YY[アラーム等による警報解除、引けを整備] YY --> ZZ[建屋内機器のアラーム確認] ZZ --> AA </pre> <p>①-2 個別戦略アクセスルート確保戦略</p> <pre> graph TD A[初期状況確認] --> B[アラーム発報] B --> C[アラーム確認] C --> D{建屋内機器のアラーム確認} D --> E[建屋内機器の実施] E --> F{建屋内機器の確認} F --> G[アラーム等による警報解除、引けを整備] G --> H{建屋内機器のアラーム確認} H --> I[建屋内機器の実施] I --> J{建屋内機器の確認} J --> K[アラーム等による警報解除、引けを整備] K --> L{建屋内機器のアラーム確認} L --> M[建屋内機器の実施] M --> N{建屋内機器の確認} N --> O[アラーム等による警報解除、引けを整備] O --> P{建屋内機器のアラーム確認} P --> Q[建屋内機器の実施] Q --> R{建屋内機器の確認} R --> S[アラーム等による警報解除、引けを整備] S --> T{建屋内機器のアラーム確認} T --> U[建屋内機器の実施] U --> V{建屋内機器の確認} V --> W[アラーム等による警報解除、引けを整備] W --> X{建屋内機器のアラーム確認} X --> Y[建屋内機器の実施] Y --> Z{建屋内機器の確認} Z --> AA[アラーム等による警報解除、引けを整備] AA --> BB[建屋内機器のアラーム確認] BB --> CC[建屋内機器の実施] CC --> DD{建屋内機器の確認} DD --> EE[アラーム等による警報解除、引けを整備] EE --> FF[建屋内機器のアラーム確認] FF --> GG[建屋内機器の実施] GG --> HH{建屋内機器の確認} HH --> II[アラーム等による警報解除、引けを整備] II --> JJ[建屋内機器のアラーム確認] JJ --> KK[建屋内機器の実施] KK --> LL{建屋内機器の確認} LL --> MM[アラーム等による警報解除、引けを整備] MM --> NN[建屋内機器のアラーム確認] NN --> OO[建屋内機器の実施] OO --> PP{建屋内機器の確認} PP --> QQ[アラーム等による警報解除、引けを整備] QQ --> RR[建屋内機器のアラーム確認] RR --> SS[建屋内機器の実施] SS --> TT{建屋内機器の確認} TT --> UU[アラーム等による警報解除、引けを整備] UU --> VV[建屋内機器のアラーム確認] VV --> WW[建屋内機器の実施] WW --> XX{建屋内機器の確認} XX --> YY[アラーム等による警報解除、引けを整備] YY --> ZZ[建屋内機器のアラーム確認] ZZ --> AA </pre> <p>② 消火戦略</p> <p>② 消火戦略</p> <pre> graph TD A[初期状況確認] --> B{火災発見} B --> C[火災確認] C --> D[火災消滅] D --> E[火災消火行動指揮を決定する] E --> F[火災消火行動指揮] F --> G[被災者保護] </pre> <p>③ 消火戦略</p> <p>③ 消火戦略</p> <pre> graph TD A[初期状況確認] --> B{火災発見} B --> C[火災確認] C --> D[火災消滅] D --> E[火災消火行動指揮を決定する] E --> F[火災消火行動指揮] F --> G[被災者保護] </pre>	<p>比較対象なし</p> <p>比較対象なし</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の個別戦略フローについては別冊資料にて説明する。 	

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
比較対象なし	<p>⑥格納容器機能維持戦略 ⑥-1 炉心損傷前</p> <p>⑥-2 炉心損傷後</p> <p>⑦使用済燃料プール注水戦略</p>	比較対象なし	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の個別戦略フローについては別冊資料にて説明する。

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所 3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
比較対象なし	<p>⑧使用済燃料プール除熱戦略</p> <p>⑨放射性物質拡散抑制戦略</p> <p>⑩電源確保戦略</p> <p>The flowcharts detail emergency procedures for spent fuel pool cooling, radioactive material dispersion control, and power supply assurance, including decision points and specific actions.</p>	比較対象なし	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の個別戦略フローについては別冊資料にて説明する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象
ならない記載内容赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

- c. 大規模損壊時プラント状態確認チェックシート
大規模損壊時プラント状態確認チェックシート（案）
大規模損壊時プラント状態確認チェックシート（1/9）
大規模損壊時プラント状態確認チェックシート（1/9）

【注意事項】

- 初期対応フローにしたがり、速やかに各種の確認を実施した後、5～14項目の確認を実施する。
- 原子炉が停止している場合は停止動作、タービン動力制御水ポンプの起動が必要で起動していない場合は起動操作を「運転操作判断」にしたがり、優先的に実施する。
- 確認結果が目立つて危険である場合は直ちに避難する。
- 建屋等の現状確認、周辺機器及び火災等の状況に十分注意しながらチェックする。
- 確認結果は、確認項目及び通過段階ごとに記載する。
- チェックシート確認者は、確認項目及び通過段階ごとに記載する。
- 状態の確認については、

 - (1)「はい」（機器状態の確認においては、機器に損傷がない場合は動作可能とみなす。）
 - (2)「いいえ」（機器状態の確認においては、機器に損傷が見られる場合は動作不能とする。）
 - (3)「不明」（建屋等の現状（火災、浸水等含む）によりチェックできない場合。不明は動作不能とみなす。）
 - (4)「調査中」：未確認のもの。
 - (5)「不明」の場合にはアカセスルートが確保され確認可能となれば確認を行う。

【ステップ1】			
番号	項目	確認日時	年月日 時 分
1-1	原子炉停止。 (確認日時 / :)	はい・いいえ・不明・調査中	
1-2	タービン動力制御水ポンプ 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中	プラント監視機能喪失時 初期停止確認 初期停止確認
1-3	主蒸気逃げ前動作可能	はい・いいえ・不明・調査中	初期停止確認と中央 制御室との連絡可能 であれば「はい」とする。
1-4	中央制御室と連絡可能	はい・いいえ	
1-5	プラント状態の確認が可能	はい・いいえ	機器の初期設定又は、中 央制御室のプラント 監視機能が機能して いることが確認でき れば「はい」とする。
1-6	ECCS作動なし	はい・いいえ・不明・調査中	初期停止確認
1-7	水密屋の停止	はい・いいえ・不明・調査中	津波警報又は大洋波 警報受令時に確認する。

女川原子力発電所2号炉

3. プラント状態確認チェックシートによる確認

第2.1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(1/10)

確認者			確認日時	年月日 時 分
【注意事項】				
1. チェックシートは、情報を取りまとめ、適宜、本部内に情報共有する。 2. プラント状態の確認（その1）を最高優先に実施し、大規模損壊に至る恐れがあるか判断する。その後、プラント状態の確認（その2）を実施する。実施した後の各項目のチェックは、適宜更新する。 3. 現場の状況に十分注意しながらチェック。チェック困難な場合には「不明」とする。（建屋の現状状況、周辺環境等） 4. 他性可能及び使用可否は、確認済み及び適切な確認設備を携行する。 5. チェックシート確認者は、複数名で実施する。 6. 状態の確認については、				

1. プラント状態の確認（その1）【優先確認事項】

(1) 中央制御室の状況

番号	項目	状態	備考
1	中央制御室上の通路	可能・不可	
2	中央制御室使用可否	可能・不可	
3	プラントパリメータ確認	可能・不可	

(2) 使用済燃料の状況

番号	項目	状態	備考
1	使用済燃料の水位	通常水位・未低下傾向・不明	
2	使用済燃料フルオート放射性物質モニタ	上昇なし・上昇あり・不明	

(3) 核心冷却機能及び放射性物質閉じ込め機能

番号	項目	状態	備考
1	原子炉停止。 (確認日時 / :)	はい・いいえ・不明・調査中	
1-2	タービン動力制御水ポンプ 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中	プラント監視機能喪失時 初期停止確認
1-3	主蒸気逃げ前動作可能	はい・いいえ・不明・調査中	初期停止確認と中央 制御室との連絡可能 であれば「はい」とする。
1-4	中央制御室と連絡可能	はい・いいえ	
1-5	プラント状態の確認が可能	はい・いいえ	機器の初期設定又は、中 央制御室のプラント 監視機能が機能して いることが確認でき れば「はい」とする。
1-6	ECCS作動なし	はい・いいえ・不明・調査中	初期停止確認
1-7	水密屋の停止	はい・いいえ・不明・調査中	津波警報又は大洋波 警報受令時に確認する。

(注) プラント状態確認ナシシートは、今後の測定によって見直す可能性がある。

泊発電所3号炉

3. プラント状態確認チェックシートによる確認

第1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(1/9)

プラント状態確認チェックシート

【注意事項】			
1. チェックシートには、発電所対策本部長（又は代行者）の指示に基づき確認した情報又は各機器に応じて確認し実施する。			
2. 対応結果は、発電所対策本部長（夜間勤務休日等については、全体指揮官）に報告する。発電所対策本部長（夜間及び休日については、全体指揮官）は、報告された最新情報を取りまとめ、本部内に情報共有する。			
3. 本ヨウカクシートの確認者は、建屋の現状状況、周辺機器等、周囲の状況に十分注意しながらチェックを実施し、チェック困難な場合には「不明」とする。（建屋の現状状況、周辺環境等）			
4. 「不明」の場合は、建屋等の現状により使用可否が確認できないもの、「裏書き欄」に「不明」のもの。			
5. 設備の起動可能及び使用可能については、外観、警報等による判断に加え、サポート者の状況も含めて判断する。			

【ヨウカクシート】

1. 初期状態の確認

(確認日時： 年月日 時 分) (確認者：)

番号	項目	状態	備考
1-1	原子炉停止室上の通路	通路可動・不可動	
1-2	中央制御室使用可否	可能・不可	
1-3	プラントパリメータ確認	可能・不可	

(2) 使用済燃料の状況

番号	項目	状態	備考
1-1	使用済燃料の水位	通常水位・未低下傾向・不明	
1-2	使用済燃料フルオート放射性物質モニタ	上昇なし・上昇あり・不明	

(3) 核心冷却機能及び放射性物質閉じ込め機能

番号	項目	状態	備考
1-1	原子炉停止確認	成功・失敗・不明	
1-2	原子炉停止確認 (確認日時 / :)		

(4) 原子炉停止室の水位

番号	項目	状態	備考
1-1	原子炉停止確認	水位上昇・無水位・不明	
1-2	原子炉停止確認 (確認日時 / :)		

(5) 主蒸気流量計の確認

番号	項目	状態	備考
1-1	主蒸気流量計	上昇なし・上昇あり・不明	
1-2	モニタリングアラート表示	上昇なし・上昇あり	

(6) 交流電源

番号	項目	状態	備考
1-1	交流電源	あり・なし	

(7) 直流電源(135V常設直流)

番号	項目	状態	備考
1-1	直流電源	あり・なし	
1-2	モニタリングアラート表示	あり・なし	

(8) モニタリングアラート

番号	項目	状態	備考
1-1	モニタリングアラート	あり・なし	
1-2	モニタリングアラート表示	あり・なし	

(9) 保育エアストリームの確認

番号	項目	状態	備考
1-1	保育エアストリーム	有効・無効	
1-2	モニタリングアラート表示	あり・なし	

(10) 保育エアストリームの確認

番号	項目	状態	備考
1-1	保育エアストリーム	有効・無効	
1-2	モニタリングアラート表示	あり・なし	

(11) 上記以外の止水装置

番号	項目	状態	備考
1-1	止水装置	有効・無効	
1-2	モニタリングアラート表示	あり・なし	

(12) プラント状態確認ナシシート

(注) プラント状態確認ナシシートは、今後の測定によって見直す可能性がある。

相違理由

【大飯】設備及び運用の相違に伴うプラント状態確認項目等の相違

- 大飯の1. の事項については、泊の1. の事項に対応している。また、泊の2. 及び3. の事項については、大飯は3. 及び4. (チェックシート(2/9)) の事項に対応している。

【女川】設備及び運用の相違に伴うプラント状態確認項目等の相違

- 女川は、緊急体制が発令するような事象が発生した時点より、チェックシートを活用し、得られた情報より大規模損壊の発生を判断する。このため、大規模損壊の発生判断のための確認事項を「1. プラント状態の確認（その1）」として整理している。
- 泊は、大飯と同様に、大規模損壊の発生を判断した場合に、大規模損壊発生時の対応手順書に基づく活動に移行し、チェックシート等を活用した対応を実施することから、チェックシートを使用する場面の想定が女川とは異なる。なお、女川の1. の事項については、泊の1. ~3. の事項に対応している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由		
大規模損壊時プラント状態確認チェックシート(2/9)			第2.1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(2/10)			第1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(2/9)			【大飯】設備及び運用の相違に伴うプラント状態確認項目等の相違		
2.7放水砲及び大容量ポンプ(放水砲用)の確認 確認日時 平成 年 月 日 時 分			2. プラント状態の確認(その2)			【ステップ1】			・大飯の2.～4.の事項については、泊の1.～3.（チェックシート(1/9)）の事項に対応している。また、泊の5.の事項については、大飯の6.（チェックシート(3/9)）の事項に対応している。		
番号 項目 状 態 備 考			(1) プラントパラメータ確認			【ステップ2】			【女川】設備及び運用の相違に伴うプラント状態確認項目等の相違		
2-1 放水砲及び大容量ポンプ(放水砲用) 準備可能 はい・いいえ・不明・調査中 外観に相違がなく移動できる状況であれば「いい」とする。			確認日時 年 月 日 時 分			4. 員員の確認			・大飯の2.～4.の事項については、泊の1.～3.（チェックシート(1/9)）の事項に対応している。また、泊の5.の事項については、大飯の6.（チェックシート(3/9)）の事項に対応している。		
3. モニタ指示確認 確認者 確認日時 平成 年 月 日 時 分			番号 项目 状 態 備 考			4. 員員の確認			【女川】設備及び運用の相違に伴うプラント状態確認項目等の相違		
番号 项目 状 態 備 考			確認日時 年 月 日 時 分			5. 通話機会設置の確認			・大飯の2.～4.の事項については、泊の1.～3.（チェックシート(1/9)）の事項に対応している。また、泊の5.の事項については、大飯の6.（チェックシート(3/9)）の事項に対応している。		
3-1 モニタリングステーション及びモニタリングポスト 指示上昇 はい・いいえ・不明・調査中 モニタリングによって確認する。			番号 项目 状 態 備 考			6. 重大事象発生時に備える外に対する確認			・女川の2. (1)のうちモニタ指示を除いた事項については、泊では個別戦略選定における確認パラメータとして初動対応フロー中に整理している。		
3-2 プロセスモニタ 指示上昇 はい・いいえ・不明・調査中 プロセスモニタによって確認する。			確認日時 年 月 日 時 分			7. 災害の確認			・女川の2. (2)及び(3)の事項については、泊の4. 及び5.（チェックシート(2/9)）の事項に対応している。		
3-3 エリアモニタ 指示上昇 はい・いいえ・不明・調査中 エリアモニタによって確認する。			番号 项目 状 態 備 考			8. 休日・夜間の対応要員数			【大飯】設備及び運用の相違に伴うプラント状態確認項目等の相違		
4. 災害の確認			確認者 確認日時 平成 年 月 日 時 分			9. 対応可能な要員の確認			・女川の2. (1)のうちモニタ指示を除いた事項については、泊では個別戦略選定における確認パラメータとして初動対応フロー中に整理している。		
番号 项目 状 態 備 考			確認日時 年 月 日 時 分			10. 対応可能な要員の確認			・女川の2. (2)及び(3)の事項については、泊の4. 及び5.（チェックシート(2/9)）の事項に対応している。		
5. 対応可能な要員の確認			確認者 確認日時 平成 年 月 日 時 分			11. 対応可能な要員の確認			【女川】設備及び運用の相違に伴うプラント状態確認項目等の相違		
番号 项目 状 態 備 考			確認日時 年 月 日 時 分			12. 対応可能な要員の確認			・内は我開及(3件目)(平日の勤務時開閉以外)において必要な要員として発電室内に確保している人数		
5-1 緊急時対策本部要員 6名*			確認日時 年 月 日 時 分			13. 対応可能な要員の確認			・内は我開及(3件目)(平日の勤務時開閉以外)において必要な要員として発電室内に確保している人数		
5-2 対応可能な連絡員 1, 2号炉: 10名 3, 4号炉: 12名			確認日時 年 月 日 時 分			14. 対応可能な緊急安全対策要員数			・内は我開及(3件目)(平日の勤務時開閉以外)において必要な要員として発電室内に確保している人数		
5-3 対応可能な緊急安全対策要員数 (消火活動要員) 29名*			確認日時 年 月 日 時 分			15. 対応可能な緊急安全対策要員数 (消火活動要員) 7名*			・内は我開及(3件目)(平日の勤務時開閉以外)において必要な要員として発電室内に確保している人数		
5-4 化学消防自動車 使用可能 はい・いいえ			確認日時 年 月 日 時 分			16. 小型動力ポンプ付水槽車 使用可能 はい・いいえ			・内は我開及(3件目)(平日の勤務時開閉以外)において必要な要員として発電室内に確保している人数		
消防工作機械送達 使用可能 はい・いいえ			確認日時 年 月 日 時 分			17. 消防活動車 使用可能 はい・いいえ			・内は我開及(3件目)(平日の勤務時開閉以外)において必要な要員として発電室内に確保している人数		
大型消防車 使用可能 はい・いいえ			確認日時 年 月 日 時 分			18. 大型動力ポンプ 使用可能 はい・いいえ			・内は我開及(3件目)(平日の勤務時開閉以外)において必要な要員として発電室内に確保している人数		
送水車(消火用) 使用可能 はい・いいえ			確認日時 年 月 日 時 分			19. 加入電話機 使用可能 はい・いいえ			・内は我開及(3件目)(平日の勤務時開閉以外)において必要な要員として発電室内に確保している人数		
20. テレビ会議システム 使用可能 はい・いいえ			確認日時 年 月 日 時 分			21. 専用電話設備(固定型) 使用可能 はい・いいえ			・内は我開及(3件目)(平日の勤務時開閉以外)において必要な要員として発電室内に確保している人数		
22. 専用電話設備(IP-FAX) 使用可能 はい・いいえ			確認日時 年 月 日 時 分			23. ワープロ用1.5倍速IP電話 使用可能 はい・いいえ			・内は我開及(3件目)(平日の勤務時開閉以外)において必要な要員として発電室内に確保している人数		
24. IP電話 使用可能 はい・いいえ			確認日時 年 月 日 時 分			25. IP-FAX 使用可能 はい・いいえ			・内は我開及(3件目)(平日の勤務時開閉以外)において必要な要員として発電室内に確保している人数		
※休日・夜間の対応要員数 (停止時の要員数は異なる。)			確認日時 年 月 日 時 分			※休日・夜間の対応要員数 (停止時の要員数は異なる。)			※休日・夜間の対応要員数 (停止時の要員数は異なる。)		

(a) プラント状態確認チェックシートは、今後の訓練によって見直す可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由		
大規模損壊時プラント状態確認チェックシート(3/9)			第2.1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(3/10)			第1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(3/9)			【大飯】設備及び運用の相違に伴うプラント状態確認項目等の相違		
6. 通信連絡設備等の確認 6.1 通信連絡設備等の確認			(4) 建屋等へのアクセス性の確認			確認日時 年 月 日 時 分			【大飯】設備及び運用の相違に伴うプラント状態確認項目等の相違		
6.2 通話連絡設備等の確認			6. 建屋等へのアクセス性の確認			確認日時 年 月 日 時 分			6. 通信連絡設備等の確認		
6.3 保安電話（機器）			6.3 保安電話（機器）			確認日時 年 月 日 時 分			6.3 保安電話（機器）		
6.4 衛星保安電話			6.4 衛星保安電話			確認日時 年 月 日 時 分			6.4 衛星保安電話		
6.5 衛星電話（機器）			6.5 衛星電話（機器）			確認日時 年 月 日 時 分			6.5 衛星電話（機器）		
6.6 衛星TV会議システム			6.6 衛星TV会議システム			確認日時 年 月 日 時 分			6.6 衛星TV会議システム		
6.7 衛星電話（機器）			6.7 衛星電話（機器）			確認日時 年 月 日 時 分			6.7 衛星電話（機器）		
6.8 インターフォン			6.8 インターフォン			確認日時 年 月 日 時 分			6.8 インターフォン		
6.9 緊急時衛星連絡システム			6.9 緊急時衛星連絡システム			確認日時 年 月 日 時 分			6.9 緊急時衛星連絡システム		
6.10 加入電話			6.10 加入電話			確認日時 年 月 日 時 分			6.10 加入電話		
6.11 加入ファクスミリ			6.11 加入ファクスミリ			確認日時 年 月 日 時 分			6.11 加入ファクスミリ		
6.12 無線電話装置			6.12 無線電話装置			確認日時 年 月 日 時 分			6.12 無線電話装置		
6.13 総合防災オフィスネットワークに接続する通信連絡設備			6.13 総合防災オフィスネットワークに接続する通信連絡設備			確認日時 年 月 日 時 分			6.13 総合防災オフィスネットワークに接続する通信連絡設備		
6.14 SPDS（安全パラメータ表示システム）表示装置			6.14 SPDS（安全パラメータ表示システム）表示装置			確認日時 年 月 日 時 分			6.14 SPDS（安全パラメータ表示システム）表示装置		
6.15 開口型通信装置			6.15 開口型通信装置			確認日時 年 月 日 時 分			6.15 開口型通信装置		
6.16 断電電話（機器）			6.16 断電電話（機器）			確認日時 年 月 日 時 分			6.16 断電電話（機器）		
※ 緊急時対衝突の通信連絡設備を確認する。通信状態の確認は発信音ありの場合又は同時に使用が可能な場合は「はい」とする。											
(5)施設損壊状態確認											

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大規模損壊時プラント状態確認チェックシート(4/9)				
大飯損壊時プラント状態確認チェックシート(4/9)				
確認者	確認日時 平成 年 月 日 時 分			
7. 電源系統の確認		【ステップ3】		
番号	項目	状 態	備 考	
7-1	外部電源 受電可能	はい・いいえ・不明・調査中		
7-2	ディーゼル発電機 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中		
7-3	空冷式非常用発電装置 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中		
7-4	非常用高圧送電 異常可燃	はい・いいえ・不明・調査中		
7-5	非常用直通送電 異常可燃	はい・いいえ・不明・調査中		
7-6	ディーゼル発電機(他号) 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中		
7-7	蓄電池(安全回路用) 動作可能	はい・いいえ・不明・調査中		
7-8	引掛配電ケーブル接続ケーブル (3号～4号) 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中		
7-9	引掛配電ケーブル接続子線ケーブル (3号～4号) 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中		
7-10	引掛配電ケーブル接続子線ケーブル (1, 2号～3号) 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中		
7-11	代用制御室遮断器 受電可能	はい・いいえ・不明・調査中		
7-12	電動車 受電可能	はい・いいえ・不明・調査中		
7-13	No.1発電用2次側ターピン 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中		
7-14	No.2発電用2次側ターピン 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中		
8. 建屋等へのアクセス性の確認*		【ステップ4】		
確認者	確認日時 平成 年 月 日 時 分			
番号	項目	状 態	備 考	
8-1	原子炉容積容器 アクセス可能	はい・いいえ・不明・調査中		
8-2	副鋼建屋 アクセス可能	はい・いいえ・不明・調査中		
8-3	廃棄物処理建屋 アクセス可能	はい・いいえ・不明・調査中		
8-4	原子炉周辺建屋(管理区域) アクセス可能	はい・いいえ・不明・調査中	外観を監視カメラ又は現場目視により確認する。	
8-5	原子炉周辺建屋(非管理区域) アクセス可能	はい・いいえ・不明・調査中		
8-6	原子炉周辺建屋(非監視体制等) アクセス可能	はい・いいえ・不明・調査中		
8-7	タービン建屋 アクセス可能	はい・いいえ・不明・調査中		
8-8	永久構台 アクセス可能	はい・いいえ・不明・調査中		
第2.1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(4/10)				
(6) 電源系統の確認				
確認日時 年 月 日 時 分				
番号	項目	状 態	備 考	
1	外部電源受電	受電中・停電中・使用不可・不明		
2	非常用ディーゼル発電機(A)	運転中・待機中・使用不可・不明		
3	非常用M/C(C)受電	受電中・停電中・使用不可・不明		
4	非常用P/C(C)受電	受電中・停電中・使用不可・不明		
5	12kV 直流主母線盤2A, 2A-1受電	使用可能・使用不可・不明		
6	12kV 蓄電池2A	使用可能・使用不可・不明		
7	250V 直流主母線型受電	受電中・停電中・使用不可・不明		
8	250V 蓄電池	使用可能・使用不可・不明		
9	非常用ディーゼル発電機(B)	運転中・待機中・使用不可・不明		
10	非常用M/C(D)受電	受電中・停電中・使用不可・不明		
11	非常用P/C(D)受電	受電中・停電中・使用不可・不明		
12	12kV 直流主母線盤2B, 2B-1受電	受電中・停電中・使用不可・不明		
13	12kV 蓄電池2B	使用可能・使用不可・不明		
14	蒸気炉心スプレイ系ディーゼル発電機	運転中・待機中・使用不可・不明		
15	非常用M/C(H)受電	受電中・停電中・使用不可・不明		
16	12kV 直流主母線盤3H受電	受電中・停電中・使用不可・不明		
17	12kV 蓄電池2H	使用可能・使用不可・不明		
18	ダスター・ビン発電機(A)	運転中・待機中・使用不可・不明		
19	ダスター・ビン発電機(B)	運転中・待機中・使用不可・不明		
20	緊急用高圧ポンプ(G)受電	受電中・停電中・使用不可・不明		
21	緊急用高圧ポンプ(G)受電	受電中・停電中・使用不可・不明		
22	12kV 代用蓄電池	使用可能・使用不可・不明		
23	軽油タンク A系	使用可能・使用不可・不明		
24	軽油タンク B系	使用可能・使用不可・不明		
25	ダスター・ビン蓄電池軽油タンク	使用可能・使用不可・不明		
26	ダスター・ビン蓄電池軽油タンク	使用可能・使用不可・不明		
27	組合せ用電源装置	使用可能・使用不可・不明		
第1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(4/9)				
確認日時 年 月 日 時 分				
番号	項目	状 態	備 考	
9-1	電源系統の確認	【確認日時】 年 月 日 時 分 (確認者)		
9-2	外掛電源	使用可能・可能・不可・不明・調査中		
9-3	A-1～A-3～A-4～A-5～A-6～A-7～A-8～A-9～A-10～A-11～A-12～A-13～A-14～A-15～A-16～A-17～A-18～A-19～A-20～A-21～A-22～A-23～A-24～A-25～A-26～A-27～A-28～A-29～A-30～A-31～A-32～A-33～A-34～A-35～A-36～A-37～A-38～A-39～A-40～A-41～A-42～A-43～A-44～A-45～A-46～A-47～A-48～A-49～A-50～A-51～A-52～A-53～A-54～A-55～A-56～A-57～A-58～A-59～A-60～A-61～A-62～A-63～A-64～A-65～A-66～A-67～A-68～A-69～A-70～A-71～A-72～A-73～A-74～A-75～A-76～A-77～A-78～A-79～A-80～A-81～A-82～A-83～A-84～A-85～A-86～A-87～A-88～A-89～A-90～A-91～A-92～A-93～A-94～A-95～A-96～A-97～A-98～A-99～A-100～A-101～A-102～A-103～A-104～A-105～A-106～A-107～A-108～A-109～A-110～A-111～A-112～A-113～A-114～A-115～A-116～A-117～A-118～A-119～A-120～A-121～A-122～A-123～A-124～A-125～A-126～A-127～A-128～A-129～A-130～A-131～A-132～A-133～A-134～A-135～A-136～A-137～A-138～A-139～A-140～A-141～A-142～A-143～A-144～A-145～A-146～A-147～A-148～A-149～A-150～A-151～A-152～A-153～A-154～A-155～A-156～A-157～A-158～A-159～A-160～A-161～A-162～A-163～A-164～A-165～A-166～A-167～A-168～A-169～A-170～A-171～A-172～A-173～A-174～A-175～A-176～A-177～A-178～A-179～A-180～A-181～A-182～A-183～A-184～A-185～A-186～A-187～A-188～A-189～A-190～A-191～A-192～A-193～A-194～A-195～A-196～A-197～A-198～A-199～A-200～A-201～A-202～A-203～A-204～A-205～A-206～A-207～A-208～A-209～A-210～A-211～A-212～A-213～A-214～A-215～A-216～A-217～A-218～A-219～A-220～A-221～A-222～A-223～A-224～A-225～A-226～A-227～A-228～A-229～A-230～A-231～A-232～A-233～A-234～A-235～A-236～A-237～A-238～A-239～A-240～A-241～A-242～A-243～A-244～A-245～A-246～A-247～A-248～A-249～A-250～A-251～A-252～A-253～A-254～A-255～A-256～A-257～A-258～A-259～A-260～A-261～A-262～A-263～A-264～A-265～A-266～A-267～A-268～A-269～A-270～A-271～A-272～A-273～A-274～A-275～A-276～A-277～A-278～A-279～A-280～A-281～A-282～A-283～A-284～A-285～A-286～A-287～A-288～A-289～A-290～A-291～A-292～A-293～A-294～A-295～A-296～A-297～A-298～A-299～A-300～A-301～A-302～A-303～A-304～A-305～A-306～A-307～A-308～A-309～A-310～A-311～A-312～A-313～A-314～A-315～A-316～A-317～A-318～A-319～A-320～A-321～A-322～A-323～A-324～A-325～A-326～A-327～A-328～A-329～A-330～A-331～A-332～A-333～A-334～A-335～A-336～A-337～A-338～A-339～A-340～A-341～A-342～A-343～A-344～A-345～A-346～A-347～A-348～A-349～A-350～A-351～A-352～A-353～A-354～A-355～A-356～A-357～A-358～A-359～A-360～A-361～A-362～A-363～A-364～A-365～A-366～A-367～A-368～A-369～A-370～A-371～A-372～A-373～A-374～A-375～A-376～A-377～A-378～A-379～A-380～A-381～A-382～A-383～A-384～A-385～A-386～A-387～A-388～A-389～A-390～A-391～A-392～A-393～A-394～A-395～A-396～A-397～A-398～A-399～A-400～A-401～A-402～A-403～A-404～A-405～A-406～A-407～A-408～A-409～A-410～A-411～A-412～A-413～A-414～A-415～A-416～A-417～A-418～A-419～A-420～A-421～A-422～A-423～A-424～A-425～A-426～A-427～A-428～A-429～A-430～A-431～A-432～A-433～A-434～A-435～A-436～A-437～A-438～A-439～A-440～A-441～A-442～A-443～A-444～A-445～A-446～A-447～A-448～A-449～A-450～A-451～A-452～A-453～A-454～A-455～A-456～A-457～A-458～A-459～A-460～A-461～A-462～A-463～A-464～A-465～A-466～A-467～A-468～A-469～A-470～A-471～A-472～A-473～A-474～A-475～A-476～A-477～A-478～A-479～A-480～A-481～A-482～A-483～A-484～A-485～A-486～A-487～A-488～A-489～A-490～A-491～A-492～A-493～A-494～A-495～A-496～A-497～A-498～A-499～A-500～A-501～A-502～A-503～A-504～A-505～A-506～A-507～A-508～A-509～A-510～A-511～A-512～A-513～A-514～A-515～A-516～A-517～A-518～A-519～A-520～A-521～A-522～A-523～A-524～A-525～A-526～A-527～A-528～A-529～A-530～A-531～A-532～A-533～A-534～A-535～A-536～A-537～A-538～A-539～A-540～A-541～A-542～A-543～A-544～A-545～A-546～A-547～A-548～A-549～A-550～A-551～A-552～A-553～A-554～A-555～A-556～A-557～A-558～A-559～A-560～A-561～A-562～A-563～A-564～A-565～A-566～A-567～A-568～A-569～A-570～A-571～A-572～A-573～A-574～A-575～A-576～A-577～A-578～A-579～A-580～A-581～A-582～A-583～A-584～A-585～A-586～A-587～A-588～A-589～A-590～A-591～A-592～A-593～A-594～A-595～A-596～A-597～A-598～A-599～A-600～A-601～A-602～A-603～A-604～A-605～A-606～A-607～A-608～A-609～A-610～A-611～A-612～A-613～A-614～A-615～A-616～A-617～A-618～A-619～A-620～A-621～A-622～A-623～A-624～A-625～A-626～A-627～A-628～A-629～A-630～A-631～A-632～A-633～A-634～A-635～A-636～A-637～A-638～A-639～A-640～A-641～A-642～A-643～A-644～A-645～A-646～A-647～A-648～A-649～A-650～A-651～A-652～A-653～A-654～A-655～A-656～A-657～A-658～A-659～A-660～A-661～A-662～A-663～A-664～A-665～A-666～A-667～A-668～A-669～A-670～A-671～A-672～A-673～A-674～A-675～A-676～A-677～A-678～A-679～A-680～A-681～A-682～A-683～A-684～A-685～A-686～A-687～A-688～A-689～A-690～A-691～A-692～A-693～A-694～A-695～A-696～A-697～A-698～A-699～A-700～A-701～A-702～A-703～A-704～A-705～A-706～A-707～A-708～A-709～A-710～A-711～A-712～A-713～A-714～A-715～A-716～A-717～A-718～A-719～A-720～A-721～A-722～A-723～A-724～A-725～A-726～A-727～A-728～A-729～A-730～A-731～A-732～A-733～A-734～A-735～A-736～A-737～A-738～A-739～A-740～A-741～A-742～A-743～A-744～A-745～A-746～A-747～A-748～A-749～A-750～A-751～A-752～A-753～A-754～A-755～A-756～A-757～A-758～A-759～A-760～A-761～A-762～A-763～A-764～A-765～A-766～A-767～A-768～A-769～A-770～A-771～A-772～A-773～A-774～A-775～A-776～A-777～A-778～A-779～A-780～A-781～A-782～A-783～A-784～A-785～A-786～A-787～A-788～A-789～A-790～A-791～A-792～A-793～A-794～A-795～A-796～A-797～A-798～A-799～A-800～A-801～A-802～A-803～A-804～A-805～A-806～A-807～A-808～A-809～A-810～A-811～A-812～A-813～A-814～A-815～A-816～A-817～A-818～A-819～A-820～A-821～A-822～A-823～A-824～A-825～A-826～A-827～A-828～A-829～A-830～A-831～A-832～A-833～A-834～A-835～A-836～A-837～A-838～A-839～A-840～A-841～A-842～A-843～A-844～A-845～A-846～A-847～A-848～A-849～A-850～A-851～A-852～A-853～A-854～A-855～A-856～A-857～A-858～A-859～A-860～A-861～A-862～A-863～A-864～A-865～A-866～A-867～A-868～A-869～A-870～A-871～A-872～A-873～A-874～A-875～A-876～A-877～A-878～A-879～A-880～A-881～A-882～A-883～A-884～A-885～A-886～A-887～A-888～A-889～A-890～A-891～A-892～A-893～A-894～A-895～A-896～A-897～A-898～A-899～A-900～A-901～A-902～A-903～A-904～A-905～A-906～A-907～A-908～A-909～A-910～A-911～A-912～A-913～A-914～A-915～A-916～A-917～A-918～A-919～A-920～A-921～A-922～A-923～A-924～A-925～A-926～A-927～A-928～A-929～A-930～A-931～A-932～A-933～A-934～A-935～A-936～A-937～A-938～A-939～A-940～A-941～A-942～A-943～A-944～A-945～A-946～A-947～A-948～A-949～A-950～A-951～A-952～A-953～A-954～A-955～A-956～A-957～A-958～A-959～A-960～A-961～A-962～A-963～A-964～A-965～A-966～A-967～A-968～A-969～A-970～A-971～A-972～A-973～A-974～A-975～A-976～A-977～A-978～A-979～A-980～A-981～A-982～A-983～A-984～A-985～A-986～A-987～A-988～A-989～A-990～A-991～A-992～A-993～A-994～A-995～A-996～A-997～A-998～A-999～A-1000～A-1001～A-1002～A-1003～A-1004～A-1005～A-1006～A-1007～A-1008～A-1009～A-1010～A-1011～A-1012～A-1013～A-1014～A-1015～A-1016～A-1017～A-1018～A-1019～A-1020～A-1021～A-1022～A-1023～A-1024～A-1025～A-1026～A-1027～A-1028～A-1029～A-1030～A-1031～A-1032～A-1033～A-1034～A-1035～A-1036～A-1037～A-1038～A-1039～A-1040～A-1041～A-1042～A-1043～A-1044～A-1045～A-1046～A-1047～A-1048～A-1049～A-1050～A-1051～A-1052～A-1053～A-1054～A-1055～A-1056～A-1057～A-1058～A-1059～A-1060～A-1061～A-1062～A-1063～A-1064～A-1065～A-1066～A-1067～A-1068～A-1069～A-1070～A-1071～A-1072～A-1073～A-1074～A-1075～A-1076～A-1077～A-1078～A-1079～A-1080～A-1081～A-1082～A-1083～A-1084～A-1085～A-1086～A-1087～A-1088～A-1089～A-1090～A-1091～A-1092～A-1093～A-1094～A-1095～A-1096～A-1097～A-1098～A-1099～A-1100～A-1101～A-1102～A-1103～A-1104～A-1105～A-1106～A-1107～A-1108～A-1109～A-1110～A-1111～A-1112～A-1113～A-1114～A-1115～A-1116～A-1117～A-1118～A-1119～A-1120～A-1121～A-1122～A-1123～A-1124～A-1125～A-1126～A-1127～A-1128～A-1129～A-1130～A-1131～A-1132～A-1133～A-1134～A-1135～A-1136～A-1137～A-1138～A-1139～A-1140～A-1141～A-1142～A-1143～A-1144～A-1145～A-1146～A-1147～A-1148～A-1149～A-1150～A-1151～A-1152～A-1153～A-1154～A-1155～A-1156～A-1157～A-1158～A-1159～A-1160～A-1161～A-1162～A-1163～A-1164～A-1165～A-1166～A-1167～A-1168～A-1169～A-1170～A-1171～A-11			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大規模損壊時プラント状態確認チェックシート(5/9)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
9. 建屋等の健全性確認 大規模損壊時プラント状態確認チェックシート(5/9) 【ステップ3】 設置者 建設日時 平成 年 月 日 時 分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>状態</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9-1</td><td>原子炉格納容器</td><td>損傷なし</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td></tr> <tr> <td>9-2</td><td>制御盤室</td><td>損傷なし</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td></tr> <tr> <td>9-3</td><td>廃棄物処理建屋</td><td>損傷なし</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td></tr> <tr> <td>9-4</td><td>原子炉開閉建屋(管理区域)</td><td>損傷なし</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td></tr> <tr> <td>9-5</td><td>原子炉開閉建屋(非管理区域)</td><td>損傷なし</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td></tr> <tr> <td>9-6</td><td>原子炉開閉建屋(防護體内機材体等)</td><td>損傷なし</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td></tr> <tr> <td>9-7</td><td>タービン建屋</td><td>損傷なし</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td></tr> </tbody> </table> 10. 建屋等の内部確認 設置者 建設日時 平成 年 月 日 時 分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>状態</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10-1</td><td>使用済燃料ビット</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td>アクセス可能</td></tr> <tr> <td>10-2</td><td>使用済燃料ビット</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td>損傷なし</td></tr> <tr> <td>10-3</td><td>中央制御室</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td>アクセス可能</td></tr> <tr> <td>10-4</td><td>主熱気路管室</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td>アクセス可能</td></tr> <tr> <td>10-5</td><td>安全補助制御器室</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td>アクセス可能</td></tr> <tr> <td>10-6</td><td>原子炉開閉建屋 原子炉C・V注水接続口</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td></tr> <tr> <td>10-7</td><td>使用済燃料ビット換装口</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-8</td><td>原子炉開閉建屋電源取扱装置</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※1 現場目視による承認低下又は漏えい・漏水等からの漏水がないとは「いい」とする。 ※2 記載箇所へのアクセスが可能で接続箇所の被損傷なく接続が可能であれば「いい」とする。</p>	番号	項目	状態	備考	9-1	原子炉格納容器	損傷なし	はい・いいえ・不明・調査中	9-2	制御盤室	損傷なし	はい・いいえ・不明・調査中	9-3	廃棄物処理建屋	損傷なし	はい・いいえ・不明・調査中	9-4	原子炉開閉建屋(管理区域)	損傷なし	はい・いいえ・不明・調査中	9-5	原子炉開閉建屋(非管理区域)	損傷なし	はい・いいえ・不明・調査中	9-6	原子炉開閉建屋(防護體内機材体等)	損傷なし	はい・いいえ・不明・調査中	9-7	タービン建屋	損傷なし	はい・いいえ・不明・調査中	番号	項目	状態	備考	10-1	使用済燃料ビット	はい・いいえ・不明・調査中	アクセス可能	10-2	使用済燃料ビット	はい・いいえ・不明・調査中	損傷なし	10-3	中央制御室	はい・いいえ・不明・調査中	アクセス可能	10-4	主熱気路管室	はい・いいえ・不明・調査中	アクセス可能	10-5	安全補助制御器室	はい・いいえ・不明・調査中	アクセス可能	10-6	原子炉開閉建屋 原子炉C・V注水接続口	はい・いいえ・不明・調査中	はい・いいえ・不明・調査中	10-7	使用済燃料ビット換装口	はい・いいえ・不明・調査中		10-8	原子炉開閉建屋電源取扱装置	はい・いいえ・不明・調査中		第2.1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(5/10) (7)常設設備の確認(1/2) <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>状態</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>循環冷却水ポンプ</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td>ほう酸水注入系</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td>原子炉開閉時停系</td><td>運転中・待機中・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>4</td><td>風圧代替注入水系</td><td>運転中・待機中・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>5</td><td>高圧供給水系</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>6</td><td>主要気流がし安全弁</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>7</td><td>高圧電動ポンプ供給系</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>8</td><td>代替高圧蒸気ガス供給系</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>9</td><td>低圧か心式ブレーカ</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>10</td><td>残留熱除去系(A)</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>11</td><td>残留熱除去系(B)</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>12</td><td>残留熱除去系(C)</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>13</td><td>代替循環冷却系</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>14</td><td>直通冷却水注入系</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>15</td><td>海水系</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>16</td><td>給水系</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>17</td><td>雨水補給水系</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>18</td><td>純水補給水系</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>19</td><td>ろ過水系</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>20</td><td>原子炉冷却材浄化系</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>21</td><td>ドライウェル冷却系</td><td>運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明</td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	項目	状態	備考	1	循環冷却水ポンプ	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		2	ほう酸水注入系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		3	原子炉開閉時停系	運転中・待機中・使用不可・不明		4	風圧代替注入水系	運転中・待機中・使用不可・不明		5	高圧供給水系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		6	主要気流がし安全弁	使用可能・使用不可・不明		7	高圧電動ポンプ供給系	使用可能・使用不可・不明		8	代替高圧蒸気ガス供給系	使用可能・使用不可・不明		9	低圧か心式ブレーカ	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		10	残留熱除去系(A)	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		11	残留熱除去系(B)	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		12	残留熱除去系(C)	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		13	代替循環冷却系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		14	直通冷却水注入系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		15	海水系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		16	給水系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		17	雨水補給水系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		18	純水補給水系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		19	ろ過水系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		20	原子炉冷却材浄化系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		21	ドライウェル冷却系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明		第1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(5/9) 【ステップ4】 10.機器状態の確認 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>確認日時</th><th>年</th><th>月</th><th>日</th><th>時</th><th>分</th><th>確認者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 3号炉建屋</td><td></td><td>(確認日時)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>番号</td><td>項目</td><td>状態</td><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-1</td><td>A-1循環冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-2</td><td>タービン冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-3</td><td>A-電動冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-4</td><td>B-電動冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-5</td><td>A-循環冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-6</td><td>B-循環冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-7</td><td>中止制御水路冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-8</td><td>A-原子炉冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-9</td><td>B-原子炉冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-10</td><td>C-原子炉冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-11</td><td>D-原子炉冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-12</td><td>循環給水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-13</td><td>循環給水ネット</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-14</td><td>A-主冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-15</td><td>B-主冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-16</td><td>C-主冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-17</td><td>熱交換器水道冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-18</td><td>A-熱交換器水道冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-19</td><td>B-熱交換器水道冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-20</td><td>A-アセチルクレアヒジ化ファン</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-21</td><td>B-アセチルクレアヒジ化ファン</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-22</td><td>アユウラクヒジ化ファン</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-23</td><td>熱交換器水道冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-24</td><td>規制冷却料水ポンプモータリニア</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-25</td><td>規制冷却料水ポンプモータリニア</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-26</td><td>可動型熱交換器水道冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-27</td><td>熱交換器水道冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-28</td><td>熱交換器水道冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-29</td><td>熱交換器水道冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-30</td><td>A-1循環冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-31</td><td>B-1循環冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-32</td><td>A-熱交換器水道冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>10-(1)-33</td><td>B-熱交換器水道冷却水ポンプ</td><td>運転可能</td><td>可動・不可・不明・調査中</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>Q1) 機器の部材の「初期」上に、運転中・衝突等で劣化。 Q2) 当該アリアに複数台を構成する機器は、運転可能・使用可能な台数を確認し記載する。</p> <p>(II) プラント状態確認チェックシートは、今後の訓練に上って見直し可動性がある。</p>	番号	項目	確認日時	年	月	日	時	分	確認者	(1) 3号炉建屋		(確認日時)							番号	項目	状態	備考						10-(1)-1	A-1循環冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-2	タービン冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-3	A-電動冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-4	B-電動冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-5	A-循環冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-6	B-循環冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-7	中止制御水路冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-8	A-原子炉冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-9	B-原子炉冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-10	C-原子炉冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-11	D-原子炉冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-12	循環給水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-13	循環給水ネット	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-14	A-主冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-15	B-主冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-16	C-主冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-17	熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-18	A-熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-19	B-熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-20	A-アセチルクレアヒジ化ファン	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-21	B-アセチルクレアヒジ化ファン	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-22	アユウラクヒジ化ファン	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-23	熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-24	規制冷却料水ポンプモータリニア	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-25	規制冷却料水ポンプモータリニア	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-26	可動型熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-27	熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-28	熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-29	熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-30	A-1循環冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-31	B-1循環冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-32	A-熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						10-(1)-33	B-熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中						【大飯】設備及び運用の相違に伴うプラント状態確認項目等の相違 <ul style="list-style-type: none"> 大飯の9.の事項については、泊の7.（チェックシート(3/9)）の事項に対応している。 大飯の10.の事項については、泊の8.（チェックシート(3/9)）の事項に対応している。 【女川】設備及び運用の相違に伴うプラント状態確認項目等の相違 <ul style="list-style-type: none"> 女川の2. (7)の事項については、泊の10. (1)～(5)（チェックシート(6/9)～(7/9)）の事項に対応している。
番号	項目	状態	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9-1	原子炉格納容器	損傷なし	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9-2	制御盤室	損傷なし	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9-3	廃棄物処理建屋	損傷なし	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9-4	原子炉開閉建屋(管理区域)	損傷なし	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9-5	原子炉開閉建屋(非管理区域)	損傷なし	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9-6	原子炉開閉建屋(防護體内機材体等)	損傷なし	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9-7	タービン建屋	損傷なし	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
番号	項目	状態	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-1	使用済燃料ビット	はい・いいえ・不明・調査中	アクセス可能																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-2	使用済燃料ビット	はい・いいえ・不明・調査中	損傷なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-3	中央制御室	はい・いいえ・不明・調査中	アクセス可能																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-4	主熱気路管室	はい・いいえ・不明・調査中	アクセス可能																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-5	安全補助制御器室	はい・いいえ・不明・調査中	アクセス可能																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-6	原子炉開閉建屋 原子炉C・V注水接続口	はい・いいえ・不明・調査中	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-7	使用済燃料ビット換装口	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10-8	原子炉開閉建屋電源取扱装置	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
番号	項目	状態	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1	循環冷却水ポンプ	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2	ほう酸水注入系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
3	原子炉開閉時停系	運転中・待機中・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4	風圧代替注入水系	運転中・待機中・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5	高圧供給水系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
6	主要気流がし安全弁	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
7	高圧電動ポンプ供給系	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
8	代替高圧蒸気ガス供給系	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9	低圧か心式ブレーカ	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10	残留熱除去系(A)	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
11	残留熱除去系(B)	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12	残留熱除去系(C)	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
13	代替循環冷却系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
14	直通冷却水注入系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
15	海水系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
16	給水系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
17	雨水補給水系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
18	純水補給水系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
19	ろ過水系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
20	原子炉冷却材浄化系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
21	ドライウェル冷却系	運転中・停止中・電源なし・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
番号	項目	確認日時	年	月	日	時	分	確認者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(1) 3号炉建屋		(確認日時)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
番号	項目	状態	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-1	A-1循環冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-2	タービン冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-3	A-電動冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-4	B-電動冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-5	A-循環冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-6	B-循環冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-7	中止制御水路冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-8	A-原子炉冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-9	B-原子炉冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-10	C-原子炉冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-11	D-原子炉冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-12	循環給水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-13	循環給水ネット	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-14	A-主冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-15	B-主冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-16	C-主冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-17	熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-18	A-熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-19	B-熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-20	A-アセチルクレアヒジ化ファン	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-21	B-アセチルクレアヒジ化ファン	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-22	アユウラクヒジ化ファン	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-23	熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-24	規制冷却料水ポンプモータリニア	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-25	規制冷却料水ポンプモータリニア	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-26	可動型熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-27	熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-28	熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-29	熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-30	A-1循環冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-31	B-1循環冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-32	A-熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10-(1)-33	B-熱交換器水道冷却水ポンプ	運転可能	可動・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
大規模損壊時プラント状態確認チェックシート(6/9)												
■ T. 機器部品の確認 大型機器部品状態確認チェックシート(6/9) 【ステップ4】	(1) 代替電源等で運転又は使用可能な機器 ^a	第2.1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(6/10) (7) 常設設備の確認(2/2)	第1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(6/9) (3) 3号炉側データー発電機建屋 (確認日時： 年 月 日 時 分) (緑色)	【大飯】設備及び運用の相違に伴うプラント状態確認項目等の相違								
■ 設備者 調査日時 平成 年 月 日 時 分	番号	項目	状態	備考								
II-11-1 タービン動輪給水ポンプ 運転可能 はい・いいえ、不明、調査中	22	原子炉格納容器フィルタベント系	使用可能・使用不可・不明									
II-11-2 主蒸気通じ弁 使用可能 はい・いいえ、不明、調査中	23	副圧縮化ブレント系	使用可能・使用不可・不明									
II-11-3 加圧容器弁 使用可能 はい・いいえ、不明、調査中	24	タービンバイパス弁	使用可能・使用不可・不明									
II-11-4 低圧代持圧注水ポンプ 運転可能 はい・いいえ、不明、調査中	25	非常用ガス処理系	運動中・停止中・電源なし・使用不可・不明									
II-11-5 アニュラス空気圧化ファン 運転可能 はい・いいえ、不明、調査中	26	燃料ブール冷却净化系	運動中・停止中・電源なし・使用不可・不明									
II-11-6 過水ポンプ 運転可能 はい・いいえ、不明、調査中	27	燃料ブール補給用投設中止弁 (電動)	運動中・停止中・電源なし・使用不可・不明									
※ プラント監視機能が喪失している場合は、運動中・使用中の場合又は機器に損傷がない場合は「はい」とする。ただし、加圧容器弁等については可搬型パッティ。変換ポンプ又は、可搬式空気圧縮機が健全で原子炉格納容器に損傷がない場合は「いいえ」とする。	II-11-7 烟気発生装置用投設中止弁 (電動)	II-11-8 運転可能	はい・いいえ、不明、調査中									
■ (2) 共用電源で運動する機器 ^b	■ 設備者 調査日時 平成 年 月 日 時 分	番号	項目	状態	備考							
II-12-1 電動補助給水ポンプ 運転可能 はい・いいえ、不明、調査中	II-12-2 余熱除去ポンプ 運転可能 はい・いいえ、不明、調査中	II-12-3 蒸発冷却システム 運転可能 はい・いいえ、不明、調査中	II-12-4 高圧注入ポンプ 運転可能 はい・いいえ、不明、調査中	II-12-5 格納容器内噴射ロイシング 運転可能 はい・いいえ、不明、調査中	II-12-6 海水ポンプ 運転可能 はい・いいえ、不明、調査中	II-12-7 原子炉格納容器补水ポンプ 運転可能 はい・いいえ、不明、調査中	II-12-8 使用済燃焼ビットポンプ 運転可能 はい・いいえ、不明、調査中	II-12-9 制御用空気压缩機 運転可能 はい・いいえ、不明、調査中	※ プラント監視機能が喪失している場合は、運動中又は受電圧があり、機器に損傷がない場合は「はい」とする。大規模損壊時プラント状態確認チェックシート(7/9)	II-12-10 運転可能	はい・いいえ、不明、調査中	
■ (3) 静的機器 ^c	■ 設備者 調査日時 平成 年 月 日 時 分	番号	項目	状態	備考							
II-13-1 格納容器再循環ユニット 使用可能 はい・いいえ、不明、調査中	II-13-2 燃料取替海水ポンプ 排出なし はい・いいえ、不明、調査中	II-13-3 蒸水ピット 排出なし はい・いいえ、不明、調査中	II-13-4 流水タンク 排出なし はい・いいえ、不明、調査中	II-13-5 1次系統タンク 排出なし はい・いいえ、不明、調査中	※ プラント監視機能が喪失している場合は、外観により推測がなければ「はい」とする。ただし、格納容器再循環ユニットは原子炉格納容器の破損がなければ「いいえ」とする。	II-13-6 原子炉格納容器 pH 調整系	運動中・停止中・電源なし・使用不可・不明					
■ (4) プラント状態確認チェックシートは、今後の訓練によって見直し可能性がある。					II-13-7 高圧ボンベ心スフレイブ排氣装置水系	運動中・停止中・電源なし・使用不可・不明						
II-13-8 リーピン排氣装置海水系					II-13-9 タービン排氣装置海水系	運動中・停止中・電源なし・使用不可・不明						
II-13-10 地下水位低下装置					II-13-11 原子炉格納容器 pH 調整系	運動中・停止中・電源なし・使用不可・不明						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大規模損壊時プラント状態確認チェックシート(7/9)					
■ 1. 可搬型装置等に対する設備等	大規模損壊時プラント状態確認チェックシート(7/9)				
■ 1-(4) 可搬型大型装置等に対する設備等	【ステップ4】				
a. 1. 2号荷造道路エリア 佐し上(約3km以上)*	確認記録				
番号	項目	状態	備考	確認日時 年月日 時 分	
11-(0)-1	4号 電源車 連動可能	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-2	4号 脱離式可搬型大型淡水ポンプ用	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-3	4号 可搬型大型淡水ポンプ用	連動可能			
11-(0)-4	4号 スライヘッダ 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-5	4号 便器組立式水槽 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-6	大容量ポンプ 連動可能	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-7	大容量ポンプ(放水用) 連動可能*	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-8	放水砲 使用可能*	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-9	溢流合器 使用可能*	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-10	タンクローリー 使用可能*	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-11	シルトフェンス 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-12	電源車(緊急時対策用) 連動可能*	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-13	ブルドーザ 連動可能	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-14	4号 送水車 連動可能	はい・いいえ・不明・調査中			
※1 本体に機能がなく移動できる状況であれば「いいえ」とする。					
※2 健全台数を確認し備考欄へ記載する。					
■ 3. 4号荷造道路エリア 佐し上(約3km以上)*	確認記録				
番号	項目	状態	備考	確認日時 年月日 時 分	
11-(0)-15	3号 空冷式非常用発電装置 連動可能*	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-16	ポンプ車 連動可能*	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-17	3号 電源車 連動可能	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-18	3号 可搬型大型淡水ポンプ用 ポンプ用	連動可能			
11-(0)-19	3号 可搬型大型淡水ポンプ 連動可能	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-20	3号 スライヘッダ 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-21	3号 便器組立式水槽 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-22	3号 送水車 連動可能	はい・いいえ・不明・調査中			
11-(0)-23	4号 空冷式非常用発電装置 連動可能*	はい・いいえ・不明・調査中			
※1 本体に機能がなく移動できる状況であれば「いいえ」とする。					
※2 健全台数を確認し備考欄へ記載する。					
第2.1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(7/10)					
(8) 可搬型設備及び機材の確認 (1/4)					
8-1 第1保管エリア	確認日時 年月日 時 分				
番号	項目	状態	備考		
1 ブルドーザ	使用可能・使用不可・不明				
2 大容量淡水ポンプ(タイプI)	使用可能・使用不可・不明				
3 原子炉構造改修用淡水熱交換器ユニット	使用可能・使用不可・不明				
4 制液補給装置	使用可能・使用不可・不明				
5 可搬型淡水システム装置	使用可能・使用不可・不明				
6 大容量淡水ポンプ(タイプII)	使用可能・使用不可・不明				
7 小型船舶	使用可能・使用不可・不明				
8 ポールローダ	使用可能・使用不可・不明				
9 バックホウ	使用可能・使用不可・不明				
10 大型化学貯蔵水槽	使用可能・使用不可・不明				
11 泡沫消霧装置	使用可能・使用不可・不明				
12 モニタリングカー	使用可能・使用不可・不明				
13 放水砲	使用可能・使用不可・不明				
14 シルトフェンス	使用可能・使用不可・不明				
15 除害性物質貯蔵庫	使用可能・使用不可・不明				
16 可搬型モータリングポスト	使用可能・使用不可・不明				
17 消火薬剤混合装置	使用可能・使用不可・不明				
第1表 プラント状態確認チェックシートによる確認 (7/9)					
(5) 境外	確認日時 年月日 時 分				
番号	項目	状態	備考		
10-(0)-1	データローリング端末アンテナ	連動可能・可動・不可・不明・調査中	2号冷却水系処理健屋		
10-(0)-2	電動機械用ポンプ	連動可能・可動・不可・不明・調査中	3号冷却水系処理健屋		
10-(0)-3	A1・A2・熱交換器	使用可能・可動・不可・不明・調査中			
10-(0)-4	A2・熱交換器	使用可能・可動・不可・不明・調査中			
10-(0)-5	B1・熱交換器	使用可能・可動・不可・不明・調査中			
10-(0)-6	B2・熱交換器	使用可能・可動・不可・不明・調査中			
10-(0)-7	燃料タンク(3M)	使用可能・可動・不可・不明・調査中			
10-(0)-8	代用淡水ポンプ	使用可能・可動・不可・不明・調査中			
10-(0)-9	原水槽	使用可能・可動・不可・不明・調査中			
10-(0)-10	2号系統淡水タンク	使用可能・可動・不可・不明・調査中			
10-(0)-11	1号系統淡水タンク	使用可能・可動・不可・不明・調査中			
10-(0)-12	2号冷却水系淡水タンク	使用可能・可動・不可・不明・調査中			
10-(0)-13	海水槽	使用可能・可動・不可・不明・調査中			
10-(0)-14	3号冷却水系ストリーリング	使用可能・可動・不可・不明・調査中	海水系水槽所		
10-(0)-15	3号冷却水系	使用可能・可動・不可・不明・調査中	海水系水槽所		
10-(0)-16	1号・2号冷却水系ストリーリング	使用可能・可動・不可・不明・調査中	海水系水槽所		
10-(0)-17	2号冷却水系	使用可能・可動・不可・不明・調査中	海水系水槽所		
10-(0)-18	海水系水槽	使用可能・可動・不可・不明・調査中	海水系水槽所		
10-(0)-19	海水系水槽	使用可能・可動・不可・不明・調査中	海水系水槽所		
10-(0)-20	海水系水槽	使用可能・可動・不可・不明・調査中	海水系水槽所		
10-(0)-21	海水系水槽	使用可能・可動・不可・不明・調査中	海水系水槽所		
10-(0)-22	海水系水槽	使用可能・可動・不可・不明・調査中	海水系水槽所		
10-(0)-23	海水系水槽	使用可能・可動・不可・不明・調査中	海水系水槽所		
【大飯】設備及び運用の相違に伴うプラント状態確認項目等の相違					
■ 1. 2号荷造道路エリア 佐し上(約3km以上)*	■ 1. 2号荷造道路エリア 佐し上(約3km以上)*				
■ 10. (6)～(13) (チェックシート(7/9)～(9/9)) の事項について	■ 10. (6)～(13) (チェックシート(7/9)～(9/9)) の事項について				
■ 11. (4)の事項について	■ 11. (4)の事項について				
■ 12. (8)のうち、8-1～8-5の事項について	■ 12. (8)のうち、8-1～8-5の事項について				
■ 13. (10)～(13) (チェックシート(7/9)～(9/9)) の事項について	■ 13. (10)～(13) (チェックシート(7/9)～(9/9)) の事項について				
■ 14. (1)～(4)の事項について	■ 14. (1)～(4)の事項について				
■ 15. (1)～(4)の事項について	■ 15. (1)～(4)の事項について				
■ 16. (1)～(4)の事項について	■ 16. (1)～(4)の事項について				
■ 17. (1)～(4)の事項について	■ 17. (1)～(4)の事項について				
■ 18. (1)～(4)の事項について	■ 18. (1)～(4)の事項について				
■ 19. (1)～(4)の事項について	■ 19. (1)～(4)の事項について				
■ 20. (1)～(4)の事項について	■ 20. (1)～(4)の事項について				
■ 21. (1)～(4)の事項について	■ 21. (1)～(4)の事項について				
■ 22. (1)～(4)の事項について	■ 22. (1)～(4)の事項について				
■ 23. (1)～(4)の事項について	■ 23. (1)～(4)の事項について				
■ 24. (1)～(4)の事項について	■ 24. (1)～(4)の事項について				
■ 25. (1)～(4)の事項について	■ 25. (1)～(4)の事項について				
■ 26. (1)～(4)の事項について	■ 26. (1)～(4)の事項について				
■ 27. (1)～(4)の事項について	■ 27. (1)～(4)の事項について				
■ 28. (1)～(4)の事項について	■ 28. (1)～(4)の事項について				
■ 29. (1)～(4)の事項について	■ 29. (1)～(4)の事項について				
■ 30. (1)～(4)の事項について	■ 30. (1)～(4)の事項について				
■ 31. (1)～(4)の事項について	■ 31. (1)～(4)の事項について				
■ 32. (1)～(4)の事項について	■ 32. (1)～(4)の事項について				
■ 33. (1)～(4)の事項について	■ 33. (1)～(4)の事項について				
■ 34. (1)～(4)の事項について	■ 34. (1)～(4)の事項について				
■ 35. (1)～(4)の事項について	■ 35. (1)～(4)の事項について				
■ 36. (1)～(4)の事項について	■ 36. (1)～(4)の事項について				
■ 37. (1)～(4)の事項について	■ 37. (1)～(4)の事項について				
■ 38. (1)～(4)の事項について	■ 38. (1)～(4)の事項について				
■ 39. (1)～(4)の事項について	■ 39. (1)～(4)の事項について				
■ 40. (1)～(4)の事項について	■ 40. (1)～(4)の事項について				
■ 41. (1)～(4)の事項について	■ 41. (1)～(4)の事項について				
■ 42. (1)～(4)の事項について	■ 42. (1)～(4)の事項について				
■ 43. (1)～(4)の事項について	■ 43. (1)～(4)の事項について				
■ 44. (1)～(4)の事項について	■ 44. (1)～(4)の事項について				
■ 45. (1)～(4)の事項について	■ 45. (1)～(4)の事項について				
■ 46. (1)～(4)の事項について	■ 46. (1)～(4)の事項について				
■ 47. (1)～(4)の事項について	■ 47. (1)～(4)の事項について				
■ 48. (1)～(4)の事項について	■ 48. (1)～(4)の事項について				
■ 49. (1)～(4)の事項について	■ 49. (1)～(4)の事項について				
■ 50. (1)～(4)の事項について	■ 50. (1)～(4)の事項について				
■ 51. (1)～(4)の事項について	■ 51. (1)～(4)の事項について				
■ 52. (1)～(4)の事項について	■ 52. (1)～(4)の事項について				
■ 53. (1)～(4)の事項について	■ 53. (1)～(4)の事項について				
■ 54. (1)～(4)の事項について	■ 54. (1)～(4)の事項について				
■ 55. (1)～(4)の事項について	■ 55. (1)～(4)の事項について				
■ 56. (1)～(4)の事項について	■ 56. (1)～(4)の事項について				
■ 57. (1)～(4)の事項について	■ 57. (1)～(4)の事項について				
■ 58. (1)～(4)の事項について	■ 58. (1)～(4)の事項について				
■ 59. (1)～(4)の事項について	■ 59. (1)～(4)の事項について				
■ 60. (1)～(4)の事項について	■ 60. (1)～(4)の事項について				
■ 61. (1)～(4)の事項について	■ 61. (1)～(4)の事項について				
■ 62. (1)～(4)の事項について	■ 62. (1)～(4)の事項について				
■ 63. (1)～(4)の事項について	■ 63. (1)～(4)の事項について				
■ 64. (1)～(4)の事項について	■ 64. (1)～(4)の事項について				
■ 65. (1)～(4)の事項について	■ 65. (1)～(4)の事項について				
■ 66. (1)～(4)の事項について	■ 66. (1)～(4)の事項について				
■ 67. (1)～(4)の事項について	■ 67. (1)～(4)の事項について				
■ 68. (1)～(4)の事項について	■ 68. (1)～(4)の事項について				
■ 69. (1)～(4)の事項について	■ 69. (1)～(4)の事項について				
■ 70. (1)～(4)の事項について	■ 70. (1)～(4)の事項について				
■ 71. (1)～(4)の事項について	■ 71. (1)～(4)の事項について				
■ 72. (1)～(4)の事項について	■ 72. (1)～(4)の事項について				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>大規模損壊時プラント状態確認チェックシート(8/9)</p> <p>大規模損壊時プラント状態確認チェックシート(8/9)</p> <p>c. 3、4号重油タンク沿岸エリア(左側+約1km以上) * 【ステップ④】</p> <p>確認者 確認日時 平成 年 月 日 時 分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>状 態</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11-(D)-24</td><td>ブルドーザ 運転可能</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>* 本体に損傷がなく移動できる状況であれば「はい」とする。</p> <p>d. 1、2号重油タンク沿岸エリア(左側+約1km以上) *</p> <p>確認者 確認日時 平成 年 月 日 時 分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>状 態</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11-(D)-25</td><td>3号 電動車 運転可能</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>11-(D)-26</td><td>4号 電動車 運転可能</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>11-(D)-27</td><td>3号 電動車(可搬式代替品由来水ポンプ用)</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>11-(D)-28</td><td>4号 電動車(可搬式代替品由来水ポンプ用)</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>11-(D)-29</td><td>3号 可搬式代替品由来水ポンプ</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>11-(D)-30</td><td>3号 仮設独立式水槽 使用可能</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>11-(D)-31</td><td>4号 可搬式代替品由来水ポンプ</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>11-(D)-32</td><td>4号 仮設独立式水槽 使用可能</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>11-(D)-33</td><td>大容量ポンプ</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>11-(D)-34</td><td>3号 送水車 運転可能</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>11-(D)-35</td><td>4号 送水車 運転可能</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>11-(D)-36</td><td>シルトブランクス 使用可能</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>11-(D)-37</td><td>タンクローリー 使用可能</td><td>はい・いいえ・不明・調査中</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>* 本体に損傷がなく移動できる状況であれば「はい」とする。</p>	番号	項目	状 態	備 考	11-(D)-24	ブルドーザ 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中		番号	項目	状 態	備 考	11-(D)-25	3号 電動車 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中		11-(D)-26	4号 電動車 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中		11-(D)-27	3号 電動車(可搬式代替品由来水ポンプ用)	はい・いいえ・不明・調査中		11-(D)-28	4号 電動車(可搬式代替品由来水ポンプ用)	はい・いいえ・不明・調査中		11-(D)-29	3号 可搬式代替品由来水ポンプ	はい・いいえ・不明・調査中		11-(D)-30	3号 仮設独立式水槽 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中		11-(D)-31	4号 可搬式代替品由来水ポンプ	はい・いいえ・不明・調査中		11-(D)-32	4号 仮設独立式水槽 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中		11-(D)-33	大容量ポンプ	はい・いいえ・不明・調査中		11-(D)-34	3号 送水車 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中		11-(D)-35	4号 送水車 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中		11-(D)-36	シルトブランクス 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中		11-(D)-37	タンクローリー 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中		<p>第2.1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(8/10)</p> <p>(8) 可搬型設備及び資機材の確認 (2/4)</p> <p>8-2 第2保管エリア</p> <p>確認日時 年 月 日 時 分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>状 態</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>大容量送水泵（タイプI）</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td>大容量送水泵（タイプII）</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td>電源車</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>4</td><td>タンクローリー</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>5</td><td>ホース延長車両</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>6</td><td>可搬型セリタリングボスト</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>7</td><td>代替気象観測設備</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>8-3 第3保管エリア</p> <p>確認日時 年 月 日 時 分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>状 態</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>大容量送水泵（タイプI）</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td>原子炉建屋代替品沿岸水系蒸発器ユニット</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td>電源車</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>4</td><td>タンクローリー</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>5</td><td>ホース延長車両</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>6</td><td>化学消防自動車</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> <tr> <td>7</td><td>泡沫消防車</td><td>使用可能・使用不可・不明</td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	項目	状 態	備 考	1	大容量送水泵（タイプI）	使用可能・使用不可・不明		2	大容量送水泵（タイプII）	使用可能・使用不可・不明		3	電源車	使用可能・使用不可・不明		4	タンクローリー	使用可能・使用不可・不明		5	ホース延長車両	使用可能・使用不可・不明		6	可搬型セリタリングボスト	使用可能・使用不可・不明		7	代替気象観測設備	使用可能・使用不可・不明		番号	項目	状 態	備 考	1	大容量送水泵（タイプI）	使用可能・使用不可・不明		2	原子炉建屋代替品沿岸水系蒸発器ユニット	使用可能・使用不可・不明		3	電源車	使用可能・使用不可・不明		4	タンクローリー	使用可能・使用不可・不明		5	ホース延長車両	使用可能・使用不可・不明		6	化学消防自動車	使用可能・使用不可・不明		7	泡沫消防車	使用可能・使用不可・不明		<p>第1表 プラント状態確認チェックシートによる確認 (8/9)</p> <p>【ステップ①】</p> <p>(7) 緊急時対策施設エリア (確認日時： 年 月 日 時 分) (確認者：)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>状 態</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10-(D)-1</td><td>緊急時対策用発電機</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/4台)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(8) 1号缶内側構造物エリア (確認日時： 年 月 日 時 分) (確認者：)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>状 態</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10-(D)-1</td><td>可搬型代替品庫</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-2</td><td>可搬型直接海水用発電機</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-3</td><td>可搬型タンクローリー</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-4</td><td>小型船舶</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-5</td><td>ホース延長・ポンプ</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-6</td><td>バッカカル</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(9) 1、2号缶内側構造物エリア (確認日時： 年 月 日 時 分) (確認者：)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>状 態</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10-(D)-1</td><td>可搬型大型海水ポンプ庫</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-2</td><td>海水瓶</td><td>使用可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-3</td><td>海水混合設備</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-4</td><td>可搬型海水ポンプ</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-5</td><td>ホース延長・ポンプ（独立駆動用）</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(10) 2号缶内側構造物エリア(a) (確認日時： 年 月 日 時 分) (確認者：)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>状 態</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10-(D)-1</td><td>可搬型大型海水ポンプ庫</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-2</td><td>可搬型タンクローリー</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-3</td><td>可搬型代替品庫</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-4</td><td>可搬型直接海水用発電機</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-5</td><td>原子炉建屋用発電機</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-6</td><td>海水瓶</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-7</td><td>海水混合装置</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-8</td><td>ホース延長・ポンプ（海水用）</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(10) 2号缶内側構造物エリア(b) (確認日時： 年 月 日 時 分) (確認者：)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>項目</th><th>状 態</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10-(D)-1</td><td>可搬型大型海水ポンプ庫</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-2</td><td>可搬型直接海水用発電機</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-3</td><td>可搬型タンクローリー</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-4</td><td>ホース延長・ポンプ</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-5</td><td>バッカカル</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-6</td><td>緊急時対策用発電機</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-7</td><td>小型船舶</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中</td><td></td></tr> <tr> <td>10-(D)-8</td><td>ホース延長・ポンプ（淡水用）</td><td>操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>10-(D)-9 10-(D)-10 10-(D)-11 10-(D)-12 10-(D)-13 10-(D)-14 10-(D)-15 10-(D)-16 10-(D)-17 10-(D)-18 10-(D)-19 10-(D)-20 10-(D)-21 10-(D)-22 10-(D)-23 10-(D)-24 10-(D)-25 10-(D)-26 10-(D)-27 10-(D)-28 10-(D)-29 10-(D)-30 10-(D)-31 10-(D)-32 10-(D)-33 10-(D)-34 10-(D)-35 10-(D)-36 10-(D)-37 10-(D)-38 10-(D)-39 10-(D)-40 10-(D)-41 10-(D)-42 10-(D)-43 10-(D)-44 10-(D)-45 10-(D)-46 10-(D)-47 10-(D)-48 10-(D)-49 10-(D)-50 10-(D)-51 10-(D)-52 10-(D)-53 10-(D)-54 10-(D)-55 10-(D)-56 10-(D)-57 10-(D)-58 10-(D)-59 10-(D)-60 10-(D)-61 10-(D)-62 10-(D)-63 10-(D)-64 10-(D)-65 10-(D)-66 10-(D)-67 10-(D)-68 10-(D)-69 10-(D)-70 10-(D)-71 10-(D)-72 10-(D)-73 10-(D)-74 10-(D)-75 10-(D)-76 10-(D)-77 10-(D)-78 10-(D)-79 10-(D)-80 10-(D)-81 10-(D)-82 10-(D)-83 10-(D)-84 10-(D)-85 10-(D)-86 10-(D)-87 10-(D)-88 10-(D)-89 10-(D)-90 10-(D)-91 10-(D)-92 10-(D)-93 10-(D)-94 10-(D)-95 10-(D)-96 10-(D)-97 10-(D)-98 10-(D)-99 10-(D)-100 10-(D)-101 10-(D)-102 10-(D)-103 10-(D)-104 10-(D)-105 10-(D)-106 10-(D)-107 10-(D)-108 10-(D)-109 10-(D)-110 10-(D)-111 10-(D)-112 10-(D)-113 10-(D)-114 10-(D)-115 10-(D)-116 10-(D)-117 10-(D)-118 10-(D)-119 10-(D)-120 10-(D)-121 10-(D)-122 10-(D)-123 10-(D)-124 10-(D)-125 10-(D)-126 10-(D)-127 10-(D)-128 10-(D)-129 10-(D)-130 10-(D)-131 10-(D)-132 10-(D)-133 10-(D)-134 10-(D)-135 10-(D)-136 10-(D)-137 10-(D)-138 10-(D)-139 10-(D)-140 10-(D)-141 10-(D)-142 10-(D)-143 10-(D)-144 10-(D)-145 10-(D)-146 10-(D)-147 10-(D)-148 10-(D)-149 10-(D)-150 10-(D)-151 10-(D)-152 10-(D)-153 10-(D)-154 10-(D)-155 10-(D)-156 10-(D)-157 10-(D)-158 10-(D)-159 10-(D)-160 10-(D)-161 10-(D)-162 10-(D)-163 10-(D)-164 10-(D)-165 10-(D)-166 10-(D)-167 10-(D)-168 10-(D)-169 10-(D)-170 10-(D)-171 10-(D)-172 10-(D)-173 10-(D)-174 10-(D)-175 10-(D)-176 10-(D)-177 10-(D)-178 10-(D)-179 10-(D)-180 10-(D)-181 10-(D)-182 10-(D)-183 10-(D)-184 10-(D)-185 10-(D)-186 10-(D)-187 10-(D)-188 10-(D)-189 10-(D)-190 10-(D)-191 10-(D)-192 10-(D)-193 10-(D)-194 10-(D)-195 10-(D)-196 10-(D)-197 10-(D)-198 10-(D)-199 10-(D)-200 10-(D)-201 10-(D)-202 10-(D)-203 10-(D)-204 10-(D)-205 10-(D)-206 10-(D)-207 10-(D)-208 10-(D)-209 10-(D)-210 10-(D)-211 10-(D)-212 10-(D)-213 10-(D)-214 10-(D)-215 10-(D)-216 10-(D)-217 10-(D)-218 10-(D)-219 10-(D)-220 10-(D)-221 10-(D)-222 10-(D)-223 10-(D)-224 10-(D)-225 10-(D)-226 10-(D)-227 10-(D)-228 10-(D)-229 10-(D)-230 10-(D)-231 10-(D)-232 10-(D)-233 10-(D)-234 10-(D)-235 10-(D)-236 10-(D)-237 10-(D)-238 10-(D)-239 10-(D)-240 10-(D)-241 10-(D)-242 10-(D)-243 10-(D)-244 10-(D)-245 10-(D)-246 10-(D)-247 10-(D)-248 10-(D)-249 10-(D)-250 10-(D)-251 10-(D)-252 10-(D)-253 10-(D)-254 10-(D)-255 10-(D)-256 10-(D)-257 10-(D)-258 10-(D)-259 10-(D)-260 10-(D)-261 10-(D)-262 10-(D)-263 10-(D)-264 10-(D)-265 10-(D)-266 10-(D)-267 10-(D)-268 10-(D)-269 10-(D)-270 10-(D)-271 10-(D)-272 10-(D)-273 10-(D)-274 10-(D)-275 10-(D)-276 10-(D)-277 10-(D)-278 10-(D)-279 10-(D)-280 10-(D)-281 10-(D)-282 10-(D)-283 10-(D)-284 10-(D)-285 10-(D)-286 10-(D)-287 10-(D)-288 10-(D)-289 10-(D)-290 10-(D)-291 10-(D)-292 10-(D)-293 10-(D)-294 10-(D)-295 10-(D)-296 10-(D)-297 10-(D)-298 10-(D)-299 10-(D)-300 10-(D)-301 10-(D)-302 10-(D)-303 10-(D)-304 10-(D)-305 10-(D)-306 10-(D)-307 10-(D)-308 10-(D)-309 10-(D)-310 10-(D)-311 10-(D)-312 10-(D)-313 10-(D)-314 10-(D)-315 10-(D)-316 10-(D)-317 10-(D)-318 10-(D)-319 10-(D)-320 10-(D)-321 10-(D)-322 10-(D)-323 10-(D)-324 10-(D)-325 10-(D)-326 10-(D)-327 10-(D)-328 10-(D)-329 10-(D)-330 10-(D)-331 10-(D)-332 10-(D)-333 10-(D)-334 10-(D)-335 10-(D)-336 10-(D)-337 10-(D)-338 10-(D)-339 10-(D)-340 10-(D)-341 10-(D)-342 10-(D)-343 10-(D)-344 10-(D)-345 10-(D)-346 10-(D)-347 10-(D)-348 10-(D)-349 10-(D)-350 10-(D)-351 10-(D)-352 10-(D)-353 10-(D)-354 10-(D)-355 10-(D)-356 10-(D)-357 10-(D)-358 10-(D)-359 10-(D)-360 10-(D)-361 10-(D)-362 10-(D)-363 10-(D)-364 10-(D)-365 10-(D)-366 10-(D)-367 10-(D)-368 10-(D)-369 10-(D)-370 10-(D)-371 10-(D)-372 10-(D)-373 10-(D)-374 10-(D)-375 10-(D)-376 10-(D)-377 10-(D)-378 10-(D)-379 10-(D)-380 10-(D)-381 10-(D)-382 10-(D)-383 10-(D)-384 10-(D)-385 10-(D)-386 10-(D)-387 10-(D)-388 10-(D)-389 10-(D)-390 10-(D)-391 10-(D)-392 10-(D)-393 10-(D)-394 10-(D)-395 10-(D)-396 10-(D)-397 10-(D)-398 10-(D)-399 10-(D)-400 10-(D)-401 10-(D)-402 10-(D)-403 10-(D)-404 10-(D)-405 10-(D)-406 10-(D)-407 10-(D)-408 10-(D)-409 10-(D)-410 10-(D)-411 10-(D)-412 10-(D)-413 10-(D)-414 10-(D)-415 10-(D)-416 10-(D)-417 10-(D)-418 10-(D)-419 10-(D)-420 10-(D)-421 10-(D)-422 10-(D)-423 10-(D)-424 10-(D)-425 10-(D)-426 10-(D)-427 10-(D)-428 10-(D)-429 10-(D)-430 10-(D)-431 10-(D)-432 10-(D)-433 10-(D)-434 10-(D)-435 10-(D)-436 10-(D)-437 10-(D)-438 10-(D)-439 10-(D)-440 10-(D)-441 10-(D)-442 10-(D)-443 10-(D)-444 10-(D)-445 10-(D)-446 10-(D)-447 10-(D)-448 10-(D)-449 10-(D)-450 10-(D)-451 10-(D)-452 10-(D)-453 10-(D)-454 10-(D)-455 10-(D)-456 10-(D)-457 10-(D)-458 10-(D)-459 10-(D)-460 10-(D)-461 10-(D)-462 10-(D)-463 10-(D)-464 10-(D)-465 10-(D)-466 10-(D)-467 10-(D)-468 10-(D)-469 10-(D)-470 10-(D)-471 10-(D)-472 10-(D)-473 10-(D)-474 10-(D)-475 10-(D)-476 10-(D)-477 10-(D)-478 10-(D)-479 10-(D)-480 10-(D)-481 10-(D)-482 10-(D)-483 10-(D)-484 10-(D)-485 10-(D)-486 10-(D)-487 10-(D)-488 10-(D)-489 10-(D)-490 10-(D)-491 10-(D)-492 10-(D)-493 10-(D)-494 10-(D)-495 10-(D)-496 10-(D)-497 10-(D)-498 10-(D)-499 10-(D)-500 10-(D)-501 10-(D)-502 10-(D)-503 10-(D)-504 10-(D)-505 10-(D)-506 10-(D)-507 10-(D)-508 10-(D)-509 10-(D)-510 10-(D)-511 10-(D)-512 10-(D)-513 10-(D)-514 10-(D)-515 10-(D)-516 10-(D)-517 10-(D)-518 10-(D)-519 10-(D)-520 10-(D)-521 10-(D)-522 10-(D)-523 10-(D)-524 10-(D)-525 10-(D)-526 10-(D)-527 10-(D)-528 10-(D)-529 10-(D)-530 10-(D)-531 10-(D)-532 10-(D)-533 10-(D)-534 10-(D)-535 10-(D)-536 10-(D)-537 10-(D)-538 10-(D)-539 10-(D)-540 10-(D)-541 10-(D)-542 10-(D)-543 10-(D)-544 10-(D)-545 10-(D)-546 10-(D)-547 10-(D)-548 10-(D)-549 10-(D)-550 10-(D)-551 10-(D)-552 10-(D)-553 10-(D)-554 10-(D)-555 10-(D)-556 10-(D)-557 10-(D)-558 10-(D)-559 10-(D)-560 10-(D)-561 10-(D)-562 10-(D)-563 10-(D)-564 10-(D)-565 10-(D)-566 10-(D)-567 10-(D)-568 10-(D)-569 10-(D)-570 10-(D)-571 10-(D)-572 10-(D)-573 10-(D)-574 10-(D)-575 10-(D)-576 10-(D)-577 10-(D)-578 10-(D)-579 10-(D)-580 10-(D)-581 10-(D)-582 10-(D)-583 10-(D)-584 10-(D)-585 10-(D)-586 10-(D)-587 10-(D)-588 10-(D)-589 10-(D)-590 10-(D)-591 10-(D)-592 10-(D)-593 10-(D)-594 10-(D)-595 10-(D)-596 10-(D)-597 10-(D)-598 10-(D)-599 10-(D)-600 10-(D)-601 10-(D)-602 10-(D)-603 10-(D)-604 10-(D)-605 10-(D)-606 10-(D)-607 10-(D)-608 10-(D)-609 10-(D)-610 10-(D)-611 10-(D)-612 10-(D)-613 10-(D)-614 10-(D)-615 10-(D)-616 10-(D)-617 10-(D)-618 10-(D)-619 10-(D)-620 10-(D)-621 10-(D)-622 10-(D)-623 10-(D)-624 10-(D)-625 10-(D)-626 10-(D)-627 10-(D)-628 10-(D)-629 10-(D)-630 10-(D)-631 10-(D)-632 10-(D)-633 10-(D)-634 10-(D)-635 10-(D)-636 10-(D)-637 10-(D)-638 10-(D)-639 10-(D)-640 10-(D)-641 10-(D)-642 10-(D)-643 10-(D)-644 10-(D)-645 10-(D)-646 10-(D)-647 10-(D)-648 10-(D)-649 10-(D)-650 10-(D)-651 10-(D)-652 10-(D)-653 10-(D)-654 10-(D)-655 10-(D)-656 10-(D)-657 10-(D)-658 10-(D)-659 10-(D)-660 10-(D)-661 10-(D)-662 10-(D)-663 10-(D)-664 10-(D)-665 10-(D)-666 10-(D)-667 10-(D)-668 10-(D)-669 10-(D)-670 10-(D)-671 10-(D)-672 10-(D)-673 10-(D)-674 10-(D)-675 10-(D)-676 10-(D)-677 10-(D)-678 10-(D)-679 10-(D)-680 10-(D)-681 10-(D)-682 10-(D)-683 10-(D)-684 10-(D)-685 10-(D)-686 10-(D)-687 10-(D)-688 10-(D)-689 10-(D)-690 10-(D)-691 10-(D)-692 10-(D)-693 10-(D)-694 10-(D)-695 10-(D)-696 10-(D)-697 10-(D)-698 10-(D)-699 10-(D)-700 10-(D)-701 10-(D)-702 10-(D)-703 10-(D)-704 10-(D)-705 10-(D)-706 10-(D)-707 10-(D)-708 10-(D)-709 10-(D)-710 10-(D</p>	番号	項目	状 態	備 考	10-(D)-1	緊急時対策用発電機	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/4台)		番号	項目	状 態	備 考	10-(D)-1	可搬型代替品庫	操作可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-2	可搬型直接海水用発電機	操作可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-3	可搬型タンクローリー	操作可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-4	小型船舶	操作可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-5	ホース延長・ポンプ	操作可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-6	バッカカル	操作可能・可能・不可・不明・調査中		番号	項目	状 態	備 考	10-(D)-1	可搬型大型海水ポンプ庫	操作可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-2	海水瓶	使用可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-3	海水混合設備	操作可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-4	可搬型海水ポンプ	操作可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-5	ホース延長・ポンプ（独立駆動用）	操作可能・可能・不可・不明・調査中		番号	項目	状 態	備 考	10-(D)-1	可搬型大型海水ポンプ庫	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)		10-(D)-2	可搬型タンクローリー	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)		10-(D)-3	可搬型代替品庫	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)		10-(D)-4	可搬型直接海水用発電機	操作可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-5	原子炉建屋用発電機	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)		10-(D)-6	海水瓶	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)		10-(D)-7	海水混合装置	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)		10-(D)-8	ホース延長・ポンプ（海水用）	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)		番号	項目	状 態	備 考	10-(D)-1	可搬型大型海水ポンプ庫	操作可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-2	可搬型直接海水用発電機	操作可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-3	可搬型タンクローリー	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)		10-(D)-4	ホース延長・ポンプ	操作可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-5	バッカカル	操作可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-6	緊急時対策用発電機	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)		10-(D)-7	小型船舶	操作可能・可能・不可・不明・調査中		10-(D)-8	ホース延長・ポンプ（淡水用）	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)	
番号	項目	状 態	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																			
11-(D)-24	ブルドーザ 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
番号	項目	状 態	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																			
11-(D)-25	3号 電動車 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
11-(D)-26	4号 電動車 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
11-(D)-27	3号 電動車(可搬式代替品由来水ポンプ用)	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
11-(D)-28	4号 電動車(可搬式代替品由来水ポンプ用)	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
11-(D)-29	3号 可搬式代替品由来水ポンプ	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
11-(D)-30	3号 仮設独立式水槽 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
11-(D)-31	4号 可搬式代替品由来水ポンプ	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
11-(D)-32	4号 仮設独立式水槽 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
11-(D)-33	大容量ポンプ	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
11-(D)-34	3号 送水車 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
11-(D)-35	4号 送水車 運転可能	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
11-(D)-36	シルトブランクス 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
11-(D)-37	タンクローリー 使用可能	はい・いいえ・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
番号	項目	状 態	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																			
1	大容量送水泵（タイプI）	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	大容量送水泵（タイプII）	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	電源車	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	タンクローリー	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	ホース延長車両	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	可搬型セリタリングボスト	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	代替気象観測設備	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																				
番号	項目	状 態	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																			
1	大容量送水泵（タイプI）	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	原子炉建屋代替品沿岸水系蒸発器ユニット	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	電源車	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	タンクローリー	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	ホース延長車両	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	化学消防自動車	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	泡沫消防車	使用可能・使用不可・不明																																																																																																																																																																																																																																																																				
番号	項目	状 態	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																			
10-(D)-1	緊急時対策用発電機	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/4台)																																																																																																																																																																																																																																																																				
番号	項目	状 態	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																			
10-(D)-1	可搬型代替品庫	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-2	可搬型直接海水用発電機	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-3	可搬型タンクローリー	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-4	小型船舶	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-5	ホース延長・ポンプ	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-6	バッカカル	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
番号	項目	状 態	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																			
10-(D)-1	可搬型大型海水ポンプ庫	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-2	海水瓶	使用可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-3	海水混合設備	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-4	可搬型海水ポンプ	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-5	ホース延長・ポンプ（独立駆動用）	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
番号	項目	状 態	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																			
10-(D)-1	可搬型大型海水ポンプ庫	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-2	可搬型タンクローリー	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-3	可搬型代替品庫	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-4	可搬型直接海水用発電機	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-5	原子炉建屋用発電機	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-6	海水瓶	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-7	海水混合装置	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-8	ホース延長・ポンプ（海水用）	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)																																																																																																																																																																																																																																																																				
番号	項目	状 態	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																			
10-(D)-1	可搬型大型海水ポンプ庫	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-2	可搬型直接海水用発電機	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-3	可搬型タンクローリー	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-4	ホース延長・ポンプ	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-5	バッカカル	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-6	緊急時対策用発電機	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-7	小型船舶	操作可能・可能・不可・不明・調査中																																																																																																																																																																																																																																																																				
10-(D)-8	ホース延長・ポンプ（淡水用）	操作可能・可能・不可・不明・調査中 (1台/2台)																																																																																																																																																																																																																																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
	<p>第2.1表 プラント状態確認チェックシートによる確認(10/10)</p> <p>(8)可搬型設備及び資機材の確認 (4/4)</p> <p>8-5 緊急時対策建屋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">確認日時 年 月 日 時 分</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>状態</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>龍頭車(緊急時対策用)</td> <td>使用可能・使用不可・不明</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>8-6 建屋内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">確認日時 年 月 日 時 分</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>状態</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>使用済燃料プール汲水ホース</td> <td>使用可能・使用不可・不明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>使用済燃料プールスプレイノズル</td> <td>使用可能・使用不可・不明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高圧空氣ガスボンベ</td> <td>使用可能・使用不可・不明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>逃がし安全弁用可搬型蓄電池</td> <td>使用可能・使用不可・不明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>建屋内敷設用ホース</td> <td>使用可能・使用不可・不明</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(9)水源状態の確認</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">確認日時 年 月 日 時 分</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>状態</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>海水貯蔵タンク</td> <td>使用可能・使用不可・不明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ろ過水タンク</td> <td>使用可能・使用不可・不明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>淡水貯水槽</td> <td>使用可能・使用不可・不明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>純水タンク</td> <td>使用可能・使用不可・不明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>原水タンク</td> <td>使用可能・使用不可・不明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>防火水槽</td> <td>使用可能・使用不可・不明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>耐震性防火水槽</td> <td>使用可能・使用不可・不明</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) プラント状態確認チェックシートは、今後の訓練によって見直す可能性がある</p>	確認日時 年 月 日 時 分				番号	項目	状態	備考	1	龍頭車(緊急時対策用)	使用可能・使用不可・不明		確認日時 年 月 日 時 分				番号	項目	状態	備考	1	使用済燃料プール汲水ホース	使用可能・使用不可・不明		2	使用済燃料プールスプレイノズル	使用可能・使用不可・不明		3	高圧空氣ガスボンベ	使用可能・使用不可・不明		4	逃がし安全弁用可搬型蓄電池	使用可能・使用不可・不明		5	建屋内敷設用ホース	使用可能・使用不可・不明		確認日時 年 月 日 時 分				番号	項目	状態	備考	1	海水貯蔵タンク	使用可能・使用不可・不明		2	ろ過水タンク	使用可能・使用不可・不明		3	淡水貯水槽	使用可能・使用不可・不明		4	純水タンク	使用可能・使用不可・不明		5	原水タンク	使用可能・使用不可・不明		6	防火水槽	使用可能・使用不可・不明		7	耐震性防火水槽	使用可能・使用不可・不明		<p>【女川】設備及び運用の相違に伴うプラント状態確認項目等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の2、(8)のうち、8-1～8-5の事項については、泊の10、(6)～(13)(チェックシート(7/9)～(9/9))の事項に対応している。8-6については、泊の10、(1)～(5)(チェックシート(6/9)～(7/9))にて建屋内の可搬型重大事故等対処設備を確認項目としている。 女川の2、(9)の事項については、泊の10、(1)～(5)(チェックシート(6/9)～(7/9))にて建屋内外の水源を確認項目としている。
確認日時 年 月 日 時 分																																																																														
番号	項目	状態	備考																																																																											
1	龍頭車(緊急時対策用)	使用可能・使用不可・不明																																																																												
確認日時 年 月 日 時 分																																																																														
番号	項目	状態	備考																																																																											
1	使用済燃料プール汲水ホース	使用可能・使用不可・不明																																																																												
2	使用済燃料プールスプレイノズル	使用可能・使用不可・不明																																																																												
3	高圧空氣ガスボンベ	使用可能・使用不可・不明																																																																												
4	逃がし安全弁用可搬型蓄電池	使用可能・使用不可・不明																																																																												
5	建屋内敷設用ホース	使用可能・使用不可・不明																																																																												
確認日時 年 月 日 時 分																																																																														
番号	項目	状態	備考																																																																											
1	海水貯蔵タンク	使用可能・使用不可・不明																																																																												
2	ろ過水タンク	使用可能・使用不可・不明																																																																												
3	淡水貯水槽	使用可能・使用不可・不明																																																																												
4	純水タンク	使用可能・使用不可・不明																																																																												
5	原水タンク	使用可能・使用不可・不明																																																																												
6	防火水槽	使用可能・使用不可・不明																																																																												
7	耐震性防火水槽	使用可能・使用不可・不明																																																																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 2.1.4 大規模損壊発生時に使用する対応手順一覧</p> <p>大規模損壊発生時において、以下に示す【1】～【9】の各戦略による対応が必要と判断された場合には、個別戦略フローに基づいて当該の手順書を選択し、事故緩和措置を実施する。</p>	<p>添付資料 2.1.11 個別戦略フローにおける対応手順書等及び 設備一覧について</p> <p>大規模損壊発生時に初動対応フローから選択する個別戦略の決定に当たっては、要員及び設備を含めた残存する資源から必要な手順等を確認し、有効な戦略を迅速かつ確実に選定する必要がある。</p> <p>第1表に示す個別戦略による対応が必要と判断された場合には、個別戦略フローに基づいて当該の手順書等を選択し、事故緩和措置を実施する。</p> <p>また、第1図に大規模損壊発生時の対応手順書等の体系図を示す。</p>	<p>添付資料 2.1.4 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び 設備一覧について</p> <p>大規模損壊発生時に初動対応フローから選択する個別戦略の決定に当たっては、要員及び設備を含めた残存する資源から必要な手順等を確認し、有効な戦略を迅速かつ確実に選定する必要がある。</p> <p>第1表に示す個別戦略による対応が必要と判断された場合には、個別戦略フローに基づいて当該の手順書等を選択し、事故緩和措置を実施する。</p>	<p>【女川】資料番号の相違 【大飯】記載内容の相違に伴う資料名称の相違 ・泊は、女川と同様に、各対応手順にて使用する設備等についても整理していることを踏まえた資料名称としている。 (以降、相違理由の記載を省略する。)</p> <p>【女川】資料名称の相違 ・泊は、大規模損壊発生時に使用する対応手順全般（個別戦略フローにて考慮する対応手順を含む）について整理していることを踏まえた資料名称としている。 (以降、相違理由の記載を省略する。)</p> <p>【大飯】記載内容の相違(女川審査実績反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・1. 及び2. 項において、対応手順書の体系図について記載していることから、ここでは記載しない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大規模損壊発生時の対応手順一覧				
対応フロー図中の手順	手順書名称（案）	技術的能力に係る審査基準の当該項目		
【アクセスルート確保】				
火災消火①	【大規模損壊所達】 【初期消火手順】 ・初期消火に関する手順	1.12		
火災消火②	【大規模損壊所達】 ・放水砲による放射性物質拡散抑制手順	1.12		
構内道路補修・ガレキ除去	【大規模損壊所達】 ・非常災害時のアクセスルートの確保のための手順	—		
【閉じ込める機能の確保】				
【③「放射性物質拡散抑制のための戦略】				
【④「格納容器破損防止（被損伊丹冠水）のための戦略】				
【⑤「格納容器過圧破損防止のための戦略】				
【⑨「水素爆発抑制のための戦略】				
C/Vスプレイ①	【伊丹の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順】 ・仮設代用低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの手順	1.4, 1.6 1.7, 1.8		
C/Vスプレイ②	【伊丹の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順】 ・消火ポンプを用いた代替格納容器スプレイの手順	1.4, 1.6 1.7, 1.8		
C/Vスプレイ③	【伊丹の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順】 ・A格納容器スプレイポンプ（自己冷却）を用いた代替格納容器スプレイの手順 【大規模損壊所達】 ・格納容器スプレイポンプ自己冷却配管接続の手順	1.6, 1.7 1.8		
C/Vスプレイ④	【伊丹の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順】 ・可搬式代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの手順 【大規模損壊所達】 ・可搬式代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイ準備の手順	1.4, 1.6 1.7, 1.8		
第1表 個別戦略における対応手順書等及び設備一覧(1/8)				
注: 2013年3月実施の「大規模損壊時に想定される想定事象」(1)～(4)に対する各戦略について記載。				
第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧 (1/8)				
注: 本資料では、訓練等の実績により見直す可能性があり、使用設備、要所時間、必要人数等は最終的に各手順書に反映する。				
【大飯】【女川】記載表現の相違				
【大飯】記載内容の相違				
・泊は、女川と同様に、各対応手順書で使用する設備や所要時間、必要人数等についても合わせて記載している。				
【女川】個別の対応手順の相違				
・炉型の相違等により整備する手順等は異なるが、表中の記載内容に相違はない。				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため、前ページより再掲】				
大規模損壊発生時の対応手順一覧				
対応フロー図中の手順	手順書名称（案）	技術的能力に係る審査基準の当該項目		
【アクセスルート確保】				
【1】「アクセスルート確保及び消火活動のための戦略」				
火災消火①	【大規模損壊所達】 【初期消火所則】 ・初期消火に関する手順	L.12		
火災消火②	【大規模損壊所達】 ・放水砲による放射性物質散逸抑制手順	L.12		
構内道路補修・ガレキ除去	【大規模損壊所達】 ・非常災害時のアクセスルートの確保のための手順	—		
【閉じ込める機能の確保】				
【2】「放射性物質拡散抑制のための戦略」				
【3】「格納容器破損防止（破損炉心冠木）のための戦略」				
【4】「格納容器過圧破壊防止のための戦略」				
【5】「水素爆発抑制のための戦略」				
C/Vスプレイ①	【炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・概設代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの手順	1.4, 1.6 1.7, 1.8		
C/Vスプレイ②	【炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・消火ポンプを用いた代替格納容器スプレイの手順	1.4, 1.6 1.7, 1.8		
C/Vスプレイ③	【炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・A格納容器スプレイポンプ（自己冷却）を用いた代替格納容器スプレイの手順 【大規模損壊所達】 ・格納容器スプレイポンプ自己冷却配管接続の手順	1.6, 1.7 1.8		
C/Vスプレイ④	【炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・可搬式代替低圧注水ポンプを用いた代替格納容器スプレイの手順 【大規模損壊所達】 ・可搬式代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイ準備の手順	1.4, 1.6 1.7, 1.8		
第1表 個別戦略における対応手順書等及び設備一覧(2/8)				
注) 本資料は、測定等の実績により見直す可能性があり、使用設備、所要時間、必要人数等は最終的に各手順書に反映する。				
第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧 (2/8)				
注) 本資料は、測定等の実績により見直す可能性があり、使用設備、所要時間、必要人数等は最終的に各手順書に反映する。				
【大飯】 【女川】 記載表現の相違				
【大飯】 記載内容の相違				
・泊は、女川と同様に、各対応手順書で使用する設備や所要時間、必要人数等についても合わせて記載している。				
【女川】 個別の対応手順の相違				
・炉型の相違等により整備する手順等は異なるが、表中の記載内容に相違はない。				

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由				
大規模損壊発生時の対応手順一覧			第1表 個別戦略における対応手順書等及び設備一覧(4/8)			第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(4/8)			【大飯】【女川】記載表現の相違				
対応フロー図中の手順	手順書名称(案)	技術的能力に係る審査基準の当該項目											
【大規模損壊所達】 <ul style="list-style-type: none">N o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水(屋内消火栓)N o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水(屋外消火栓)ポンプ池に上るN o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順ポンプ池によるN o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順海水から使用済燃料ピットへの注水手順													
SFP スプレイ①	【大規模損壊所達】 <ul style="list-style-type: none">送水車による使用済燃料ピットへのスプレーのための手順原子炉周辺建屋への放水砲・シルトフェンスによる放射性物質拡散抑制手順	L.11, L.13											
SFP スプレイ②	【大規模損壊所達】 <ul style="list-style-type: none">化学消防自動車による使用済燃料ピットへのスプレーのための手順	L.11, L.13											
SFP 監視	【大規模損壊所達】 <ul style="list-style-type: none">使用済燃料ピット状況確認のための手順	L.11											
SFP 諸えい緩和	【大規模損壊所達】 <ul style="list-style-type: none">使用済燃料ピット破損状況確認、諸えい抑制のための手順	L.11											
【原子炉停止機能の確保】													
原子炉停止操作	【事故時操作所用(第2部)】 <ul style="list-style-type: none">ATWS緩和設備の作動を確認する手順原子炉手動トリップにより原子炉を停止する手順タービンキモ動トリップ及び補助給水確保の手順緊急はう熱注入の手順	(L.1)											
【冷却機能の確保】													
SG 注水①	【伊心のための戦略】 <ul style="list-style-type: none">SGによる原子炉冷却のための戦略												
	【伊心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 <ul style="list-style-type: none">補助給水ポンプ機能回復の手順	L.2, L.3 L.4, L.5											
SG 注水②	【伊心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】	L.2, L.3 L.4, L.5											
(注) 本資料は、訓練等の実績により見直す可能性があり、専用設備、所要時間、必要人員等は最終的に各手順書に反映する。						(注) 本資料は、訓練等の実績により見直す可能性があり、専用設備、所要時間、必要人員等は最終的に各手順書に反映する。							

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

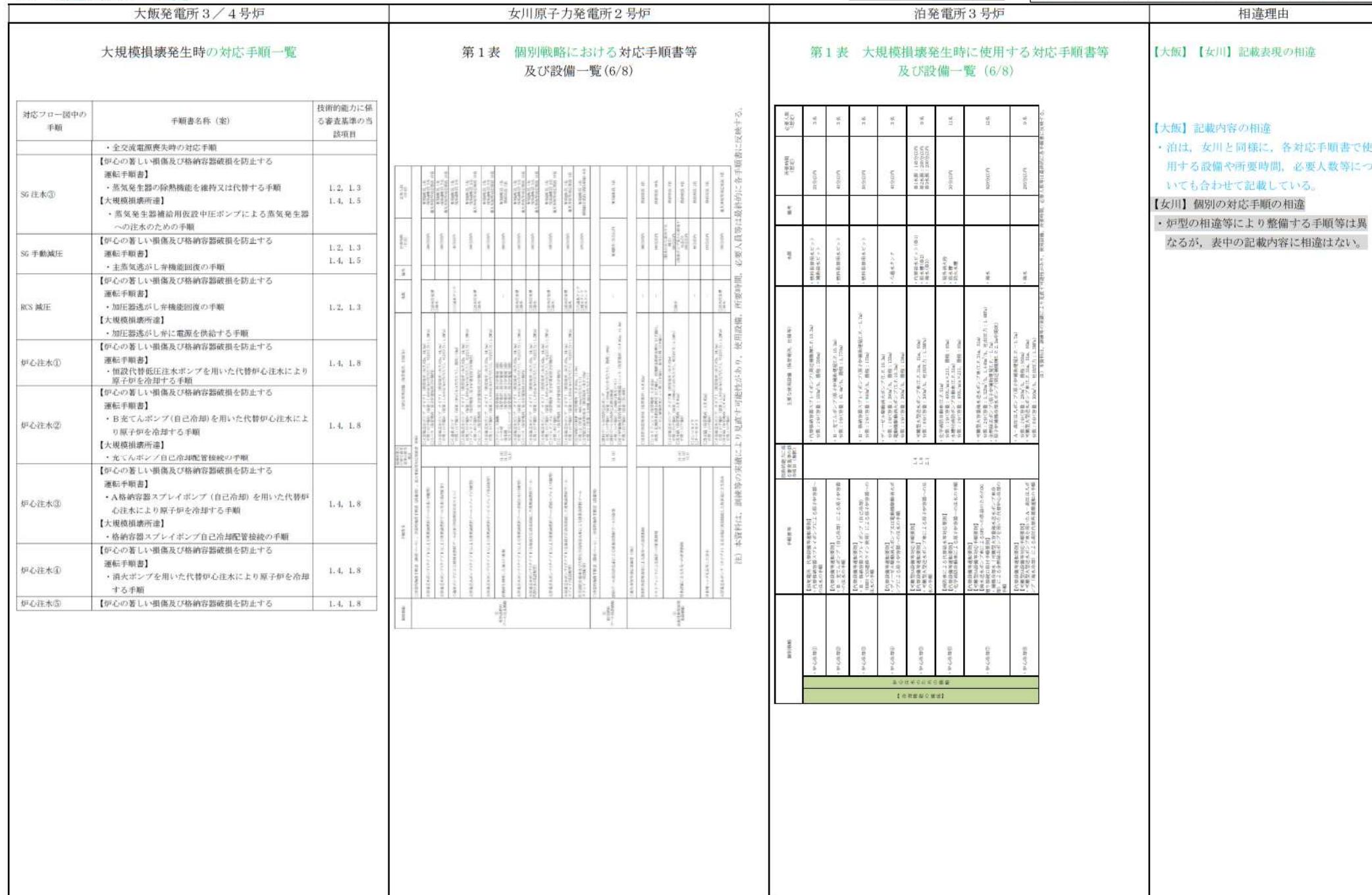
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
大規模損壊発生時の対応手順一覧							
対応フロー図中の手順	手順書名称（案）	技術的能力に係る審査基準の当該項目					
<p>SG注水③</p> <p>【伊心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・蒸気発生器の除熱機能を維持又は代替する手順 【大規模損壊所達】 ・蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水のための手順</p> <p>1.2, 1.3 1.4, 1.5</p> <p>SG手動減圧</p> <p>【伊心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・主蒸気逃がし弁機能回復の手順</p> <p>1.2, 1.3 1.4, 1.5</p> <p>RCS減圧</p> <p>【伊心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・加圧送風がし弁機能回復の手順 【大規模損壊所達】 ・加圧送風がし弁に電源を供給する手順</p> <p>1.2, 1.3</p> <p>炉心注水①</p> <p>【伊心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・恒設代替低圧注水泵ポンプを用いた代替炉心注水により原子炉を冷却する手順</p> <p>1.4, 1.8</p> <p>炉心注水②</p> <p>【伊心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・B充てんポンプ（自己冷却）を用いた代替炉心注水により原子炉を冷却する手順 【大規模損壊所達】 ・光ぐるポンプ／自己冷却配管接続の手順</p> <p>1.4, 1.8</p> <p>炉心注水③</p> <p>【伊心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・A格納容器スプレイポンプ（自己冷却）を用いた代替炉心注水により原子炉を冷却する手順 【大規模損壊所達】 ・格納容器スプレイポンプ自己冷却配管接続の手順</p> <p>1.4, 1.8</p> <p>炉心注水④</p> <p>【伊心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・消火ポンプを用いた代替炉心注水により原子炉を冷却する手順</p> <p>1.4, 1.8</p> <p>炉心注水⑤</p> <p>【伊心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する】</p> <p>1.4, 1.8</p>							
<p>第1表 個別戦略における対応手順書等及び設備一覧(6/8)</p> 							
<p>第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧 (6/8)</p>							
<p>【大飯】 【女川】 記載表現の相違</p> <p>・泊は、女川と同様に、各対応手順書で使用する設備や所要時間、必要人数等についても合わせて記載している。</p> <p>【女川】 個別の対応手順の相違</p> <p>・炉型の相違等により整備する手順等はあるが、表中の記載内容に相違はない。</p>							

(注) 本資料は、訓練等の実績により見直す可能性があり、使用設備、所要時間、必要な人員等は最終的に各手順書に反映する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

対応フロー図中の手順	手順書名称（案）	技術的能力に係る審査基準の当該項目
	運転手順書 ・可搬式代替底注水ポンプを用いた代替炉心注水により原子炉を冷却する手順 【大規模損壊所達】 ・可搬式代替底注水ポンプによる炉心注水の手順	
炉心注水⑤	【大規模損壊所達】 ・化学消防自動車による原子炉容器への注水のための手順 【電源の確保】 【8】「電源確保のための戦略」	1.4, 1.8
電源復旧①	【炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・空冷式非常用発電装置による電源の復旧手順	1.14
電源復旧②	【炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・N o. 1予備変圧器2次側仮設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号） ・N o. 2予備変圧器2次側仮設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）	1.14
電源復旧③	【大規模損壊所達】 ・仮設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（1, 2号～3, 4号） ・仮設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号） ・予備ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順	1.14
電源復旧④	【大規模損壊所達】 ・電源車による電源復旧手順	1.14
電源復旧⑤	【大規模損壊所達】 ・代替所内電気設備による電源供給手順	1.14
電源復旧⑥	【大規模損壊所達】 ・可搬式整流器を用いた直流電源復旧の手順 【治水源の確保】 【3】「放射性物質拡散抑制のための戦略」 【3】「格納容器破損防止（破損炉心冠水）のための戦略」 【4】「格納容器過圧破損防止のための戦略」 【6】「炉心冷却のための戦略」	1.14

第1表 個別戦略における対応手順書等
及び設備一覧(7/8)

手順番号	手順書名	設備名		
		機種	機種	機種
1	「炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書」	1号機	2号機	3号機
2	「空冷式非常用発電装置による電源の復旧手順」	1号機	2号機	3号機
3	「N o. 1予備変圧器2次側仮設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）」	1号機	2号機	3号機
4	「N o. 2予備変圧器2次側仮設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）」	1号機	2号機	3号機
5	「仮設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（1, 2号～3, 4号）」	1号機	2号機	3号機
6	「仮設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）」	1号機	2号機	3号機
7	「予備ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順」	1号機	2号機	3号機
8	「電源車による電源復旧手順」	1号機	2号機	3号機
9	「代替所内電気設備による電源供給手順」	1号機	2号機	3号機
10	「可搬式整流器を用いた直流電源復旧の手順」	1号機	2号機	3号機
11	「放射性物質拡散抑制のための戦略」	1号機	2号機	3号機
12	「格納容器破損防止（破損炉心冠水）のための戦略」	1号機	2号機	3号機
13	「格納容器過圧破損防止のための戦略」	1号機	2号機	3号機
14	「炉心冷却のための戦略」	1号機	2号機	3号機

(注) 本資料は、前項等の実績により見直す可能性があり、適用設備、所要時間、必要人員等は最終的に各手順書に反映する。

第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等
及び設備一覧 (7/8)

手順番号	手順書名	設備名		
		機種	機種	機種
1	「大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧」	1号機	2号機	3号機
2	「空冷式非常用発電装置による電源の復旧手順」	1号機	2号機	3号機
3	「N o. 1予備変圧器2次側仮設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）」	1号機	2号機	3号機
4	「N o. 2予備変圧器2次側仮設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）」	1号機	2号機	3号機
5	「仮設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（1, 2号～3, 4号）」	1号機	2号機	3号機
6	「仮設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）」	1号機	2号機	3号機
7	「予備ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順」	1号機	2号機	3号機
8	「電源車による電源復旧手順」	1号機	2号機	3号機
9	「代替所内電気設備による電源供給手順」	1号機	2号機	3号機
10	「可搬式整流器を用いた直流電源復旧の手順」	1号機	2号機	3号機
11	「放射性物質拡散抑制のための戦略」	1号機	2号機	3号機
12	「格納容器破損防止（破損炉心冠水）のための戦略」	1号機	2号機	3号機
13	「格納容器過圧破損防止のための戦略」	1号機	2号機	3号機
14	「炉心冷却のための戦略」	1号機	2号機	3号機

【大飯】【女川】記載表現の相違

【大飯】記載内容の相違

・泊は、女川と同様に、各対応手順書で使用する設備や所要時間、必要人数等についても合わせて記載している。

【女川】個別の対応手順の相違

・炉型の相違等により整備する手順等は異なるが、表中の記載内容に相違はない。

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
大規模損壊発生時の対応手順一覧		第1表 個別戦略における対応手順書等及び設備一覧(8/8)		第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(8/8)		【大飯】【女川】記載表現の相違	
対応フロー中の手順	手順書名称(案) 【SGによる原子炉冷却のための戦略】	技術的能力に係る審査基準の当該項目					
水源確保① ・原子炉圧力容器への注水のための水源を確保するための手順 ・格納容器注水のための水源を確保するための手順 【大規模損壊所達】 ・復水ピット出口配管接続の手順	【大規模損壊所達】 【炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・蒸気発生器2次側による炉心冷却のための水源を確保する手順 【大規模損壊所達】 ・海水を用いた復水ピットへの補給のための手順	1.13				【大飯】記載内容の相違 ・泊は、女川と同様に、各対応手順書で使用する設備や所要時間、必要人数等についても合わせて記載している。	
水源確保② ・海水を用いた復水ピットへの補給のための手順	【炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書】 ・蒸気発生器2次側による炉心冷却のための水源を確保する手順 【大規模損壊所達】 ・海水を用いた復水ピットへの補給のための手順	1.13				【女川】個別の対応手順の相違 ・炉型の相違等により整備する手順等は異なるが、表中の記載内容に相違はない。	
【その他】 代替監視計器による監視 ・可換型計測器による計測のための手順	【大規模損壊所達】 ・可換型計測器による計測のための手順	1.2					
注) 本資料は、調査等の実績により見直し可能性があり、他用設備、所要時間、必要人員等は最新版に各手順書に反映する。		第1表 個別戦略における対応手順書等及び設備一覧(8/8)		第1表 大規模損壊発生時に使用する対応手順書等及び設備一覧(8/8)		【大飯】【女川】記載表現の相違	
						【大飯】記載内容の相違 ・泊は、女川と同様に、各対応手順書で使用する設備や所要時間、必要人数等についても合わせて記載している。	
						【女川】個別の対応手順の相違 ・炉型の相違等により整備する手順等は異なるが、表中の記載内容に相違はない。	

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

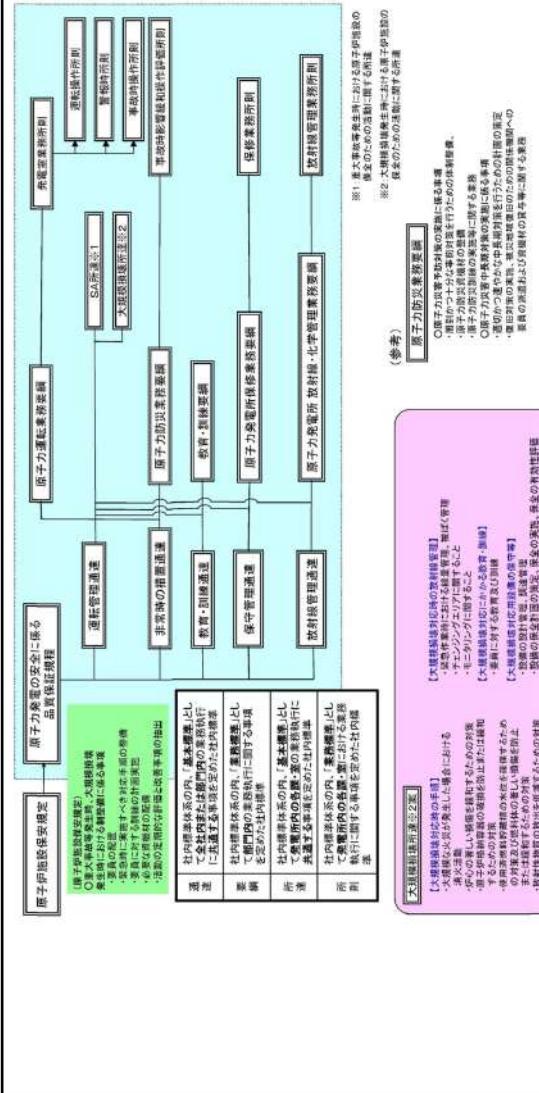
灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

相違理由

大規模損壊発生時の対応手順書体系

a. 大飯発電所 規定文書大規模損壊関連体系図

大規模損壊発生時において原子力防災組織、重大事故等対策要員が使用する文書体系については以下のとおり。



第1図 QMS文書体系上の手順書の位置づけ

泊発電所 3号炉

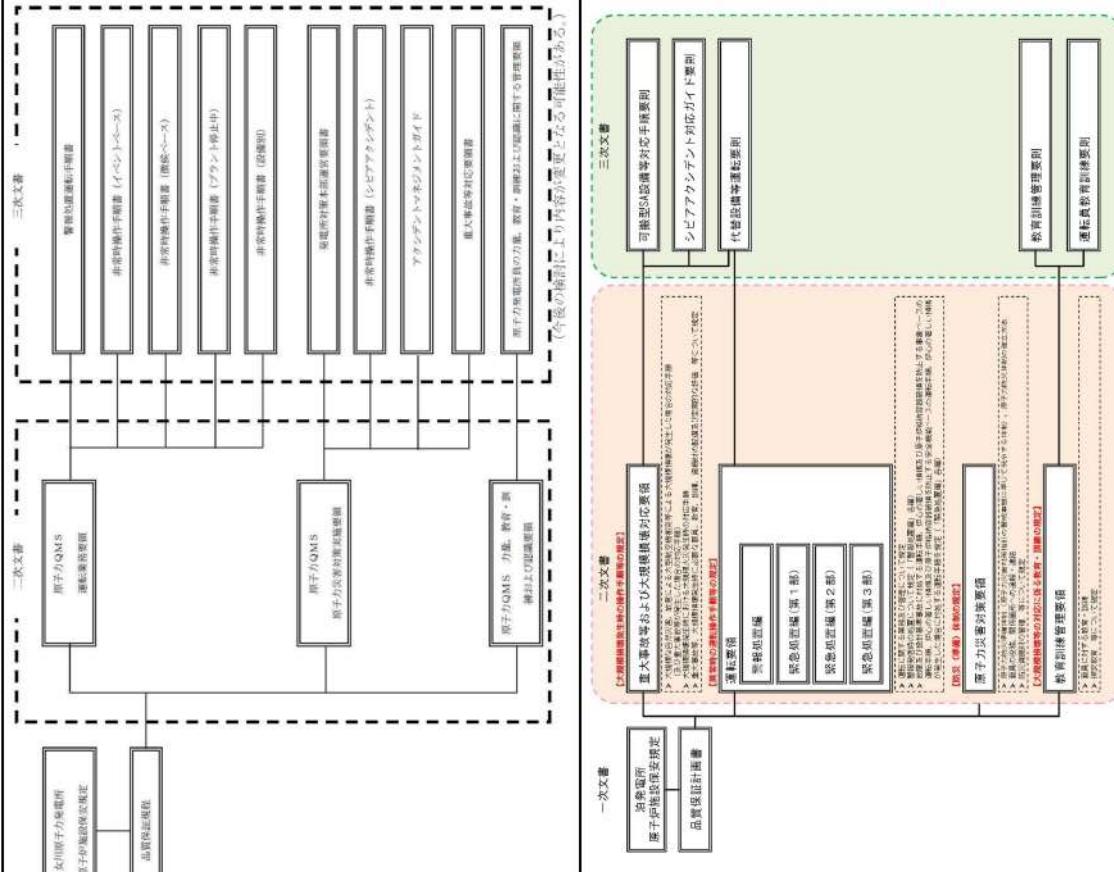
泊発電所 品質マネジメントシステム

大規模損壊発生時において、原子力防災組織、運転員、灾害対策要員等が使用する文書体系について第1図に示す。

【大飯】 【女川】 記載表現の相

- 泊は、技術的能力 1.0 の添付資料 1.0.5 及び添付資料 1.0.6 の記載内容を踏まえた記載表現としている。

【大飯】要員名称の相違



第1図 品質マネジメントシステム文書体系図（大規模損壊発生時に係る文書）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 大規模損壊時の対応手順書体系図</p> <p>大規模損壊発生時、「大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達」の適用条件に該当すると原子力防災管理者または当直課長が判断した場合、各個別戦略を講じるため以下の手順書を用いて対応を行う。必要な対応操作については、「大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達」により選定され、各基準に定められた手順により対応を行う。</p>	<p>2. 大規模損壊発生時の対応手順書体系図</p> <p>発電所対策本部で使用する対応フローに従った措置を講じるため、以下の手順書を用いて対応を行う。</p> <p>また、対応手順書の機能体系を第2図に、手順書のリストを第2表に示す。</p> <p>(1) 発電所対策本部用手順書</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発電所対策本部運営要領書 <p>重大事故、大規模損壊等が発生した場合又はそのおそれがある場合に、緊急事態に関する発電所対策本部の責任と権限及び実施事項を定めた要領で発電所対策本部が使用する。</p> <p>また、発電所対策本部の運営及び、各機能班が実施する事項については、本要領書に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② アクシデントマネジメントガイド (AMG) <p>炉心損傷後に想定されるプラント状態の判断や事故の進展防止及び影響緩和のために実施すべき操作の技術的根拠となる情報を定めたガイドで、運転員に対する支援活動の参考として、技術支援組織が使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 重大事故等対応要領書 (HIG) <p>自然現象や大規模損壊等により、多段の恒設の電源設備・注水設備等が使用できない場合に、運転員の事故対応に必要な支援を行うための可搬型設備等による事故対応操作内容を定めた要領書で、重大事故等対策要員及び初期消火要員（消防車隊）が使用する。</p> <p>(2) 運転操作手順書</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 警報処置運転手順書 <p>中央制御室及び現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいはプラントを安全な状態に維持するために必要な対応操作を定めた手順書。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 非常時操作手順書（イベントベース） (AOP) <p>单一の故障等で発生する可能性のあるあらかじめ想定された異常事象又は事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作を定めた手順書。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 非常時操作手順書（微候ベース） (EOP) <p>事故の起因事象を問わず、AOPでは対処できない複数の設備の故障等による異常又は事故が発生した際に、重大事故への進展を防止するために必要な対応操作を定めた手順書。</p>	<p>2. 大規模損壊発生時の対応手順書体系図</p> <p>大規模損壊発生時、「重大事故等および大規模損壊対応要領」（第3章）の適用条件に該当すると原子力防災管理者が判断した場合、各個別戦略を講じるため、以下の手順書を用いて対応を行う。必要な対応操作については、「重大事故等および大規模損壊対応要領」により選定され、当該要領の下部規程（三次文書）に定める手順により対応を行う。</p> <p>「重大事故等および大規模損壊要領」の構成を第2図に示す。</p>	<p>【大飯】【女川】記載表現、名称の相違</p> <p>【大飯】運用の相違</p> <p>・泊は、大規模損壊発生やそれに対する活動開始の判断は、発電用原子炉施設の状況や発電課長（当直）からの報告を踏まえて、原子力防災管理者が行う。（判断者に当直の責任者を含めていないのは、伊方3号も同様。）</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・泊は、大飯や東海第二及び島根2号と同様に、個別の手順書については技術的能力1.0で説明しているため、ここでは記載しない。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
	<p style="text-align: center;">第2表 大規模損壊時の対応手順書リスト (1/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">発電所対策本部運営要領</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">情報班実施事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">総務班実施事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">広報班実施事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">技術班実施事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">放射線管理班実施事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">保修班実施事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">発電管理班実施事項</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">アクシデントマネジメントガイド (AMG)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(a) 確認ガイド</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【確認ガイド-1】 : 売心損傷確認ガイド</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【確認ガイド-2】 : 損傷炉心の冷却性確認ガイド</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【確認ガイド-3】 : 原子炉圧力容器破損の確認ガイド</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【確認ガイド-4】 : 格納容器モニタ (格納容器内パラメータの監視、格納容器健全性確認ガイド)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(b) 操作ガイド</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【操作ガイド-1】 : 損傷炉心への注水操作ガイド</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【操作ガイド-2】 : 原子炉減圧操作ガイド（注手段がある場合）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【操作ガイド-3】 : 原子炉減圧操作ガイド（注手段がない場合）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【操作ガイド-4】 : 機器復旧後の切り替え操作ガイド</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【操作ガイド-5】 : （原子炉圧力容器破損後の）原子炉への注水操作ガイド</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【操作ガイド-6】 : ベデスタルへの注水操作ガイド</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【操作ガイド-7】 : 格納容器からの除熱操作ガイド</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【操作ガイド-8】 : 格納容器ペント操作ガイド</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【操作ガイド-9】 : 長期冷却操作ガイド</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【操作ガイド-10】 : 可燃性ガス濃度制御系（F C S）操作ガイド</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【操作ガイド-11】 : 原子炉ウェルへの注水操作ガイド</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【操作ガイド-12】 : 原子炉建屋可燃性ガス濃度制御操作ガイド</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第2表 大規模損壊時の対応手順書リスト (2/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">重大事故等対応要領書 (E H G)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">炉心冷却手順</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">使用済燃料冷却手順</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">格納容器機能維持手順</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">建屋機能維持手順</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電源確保手順</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">アクセスルート確保手順</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">放射性物質拡散抑制手順</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">消火手順</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水源確保手順</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">燃料補給手順</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">モニタリング手順</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">アシスト手順</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">警報処置手順書</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">警報処置運転手順書</td> </tr> </table>	発電所対策本部運営要領	情報班実施事項	総務班実施事項	広報班実施事項	技術班実施事項	放射線管理班実施事項	保修班実施事項	発電管理班実施事項	アクシデントマネジメントガイド (AMG)	(a) 確認ガイド	【確認ガイド-1】 : 売心損傷確認ガイド	【確認ガイド-2】 : 損傷炉心の冷却性確認ガイド	【確認ガイド-3】 : 原子炉圧力容器破損の確認ガイド	【確認ガイド-4】 : 格納容器モニタ (格納容器内パラメータの監視、格納容器健全性確認ガイド)	(b) 操作ガイド	【操作ガイド-1】 : 損傷炉心への注水操作ガイド	【操作ガイド-2】 : 原子炉減圧操作ガイド（注手段がある場合）	【操作ガイド-3】 : 原子炉減圧操作ガイド（注手段がない場合）	【操作ガイド-4】 : 機器復旧後の切り替え操作ガイド	【操作ガイド-5】 : （原子炉圧力容器破損後の）原子炉への注水操作ガイド	【操作ガイド-6】 : ベデスタルへの注水操作ガイド	【操作ガイド-7】 : 格納容器からの除熱操作ガイド	【操作ガイド-8】 : 格納容器ペント操作ガイド	【操作ガイド-9】 : 長期冷却操作ガイド	【操作ガイド-10】 : 可燃性ガス濃度制御系（F C S）操作ガイド	【操作ガイド-11】 : 原子炉ウェルへの注水操作ガイド	【操作ガイド-12】 : 原子炉建屋可燃性ガス濃度制御操作ガイド	重大事故等対応要領書 (E H G)	炉心冷却手順	使用済燃料冷却手順	格納容器機能維持手順	建屋機能維持手順	電源確保手順	アクセスルート確保手順	放射性物質拡散抑制手順	消火手順	水源確保手順	燃料補給手順	モニタリング手順	アシスト手順	警報処置手順書	警報処置運転手順書			<p style="color: red;">【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、大飯と同様に、大規模損壊発生時の対応操作については、第2図の中に記載している。
発電所対策本部運営要領																																														
情報班実施事項																																														
総務班実施事項																																														
広報班実施事項																																														
技術班実施事項																																														
放射線管理班実施事項																																														
保修班実施事項																																														
発電管理班実施事項																																														
アクシデントマネジメントガイド (AMG)																																														
(a) 確認ガイド																																														
【確認ガイド-1】 : 売心損傷確認ガイド																																														
【確認ガイド-2】 : 損傷炉心の冷却性確認ガイド																																														
【確認ガイド-3】 : 原子炉圧力容器破損の確認ガイド																																														
【確認ガイド-4】 : 格納容器モニタ (格納容器内パラメータの監視、格納容器健全性確認ガイド)																																														
(b) 操作ガイド																																														
【操作ガイド-1】 : 損傷炉心への注水操作ガイド																																														
【操作ガイド-2】 : 原子炉減圧操作ガイド（注手段がある場合）																																														
【操作ガイド-3】 : 原子炉減圧操作ガイド（注手段がない場合）																																														
【操作ガイド-4】 : 機器復旧後の切り替え操作ガイド																																														
【操作ガイド-5】 : （原子炉圧力容器破損後の）原子炉への注水操作ガイド																																														
【操作ガイド-6】 : ベデスタルへの注水操作ガイド																																														
【操作ガイド-7】 : 格納容器からの除熱操作ガイド																																														
【操作ガイド-8】 : 格納容器ペント操作ガイド																																														
【操作ガイド-9】 : 長期冷却操作ガイド																																														
【操作ガイド-10】 : 可燃性ガス濃度制御系（F C S）操作ガイド																																														
【操作ガイド-11】 : 原子炉ウェルへの注水操作ガイド																																														
【操作ガイド-12】 : 原子炉建屋可燃性ガス濃度制御操作ガイド																																														
重大事故等対応要領書 (E H G)																																														
炉心冷却手順																																														
使用済燃料冷却手順																																														
格納容器機能維持手順																																														
建屋機能維持手順																																														
電源確保手順																																														
アクセスルート確保手順																																														
放射性物質拡散抑制手順																																														
消火手順																																														
水源確保手順																																														
燃料補給手順																																														
モニタリング手順																																														
アシスト手順																																														
警報処置手順書																																														
警報処置運転手順書																																														

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
	<p style="text-align: center;">第2表 大規模損壊時の対応手順書リスト (3/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">非常時操作手順書（イベントベース）(AOP)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 原子炉スクラム 冷却材喪失 配管破断 給水喪失 原子炉再循環系故障 燃料破損 タービン系故障 電気系故障 その他系統故障 火災 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">非常時操作手順書（微候ベース）(EOP)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 原子炉制御 格納容器制御 原子炉建屋制御 燃料プール制御 不測事態 電源回復 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">非常時操作手順書（シビアアクシデント）(SOP)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 注水ストラテジー1 「損傷炉心への注水」 注水ストラテジー2 「長期の損傷炉心への注水」 注水ストラテジー3 a 「R P V破損前のベデスタル初期注水」 注水ストラテジー3 b 「R P V破損後のベデスタル注水」 注水ストラテジー4 「長期のR P V破損後の注水」 除熱ストラテジー1 「損傷炉心冷却後の除熱」 除熱ストラテジー2 「R P V破損後の除熱」 ベントストラテジー 「P C V破損防止」 水素制御ストラテジー 「原子炉建屋水素制御」 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第2表 大規模損壊時の対応手順書リスト (4/4)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">非常時操作手順書（プラント停止中）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 崩壊熱除去機能喪失 原子炉冷却材喪失 燃料プール冷却機能喪失 燃料プール冷却材喪失 外部電源喪失 臨界事象発生 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">非常時操作手順書（設備別）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 反応度制御 炉心冷却 使用済燃料冷却 格納容器機能維持 建屋機能維持 電源確保 アシスト </td> </tr> </table>	非常時操作手順書（イベントベース）(AOP)	原子炉スクラム 冷却材喪失 配管破断 給水喪失 原子炉再循環系故障 燃料破損 タービン系故障 電気系故障 その他系統故障 火災	非常時操作手順書（微候ベース）(EOP)	原子炉制御 格納容器制御 原子炉建屋制御 燃料プール制御 不測事態 電源回復	非常時操作手順書（シビアアクシデント）(SOP)	注水ストラテジー1 「損傷炉心への注水」 注水ストラテジー2 「長期の損傷炉心への注水」 注水ストラテジー3 a 「R P V破損前のベデスタル初期注水」 注水ストラテジー3 b 「R P V破損後のベデスタル注水」 注水ストラテジー4 「長期のR P V破損後の注水」 除熱ストラテジー1 「損傷炉心冷却後の除熱」 除熱ストラテジー2 「R P V破損後の除熱」 ベントストラテジー 「P C V破損防止」 水素制御ストラテジー 「原子炉建屋水素制御」	第2表 大規模損壊時の対応手順書リスト (4/4)	非常時操作手順書（プラント停止中）	崩壊熱除去機能喪失 原子炉冷却材喪失 燃料プール冷却機能喪失 燃料プール冷却材喪失 外部電源喪失 臨界事象発生	非常時操作手順書（設備別）	反応度制御 炉心冷却 使用済燃料冷却 格納容器機能維持 建屋機能維持 電源確保 アシスト		<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、大飯と同様に、大規模損壊発生時の対応操作については、第2図の中に記載している。
非常時操作手順書（イベントベース）(AOP)														
原子炉スクラム 冷却材喪失 配管破断 給水喪失 原子炉再循環系故障 燃料破損 タービン系故障 電気系故障 その他系統故障 火災														
非常時操作手順書（微候ベース）(EOP)														
原子炉制御 格納容器制御 原子炉建屋制御 燃料プール制御 不測事態 電源回復														
非常時操作手順書（シビアアクシデント）(SOP)														
注水ストラテジー1 「損傷炉心への注水」 注水ストラテジー2 「長期の損傷炉心への注水」 注水ストラテジー3 a 「R P V破損前のベデスタル初期注水」 注水ストラテジー3 b 「R P V破損後のベデスタル注水」 注水ストラテジー4 「長期のR P V破損後の注水」 除熱ストラテジー1 「損傷炉心冷却後の除熱」 除熱ストラテジー2 「R P V破損後の除熱」 ベントストラテジー 「P C V破損防止」 水素制御ストラテジー 「原子炉建屋水素制御」														
第2表 大規模損壊時の対応手順書リスト (4/4)														
非常時操作手順書（プラント停止中）														
崩壊熱除去機能喪失 原子炉冷却材喪失 燃料プール冷却機能喪失 燃料プール冷却材喪失 外部電源喪失 臨界事象発生														
非常時操作手順書（設備別）														
反応度制御 炉心冷却 使用済燃料冷却 格納容器機能維持 建屋機能維持 電源確保 アシスト														

2.1 可搬型設備等による対応

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
比較対象なし			
	<p style="text-align: center;">添付資料 2.1.6 大規模損壊時のイグナイタ起動判断について</p> <p>I. 水素爆発抑制戦略におけるイグナイタの起動について</p> <p>水素は、高温の燃料被覆管のジルコニウム(Zr)と水蒸気との接触により大量に発生する。従って、炉心が損傷し、破断口又は原子炉容器破損箇所から格納容器内に1次冷却材の漏えいが生じている場合、格納容器内の水素濃度が高くなっている可能性が高い。また、MCCIによっても追加の大量の水素発生の可能性がある。</p> <p>そのため、炉心損傷後にイグナイタを起動する場合、水素燃焼による格納容器の健全性に与える影響を十分に考慮し、慎重な対応が必要となる。</p> <p>判断に用いる情報としては、格納容器内注水等、各種パラメータ等に基づくプラント状況の把握のほか、以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故経過時間 ・格納容器内圧力 ・格納容器内水素濃度及びその傾向 ・PARの温度及びその傾向 <p>ここで、原子炉容器破損により放出される水素及びMCCIにより発生する可能性のある水素を考慮した「水素燃焼」シーケンス（大破断LOCA+ECCS注入失敗+C/Vスブレイ注入）の解析により、余裕を考慮しても事故※発生後1時間以内であれば原子炉容器破損時の水素濃度は6 vol%程度であり、十分水素濃度が低いことを確認している。また、イグナイタ周辺の機器については、イグナイタが着火する水素濃度8 vol%程度での水素燃焼によって影響がないことを確認している。従って、事故発生後1時間以内であれば、事象進展の早い大破断LOCA起因の事故であっても原子炉容器破損前であり格納容器内水素濃度は8 vol%未満であること、大破断LOCA起因と比べて事象進展が遅いトランジエント等の事故では炉心損傷前となることから、格納容器内水素濃度を確認することなく速やかにイグナイタを起動することとしている。</p> <p>※ 事故進展解析における大破断LOCA等の起因事象</p>	<p style="text-align: center;">添付資料 2.1.5 大規模損壊時の格納容器水素イグナイタ起動判断について</p> <p>I. 水素爆発抑制のための戦略における格納容器水素イグナイタの起動について</p> <p>原子炉格納容器内の水素は、高温の燃料被覆管のジルコニウム(Zr)と水蒸気との接触により大量に発生する。したがって、炉心が損傷し、破断口又は原子炉容器破損箇所から原子炉格納容器内に1次冷却材の漏えいが生じている場合、原子炉格納容器内の水素濃度が高くなっている可能性が高い。また、MCCIによっても追加の大量の水素発生の可能性がある。</p> <p>そのため、炉心損傷後に原子炉格納容器水素イグナイタ（以下「イグナイタ」という。）を起動する場合、水素燃焼による原子炉格納容器の健全性に与える影響を十分に考慮し、慎重な対応が必要となる。</p> <p>判断に用いる情報としては、原子炉格納容器内注水等、各種パラメータ等に基づくプラント状況の把握のほか、以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故経過時間 ・原子炉格納容器圧力 ・格納容器内水素濃度及びその傾向 ・原子炉格納容器内水素処理装置（以下「PAR」という。）の温度及びその傾向 <p>ここで、原子炉容器破損により放出される水素及びMCCIにより発生する可能性のある水素を考慮した「水素燃焼」シーケンス（大破断LOCA時に低圧注入機能及び高圧注入機能が喪失する事故）の解析により、余裕を考慮しても事故※発生後1時間以内であれば原子炉容器破損時の水素濃度は6 vol%程度であり、十分水素濃度が低いことを確認している。また、イグナイタ周辺の機器については、イグナイタが着火する水素濃度8 vol%程度での水素燃焼によって影響がないことを確認している。したがって、事故発生後1時間以内であれば、事象進展の早い大破断LOCA起因の事故であっても原子炉容器破損前であり格納容器内水素濃度は8 vol%未満であること、大破断LOCA起因と比べて事象進展が遅いトランジエント等の事故では炉心損傷前となることから、格納容器内水素濃度を確認することなく速やかにイグナイタを起動することとしている。</p> <p>※：事故進展解析における大破断LOCA等の起因事象</p>	<p>【大飯】【女川】資料構成の相違 ・女川には格納容器水素イグナイタに相当する設備はないため、同様の添付資料はない。また、大飯にも同様の添付資料がないことから、起動判断に用いる情報として事故進展解析の結果を含むことを踏まえ、泊3号炉と同じ3ループプラントである伊方3号炉との比較を示す。</p> <p>【伊方】資料番号の相違</p> <p>【伊方】設備名称の相違 (以降、相違理由の記載を省略する。)</p> <p>【伊方】記載表現の相違</p> <p>【伊方】記載表現の相違 【伊方】記載表現の相違（用語の統一） ・従って⇨したがって</p> <p>・泊は、設備名称又はパラメータ名称である場合を除き、「原子炉格納容器」で統一する。 (以降、相違理由の記載を省略する。)</p> <p>【伊方】パラメータ名称の相違 (以降、相違理由の記載を省略する。)</p> <p>【伊方】設備名称及び記載表現の相違</p> <p>【伊方】記載表現の相違（評価事故シーケンスに相違はない。）</p> <p>【伊方】記載表現の相違</p>

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ただし、イグナイタの起動は、大規模損壊対応として初動時に非常用電源系統の受電が不可能な場合においては1時間以内で起動することが困難であり、代替電気設備を使用しケーブル敷設の作業が必要であるため5時間程度経過した時点と想定される。この時点では、格納容器への脅威となる程のMCCIによる追加の水素発生はなく水素濃度の推移は比較的緩やかであり、水素爆発防止の判断の目安となる13vol%に至らないと考えられる。また、水の放射線分解により長期的に生成する水素については、2kg/h程度と緩やかであり直ちに格納容器の脅威となることはなく、PARが健全であれば減少する。</p> <p>従って、発電所対策本部において判断するための十分な時間余裕があることから、利用可能な情報等に基づき上記の判断に用いる情報の特徴を踏まえて検討を行い、事象が進展し水素爆発による格納容器破損の脅威が予想される場合、つまり格納容器破損の脅威に対する実効性があり、かつ水素燃焼による格納容器の健全性に悪影響を与えないと判断できる場合にイグナイタを起動する。</p> <p>判断に用いる情報について、(1)～(4)に整理する。</p> <p>(1) 事故経過時間</p> <p>大規模損壊では、5時間程度経過した時点での対応となる可能性がある。ここでは、PRAにおいて実施したMAAPを用いた代表PDS（プラント損傷状態）の事故進展解析の結果より、イグナイタ起動の格納容器破損への脅威に対する実効性について考察する。なお、実際は一部の安全系機器が動作していることが考えられ、本評価よりも事象進展が緩やかとなる可能性が高い。事故進展解析の結果については、詳細を参考1に示す。</p> <p>C/Vスプレイ及び再循環に成功している場合（AEI及びTEI）は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故早期から後期にかけて4vol%以上あり、水素燃焼の可能性が考えられること ・格納容器への脅威となるMCCIによる水素発生量ではなく、事故早期の水素濃度からの上昇がほとんどみられないこと ・その他、格納容器に脅威を与える現象は考えられないこと <p>から、対策を講じなくても水素燃焼、過圧破損等による格納容器への脅威はなく、高水素濃度で着火する可能性がある場合はイグナイタの起動を行うべきではない。</p>	<p>ただし、イグナイタの起動は、大規模損壊対応として初動時に非常用電源系統の受電が不可能な場合においては1時間以内で起動することが困難であり、代替所内電気設備を使用しケーブル敷設の作業が必要であるため5時間程度経過した時点と想定される。この時点では、原子炉格納容器への脅威となる程のMCCIによる追加の水素発生はなく水素濃度の推移は比較的緩やかであり、水素爆発防止の判断の目安となる13vol%に至らないと考えられる。また、水の放射線分解により長期的に生成する水素については、2kg/h程度と緩やかであり直ちに原子炉格納容器の脅威となることはなく、PARが健全であれば減少する。</p> <p>このため、発電所対策本部において判断するための十分な時間余裕があることから、利用可能な情報等に基づき上記の判断に用いる情報の特徴を踏まえて検討を行い、事象が進展し水素爆発による原子炉格納容器破損の脅威が予想される場合、つまり原子炉格納容器破損の脅威に対する実効性があり、かつ水素燃焼による原子炉格納容器の健全性に悪影響を与えないと判断できる場合にイグナイタを起動する。</p> <p>判断に用いる情報について、1.(1)～(4)に整理する。</p> <p>1. イグナイタ起動の判断に用いる情報</p> <p>(1) 事故経過時間</p> <p>大規模損壊では、5時間程度経過した時点での対応となる可能性がある。ここでは、PRAにおいて実施したMAAPを用いた代表PDS（プラント損傷状態）の事故進展解析の結果より、イグナイタ起動の原子炉格納容器破損への脅威に対する実効性について考察する。なお、実際は一部の安全系機器が動作していることが考えられ、本評価よりも事象進展が緩やかとなる可能性が高い。事故進展解析の結果については、詳細を参考1に示す。</p> <p>a. C/Vスプレイ及び再循環に成功している場合</p> <p>C/Vスプレイ及び再循環に成功している場合（AEI及びTEI）の特徴としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故早期から後期にかけて水素濃度は4vol%以上あり、水素燃焼の可能性が考えられる。 ・原子炉格納容器への脅威となるMCCIによる水素発生量ではなく、事故早期の水素濃度からの上昇がほとんどみられない。 ・その他、原子炉格納容器に脅威を与える現象は考えられない。 <p>以上のことから、対策を講じなくても水素燃焼、過圧破損等による原子炉格納容器への脅威はなく、高水素濃度で着火する可能性がある場合はイグナイタの起動を行うべきではない。</p>	<p>【伊方】設備名称の相違</p> <p>【伊方】記載表現の相違</p> <p>【伊方】文章構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、1.(1)～(4)の情報を参考にして、イグナイタの起動判断をすることから、項目を分けた文章構成としている。 <p>【伊方】文章構成及び記載表現の相違</p>

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>C/Vスプレイに成功し再循環に失敗している場合 (AEW) は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故早期から後期にかけて 4 vol%未満であり、水素燃焼の可能性は低いこと 格納容器への脅威となる MCCI の水素発生量ではなく、再循環失敗により水蒸気の凝縮もないため徐々に水素濃度が低下すること 格納容器への脅威は過圧破損であるため、再循環機能等の復旧に伴い水蒸気の凝縮による水素濃度の上昇が想定されるが、過圧破損までに MCCI による大量の水素発生がないことから、水素濃度を考慮しつつ格納容器内圧力の管理が可能と考えられること <p>から、イグナイトを起動するメリットは小さい。</p> <p>C/Vスプレイ及び再循環に失敗している場合 (AED, SED 及び TED) は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 破断口等からの水素放出直後を除き、事故早期から後期にかけては 4 vol%未満であり、水素燃焼の可能性は低いこと C/Vスプレイに失敗した場合は、格納容器への脅威となる MCCI による水素発生の著しい増加（最も事象進展が早い解析においては事故発生から約 5 時間以上経過した時点）があり、過圧破損しなかった場合には水素濃度が更に上昇すること 格納容器への脅威は過圧破損であるため、注水機能の復旧を行った場合、MCCI による水素発生が著しく増加した後においては水蒸気の凝縮による水素濃度の急激な上昇が想定されること <p>から、時期にもよるがイグナイトを起動するメリットはある。</p> <p>従って、安全系機器の作動状況、プラントパラメータ等から C/Vスプレイ失敗が明らかであり、MCCI による水素の大量発生後に注水機能の復旧による過圧破損防止対策を講じる可能性がある場合には、水素濃度が低い時点でのイグナイト起動については、格納容器破損への脅威に対する実効性が高い。</p>	<p>b. C/Vスプレイに成功し再循環に失敗している場合</p> <p>C/Vスプレイに成功し再循環に失敗している場合 (AEW) の特徴としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故早期から後期にかけて 4 vol%未満であり、水素燃焼の可能性は低い。 原子炉格納容器への脅威となる MCCI による水素発生量ではなく、再循環失敗により水蒸気の凝縮もないため徐々に水素濃度が低下する。 原子炉格納容器への脅威は過圧破損であるため、再循環機能等の復旧を行った場合、水蒸気の凝縮による水素濃度の上昇が想定されるが、過圧破損までに MCCI による大量の水素発生がないことから、水素濃度を考慮しつつ原子炉格納容器圧力の管理が可能と考えられる。 <p>以上のことから、イグナイトを起動するメリットは小さい。</p> <p>c. C/Vスプレイ及び再循環に失敗している場合</p> <p>C/Vスプレイ及び再循環に失敗している場合 (AED, SED 及び TED) の特徴としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 破断口等からの水素放出直後を除き、事故早期から後期にかけては 4 vol%未満であり、水素燃焼の可能性は低い。 C/Vスプレイに失敗した場合は、原子炉格納容器への脅威となる MCCI による水素発生の著しい増加（最も事象進展が早い解析においては事故発生から約 5 時間以上経過した時点）があり、過圧破損しなかった場合には水素濃度がさらに上昇する。 原子炉格納容器への脅威は過圧破損であるため、注水機能の復旧を行った場合、MCCI による水素発生が著しく増加した後においては水蒸気の凝縮による水素濃度の急激な上昇が想定される。 <p>以上のことから、起動のタイミング次第ではあるものの、イグナイトを起動するメリットはある。</p> <p>したがって、安全系機器の作動状況、プラントパラメータ等から C/Vスプレイ失敗が明らかであり、MCCI による水素の大量発生後に注水機能の復旧による過圧破損防止対策を講じる可能性がある場合には、水素濃度が低い時点でのイグナイト起動については、原子炉格納容器破損への脅威に対する実効性が高い。</p>	<p>【伊方】文章構成及び記載表現の相違</p> <p>【伊方】文章構成及び記載表現の相違</p> <p>【伊方】記載表現の相違</p>

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 格納容器内圧力</p> <p>格納容器内圧力と格納容器内水素濃度の関係を第2.1.6-1図に示す。MCCIにより発生する可能性のある水素を考慮し、水素反応の条件をZr100%と仮定しても、格納容器内圧力が最高使用圧力近傍であれば水素濃度は十分低い。複数のチャンネルで同じ圧力であればデータの信頼性は高いため、水素濃度が十分低いと判断できる場合にはイグナイタを起動することが可能である。</p>  <p>第2.1.6-1図 伊方3号機 格納容器内圧力と格納容器内水素濃度の関係</p> <p>(3) 水素濃度</p> <p>重大事故時における格納容器内の水素濃度を中央制御室において連続監視できるよう、可搬型の格納容器水素濃度計測装置を設置することとしている。格納容器内注水が成功していれば、格納容器内の水素は攪拌により均一化されていると考えられるものの、1点のサンプリングによる測定であることから代表性の不確実さを有する。</p> <p>原子炉格納容器からのサンプリングガスは、冷却器での冷却凝縮、湿分分離器での水分除去により、ほぼドライ状態で格納容器水素濃度計測装置に送り測定する。詳細を参考2に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検出器 : 熱伝導度方式 ・測定レンジ : 水素濃度 0～20vol% <p>計測される水素濃度はドライ換算であるが、格納容器内の状態は水蒸気雰囲気であり実際の水素濃度は低い。</p> <p>また、本装置は、水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる設計としているものの、高精度で測定できるものではない。従って、イグナイタの起動に係る参考として水素濃度の推移の監視に利用することは可能であるが、精緻な水素濃度を把握することは困難である。</p>	<p>(2) 原子炉格納容器圧力</p> <p>原子炉格納容器圧力と格納容器内水素濃度の関係を第1図に示す。MCCIにより発生する可能性のある水素を考慮し、水素反応の条件をZr100%と仮定しても、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力近傍であれば水素濃度は十分低い。複数のチャンネルで同じ圧力であればデータの信頼性は高いため、水素濃度が十分低いと判断できる場合にはイグナイタを起動することが可能である。</p>  <p>第1図 泊3号炉 原子炉格納容器圧力と格納容器内水素濃度の関係</p> <p>□ 條件の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>(3) 水素濃度</p> <p>重大事故時における原子炉格納容器内の水素濃度を中央制御室において連続監視できるよう、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットを設置することとしている。原子炉格納容器内注水が成功していれば、原子炉格納容器内の水素は攪拌により均一化されていると考えられるものの、1点のサンプリングによる測定であることから代表性の不確実さを有する。</p> <p>原子炉格納容器からのサンプリングガスは、冷却器での冷却凝縮、湿分分離器での水分除去により、ほぼドライ状態で可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットに送り測定する。詳細を参考2に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検出器 : 热伝導度方式 ・測定レンジ : 水素濃度 0～20vol% <p>測定される水素濃度はドライ換算であるが、原子炉格納容器内の状態は水蒸気雰囲気であり実際の水素濃度は低い。</p> <p>また、本装置は、水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる設計としているものの、高精度で測定できるものではない。したがって、イグナイタの起動に係る参考として水素濃度の推移の監視に利用することは可能であるが、精緻な水素濃度を把握することは困難である。</p>	<p>【伊方】設備名称の相違 (以降、相違理由の記載を省略する。)</p> <p>【伊方】記載表現の相違 (泊は、「測定」で表現を統一する。 (以降、相違理由の記載を省略する。)</p>

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、玄海発電所3／4号炉技術的能力2.1まとめ資料 添付資料2.1.5より引用】</p> <p>例えば、全ての静的触媒式水素再結合装置が格納容器内雰囲気温度と同程度の場合は、静的触媒式水素再結合装置による水素処理が行われておらず格納容器内の水素濃度は十分低いと推定できる。</p>	<p>(4) PARの温度</p> <p>格納容器内に設置されているPARは、水素処理の状況を把握するため、筐体側面に熱電対シースを取り付け、触媒プレート上部のガス温度を測定することとしている。第2.1.6-2図により、水素濃度4vol%におけるPAR内部のガス温度は200°C～300°C程度であり、温度上昇から水素濃度を推定することが可能と考えられることから、イグナイタの起動に係る参考とすることはできる。例えば、全てのPARが格納容器内雰囲気温度と同程度の場合は、水素濃度は十分低いと推定できる。</p> <p>ただし、PARの再結合反応時の温度計による温度上昇の確認方法については、知見が少なく信頼性が低いと考えられるため、今後の国際的な試験状況等も踏まえて改善検討を行っていくこととしている。</p>  <p>第2.1.6-2図 PARの温度上昇</p> <p>(5) イグナイタの起動判断</p> <p>注水機能の復旧による過圧破損防止対策の実施等、事象の進展に伴い水素爆発による格納容器破損の脅威が予想される場合であって、かつ水素濃度が低く起動に伴う水素燃焼により格納容器の健全性に悪影響が及ばないと判断できる以下の場合、イグナイタを起動することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼性の高い格納容器内圧力が把握でき、圧力が最高使用圧力近傍である場合 	<p>(4) PARの温度</p> <p>原子炉格納容器内に設置されているPARは、水素処理の状況を把握するため、筐体側面に熱電対シースを取り付け、触媒プレート上部のガス温度を測定することとしている。第2図により、水素濃度4vol%におけるPAR内部のガス温度は200°C～300°C程度であり、温度上昇から水素濃度を推定することが可能と考えられることから、イグナイタの起動に係る参考情報とすることはできる。例えば、すべてのPARが原子炉格納容器内雰囲気温度と同程度の場合は、PARによる水素処理が行われておらず原子炉格納容器内の水素濃度は十分低いと推定できる。</p> <p>ただし、PARの再結合反応時の温度計による温度上昇の確認方法については、知見が少なく信頼性が低いと考えられるため、今後の国際的な試験状況等も踏まえて改善検討を行っていくこととしている。</p>  <p>第2図 PARの温度上昇</p> <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>2. イグナイタの起動判断</p> <p>注水機能の復旧による過圧破損防止対策の実施等、事象の進展に伴い水素爆発による原子炉格納容器破損の脅威が予想される場合であって、かつ水素濃度が低く起動に伴う水素燃焼により原子炉格納容器の健全性に悪影響が及ばないと判断できる以下の場合、イグナイタを起動することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼性の高い原子炉格納容器圧力が把握でき、圧力が最高使用圧力近傍である場合 	<p>【伊方】記載表現の相違（用語の統一）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全て⇒すべて （以降、相違理由の記載を省略する。） <p>【伊方】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、温度から水素濃度を推定する場合の考え方の記載を充実化した。（玄海3/4号と同様。）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、玄海発電所3／4号炉技術的能力 2.1まとめ資料 添付資料 2.1.5より引用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水素濃度の測定結果が継続して低い場合 	<p>なお、以下の情報も参考とすることができます。これらは、単独ではデータの信頼性から水素濃度が低いと判断することは困難であるが、複数の情報から総合的に判断できる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水素濃度測定の結果が相当程度低い場合 全てのPARの温度が格納容器雰囲気温度と同程度である場合 安全系機器の作動状況、プラントパラメータによりプラント状態が把握でき、事故進展解析と比較することにより水素濃度が低いことが推定できる場合 <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>なお、以下の情報も参考とすることができます。これらは、単独ではデータの信頼性から水素濃度が低いと判断することは困難であるが、複数の情報から総合的に判断できる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水素濃度の測定結果が継続して低い場合 すべてのPARの温度が原子炉格納容器内雰囲気温度と同程度である場合 安全系機器の作動状況、プラントパラメータによりプラント状態が把握でき、事故進展解析と比較することにより水素濃度が低いことが推定できる場合 	<p>【伊方】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、前述のとおり、水素濃度は、その推移の監視に利用することが有効であると判断しているため、それを意図した記載としている。（玄海3/4号と同様。）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉		伊方発電所3号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
主要事象	AED	AEW	AEI	SED	TED	TEI	
原子炉トリップ	0.0 秒	0.4 秒	0.4 秒	0.0 秒	0.0 秒	46 秒	
補助給水系作動	1.0 分	1.0 分	1.0 分	1.0 分	—	—	
充てん系作動	—	—	—	—	—	—	
低圧注入系作動	—	0.4 秒	—	—	—	—	
低圧注入系作動	—	11 秒	—	—	—	—	
低圧注入系作動	9.4 秒	9.4 秒	9.5 秒	1.2 時間	4.7 時間	3.3 時間	
低圧注入終了	1.4 分	1.1 分	1.4 分	3.6 時間	4.7 時間	3.3 時間	
ラブチャーディスク被損	—	—	—	—	1.7 時間	35 分	
格納容器スライド作動	—	3.8 秒	3.8 秒	—	—	3.0 時間	
再沸騰切替	—	—	34 分	—	—	3.6 時間	
核心露出	5.6 分	27 分	5.5 分	42 分	2.2 時間	1.1 時間	
新規管破裂	11 分	36 分	11 分	54 分	2.5 時間	1.3 時間	
核心溶融開始	19 分	45 分	19 分	1.1 時間	3.0 時間	1.6 時間	
下部ヘッドへの溶融物移動開始	55 分	1.5 時間	55 分	2.0 時間	4.6 時間	3.0 時間	
原水母管破裂	1.6 時間	2.8 時間	1.6 時間	3.6 時間	4.7 時間	3.3 時間	
原子炉格納容器最高使用圧力到達	2.2 時間	5.9 時間	—	4.1 時間	6.3 時間	—	
2Pd (原子炉格納容器最高使用圧力の2倍) 到達 ^{*1}	9.5 時間	14 時間	—	13 時間	16 時間	—	
原子炉格納容器最高温度 200°C 到達 ^{*2}	—	—	—	—	—	—	
低圧注入系作動 ^{*3}	12 時間	16 時間	—	17 時間	19 時間	—	

PRAにおいて実施したMAAPを用いた代表PDSの事故進展解析結果を参考表1-1及び参考表1-2、参考図1-1～参考図1-6に示す。

参考表1-1 事故進展解析結果（主要事象発生時刻）

主要事象	AED	AEW	AEI	SED	TED	TEI
原子炉トリップ	0.0 秒	0.4 秒	0.4 秒	0.0 秒	0.0 秒	46 秒
補助給水系作動	1.0 分	1.0 分	1.0 分	1.0 分	—	—
充てん系作動	—	—	—	—	—	—
低圧注入系作動	—	0.4 秒	—	—	—	—
低圧注入系作動	—	11秒	—	—	—	—
低圧注入終了	9.4 分	9.4 分	9.5 秒	1.2 時間	4.7 時間	3.3 時間
ラブチャーディスク被損	—	—	1.4 分	3.6 時間	4.7 時間	3.3 時間
格納容器スライド作動	—	3.8 秒	3.8 秒	—	1.7 時間	35 分
再沸騰切替	—	—	34 分	—	—	3.6 時間
核心露出	5.6 分	27 分	5.5 分	42 分	2.2 時間	1.1 時間
新規管破裂	11 分	36 分	11 分	54 分	2.5 時間	1.3 時間
核心溶融開始	19 分	45 分	19 分	1.1 時間	3.0 時間	1.6 時間
下部ヘッドへの溶融物移動開始	55 分	1.5 時間	55 分	2.0 時間	4.6 時間	3.0 時間
原水母管破裂	1.6 時間	2.8 時間	1.6 時間	3.6 時間	4.7 時間	3.3 時間
原子炉格納容器最高使用圧力到達 ^{*1}	9.5 時間	14 時間	—	13 時間	16 時間	—
原子炉格納容器最高温度 200°C 到達 ^{*2}	—	—	—	—	—	—

*1：原子炉格納容器圧力2Pd到達時間(格納容器過温時間)とする。
 *2：原子炉格納容器熱回路温度 200°C 到達時間(200°C持続^{*3})
 *3：(伊方3号炉のアクシデントマニシメント技術ベース報告書(平成6年3月)にて評価した限界圧力 6.396kg/cm²とする。)

参考表1-1 事故進展解析結果（主要事象発生時刻）

主要事象	AED	AEW	AEI	SED	TED	TEI
原子炉トリップ	0.0 秒	0.4 秒	0.4 秒	0.0 秒	0.0 秒	46 秒
補助給水系作動	1.0 分	1.0 分	1.0 分	1.0 分	—	—
充てん系作動	—	—	—	—	—	—
低圧注入系作動	—	0.4 秒	—	—	—	—
低圧注入系作動	—	11秒	—	—	—	—
低圧注入終了	9.4 分	9.4 分	9.5 秒	1.2 時間	4.7 時間	3.3 時間
ラブチャーディスク被損	—	—	1.4 分	3.6 時間	4.7 時間	3.3 時間
格納容器スライド作動	—	3.8 秒	3.8 秒	—	1.7 時間	35 分
再沸騰切替	—	—	34 分	—	—	3.6 時間
核心露出	5.6 分	27 分	5.5 分	42 分	2.2 時間	1.1 時間
新規管破裂	11 分	36 分	11 分	54 分	2.5 時間	1.3 時間
核心溶融開始	19 分	45 分	19 分	1.1 時間	3.0 時間	1.6 時間
下部ヘッドへの溶融物移動開始	55 分	1.5 時間	55 分	2.0 時間	4.6 時間	3.0 時間
原水母管破裂	1.6 時間	2.8 時間	1.6 時間	3.6 時間	4.7 時間	3.3 時間
格納容器最高使用圧力2倍 ^{*1} 到達 ^{*2}	9.5 時間	14 時間	—	13 時間	16 時間	—
格納容器最高温度 200°C 到達 ^{*3}	—	—	—	—	—	—

参考表1-1 事故進展解析結果（主要事象発生時刻）

(PRAにおいて実施した事故進展解析は、国内の標準3ループプラントの解析条件による評価である。) (先行の3ループPWRプラントと同様。)

【伊方】整理方針の相違

- 記載内容に相違はあるものの、第37条付録1の記載内容を引用している点（記載方針）で同様である。内部事象レベル1.5PRAでは、原子炉格納容器圧力が2Pd（格納容器最高使用圧力の2倍）到達にて過圧破損するとして評価しているため、当該項目の記載はない。

2.1 可搬型設備等による対応

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3／4号炉

伊方発電所3号炉

泊発電所3号炉

相違理由

参考表1-2 事故進展解析結果（シビアアクシデント負荷）

因子对作物生长的影响															
因子对作物生长的直接作用					因子对作物生长的间接作用										
因子对作物生长的直接作用		因子对作物生长的间接作用			因子对作物生长的直接作用		因子对作物生长的间接作用								
F(1)2	因子对作物生长的直接作用	因子对作物生长的间接作用	因子对作物生长的直接作用	因子对作物生长的间接作用	F(2)3	因子对作物生长的直接作用	因子对作物生长的间接作用	因子对作物生长的直接作用	因子对作物生长的间接作用						
A E D	因子对作物生长的直接作用	因子对作物生长的间接作用	因子对作物生长的直接作用	因子对作物生长的间接作用	A E D	因子对作物生长的直接作用	因子对作物生长的间接作用	因子对作物生长的直接作用	因子对作物生长的间接作用						
0.2	37.6	170.2	0.2	2.5	47.7	5.7	47.7	2.2	57.6	4.6	37.6	2.0	73.7	2.9	76.3
0.1	176.9	157.7	6.9	3.4	38.4	6.9	35.4	2.1	43.8	6.1	13.8	1.4	74.9	2.8	74.8
0.1	365.4	—	—	4.2	18.6	8.7	18.6	4.1	23.3	8.2	23.3	3.6	16.1	9.6	16.1
2.1	286.2	166.9	0.2	1.1	31.4	5.2	61.4	2.0	56.7	4.7	36.7	2.5	75.6	2.8	75.6
17.4	8.2	17.7	6.2	4.4	48.3	6.4	68.3	2.9	48.5	5.5	48.5	3.4	74.5	3.1	74.5
13.6	11.8	—	—	3.7	12.0	8.1	13.0	6.9	12.8	8.9	13.8	7.0	13.9	8.9	13.9

上表において、事故進展について下記の時期で参照している。

参考表1-2 事故進展解析結果（シビアアクシデント負荷）

PDS	原子炉容器破損前			原子炉容器破損時			原子炉容器破損後 (30 分)			原子炉容器破損後 (後 72 時間)		
	1 次蒸気圧 [MPa] [bar]	原子炉内筒 キャビティ 内筒量 [t]	給水装置 熱交換器 温度 [℃]	原子炉下部 キャビティ 熱交換器 温度 [t]	水素濃度 (vol %)	水素流量 (vol %)	冷却水 温度 [t]	冷却水 流量 [t/h]	水素濃度 (vol %)	水素流量 (vol %)	冷却水 温度 [t]	冷却水 流量 [t/h]
AED	0.2	57.6	170.2	0.2	2.5	47.7	5.7	2.2	57.6	4.6	2.6	75.3
AEP	0.1	179.9	157.7	0.0	3.4	35.4	6.9	3.1	43.8	6.1	1.4	74.8
AEL	0.1	169.4	—	—	4.2	18.6	8.7	4.1	23.3	8.2	4.6	16.1
SED	2.1	28.2	166.9	0.2	3.1	51.4	5.2	3.0	56.7	4.7	2.5	75.6
TED	17.1	8.3	174.7	0.2	4.4	68.3	6.4	3.9	48.5	5.5	3.1	74.5
TEI	15.6	41.8	—	—	5.7	13.0	8.1	6.9	15.8	8.9	7.0	15.9

(PRAにおいて実施した事故進展解析は、国内の標準3ループプラントの解析条件による評価である。) (先行の3ループPWRプラントと同様。)

【伊方】記載内容の相違

- ・記載内容に相違はあるものの、第37条付録1の記載内容を引用している点（記載方針）では同様である。なお、第37条付録1での記載については、大阪3/4号と比較しており、個別評価の相違により解析結果に相違はあるものの、記載項目には相違はないことを確認している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 灰色：泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

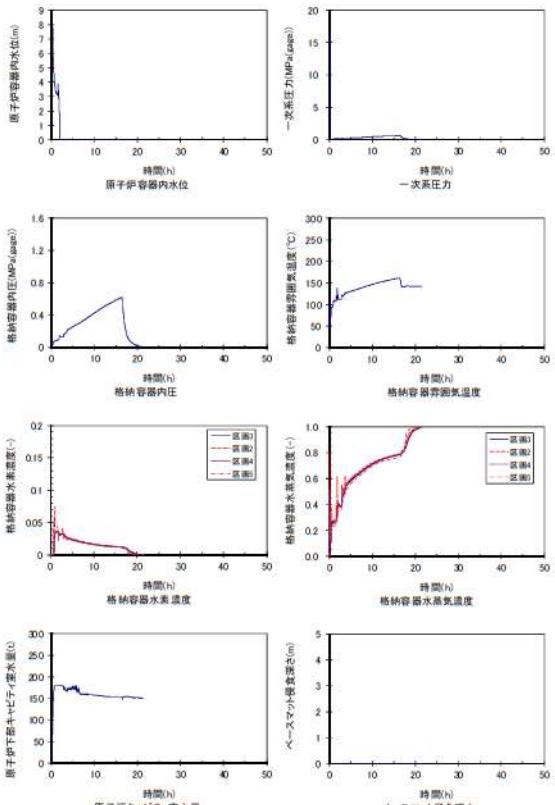
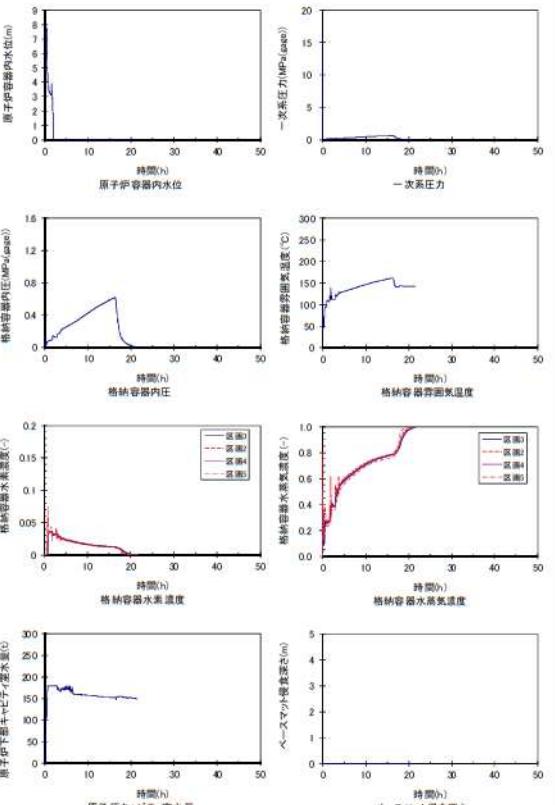
2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><u>代表的な物理量の時間変化 (AED)</u></p> <p style="text-align: center;">参考図1-1 热水力挙動の解析結果</p>	<p style="text-align: center;"><u>代表的な物理量の時間変化 (AED)</u></p> <p style="text-align: center;">参考図1-1 热水力挙動の解析結果</p>	(PRAにおいて実施した事故進展解析は、国内の標準3ループプラントの解析条件による評価である。) (先行の3ループPWRプラントと同様。)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 灰色：泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;"><u>代表的な物理量の時間変化 (AEW)</u></p> <p style="text-align: center;">参考図 1-2 热水力挙動の解析結果</p>	 <p style="text-align: center;"><u>代表的な物理量の時間変化 (AEW)</u></p> <p style="text-align: center;">参考図 1-2 热水力挙動の解析結果</p>	(PRAにおいて実施した事故進展解析は、国内の標準3ループプラントの解析条件による評価である。) (先行の3ループPWRプラントと同様。)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 灰色：泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><u>代表的な物理量の時間変化 (AEI)</u></p> <p>参考図 1-3 热水力挙動の解析結果</p>	<p style="text-align: center;"><u>代表的な物理量の時間変化 (AEI)</u></p> <p>参考図 1-3 热水力挙動の解析結果</p>	(PRAにおいて実施した事故進展解析は、国内の標準3ループプラントの解析条件による評価である。) (先行の3ループPWRプラントと同様。)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 灰色：泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><u>代表的な物理量の時間変化 (SED)</u></p> <p>参考図 1-4 热水力挙動の解析結果</p>	<p style="text-align: center;"><u>代表的な物理量の時間変化 (SED)</u></p> <p>参考図 1-4 热水力挙動の解析結果</p>	(PRAにおいて実施した事故進展解析は、国内の標準3ループプラントの解析条件による評価である。) (先行の3ループPWRプラントと同様。)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 灰色：泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

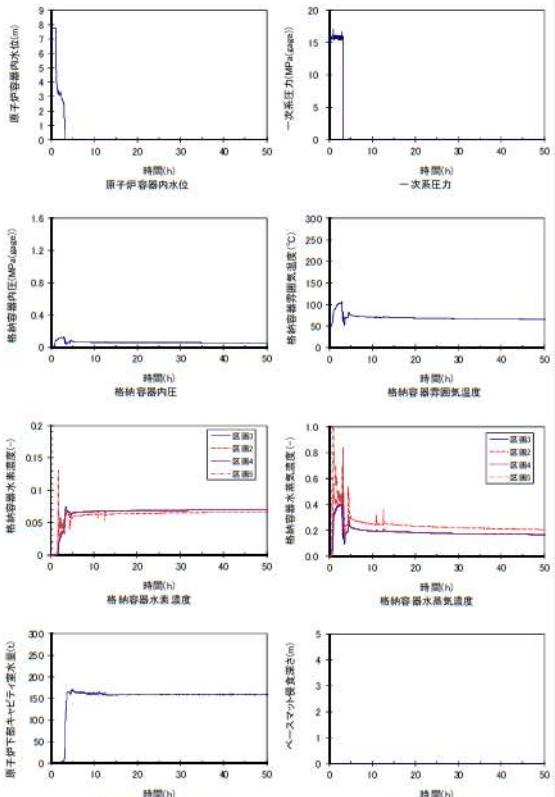
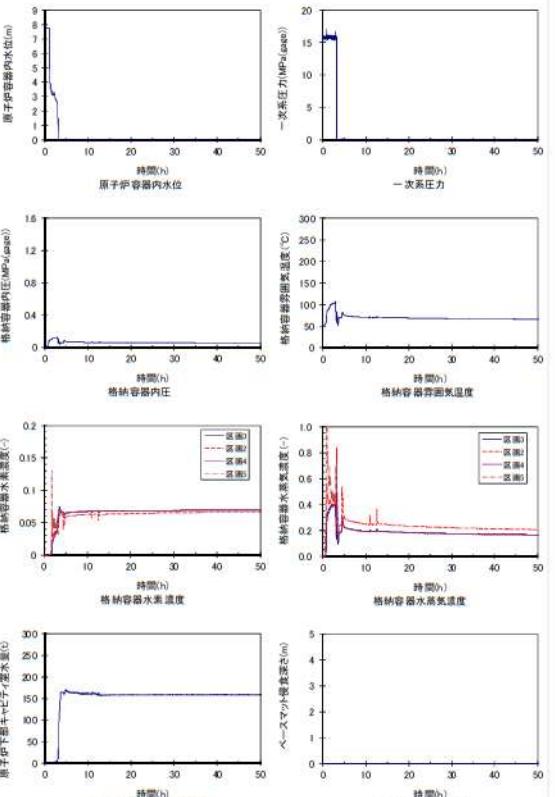
2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><u>代表的な物理量の時間変化 (TED)</u></p> <p style="text-align: center;">参考図 1-5 热水力挙動の解析結果</p>	<p style="text-align: center;"><u>代表的な物理量の時間変化 (TED)</u></p> <p style="text-align: center;">参考図 1-5 热水力挙動の解析結果</p>	(PRAにおいて実施した事故進展解析は、国内の標準3ループプラントの解析条件による評価である。) (先行の3ループPWRプラントと同様。)

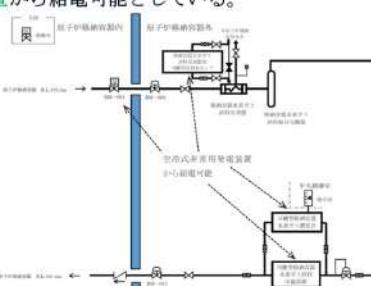
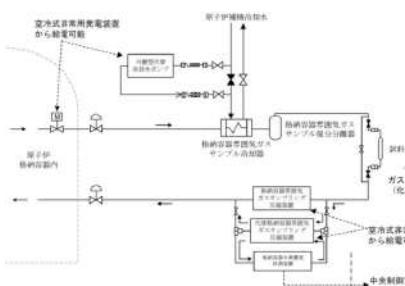
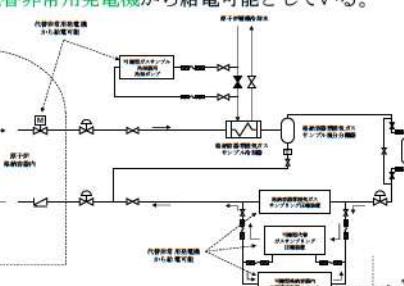
泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 灰色：泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;"><u>代表的な物理量の時間変化 (TEI)</u></p> <p>参考図 1-6 热水力挙動の解析結果</p>	 <p style="text-align: center;"><u>代表的な物理量の時間変化 (TEI)</u></p> <p>参考図 1-6 热水力挙動の解析結果</p>	(PRAにおいて実施した事故進展解析は、国内の標準3ループプラントの解析条件による評価である。) (先行の3ループPWRプラントと同様。)

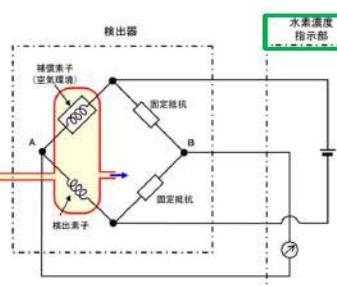
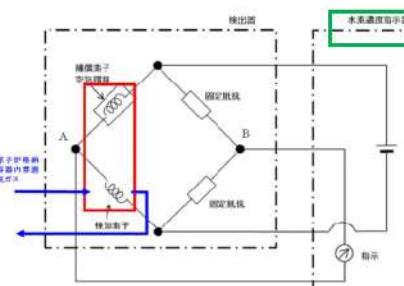
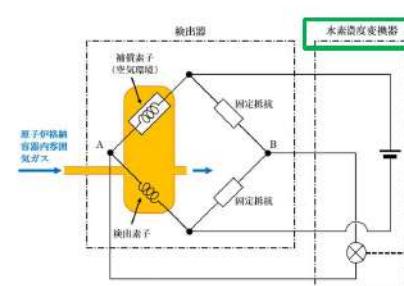
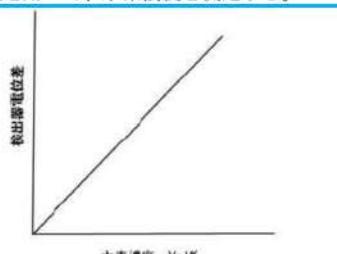
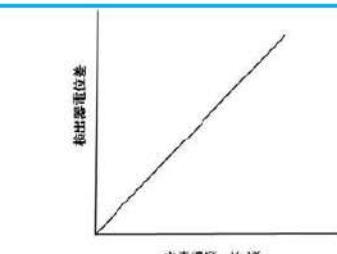
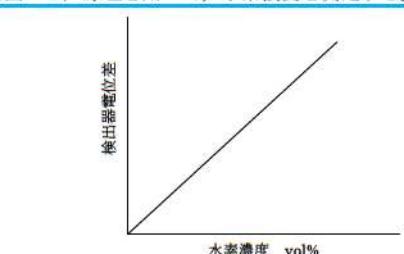
2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、大飯発電所3／4号炉第52条まとめ資料補足説明資料52-9より引用】</p> <p>原子炉格納容器の水素濃度測定について</p> <p>重大事故時の格納容器内の水素濃度の状況を監視するため、以下により水素濃度の測定を実施する。</p> <p>1. 水素濃度測定設備</p> <p>(1) 設備概要</p> <p>炉心損傷事故時に、事故の初期段階から、水素濃度が変動する可能性のある範囲で格納容器内の水素濃度を連続測定することができるよう、可搬型格納容器水素ガス濃度計を、格納容器水素ガス試料採取系統設備に接続し、事故時の格納容器内の水素濃度を中央制御室において連続監視、記録できるようにする。設備の系統概要を図1に示す。</p> <p>可搬型格納容器水素ガス濃度計</p> <p>方式：熱伝導度測定方式</p> <p>測定範囲：水素濃度 0～20vol%</p> <p>大飯発電所3、4号機においては、上記以外にサンプリングガスから格納容器内の水素濃度を測定するための後備設備として、試料採取管に採取した格納容器ガスから水素濃度を測定できるガスクロマトグラフを有している。被ばく線量、水素濃度が低下し事象が長期的に安定した以降等には、これらによる測定も考慮する。</p> <p>ガスクロマトグラフ</p> <p>方式：熱伝導度測定方式</p> <p>測定範囲：水素濃度 0～100vol%</p> <p>(2) 代替電源の確保</p> <p>格納容器内の水素濃度を測定するために必要な格納容器取出し部の電動弁、可搬型格納容器水素ガス濃度計、可搬型格納容器水素ガス試料採取系統設備などの電源は、非常用電源から給電可能となっており、全交流動力電源喪失の場合にも、空冷式非常用発電装置から給電可能としている。</p>  <p>図1 可搬型格納容器水素ガス濃度計を使用した格納容器水素濃度測定</p>	<p>(参考2)</p> <p>原子炉格納容器の水素濃度測定について</p> <p>重大事故時の原子炉格納容器内の水素濃度の状況を監視するために、以下により水素濃度の測定を実施する。</p> <p>1. 水素濃度監視設備</p> <p>(1) 設備概要</p> <p>炉心損傷事故時に、事故の初期段階から、水素濃度が変動する可能性のある範囲で原子炉格納容器内の水素濃度を連続測定することができるよう、可搬型格納容器水素濃度計測装置を、事故後サンプリング設備に接続し、事故時の原子炉格納容器内の水素濃度を中央制御室において連続監視できるようにする。設備の系統概要を参考図2-1に示す。</p> <p>可搬型格納容器水素濃度計測装置</p> <p>検出器：熱伝導度方式</p> <p>計測範囲：水素濃度 0～20vol%</p> <p>また、サンプリングガスから原子炉格納容器内の水素濃度を測定するための後備設備としてガス分析器（ガスクロマトグラフ）も有している。</p> <p>ガス分析器</p> <p>検出器：熱伝導度方式</p> <p>計測範囲：水素濃度 0～100vol%</p> <p>(2) 代替電源の確保</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度を測定するために必要な電動弁や代替格納容器界囲気ガスサンプリング圧縮装置などの電源は、非常用電源から給電可能となっており、全交流動力電源喪失の場合にも、空冷式非常用発電装置から給電可能としている。</p>  <p>参考図2-1 格納容器水素濃度計測装置を使用した格納容器水素濃度測定</p>	<p>(参考2)</p> <p>原子炉格納容器の水素濃度測定について</p> <p>重大事故時の原子炉格納容器内の水素濃度の状況を監視するために、以下により水素濃度の測定を実施する。</p> <p>1. 水素濃度監視設備</p> <p>(1) 設備概要</p> <p>炉心損傷事故時に、事故の初期段階から、水素濃度が変動する可能性のある範囲で原子炉格納容器内の水素濃度を連続測定することができるよう、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットを、格納容器界囲気ガス試料採取設備に接続し、事故時の原子炉格納容器内の水素濃度を中央制御室において連続監視できるようにする。設備の系統概要を参考図2-1に示す。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット</p> <p>方式：熱伝導度測定方式</p> <p>測定範囲：水素濃度 0～20vol%</p> <p>泊発電所3号炉においては、上記以外にサンプリングガスから原子炉格納容器内の水素濃度を測定するための後備設備として、試料採取管に採取した格納容器ガスから水素濃度を測定できるガス分析計（ガスクロマトグラフ）を有している。被ばく線量、水素濃度が低下し事象が長期的に安定した以降等には、これらによる測定も考慮する。</p> <p>ガス分析計</p> <p>方式：熱伝導度測定方式</p> <p>測定範囲：水素濃度 0～100vol%</p> <p>(2) 代替電源の確保</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度を測定するために必要な格納容器取出し部の電動弁、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置等の電源は、非常用電源から給電可能となっており、全交流動力電源喪失の場合にも、代替非常用発電機から給電可能としている。</p>  <p>参考図2-1 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットを使用した格納容器水素濃度測定</p>	<p>（参考2 原子炉格納容器の水素濃度測定）については、第52条まとめ資料の補足説明資料52-12を踏まえた記載としている。大飯の第52条まとめ資料52-9にて、同様の内容が整理されているため、引用し、比較した。）</p> <p>【伊方】【大飯(第52条)】設備名称の相違（以降、相違理由の記載を省略する。）</p> <p>【伊方】記載表現の相違（大飯(第52条)と同様。）</p> <p>【伊方】記載表現の相違（大飯(第52条)と同様。）</p> <p>【伊方】【大飯(第52条)】設備名称の相違（以降、相違理由の記載を省略する。）</p> <p>【伊方】記載表現の相違（大飯(第52条)と同様。）</p> <p>【伊方】【大飯(第52条)】設備名称の相違（以降、相違理由の記載を省略する。）</p>

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、大飯発電所3／4号炉第52条まとめ資料補足説明資料52-9より引用】</p> <p>別紙1 可搬型格納容器水素ガス濃度計の測定原理と適用性について</p> <p>1. 可搬型格納容器水素ガス濃度計の役割と求められる仕様の考え方 可搬型格納容器水素ガス濃度計は、著しい炉心の損傷が発生した場合に、原子炉格納容器内に発生する水素を監視する目的で、水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる設計としている。</p> <p>PWRプラントでは、炉心損傷時に原子炉格納容器内に発生する水素濃度を制御する目的で原子炉格納容器外へ排出する等の操作はないことから、可搬型格納容器水素ガス濃度計は、事故時に想定する水素濃度範囲内(13vol%未満)であることやPARやイグナイトによる水素濃度低減等を原子炉格納容器内水素濃度の推移(トレンド)として連続的に監視できることが主な役割である。</p> <p>このために、可搬型格納容器水素ガス濃度計は、事故初期に容易に準備対応ができる、炉心損傷時の環境条件に対応できるものであることが求められ、プロセス計器として、中央制御室にて原子炉格納容器内水素濃度の推移(トレンド)を連続的に監視できることが必要であり重要となる。水素濃度レベルの程度や推移の監視ができる測定精度としては、概ね1vol%以下の測定精度を有する必要がある。^{*1}</p> <p>*1 ガスクロマトグラフは、詳細なガス成分割合の分析を高精度で測定することができるが、分析員の手分析測定による間欠的な試料採取のため、被ばく等の観点から炉心損傷事故初期の対応が困難であり、中央制御室でのリアルタイムでの連続的な水素濃度監視については可搬型格納容器水素ガス濃度計での監視測定が適している。</p> <p>可搬型格納容器水素ガス濃度計は、水素の熱伝導率が空気、窒素、酸素等と大きく異なることを利用した、水素に着目した熱伝導方式の濃度計であり、事故時に酸素濃度等のガス成分に変動があっても熱伝導率に大きな変化がなく、また、キセノン等の不活性ガスはバックグラウンドとなる空気と比較してモル分率が十分小さいためサンプルガスの熱伝導率への影響は十分小さいことから、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない利点がある。したがって、後述するシステムとしての測定精度を認識した上で、重大事故対処時の原子炉格納容器内の水素濃度の推移、傾向(トレンド)の監視のために対応できるものとしている。</p>	<p>(別紙) 格納容器水素濃度計測装置の測定原理と適用性について</p> <p>1. 格納容器水素濃度計測装置について 格納容器水素濃度計測装置は、著しい炉心の損傷が発生した場合に、原子炉格納容器内に発生する水素を監視する目的で、水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる設計としている。</p> <p>PWRプラントでは、炉心損傷時に原子炉格納容器内に発生する水素濃度を制御する目的で原子炉格納容器外へ排出する等の操作はないことから、格納容器水素濃度計測装置は、事故時に想定する水素濃度範囲内(13vol%未満)であることやPARやイグナイトによる水素濃度低減等を原子炉格納容器内水素濃度の推移(トレンド)として連続的に監視できることが主な役割である。</p> <p>このために、格納容器水素濃度計測装置は、事故初期に容易に準備対応ができる、炉心損傷時の環境条件に対応できるものであることが求められ、プロセス計器として、中央制御室にて原子炉格納容器内水素濃度の推移(トレンド)を連続的に監視できることが重要となる。水素濃度レベルの程度や推移の監視ができる計測精度としては、概ね1vol%以下の計測精度を有する必要がある。</p> <p>一方、ガスクロマトグラフは、詳細なガス成分割合の分析を高精度で測定することができるが、分析員の手分析測定による間欠的な試料採取のため、被ばく等の観点から炉心損傷事故初期の対応が困難であり、中央制御室でのリアルタイムでの連続的な水素濃度監視については格納容器水素濃度計測装置での監視測定が適している。</p> <p>格納容器水素濃度計測装置は、水素の熱伝導率が空気、窒素、酸素等と大きく異なることを利用した、水素に着目した熱伝導方式の濃度計であり、事故時に酸素濃度等のガス成分に変動があっても熱伝導率に大きな変化がない。また、キセノン等の不活性ガスはバックグラウンドとなる空気と比較してモル分率が十分小さいためサンプルガスの熱伝導率への影響は十分小さいことから、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない利点がある。したがって、後述するシステムとしての計測精度を認識した上で、重大事故対処時の原子炉格納容器内の水素濃度の推移、傾向(トレンド)の監視のために対応できるものとしている。</p>	<p>(別紙) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの測定原理と適用性について</p> <p>1. 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの役割と求められる仕様の考え方 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットは、著しい炉心の損傷が発生した場合に、原子炉格納容器内に発生する水素を監視する目的で、水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる設計としている。</p> <p>PWRプラントでは、炉心損傷時に原子炉格納容器内に発生する水素濃度を制御する目的で原子炉格納容器外へ排出する等の操作はないことから、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットは、事故時に想定する水素濃度範囲内(13vol%未満)であることやPARやイグナイトによる水素濃度低減等を格納容器内水素濃度の推移(トレンド)として連続的に監視できることが主な役割である。</p> <p>このために、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットは、事故初期に容易に準備対応ができる、炉心損傷時の環境条件に対応できるものであることが求められ、プロセス計器として、中央制御室にて格納容器内水素濃度の推移(トレンド)を連続的に監視できることが必要であり重要となる。水素濃度レベルの程度や推移の監視ができる測定精度としては、概ね1vol%以下の測定精度を有する必要がある。</p> <p>一方、ガスクロマトグラフは、詳細なガス成分割合の分析を高精度で測定することができるが、分析員の手分析測定による間欠的な試料採取のため、被ばく等の観点から炉心損傷事故初期の対応が困難であり、中央制御室でのリアルタイムでの連続的な水素濃度監視については可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットでの監視測定が適している。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットは、水素の熱伝導率が空気、窒素、酸素等と大きく異なることを利用した、水素に着目した熱伝導方式の濃度計であり、事故時に酸素濃度等のガス成分に変動があっても熱伝導率に大きな変化がない。また、キセノン等の不活性ガスはバックグラウンドとなる空気と比較してモル分率が十分小さいためサンプルガスの熱伝導率への影響は十分小さいことから、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない利点がある。したがって、後述するシステムとしての測定精度を認識した上で、重大事故対処時の原子炉格納容器内の水素濃度の推移、傾向(トレンド)の監視のために対応できるものとしている。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違（大飯(第52条)と同様。）</p> <p>【伊方】記載表現の相違（大飯(第52条)の補足説明資料52-9別紙1の記載と同様。）</p> <p>【伊方】【大飯(第52条)】パラメータ名称の相違 (以降、相違理由の記載を省略する。)</p> <p>【伊方】記載表現の相違（大飯(第52条)と同様。）</p> <p>【伊方】記載表現の相違（大飯(第52条)と同様。）</p> <p>【伊方】記載表現の相違（大飯(第52条)と同様。）</p>

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、大飯発電所3／4号炉第52条まとめ資料補足説明資料52-9より引用】</p> <p>2. 可搬型格納容器水素ガス濃度計の測定原理</p> <p>(1) 測定原理</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度測定に用いる可搬型格納容器水素ガス濃度計は、熱伝導式のものを用いる計画である。</p> <p>熱伝導式の水素検出器は、別図-1に示すとおり、白金線のフィラメントで構成された検知素子と補償素子、及び2つの固定抵抗でブリッジ回路が構成されている。検知素子の部分に、サンプリングされた格納容器内雰囲気ガスが流れるようになっており、補償素子側は基準となる標準空気が密閉されており測定対象ガスは直接接触しない構造になっている。</p> <p>(補償素子の標準空気容器の外側には測定ガスが同様に流れ、温度補償は考慮された構造となっている。)</p>  <p>別図-1 水素検出回路概要図</p>	<p>2. 格納容器水素濃度計測装置の測定原理</p> <p>(1) 測定原理</p> <p>熱伝導方式の水素検出器は、参考図2-1に示すとおり、白金線のフィラメントで構成する検知素子と補償素子、及び2つの固定抵抗でブリッジ回路を構成している。検知素子の部分に、サンプリングされた格納容器内雰囲気ガスが流れるようになっており、補償素子側は基準となる標準空気が密閉されている。また、サンプリングガスは直接接触しない構造になっている。</p> <p>(補償素子の標準空気容器の外側にはサンプリングガスが同様に流れ、温度補償が考慮された構造である。)</p>  <p>参考図 2-1 水素検出回路概要図</p>	<p>2. 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの測定原理</p> <p>(1) 測定原理</p> <p>熱伝導式の水素検出器は、別図-1に示すとおり、白金線のフィラメントで構成する検出素子と補償素子、及び2つの固定抵抗でブリッジ回路を構成している。検出素子の部分に、サンプリングされた原子炉格納容器内雰囲気ガスが流れるようになっており、補償素子側は基準となる標準空気が密閉されており、サンプリングガスは直接接触しない構造になっている。</p> <p>(補償素子の標準空気容器の外側にはサンプリングガスが同様に流れ、温度補償が考慮された構造である。)</p>  <p>別図-1 水素検出回路概要図</p>	<p>【大飯(第52条)】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、1. 項にて記載しているため、ここでは記載しない。 <p>【伊方】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、「別紙」の図表であるため、「別図」としている。 (以降、相違理由の記載を省略する。) <p>【伊方】【大飯(第52条)】名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 検知素子⇒検出素子 (以降、相違理由の記載を省略する。)
<p>水素濃度指示部より電圧を印加して検出素子と補償素子の両方の白金線を約200°Cに加熱した状態で、水素を含む測定ガスを流すと、検知素子側は測定ガスが熱をうばい、検知素子の温度が低下することにより抵抗が低下する。この検知素子の抵抗が低下するとブリッジ回路の平衡が失われ、別図-1のA B間に電位差(電流)が生じる。この電位差が水素濃度に比例する(別図-2)原理を用いて、水素濃度を測定する。</p>  <p>別図-2 水素濃度と検出器電位差の関係</p>	<p>水素濃度変換器により電圧を印加して検出素子と補償素子の両方の白金線を約200°Cに加熱した状態で、水素を含む測定ガスを流すと、検出素子側は測定ガスが熱を奪い、検出素子の温度が低下することにより抵抗が低下する。この検出素子の抵抗が低下するとブリッジ回路の平衡が失われ、別図-1のA B間に電位差(電流)が生じる。この電位差が水素濃度に比例する(別図-2)原理を用いて、水素濃度を測定する。</p>  <p>参考図 2-2 水素濃度と検出器電位差の関係</p>	<p>水素濃度変換器により電圧を印加して検出素子と補償素子の両方の白金線を約200°Cに加熱した状態で、水素を含む測定ガスを流すと、検出素子側は測定ガスが熱を奪い、検出素子の温度が低下することにより抵抗が低下する。この検出素子の抵抗が低下するとブリッジ回路の平衡が失われ、別図-1のA B間に電位差(電流)が生じる。この電位差が水素濃度に比例する(別図-2)原理を用いて、水素濃度を測定する。</p>  <p>別図-2 水素濃度と検出器電位差の関係</p>	<p>【伊方】記載内容の相違(大飯(第52条)と同様。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、前述した水素検出器による測定の原理について記載している。(大飯(第52条)と同様であるため、当該箇所の記載については大飯(第52条)との相違箇所を識別した。) <p>【大飯(第52条)】記載表現の相違</p>

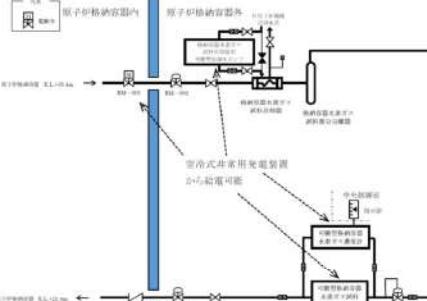
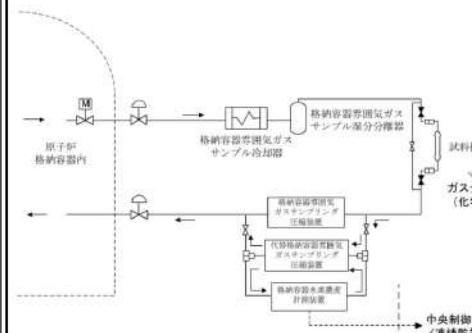
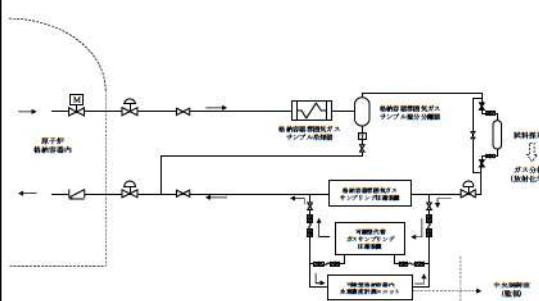
2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>【比較のため、大飯発電所3／4号炉第52条まとめ資料補足 説明資料52-9より引用】</p> <p>水素濃度計は、標準空気に対する測定ガスの熱伝導の差を検出する方式のものであり、酸素、窒素などの空気中のガスに対し、水素ガスの熱伝導率の差が大きいことを利用して、標準空気に対するサンプリングガスの熱伝導率の差を検出する方式のものである。</p> <p>水素の熱伝導率は、0.18W/(m·K) at25°C, 1atm である一方、酸素、窒素は、約0.026～0.027W/(m·K) at25°C, 1atm と基準となる空気（約0.026W/(m·K) at25°C, 1atm）と熱伝導率がほぼ同じであり、空気内主要成分は窒素が78vol%程度、酸素が20vol%程度であることから、PARやイグナイタによる水素除去が進み、酸素濃度等のサンプリングガス成分に変動があっても熱伝導率に大きな変化がなく、水素濃度計測に対する大きな誤差にはならない利点があり、原子炉格納容器内雰囲気ガスにおける水素濃度に着目したプロセス計器として適用できるものである。</p> <p>また、燃料損傷時に発生するキセノン等の不活性ガスはバックグラウンドとなる空気に対して熱伝導率は低いが、水素や空気と比較してモル分率が十分小さい（約1000分の1以下）ため、サンプリングガスの熱伝導率への影響は十分小さく、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない。</p> <p>なお、事故時仮に一酸化炭素が発生した場合においても、一酸化炭素の熱伝導率は、25mW/(m·K) at25°C, 1atm であり、空気（25.9mW/(m·K) at25°C, 1atm）に近い値であるため、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない。</p> <p>以上より、原子炉格納容器内雰囲気ガスを測定する場合でも、水素濃度計が持つ測定誤差（±5% of span, 0～20vol%レンジで±1vol%）を大きく逸脱しない範囲で水素濃度の計測が可能と考えられる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガスの種類</th><th>熱伝導率 (mW/m·K) at25°C, 1atm</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素</td><td>180.6 (0.18W/(m·K))</td></tr> <tr> <td>窒素</td><td>25.84</td></tr> <tr> <td>酸素</td><td>26.59</td></tr> <tr> <td>空気</td><td>25.9 (約0.026W/(m·K))</td></tr> <tr> <td>キセノン</td><td>5.59</td></tr> <tr> <td>一酸化炭素</td><td>25.0</td></tr> </tbody> </table>	ガスの種類	熱伝導率 (mW/m·K) at25°C, 1atm	水素	180.6 (0.18W/(m·K))	窒素	25.84	酸素	26.59	空気	25.9 (約0.026W/(m·K))	キセノン	5.59	一酸化炭素	25.0	<p>水素検出器は、酸素、窒素などの空気中のガスに対し、水素ガスの熱伝導率の差が大きいことを利用して、標準空気に対するサンプリングガスの熱伝導率の差を検出する方式のものである。</p> <p>水素の熱伝導率は、約0.18W/(m·K) at25°C, 1atm である一方、酸素、窒素は、約0.026～0.027W/(m·K) at25°C, 1atm と基準となる空気（約0.026W/(m·K) at25°C, 1atm）と熱伝導率がほぼ同じであり、空気内主要成分は窒素が78vol%程度、酸素が20vol%程度であることから、PARやイグナイタによる水素除去が進み、酸素濃度等のサンプリングガス成分に変動があっても熱伝導率に大きな変化がなく、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない利点があり、原子炉格納容器内雰囲気ガスにおける水素濃度に着目したプロセス計器として適用できるものである。</p> <p>また、燃料損傷時に発生するキセノン等の不活性ガスはバックグラウンドとなる空気に対して熱伝導率は低いが、水素や空気と比較してモル分率が十分小さい（約1000分の1以下）ため、サンプリングガスの熱伝導率への影響は十分小さく、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない。</p> <p>なお、事故時仮に一酸化炭素が発生した場合においても、一酸化炭素の熱伝導率は、25.0mW/(m·K) at25°C, 1atm であり、空気（25.9mW/(m·K) at25°C, 1atm）に近い値であるため、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない。</p> <p>以上より、原子炉格納容器内雰囲気ガスを測定する場合でも、水素濃度計が持つ計測誤差（±5% span, 0～20vol%レンジで±1vol%）を大きく逸脱しない範囲で水素濃度の測定が可能と考えられる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガスの種類</th><th>熱伝導率 (mW/m·K) at25°C, 1atm</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素</td><td>180.6 (0.18W/(m·K))</td></tr> <tr> <td>窒素</td><td>25.84</td></tr> <tr> <td>酸素</td><td>26.59</td></tr> <tr> <td>空気</td><td>25.9 (約0.026W/(m·K))</td></tr> <tr> <td>キセノン</td><td>5.59</td></tr> <tr> <td>一酸化炭素</td><td>25.0</td></tr> </tbody> </table>	ガスの種類	熱伝導率 (mW/m·K) at25°C, 1atm	水素	180.6 (0.18W/(m·K))	窒素	25.84	酸素	26.59	空気	25.9 (約0.026W/(m·K))	キセノン	5.59	一酸化炭素	25.0	<p>水素濃度計は、酸素、窒素等の空気中のガスに対し、水素ガスの熱伝導率の差が大きいことを利用して、標準空気に対するサンプリングガスの熱伝導率の差を検出する方式のものである。</p> <p>水素の熱伝導率は、約0.18W/(m·K) at25°C, 1atm である一方、酸素、窒素は、約0.026～0.027W/(m·K) at25°C, 1atm と基準となる空気（約0.026W/(m·K) at25°C, 1atm）と熱伝導率がほぼ同じであり、空気内主要成分は窒素が78vol%程度、酸素が20vol%程度であることから、PARやイグナイタによる水素除去が進み、酸素濃度等のサンプリングガス成分に変動があっても熱伝導率に大きな変化がなく、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない利点があり、原子炉格納容器内雰囲気ガスにおける水素濃度に着目したプロセス計器として適用できるものである。</p> <p>また、燃料損傷時に発生するキセノン等の不活性ガスはバックグラウンドとなる空気に対して熱伝導率は低いが、水素や空気と比較してモル分率が十分小さい（約1000分の1以下）ため、サンプリングガスの熱伝導率への影響は十分小さく、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない。</p> <p>なお、事故時仮に一酸化炭素が発生した場合においても、一酸化炭素の熱伝導率は、25.0mW/(m·K) at25°C, 1atm であり、空気（25.9mW/(m·K) at25°C, 1atm）に近い値であるため、水素濃度測定に対する大きな誤差にはならない。</p> <p>以上より、原子炉格納容器内雰囲気ガスを測定する場合でも、水素濃度計が持つ測定誤差（±5% span, 0～20vol%レンジで±1vol%）を大きく逸脱しない範囲で水素濃度の測定が可能と考えられる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガスの種類</th><th>熱伝導率 (mW/m·K) at25°C, 1atm</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素</td><td>180.6 (約0.18W/(m·K))</td></tr> <tr> <td>窒素</td><td>25.84</td></tr> <tr> <td>酸素</td><td>26.59</td></tr> <tr> <td>空気</td><td>25.9 (約0.026W/(m·K))</td></tr> <tr> <td>キセノン</td><td>5.59</td></tr> <tr> <td>一酸化炭素</td><td>25.0</td></tr> </tbody> </table>	ガスの種類	熱伝導率 (mW/m·K) at25°C, 1atm	水素	180.6 (約0.18W/(m·K))	窒素	25.84	酸素	26.59	空気	25.9 (約0.026W/(m·K))	キセノン	5.59	一酸化炭素	25.0	<p>【伊方】記載表現の相違（大飯（第52条）と同様。）</p> <p>【大飯（第52条）】記載表現の相違（伊方と同様。）</p> <p>【伊方】【大飯（第52条）】記載表現の相違 ・泊は、「水素」の熱伝導率について「空気」と同様に、「約」をつけている。</p> <p>【伊方】記載表現の相違 ・泊は、大飯（第52条）と同様に、「空気」の熱伝導率を追記した。</p>
ガスの種類	熱伝導率 (mW/m·K) at25°C, 1atm																																												
水素	180.6 (0.18W/(m·K))																																												
窒素	25.84																																												
酸素	26.59																																												
空気	25.9 (約0.026W/(m·K))																																												
キセノン	5.59																																												
一酸化炭素	25.0																																												
ガスの種類	熱伝導率 (mW/m·K) at25°C, 1atm																																												
水素	180.6 (0.18W/(m·K))																																												
窒素	25.84																																												
酸素	26.59																																												
空気	25.9 (約0.026W/(m·K))																																												
キセノン	5.59																																												
一酸化炭素	25.0																																												
ガスの種類	熱伝導率 (mW/m·K) at25°C, 1atm																																												
水素	180.6 (約0.18W/(m·K))																																												
窒素	25.84																																												
酸素	26.59																																												
空気	25.9 (約0.026W/(m·K))																																												
キセノン	5.59																																												
一酸化炭素	25.0																																												

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、大飯発電所3／4号炉第52条まとめ資料補足説明資料52-9より引用】</p> <p>(2) 可搬型格納容器水素ガス濃度計の構造 可搬型格納容器水素ガス濃度計の構造概要は別図-3のとおりである。</p> <p>別図-3 可搬型格納容器水素ガス濃度計測装置（基本構造図） □ 内は機密に属するもので公開できません。</p> <p>参考図 2-3 格納容器水素濃度計測装置（基本構成図）</p> <p>3. 可搬型格納容器水素ガス濃度計の仕様と水素濃度測定のシステム構成</p> <p>(1) 可搬型格納容器水素ガス濃度計の基本仕様 測定レンジ：水素濃度0～20vol%に設定 測定精度：±5%span 上記測定レンジの空気中水素濃度に対して±1vol% 使用温度範囲：-10～70°C 使用圧力範囲：大気圧（±10kPa） 測定ガス流量：約1L/min 水素濃度の測定範囲0～20vol%において、計器仕様上は最大±1vol%の誤差を生じる可能性があるが、この誤差があることを理解した上で、十分に事故対処時の水素濃度の推移、傾向（トレンド）を監視していくことができる。</p>	<p>(2) 格納容器水素濃度計測装置の構造 格納容器水素濃度計測装置の構造概要は参考図2-3のとおりである。</p> <p>参考図 2-3 格納容器水素濃度計測装置（基本構成図）</p> <p>3. 格納容器水素濃度計測装置の仕様と水素濃度測定のシステム構成</p> <p>(1) 格納容器水素濃度計測装置の基本仕様 測定レンジ：水素濃度0～20vol%に設定 測定精度：±5%span 上記測定レンジの空気中水素濃度に対して±1vol% 使用温度範囲：-10～70°C 使用圧力範囲：大気圧（±10kPa） 測定ガス流量：約1L/min 水素濃度計測装置の計測範囲0～20vol%において、計器仕様上は最大±1vol%の誤差を生じる可能性があるが、この誤差があることを理解した上で、十分に事故対処時の水素濃度の推移、傾向（トレンド）を監視していくことができる。</p>	<p>(2) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの構造 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの構造概要は別図-3のとおりである。</p> <p>別図-3 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット（基本構造図） □ 内は機密に属するもので公開できません。</p> <p>3. 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの仕様と水素濃度測定のシステム構成</p> <p>(1) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの基本仕様 測定レンジ：水素濃度0～20vol%に設定 測定精度：±5%span 上記測定レンジの空気中水素濃度に対して±1vol% 使用温度範囲：-10～70°C 使用圧力範囲：大気圧（±10kPa） 測定ガス流量：約1L/min 水素濃度の測定範囲0～20vol%において、計器仕様上は最大±1vol%の誤差を生じる可能性があるが、この誤差があることを理解した上で、十分に事故対処時の水素濃度の推移、傾向（トレンド）を監視していくことができる。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違（大飯(第52条)と同様。）</p> <p>【伊方】記載表現の相違（大飯(第52条)と同様。）</p>

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、大飯発電所3／4号炉第52条まとめ資料補足説明資料52-9より引用】</p> <p>(2) 水素濃度測定のシステム構成</p> <p>可搬型格納容器水素ガス濃度計によるサンプリング系統のシステム構成を別図-4に示す。</p> <p>原子炉格納容器からのサンプリングガスは、試料冷却器で冷却凝縮され、湿分分離器で水分が除去されて、ほぼドライ状態で可搬型格納容器水素ガス濃度計部分で測定されるようになっている。可搬型格納容器水素ガス濃度計（検出器）からの信号は、中央制御室の水素濃度指示計に表示されるようになっているので、中央制御室での水素濃度の監視が可能である。</p>  <p>別図-4 格納容器水素ガス試料採取系統設備</p>	<p>(2) 水素濃度測定のシステム構成</p> <p>格納容器水素濃度計測装置による事故後サンプリング設備の構成を、参考図2-4に示す。</p> <p>原子炉格納容器からのサンプリングガスは、格納容器雰囲気ガスサンプル冷却器で冷却凝縮され、湿分分離器で水分を除去する。そして、ほぼドライ状態となったサンプリングガスを格納容器水素濃度計測装置に送り測定する。格納容器水素濃度計測装置（検出器）からの信号は、中央制御室の水素濃度指示計に表示されるため、中央制御室での水素濃度の監視が可能である。</p>  <p>参考図2-4 事故後サンプリング設備</p>	<p>(2) 水素濃度測定のシステム構成</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる格納容器雰囲気ガス試料採取設備の構成を別図-4に示す。</p> <p>原子炉格納容器からのサンプリングガスは、格納容器雰囲気ガスサンプル冷却器で冷却凝縮され、湿分分離器で水分を除去する。そして、ほぼドライ状態となったサンプリングガスを可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットに送り測定する。可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット（検出器）からの信号は、水素濃度変換器を経て中央制御室のAM設備監視操作盤に表示されるため、中央制御室での水素濃度の監視が可能である。</p>  <p>別図-4 格納容器雰囲気ガス試料採取設備</p>	<p>【伊方】記載表現の相違（大飯(第52条)と同様。）</p> <p>【伊方】【大飯(第52条)】設備構成の相違 ・泊は、検出器からの信号について、水素濃度変換器で指示値を確認するのではなく、水素濃度変換器を経て中央制御室のAM設備監視操作盤に入力し、表示する構成としている。</p>

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、大飯発電所3／4号炉第52条まとめ資料補足 説明資料52-9より引用】</p> <p>(3) 測定ガス条件の水素濃度測定精度への影響評価</p> <p>a. 温度</p> <p>サンプリングされた格納容器内雰囲気ガスは、十分な除熱性能を有している試料冷却器を通り、原子炉補機冷却水と熱交換されることで約45°C以下まで冷却することができ^{*1}、その後の検出器までの配管での放熱もあることから十分に検出器の適用温度範囲内まで冷却され、ほぼ一定温度で検出器にサンプリングガスを供給することが可能である。また、標準空気が密封された補償素子の周囲にもサンプリングガスが流れることで、標準空気の温度がサンプリングガスに追従するように温度補償される検出器構造となっている。したがって、サンプリングガスはほぼ一定温度で検出器に供給され、検出器内で温度補償されることから、使用する条件下において水素濃度測定への影響は十分小さい設計としている。なお、水素濃度4vol%の試料ガスについて、温度を20°C～60°Cまで変化させた試験を行った範囲では、有意な水素濃度の変化が認められなかつたことを確認している。（別図-5）</p> <p>*1 重大事故時の格納容器内温度144°Cとし、原子炉補機冷却水の温度を夏場の35°Cとした場合でも、冷却器により約45°C以下に冷却できる。</p>	<p>(3) 測定ガス条件の水素濃度測定精度への影響評価</p> <p>a. 温度</p> <p>サンプリングされた格納容器内雰囲気ガスは、十分な除熱性能を有している格納容器雰囲気ガスサンプル冷却器により、原子炉補機冷却水（以下「CCW」という。）と熱交換することで約45°C以下まで冷却され[*]、その後の検出器までの配管での放熱もあることから十分に検出器の適用温度範囲内まで冷却され、ほぼ一定温度で検出器にサンプリングガスを供給することが可能である。また、標準空気が密封された補償素子の周囲にもサンプリングガスが流れることで、標準空気の温度がサンプリングガスに追従するように温度補償される検出器構造となっている。したがって、サンプリングガスの温度は一定温度で検出器に供給され、検出器内で温度補償されることから、使用する条件下において水素濃度測定への影響は十分小さい設計としている。なお、水素濃度4vol%の試料ガスについて、温度を20°C～60°Cの範囲で変化させて試験を行い、有意な水素濃度の変化が認められないことを確認している。（参考図2-5）</p> <p>※：重大事故時の原子炉格納容器内温度138°Cとし、CCWの温度を夏場の40°Cとした場合でも、冷却器により約45°C以下に冷却できる。</p>	<p>(3) 測定ガス条件の水素濃度測定精度への影響評価</p> <p>a. 温度</p> <p>サンプリングされた原子炉格納容器内雰囲気ガスは、十分な除熱性能を有している格納容器雰囲気ガスサンプル冷却器により、原子炉補機冷却水と熱交換することで約45°C以下まで冷却することができ[*]、その後の検出器までの配管での放熱もあることから十分に検出器の適用温度範囲内まで冷却され、ほぼ一定温度で検出器にサンプリングガスを供給することが可能である。また、標準空気が密封された補償素子の周囲にもサンプリングガスが流れることで、標準空気の温度がサンプリングガスに追従するように温度補償される検出器構造となっている。したがって、サンプリングガスはほぼ一定温度で検出器に供給され、検出器内で温度補償されることから、使用する条件下において水素濃度測定への影響は十分小さい設計としている。なお、水素濃度4vol%の試料ガスについて、温度を20°C～60°Cの範囲で変化させて試験を行い、有意な水素濃度の変化が認められないことを確認している。（別図-5）</p> <p>※：重大事故時の原子炉格納容器内温度141°Cとし、原子炉補機冷却水の温度を夏場の35°Cとした場合でも、冷却器により約45°C以下に冷却できる。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違（大飯（第52条）と同様。）</p> <p>【伊方】【大飯（第52条）】重大事故等対策の有効性評価における原子炉格納容器の最高温度の相違</p>

別図-5 各温度条件での水素濃度出力値
 □ 内は機密に属するもので公開できません。

参考図2-5 各温度条件での水素濃度出力値

別図-5 各温度条件での水素濃度出力値
 □ 内は機密に属するもので公開できません。

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	伊方発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、大飯発電所3／4号炉第52条まとめ資料補足 説明資料52-9より引用】</p> <p>b. 流量</p> <p>検出器へ流れるサンプリングガスの流量は、10/min程度の小流量としており、流量の変動がないよう流量制御することとしている。別図-3に示すように小流量としたサンプリングガスは検出器の検出部と一体となった容器に一旦入るため、流速はさらに小さくなるようになっていることから、水素濃度測定に影響を及ぼすことはない。なお、検出器へ流れるサンプリングガス流量を約0.6～1.2L/minの範囲で変動させた試験を行っており、水素濃度計指示に有意な変化は認められなかつたことを確認している。</p> <p>c. 湿分</p> <p>検出器へ流れるサンプリングガスにおいて、水蒸気が除去されていない場合は、水素濃度測定値へ影響することが考えられるが、サンプリングされる格納容器内雰囲気ガスは試料冷却器により原子炉補機冷却水と熱交換されることで約45℃以下まで冷却され^{*1}、下流の湿分分離器によりサンプリングガス中の湿分を除去するよう設計されており、水素濃度計の検出部に水分が付着するような状態となることはない。</p> <p>また、湿度が変動する要因としては、原子炉補機冷却水温度（冷却性能）、雰囲気温度が考えられるが、いずれも急激な変動は考えられないため、検出器での湿度はほぼ一定であり、十分測定対応が可能な状態にあることから、水素濃度測定へ影響を及ぼすことはない。なお、水素濃度0～20%、温度20℃の試料ガスについて、相対湿度を30～90%RHと変化させた試験を行った（別図-6, 7）。水素濃度20vol%において0.5vol%程度の変化は見られるものの、相対湿度の変化に対して、水素濃度計指示に有意な変化はないことを確認している。（参考図2-6, 2-7）</p>	<p>b. 流量</p> <p>検出器へ流れるサンプリングガスの流量は、1L/min程度の小流量としており、流量の変動がないよう流量制御することとしている。なお、検出器へ流れるサンプリングガス流量を約0.6～1.2L/minの範囲で変化させた試験を行い、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの指示に有意な変化は認められないことを確認している。</p> <p>c. 湿分</p> <p>検出器へ流れるサンプリングガスの水蒸気が除去されていない場合は、水素濃度測定値へ影響することが考えられるが、サンプリングする原子炉格納容器内雰囲気ガスは格納容器雰囲気ガスサンプル冷却器により原子炉補機冷却水と熱交換することで約45℃以下まで冷却され^{*2}、下流の湿分分離器によりサンプリングガス中の湿分を除去するよう設計しており、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの検出器に水分が付着するような状態となることはない。</p> <p>また、湿度が変動する要因としては、原子炉補機冷却水温度（冷却性能）、雰囲気温度が考えられるが、いずれも急激な変動は考えられないため、検出器での湿度はほぼ一定であり、水素濃度測定へ影響を及ぼすことはない。なお、水素濃度0～20vol%、温度20℃の試料ガスについて、相対湿度を30～90%RHと変化させた試験を行った。その結果、水素濃度20vol%において0.5vol%程度の変化は見られるものの、相対湿度の変化に対して、水素濃度計指示に有意な変化はないことを確認している。（別図-6, 7）</p>	<p>【大飯(第52条)】記載表現の相違</p> <p>【伊方】 【大飯(第52条)】記載表現の相違</p> <p>【伊方】記載表現の相違（大飯(第52条)と同様。）</p> <p>【伊方】記載表現の相違</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

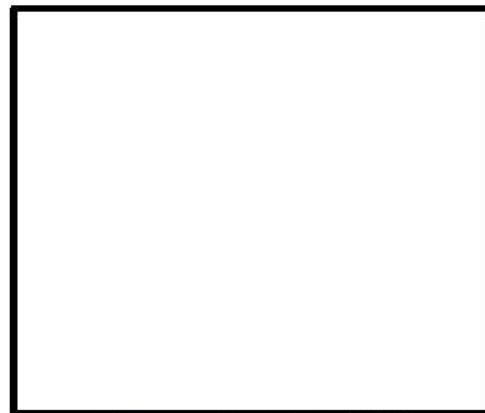
大飯発電所3／4号炉

【比較のため、大飯発電所3／4号炉第52条まとめ資料補足
説明資料52-9より引用】



別図-6 20°Cにおける湿度依存性

伊方発電所3号炉



参考図2-6 20°Cにおける湿度依存性

泊発電所3号炉



別図-6 20°Cにおける湿度依存性

枠内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

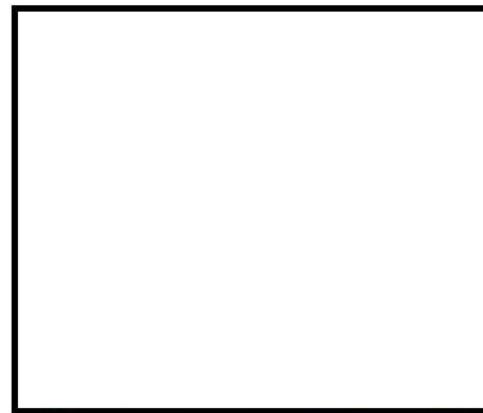


別図-7 20°Cにおける各湿度条件での感度特性

内は機密に属するもので公開できません。



参考図2-7 20°Cにおける各湿度条件での感度



別図-7 20°Cにおける各湿度条件での感度特性

枠内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

【伊方】記載表現の相違（大飯（第52条）と
同様。）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 2.1.5 使用済燃料ピット (SFP) 大規模漏えい時の対応について</p> <p>使用済燃料ピットに大規模漏えいが発生した場合における、使用済燃料ピットの優先順位に従った事故対応例について以下に示す。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットの漏えい緩和のための操作を実行するための最も重要な判断は、使用済燃料ピット（建屋）へのアクセス可否となる。これは被害状態（火災の発生状況、線量等）に依存する。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへアクセス可能な場合には、準備から注水するまでの時間が比較的短い恒設設備（No.3 淡水タンク及びNo.2 淡水タンク）を用いた使用済燃料ピット注水操作を実行する。</p> <p>(3) (2)の操作により使用済燃料ピット水位の維持ができない場合、1次系補給水ポンプ、ポンプ車、送水車又は化学消防自動車を用いて使用済燃料ピットへ注水操作を試みる。</p>	<p>添付資料 2.1.12 使用済燃料プール 大規模漏えい時の対応について</p> <p>1. 使用済燃料プールにおける事故対応 使用済燃料プールに大規模漏えいが発生した場合における優先順位に従った使用済燃料プールの事故対応例について以下に示す。</p> <p>(1) 使用済燃料プールの漏えい緩和のための操作を実施するに当たり、最も重要な判断は使用済燃料プール（原子炉建屋）へのアクセス可否となる。これは現場の被害状態（火災の発生状況、線量等）に依存する。</p> <p>(2) 常設設備による注水が可能な場合には、使用済燃料プールへの注水手段として、準備から注水するまでの時間が比較的短い常設設備（燃料プール補給水系、残留熱除去系（燃料プール水の補給）又はろ過水系）を用いた使用済燃料プールへの注水を行う。</p> <p>(3) (2)による使用済燃料プールへの注水が行えない場合、燃料プール代替注水系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへの注水を実施する。また、燃料プール代替注水系（常設配管）を用いた注水が困難な場合、使用済燃料プールへのアクセスが可能であれば燃料プール代替注水系（可搬型）を用いた注水を行う。</p>	<p>添付資料 2.1.6 使用済燃料ピット 大規模漏えい時の対応について</p> <p>1. 使用済燃料ピットにおける事故対応 使用済燃料ピットに大規模漏えいが発生した場合における、優先順位に従った使用済燃料ピットの事故対応例について以下に示す。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットの漏えい緩和のための操作を実施するに当たり、最も重要な判断は使用済燃料ピット（燃料取扱棟）へのアクセス可否となる。これは現場の被害状態（火災の発生状況、線量等）に依存する。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへアクセス可能な場合には、準備から注水するまでの時間が比較的短い常設設備（燃料取替用水ポンプ、2次系補給水ポンプ、1次系補給水ポンプ）又は消火設備（消火ポンプ又は化学消防自動車）を用いた使用済燃料ピットへの注水を行う。</p> <p>(3) (2)の操作により使用済燃料ピット水位の維持ができない場合、可搬型大型送水ポンプ車を用いた使用済燃料ピットへの注水を実施する。</p>	<p>【大飯】 【女川】 資料番号の相違 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績反映） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績反映） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績反映） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績反映） ↓ 【大飯】 記載方針の相違（使用済燃料ピットへの注水手段の記載） ・泊は、女川審査実績を踏まえ、通常時の補給に使用する燃料取替用水ポンプ及び2次系補給水ポンプを含めて記載する。 また、技術的能力 1.11 での優先順位の考え方や大規模損壊発生時の使用済燃料冷却のための戦略の考え方方に沿って文章を構成する。 ・記載する設備に相違はあるが、注水のための設備として準備時間の短い常設設備を優先して使用することに相違はない。 【大飯】 設備名称の相違 ・送水車 ⇄ 可搬型大型送水ポンプ車 (以降、相違理由の記載を省略する。) 【女川】 記載方針の相違 ・泊は、重大事故等対策として可搬型のポンプ及び可搬型ホースを用いた注水を実施することとしており、常設配管を使用した注水手段は自主対策として位置付けていることから、大飯と同様に、書き分けをしていない。ただし、大規模損壊に特化した手順として、(6) 項で示すとおり、使用済燃料ピットへアクセスできない場合を想定し、可搬型大型送水ポンプ車を使用済燃料ピット脱塩塔樹脂充てんラインに接続して、使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) (3)による使用済燃料ピットへの注水を行っても水位が維持できない場合、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）内部からのスプレイが可能であれば、送水車又は化学消防自動車を用いた使用済燃料ピットスプレー操作を実行する。</p> <p>(5) (4)と並行して、使用済燃料ピットの漏えいを緩和するため、あらかじめ準備している漏えい緩和のための資機材を用いた手段により、使用済燃料ピット内側からの漏えい緩和を試みる。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットへアクセス出来ない場合や建屋内部での使用済燃料ピットスプレーが困難な場合、送水車又は化学消防自動車を用いた建屋外部からのスプレー操作を実施する。また、大容量ポンプ（放水砲用）を用いた使用済燃料ピットへの放水操作を実施する。</p>	<p>(4) (2)又は(3)による使用済燃料プールへの注水を行っても水位が維持できない場合、原子炉建屋内部からのスプレーが可能であれば、燃料プールスプレー系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレーを行う。また、燃料プールスプレー系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレーが困難な場合、使用済燃料プールへのアクセスが可能であれば燃料プールスプレー系（可搬型）を用いたスプレーを行う。</p> <p>(5) また、使用済燃料プールへのスプレーと並行して、使用済燃料プールの漏えいを緩和するため、あらかじめ準備している漏えい緩和のための資機材を用いた手段により、使用済燃料プール内側からの漏えい緩和を行う。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットへアクセスできない場合は、可搬型大型送水ポンプ車を使用済燃料ピット脱塩塔樹脂充てんラインへ接続して使用済燃料ピットへ注水する手段を試みる。ただし、周辺の放射線量率が上昇している場合は、速やかな使用済燃料ピットへのスプレーが必要であることから(7)を優先する。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットへアクセスできない場合や燃料取扱棟内部での使用済燃料ピットスプレーが困難な場合、可搬型大型送水ポンプ車又は化学消防自動車を用いた建屋外部からのスプレーを行う。また、放水設備（大気への拡散抑制設備）による対応を行う。</p>	<p>(4) (3)による使用済燃料ピットへの注水を行っても水位が維持できない場合、燃料取扱棟内部からのスプレーが可能であれば、可搬型大型送水ポンプ車又は化学消防自動車を用いた使用済燃料ピットへのスプレーを行う。</p> <p>(5) (4)と並行して、使用済燃料ピットの漏えいを緩和するため、あらかじめ準備している漏えい緩和のための資機材を用いた手段により、使用済燃料ピット内側からの漏えい緩和を行う。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・泊は、大飯と同様に、(3)項の注水操作は(2)項の注水を実施しても水位を維持できない場合に実施するため、(4)項にて再度『(2)項の注水での水位維持不可の場合』に関する記載はしない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊は、『建屋』の内部からのスプレーということを意図することから、「燃料取扱棟」と記載する。</p> <p>【女川】対応手段の相違 ・泊は、大飯と同様に、可搬型のポンプ及び可搬型ホースを用いたスプレーを実施することとしており、女川のようなスプレーを目的とした常設配管は設けていない。(詳細は、技術的能力1.11にてご説明。)</p> <p>【大飯】設備・手順の相違 ・泊は、使用済燃料ピットの近傍へのアクセスが困難な場合の注水手段として、可搬型大型送水ポンプ車を使用済燃料ピット脱塩塔の樹脂充てんラインに接続して、使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>【女川】対応手段の相違 ・泊は、大飯と同様に、放水砲に比べて準備時間の短い使用済燃料ピットへのスプレーに用いる設備により建屋外部からのスプレーを行う手順を整備する。(建屋外部からのスプレーの詳細については、3.(4)c.項にて示す。)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故時の使用済燃料ピットの監視対応フロー</p> <p>重大事故時の使用済燃料ピットの監視対応フロー</p> <pre> graph TD A[使用済燃料ピットの水位が低下] --> B[使用済燃料ピットの状況、周辺環境の把握] B --> C[使用済燃料ピット漏えい抑制対策、漏えい率評価の実施] C --> D{通常の給水} D -- 可 --> E[通常の水張りラインから給水が可能か？] E -- 不可能 --> F[可搬型SFP監視設備の配置] F --> G[消防栓や消防ポンプ等による給水] G -- 小規模 --> H[使用済燃料ピット水漏えい程度は？] H -- 大規模 --> I[使用済燃料ピットエリアでの作業が可能か？] I -- 不可能 --> J[可搬式スプレー設備の準備] J --> K[スプレー] I -- 可能 --> L[放水砲による放水へ] </pre> <p>※1 燃料プール補給水系、残留熱除去系（燃料プール水の補給）又はろ過水系による注水。 ※2 蒸機付等による漏えい緩和措置が有効な場合は実施する。</p> <p>第1図 使用済燃料プールの監視対応フロー</p>	<p>2. 重大事故を想定した使用済燃料プールの監視対応フロー</p> <p>2. 重大事故を想定した使用済燃料プールの監視対応フロー</p> <pre> graph TD A[使用済燃料プールの水位が低下] --> B[使用済燃料プールの状況、周辺環境の把握] B --> C[使用済燃料プール漏えい緩和対策、漏えい率評価の実施] C --> D{常設設備による注水が可能か？} D -- NO --> E[常設設備による注水] D -- YES --> F[燃料プール代替注水系(常設配管)又は可搬型による注水] F --> G{使用済燃料プール水位は維持可能か？} G -- NO --> H[使用済燃料プールへのスプレー] G -- YES --> I[使用済燃料プールへの注水装置] </pre> <p>※1 燃料プール補給水系、残留熱除去系（燃料プール水の補給）又はろ過水系による注水。 ※2 蒸機付等による漏えい緩和措置が有効な場合は実施する。</p> <p>第1図 使用済燃料プールの監視対応フロー</p>	<p>2. 重大事故を想定した使用済燃料ピットの監視対応フロー</p> <p>2. 重大事故を想定した使用済燃料ピットの監視対応フロー</p> <pre> graph TD A[使用済燃料ピットの水位が低下] --> B[使用済燃料ピットの状況、周辺環境の把握] B --> C[使用済燃料ピット漏えい抑制対策、漏えい率評価の実施] C --> D{通常の水張りラインからの注水が可能か？} D -- YES --> E[通常の注水] D -- NO --> F[1次系換水ポンプ及び消防ポンプによる注水] F --> G[可搬型大型送水ポンプ車による注水] G --> H{使用済燃料ピット水位(可搬型)監視} H -- NO --> I[使用済燃料ピット水位(AM用)監視] H -- YES --> J[可搬型大型送水ポンプ車による注水] I --> K{燃料投入口に配管下端未満かつ水位低下継続} K -- NO --> L[可搬型スプレイノズル及び可搬型大型送水ポンプ車によるスプレー] K -- YES --> M[放水砲による放水] L --> N{燃料取扱区域内及びその周辺で作業可能か？} N -- 不可能 --> O[可搬型スプレイノズル及び可搬型大型送水ポンプ車によるスプレー] N -- 可能 --> P[放水砲による放水] </pre> <p>使用済燃料ピット水位(可搬型)監視 使用済燃料ピット(AM用)監視 使用済燃料ピット(可搬型) 使用済燃料ピット温度 使用済燃料ピット(AM用) 可搬式使用済燃料ピット区域エリヤモニタ 使用済燃料ピット監視カメラ</p> <p>第1図 使用済燃料ピットの監視対応フロー</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)</p>

<各設備の監視機能>

計器名称	①	②	③	④	⑤
使用済燃料ピット水位	●	●	●	●	●
使用済燃料ピット水位(AM用)		●	●	●	●
可搬式使用済燃料ピット水位		●	●	●	●
使用済燃料ピット温度	●	●	●	●	●
使用済燃料ピット温度(AM用)		●	●	●	●
空間線量率	●	●	●	●	●
可搬式使用済燃料ピット区域エリヤモニタ		●	●	●	●
状態監視	●	●	●	●	●

注) 青：設計基準対象施設
赤：重大事故等対応設備

第1表 各設備の監視機能

	計器(パラメータ)名	①	②	③	④
水位	燃料貯蔵プール水位計	○	○	○	—
	使用済燃料ピット水位(ヒートサーモ式)	○	○	○	○
	使用済燃料ピット水位(ガイドバルス式)	○	○	○	○
温度	使用済燃料ピット温度(ヒートサーモ式)	○	○	○	○
	使用済燃料ピット温度(ガイドバルス式)	○	○	○	○
空間線量率	使用済燃料ピット上部空間放射線モニタ(低線量)	○	○	○	—
	使用済燃料ピット上部空間放射線モニタ(高線量)	—	—	—	○
状態監視	使用済燃料ピット監視カメラ	○	○	○	○

第1表 各設備の監視機能

計器名称	①	②	③	④
使用済燃料ピット水位	●	●	●	●
使用済燃料ピット水位(AM用)		●	●	●
使用済燃料ピット水位(可搬型)			●	●
使用済燃料ピット温度	●	●	●	●
使用済燃料ピット温度(AM用)		●	●	●
使用済燃料ピットエリヤモニタ		●	●	●
使用済燃料ピット可搬型エリヤモニタ			●	●
使用済燃料ピット監視カメラ		●	●	●

注) 青：設計基準対象施設
赤：重大事故等対応設備

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付5-1</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレイ手順の妥当性について (1) SFPへの必要スプレイ流量について 送水車等による使用済燃料ピット（以下「SFP」という）への注水によってもSFP水位を維持できないような漏えいが生じた場合に実施するSFPスプレイ手順について、SFP内に保管されている貯蔵槽内燃料体の冷却に必要なスプレイ流量を算出する。</p> <p>a. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> SFP内の冷却水が流出して燃料が全露出している状態を想定する。 崩壊熱をスプレイ水により冷却できるスプレイ流量を算出する。 スプレイ水の温度は保守的に見積っても40°C程度であるが、頭熱冷却による効果は考慮せずに飽和水（大気圧下）と仮定する。 想定する崩壊熱は、定期検査中（全炉心燃料取出し後）と出力運転中（定期検査終了直後）の2ケースを評価する。（SFPの有効性評価と同一の発熱量） 	<p>3. 使用済燃料プールへのスプレイ手順の妥当性について</p>	<p>3. 使用済燃料ピットへのスプレイ手順の妥当性について (1) 使用済燃料ピットへの必要スプレイ流量について 可搬型大型送水ポンプ車等による使用済燃料ピットへの注水によっても使用済燃料ピット水位を維持できないような規模の漏えいが生じた場合に実施する使用済燃料ピットスプレイ手順について、使用済燃料ピット内に保管されている照射済燃料の冷却に必要なスプレイ流量を算出する。</p> <p>a. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピット内の冷却水が流出して燃料が全露出している状態を想定する。 崩壊熱をスプレイ水により冷却できるスプレイ流量を算出する。 スプレイ水の温度は保守的に見積っても40°C程度であるが、頭熱冷却による効果は考慮せずに飽和水（大気圧下）と仮定する。 想定する崩壊熱は、定期事業者検査中（全炉心燃料取出し後）と出力運転中（定期事業者検査終了直後）の2ケースを評価する。（使用済燃料ピットの有効性評価と同一の発熱量） 	<p>【大飯】資料構成の相違</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・女川は必要なスプレイ流量は4項で整理している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊は本添付資料において「使用済燃料ピット」を「SFP」と読み替える（以降、相違理由の記載を省略する。）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（伊方3号と同様。） ・貯蔵槽内燃料体⇒照射済燃料</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・定期事業者検査⇒定期事業者検査（以降、相違理由の記載を省略する。）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

大飯3（4）号炉	
3（4）号炉	1号炉及び2号炉
燃焼条件	<p><燃焼度></p> <p>3回照射燃料 55,000MWh/t 2回照射燃料 36,700MWh/t 1回照射燃料 18,300MWh/t</p> <p><ウラン濃縮度> 4.8wt%</p>
運転期間	13ヶ月
停止期間（定期事業者検査での停止期間）	30日
燃料取出期間	8.5日

第2表 泊発電所3号炉 崩壊熱評価条件^{※1}

	泊発電所3号炉		
	3号炉燃料	1号及び2号炉燃料	ウラン燃料
燃焼条件	<p>・燃焼度： 3回照射燃料 45,000MWh/t 2回照射燃料 35,000MWh/t 1回照射燃料 15,000MWh/t</p>	<p>・燃焼度： 3回照射燃料 55,000MWh/t 2回照射燃料 36,700MWh/t 1回照射燃料 18,300MWh/t</p>	<p>・燃焼度： 3回照射燃料 45,000MWh/t 2回照射燃料 35,000MWh/t 1回照射燃料 15,000MWh/t</p>
Pu含有率	4.4wt%濃縮ウラン相当	4.8wt%濃縮ウラン相当	4.8wt%濃縮ウラン相当
運転期間	13ヶ月	同左	同左
停止期間（定期事業者検査での停止期間）	30日	同左	同左
燃料取出期間	7.5日	同左	2年冷却後輸送

※1：泊発電所3号炉 ウラン・ブルトニウム混合酸化物燃料使用等に伴う原子炉設置変更許可申請（平成21年3月申請）安全審査における使用済燃料ピット冷却設備の評価条件

※2：ウラン・ブルトニウム混合酸化物燃料は、2回照射で取り出されることも想定され、その場合は燃料有効活用の観点から、取出し時の燃焼度が3.0wt%を超えることも考えられることから、2回照射ウラン・ブルトニウム混合酸化物燃料の燃焼度は最高燃焼度の2/3である300wt%より高めの350wt%に設定している。なお、安全審査等での評価に用いたウラン・ブルトニウム混合酸化物燃料や軽水炉における2回照射取出ウラン・ブルトニウム混合酸化物燃料の燃焼度の最高値は41.30wt%であり、350wt%に包絡される。

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>b. 評価式</p> <p>貯蔵槽内燃料体の崩壊熱をスプレイ水の気化熱によって取り除くために必要なスプレイ流量は、貯蔵槽内燃料体の崩壊熱Qによるスプレイ水の蒸散量$\Delta V/\Delta t$ (m^3/h) に等しいとして、下式で計算した。</p> $\Delta V/\Delta t [m^3/h] = Q [kW] \times 3600 / (\rho [kg/m^3] \times h_{fg} [kJ/kg]) \approx 1$ <p>ρ (飽和水密度) : 958kg/m³ * 2 h_{fg} (飽和水蒸発潜熱) : 2,257kJ/kg * 2 Q (貯蔵槽内燃料体の崩壊熱) : 11,674kW * 3 (停止時最大値)</p> <p>*1 : $(\rho \times \Delta V)$ [kg] の飽和水が蒸気に変わるために熱量は $h_{fg} \times (\rho \times \Delta V)$ [kJ] で、貯蔵槽内燃料体の Δt 時間あたりの崩壊熱量 $Q \Delta t$ に等しい。 なお、保有水は保守的に大気圧下での飽和水 (100°C) として評価している。</p> <p>*2 : 物性値の出典：国立天文台編「理科年表」</p> <p>*3 : 燃料取出スキーム (次頁) 参照</p>	<p>【比較のため、比較表 2.1-397 ページより再掲】</p> <p>(3) 判定基準 放水試験の判定基準を以下に示す。</p> <p>① 使用済燃料プール内燃料体の崩壊熱 (6.7MW) を除去するために必要なスプレイ流量* (約 9.7m³/h) を満足すること。</p> <p>② 使用済燃料プール全域にスプレイ可能であること。</p> <p>* : 使用済燃料プール内燃料体の崩壊熱 $Q [kW]$ を除去するために必要なスプレイ流量 $V [m^3/h]$ は、以下の式により求められる。</p> $V = Q / (H_{SH} + H_{SL}) \times m \times 3600$ <p>H_{SH} : 水の顯熱 (40°C～100°C) (大気圧) [kJ/kg] H_{SL} : 水の蒸発潜熱 [kJ/kg] m : 水の比容積 [m^3/kg]</p>	<p>b. 評価式</p> <p>使用済燃料ピット内燃料体の崩壊熱を除去するために必要なスプレイ流量は、使用済燃料ピット内燃料体の崩壊熱 $Q [kW]$ によるスプレイ水の蒸発水量 $\Delta V/\Delta t [m^3/h]$ に等しいとして、下式で計算した。</p> $\Delta V/\Delta t [m^3/h] = Q [kW] \times 3,600 / (\rho [kg/m^3] \times h_{fg} [kJ/kg]) \approx 1$ <p>ρ (飽和水密度) : 958 [kg/m³] **2 h_{fg} (飽和水蒸発潜熱) : 2,256.5 [kJ/kg] **3 Q (使用済燃料ピット内燃料体の崩壊熱) : 11,508 [kW] **4 (停止時最大値)</p> <p>*1 : $(\rho \times \Delta V)$ [kg] の飽和水が蒸気に変わるために熱量は $h_{fg} \times (\rho \times \Delta V)$ [kJ] で、使用済燃料の Δt 時間当たりの崩壊熱量 $Q \Delta t$ に等しい。 なお、スプレイ水は保守的に大気圧下での飽和水 (100°C) として評価している。</p> <p>*2 : 物性値の出典：国立天文台編 2011 年「理科年表」</p> <p>*3 : 1999 日本機械学会蒸気表</p> <p>*4 : 燃料取出スキーム (第 3 表及び第 4 表) 参照</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> スプレイ流量の計算式における各パラメータの対応は以下のとおり。 <table border="0"> <tr> <td>女川</td> <td>泊</td> <td>大飯</td> </tr> <tr> <td>• $V \Leftrightarrow \Delta V/\Delta t$</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>• $Q \Leftrightarrow Q$</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>• $H_{SH} \Leftrightarrow h_{fg}$</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>• $m \Leftrightarrow 1/\rho$</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>なお、泊と大飯は、保守的にスプレイ水の顯熱冷却による効果を考慮せずに評価することから、女川の H_{SH} に相当するパラメータは考慮していない。その点を除き、評価式に相違はない。</p> <p>【大飯】パラメータの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 飽和水の蒸発潜熱の値が若干異なるが、必要なスプレイ流量への影響としては軽微である。なお、この数値は有効性評価 (想定事故 1, 2) のものと同様である。(伊方 3 号、玄海 3/4 号も泊と同じ数値で評価している。) 	女川	泊	大飯	• $V \Leftrightarrow \Delta V/\Delta t$			• $Q \Leftrightarrow Q$			• $H_{SH} \Leftrightarrow h_{fg}$			• $m \Leftrightarrow 1/\rho$		
女川	泊	大飯																
• $V \Leftrightarrow \Delta V/\Delta t$																		
• $Q \Leftrightarrow Q$																		
• $H_{SH} \Leftrightarrow h_{fg}$																		
• $m \Leftrightarrow 1/\rho$																		

燃料取出スキーム (大飯 3 (4) 号炉燃料取出直後)

取出燃料	大飯 2 (3) 号炉の冷却水供給量		大飯 3 (4) 号炉の冷却水供給量	
	冷却水供給量	冷却水供給水温	冷却水供給量	冷却水供給水温
1号炉燃料取出	0.005	1.4 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
2号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
3号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
4号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
5号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
6号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
7号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
8号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
9号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
10号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
11号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
12号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
13号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
14号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
15号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
16号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
17号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
18号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
19号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
20号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
21号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
22号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
23号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
24号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
25号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
26号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
27号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
28号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
29号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
30号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
31号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
32号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
33号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
34号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
35号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
36号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
37号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
38号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
39号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
40号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
41号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
42号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
43号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
44号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
45号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
46号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
47号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
48号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
49号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
50号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
51号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
52号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
53号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
54号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
55号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
56号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
57号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
58号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
59号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
60号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
61号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
62号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
63号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
64号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
65号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
66号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
67号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
68号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
69号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
70号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
71号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
72号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
73号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
74号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
75号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
76号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
77号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
78号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
79号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
80号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
81号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
82号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
83号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
84号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
85号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
86号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
87号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
88号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
89号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
90号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
91号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
92号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
93号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
94号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
95号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
96号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
97号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
98号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
99号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
100号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
101号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
102号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
103号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	0.005
104号炉燃料取出	0.005	1.3 × (1.3 × 2.0 + 3.0) + 0.1 × 1.0	1.3 × 0.6	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
c. 大飯発電所3(4)号炉において、必要なSFPスプレイ流量	<p>【比較のため、伊方発電所3号炉技術的能力2.1まとめ資料添付資料2.1.7より引用】</p> <p>(3) 評価結果 伊方3号炉において必要なSFPスプレイ流量を第2.1.7-4表に示す。</p>	<p>c. 評価結果 泊発電所3号炉において、必要な使用済燃料ピットスプレイ流量を第5表に示す。</p> <p>第5表 泊発電所3号炉において必要な使用済燃料ピットスプレイ流量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">泊3号炉</th></tr> <tr> <th>定期事業者検査中 (全炉心燃料取出し後)</th><th>出力運転中 (定期事業者検査終了直後)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>崩壊熱</td><td>11.508 [MW]</td><td>5.122 [MW]</td></tr> <tr> <td>必要なスプレイ流量</td><td>約19.16 [m³/h] 約85.5 [gpm]</td><td>約8.53 [m³/h] 約37.6 [gpm]</td></tr> </tbody> </table>		泊3号炉		定期事業者検査中 (全炉心燃料取出し後)	出力運転中 (定期事業者検査終了直後)	崩壊熱	11.508 [MW]	5.122 [MW]	必要なスプレイ流量	約19.16 [m³/h] 約85.5 [gpm]	約8.53 [m³/h] 約37.6 [gpm]	【大飯】記載表現の相違(伊方3号と同様。)
	泊3号炉													
	定期事業者検査中 (全炉心燃料取出し後)	出力運転中 (定期事業者検査終了直後)												
崩壊熱	11.508 [MW]	5.122 [MW]												
必要なスプレイ流量	約19.16 [m³/h] 約85.5 [gpm]	約8.53 [m³/h] 約37.6 [gpm]												
d. まとめ SFPの熱負荷が最大となるような組み合わせで燃料を貯蔵した場合を想定した厳しい条件でも、当該の燃料の崩壊熱除去に必要なスプレイ流量は約19.44m³/hである。	<p>大飯3(4)号炉</p> <table border="1"> <tr> <td>定期検査中 (全炉心燃料取出し後)</td><td>出力運転中 (定期検査終了直後)</td></tr> <tr> <td>崩壊熱 約19.44 [m³/h] 約85.5 [gpm]</td><td>約7.90 [m³/h] 約32.8 [gpm]</td></tr> </table>	定期検査中 (全炉心燃料取出し後)	出力運転中 (定期検査終了直後)	崩壊熱 約19.44 [m³/h] 約85.5 [gpm]	約7.90 [m³/h] 約32.8 [gpm]	<p>d. まとめ 使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで燃料を貯蔵した場合を想定した厳しい条件でも、当該の燃料の崩壊熱除去に必要なスプレイ流量は約19.16m³/hである。</p> <p>泊発電所3号炉で配備している可搬型スプレイ設備（可搬型スプレイヘッダ2台、送水車等）により、上記流量及びNEI 06-12で要求されるスプレイ流量（200gpm=約45.4m³/h）を上回る約120m³/hを確保可能である。（送水車は2セット以上、スプレイヘッダは1セット以上配備している。）</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 ・組み合わせ⇨組合せ (以降、相違理由の記載を省略する。)</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・使用済燃料ピット内燃料体の崩壊熱の相違に伴い必要なスプレイ流量が異なる。</p> <p>【大飯】設備名称の相違 ・スプレイヘッダ⇨可搬型スプレイノズル (以降、相違理由の記載を省略する。)</p>							
定期検査中 (全炉心燃料取出し後)	出力運転中 (定期検査終了直後)													
崩壊熱 約19.44 [m³/h] 約85.5 [gpm]	約7.90 [m³/h] 約32.8 [gpm]													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2) SFP水の大規模漏えい時の未臨界性評価	(1) 使用済燃料プール水の大規模漏えい時の未臨界性評価	(2) 使用済燃料ピット水の大規模漏えい時の未臨界性評価	
<p>SFP水が喪失した場合を想定し、SFPの未臨界性評価を実施した。</p> <p>燃料の燃焼計算には、2次元輸送計算コードPHOENIX-P Ver.8を使用し、実効増倍率の計算には、3次元モンテカルロ計算コードKENO-VIを内蔵したSCALEVer.6.0を用いた。</p> <p>a. 実施内容</p> <p>SFPにウラン燃料を配置した条件（Aエリアでは貯蔵する領域を考慮、Bエリアはウラン新燃料を敷き詰め）で、あらゆる水密度の未臨界性評価を実施する。判定基準は、$k_{eff} \leq 0.98$（不確定性を含む）とする。</p>	<p>女川2号炉の使用済燃料プールでは、ボロン添加ステンレス鋼製ラックセルに燃料を貯蔵している。使用済燃料プールには、通常は限られた体数の新燃料と使用済燃料が貯蔵されるが、臨界設計については新燃料及びいかなる燃焼度の燃料を貯蔵しても十分安全側の評価を得るように、炉心装荷時の無限増倍率として1.30を仮定している。また、プール水温、ラック製造公差、ボロン添加率、ラックセル内燃料配置それぞれについて最も結果が厳しくなる状態で評価している。未臨界性評価の基本計算条件を第2表に示す。</p> <p>仮に使用済燃料プール水が大規模漏えいし、燃料プールスプレイ系が作動する状態となった場合には、使用済燃料プールの水密度が減少することにより、ラックセル内で中性子を減速する効果が減少し、実効増倍率を低下させる効果がある。一方、ラックセル間では水及びラックセルによる中性子を吸収する効果が減少するため、隣接ラックへの中性子の流れ込みが強くなり、実効増倍率を増加させる効果が生じる。</p> <p>低水密度状態を想定した場合の使用済燃料プールの実効増倍率は上記の2つの効果のバランスにより決定されるため、ラックの材質・ピッチの組み合わせによっては、通常の冠水状態と比較して臨界評価結果が厳しくなる可能性がある。</p> <p>そこで、女川2号炉の使用済燃料プールにおいて水密度を$1.0 \sim 0.0 \text{ g/cm}^3$と変化させて、実効増倍率を第2図に示す体系で計算したところ、中性子の強吸収体であるラックセル中のボロンの効果により、実効増倍率を増加させる効果である隣接ラックへの中性子の流れ込みが抑制されることから、第3図に示すとおり水密度の減少に伴い実効増倍率は単調に減少する結果が得られた。このため、水密度が減少する事象が生じた場合でも未臨界は維持されることを確認した。</p> <p>なお、解析には米国オークリッジ国立研究所(ORNL)により米国原子力規制委員会(NRC)の原子力関連許認可評価用に作成された三次元多群輸送計算コードであり、米国内及び日本国内の臨界安全評価に広く使用されているSCALEシステムを用いた。</p>	<p>泊3号炉と比較対象とならない記載内容</p> <p>a. 評価の基本方針</p> <p>大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価は、可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）にて、ラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において、スプレイや蒸気条件においても臨界を防止できることを確認するため、使用済燃料ピット全体の水密度を一様に$0.0 \sim 1.0 \text{ g/cm}^3$まで変化させた条件で実効増倍率の計算を行う。</p> <p>解析には、米国オーカークリッジ国立研究所(ORNL)により米国原子力規制委員会(NRC)の原子力関連許認可評価用に作成された三次元多群輸送計算コードであり、米国内及び日本国内の臨界安全評価に広く使用されているSCALEシステムを用いる。</p> <p>評価基準は、不確定性を含めて実効増倍率が0.98以下となる設計とする。不確定性としては、臨界計算上の不確定性及び製作公差に基づく不確定性（ラックセル内での燃料体が偏る効果を含む）を考慮する。</p>	<p>【大飯】【女川】評価に係る記載内容、記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(2) 使用済燃料ピット水の大規模漏えい時の未臨界性評価」については、第54条まとめ資料の補足説明資料54-11を踏まえた文章構成としている。（技術的能力2.1まとめ資料の添付資料で同様の文章構成としているプラントとして、伊方3号がある。このため、(2)項において、伊方発電所3号炉技術的能力2.1まとめ資料の添付資料2.1.7も引用し、比較した（次ページ以降）。また、大飯においても、第54条まとめ資料の補足説明資料54-9において使用済燃料ピット水の大規模漏えい時の未臨界性評価について示しており、計算条件等の記載があるため、必要に応じて引用し、比較した。） <p>【大飯】評価方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、Aエリアにおいて、ウラン燃料の燃焼度に応じた貯蔵領域を設定して未臨界性を評価するため、燃料の燃焼計算のためのコードを併用している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、大飯発電所3／4号炉第54条まとめ資料補足説明資料54-9より引用】</p> <p>1. 評価の基本方針</p> <p>使用済燃料ピットで大規模漏えいが発生した場合、可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）により、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するため、使用済燃料ピット全面にスプレイを実施し、ラック及び燃料体等を冷却する。</p> <p>大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価は、可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）にて、ラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置が維持される範囲において、スプレイや蒸気条件においても未臨界を維持できることを確認するため、SFP全体の水密度を一様に0.0～1.0g/cm³まで変化させた条件で未臨界性評価を実施する。</p> <p>燃料の燃焼計算には、2次元輸送計算コードPHOENIX-P Ver.8を使用し、実効増倍率の計算には、3次元モンテカルロ計算コードKENO-VIを内蔵したSCALE Ver.6.0を使用し、その計算フローを第1図に示す。なお、評価に用いる解析コードの検証及び妥当性確認等の概要については、別紙1「計算機プログラム（解析コード）の概要」に示す。</p>	<p>【比較のため、伊方発電所3号炉技術的能力2.1まとめ資料添付資料2.1.7より引用】</p> <p>(1) 評価方針</p> <p>大規模漏えい時のSFPの未臨界性評価は、可搬型スプレイ設備による冷却により臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置が維持される範囲において、スプレイや蒸気条件においても未臨界を維持できることを確認するため、SFP全体の水密度を一様に0.0～1.0g/cm³に変化させた条件で未臨界性評価を実施する。</p> <p>評価には、米国オークリッジ国立研究所(ORNL)により米国原子力規制委員会(NRC)の原子力関連許認可評価用に作成されたモンテカルロ法に基づく3次元多群輸送計算コードであり、米国内及び日本国内の臨界安全評価に広く使用されているSCALEシステムを用いる。</p> <p>評価基準は、不確定性を含めて実効増倍率が0.98以下となる設計とする。不確定性としては、臨界計算上の不確定性及び製作公差に基づく不確定性（ラックセル内での燃料体が偏る効果を含む）を考慮する。</p>	<p>【比較のため、前ページより再掲】</p> <p>a. 評価の基本方針</p> <p>大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価は、可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）にて、ラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において、スプレイや蒸気条件においても臨界を維持できることを確認するため、使用済燃料ピット全体の水密度を一様に0.0～1.0g/cm³まで変化させた条件で実効増倍率の計算を行う。</p> <p>解析には、米国オーケリッジ国立研究所(ORNL)により米国原子力規制委員会(NRC)の原子力関連許認可評価用に作成された三次元多群輸送計算コードであり、米国内及び日本国内の臨界安全評価に広く使用されているSCALEシステムを用いる。</p> <p>評価基準は、不確定性を含めて実効増倍率が0.98以下となる設計とする。不確定性としては、臨界計算上の不確定性及び製作公差に基づく不確定性（ラックセル内での燃料体が偏る効果を含む）を考慮する。</p>	<p>【伊方】記載表現の相違（大飯（第54条）と同様。）</p> <p>【伊方】記載表現の相違（大飯（第54条）と同様。）</p> <p>【大飯（第54条）】評価方法の相違 ・大飯は、Aエリアにおいて、ウラン燃料の燃焼度に応じた貯蔵領域を設定して未臨界性を評価するため、燃料の燃焼計算のためのコードを併用している。</p> <p>【大飯（第54条）】【伊方】記載表現の相違（女川審査実績反映）</p>

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、大飯発電所3／4号炉第54条まとめ資料補足説明資料54-9より引用】</p> <p>2. 計算方法</p> <p>(1) 計算体系</p> <p>計算体系は、Aエリアでは垂直方向、水平方向ともに有限の体系とする。貯蔵する燃料は、各領域で貯蔵可能な最も反応度の高い燃料を当該領域の全てのラックへ貯蔵することを想定する。また、垂直方向では、上下部の構造物による中性子反射効果を考慮し、燃料有効長上部は低水密度状態においても、十分な中性子の反射効果が得られる厚さ（中性子反射効果が飽和する厚さ）である300mmの水反射と仮定し、燃料有効長下部についても同様に、1,000mmのコンクリートとして評価する。</p> <p>水平方向では、ピット側面の構造物による中性子反射効果を考慮し、垂直方向上部と同様に300mmの水反射を仮定する。</p> <p>Bエリアでは、水平方向に無限の広がりを持つ体系とし、体系からの中性子漏えいを無視する。垂直方向は有限の体系とし、上下部の構造物による中性子反射効果を考慮し、燃料有効長上部は低水密度状態においても、十分な中性子の反射効果が得られる厚さ（中性子反射効果が飽和する厚さ）である300mmの水反射と仮定し、燃料有効長下部についても同様に、1,000mmのコンクリートとして評価する。</p> <p>未臨界性評価の計算体系を第2図～第5図に示す。</p> <p>(2) 計算条件</p> <p>評価の計算条件は以下のとおりである。</p> <p>【SUS製ラックを使用するAエリアの計算条件は引用しない】</p> <p>《Bエリアに対する計算条件》</p> <p>Bエリアでは、ウラン新燃料を対象に以下の計算条件で評価を実施する。</p> <p>(B-a) ウラン濃縮度は、ウラン加工施設で製造される燃料材の濃縮度上限5.00wt%に濃縮度公差を見込み□wt%とする。</p> <p>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>【比較のため、伊方発電所3号炉技術的能力2.1まとめ資料添付資料2.1.7より引用】</p> <p>(2) 計算方法</p> <p>a. 計算体系</p> <p>計算体系は、垂直方向、水平方向ともに有限の体系とする。垂直方向は上下部の構造物による中性子反射効果を考慮し、燃料有効長上部は低密度状態においても、十分な反射効果が得られる厚さ（中性子反射効果が飽和する厚さ）である□mmの水反射と仮定し、燃料有効長下部についても同様に、□mmのコンクリートとして評価する。</p> <p>水平方向は、ピット側面の構造物による中性子反射効果を考慮し、垂直方向上部と同様に□mmの水反射を仮定する。</p> <p>評価モデルは、SFP-Aピット及びBピットにウラン新燃料のみを貯蔵した条件及びSFP-Aピットに実運用を考慮した体数のMOX新燃料及びウラン新燃料を貯蔵した条件で評価する。未臨界性評価の計算体系を第2.1.7-1図～8図に示す。</p> <p>b. 計算条件</p> <p>評価の計算条件は以下のとおり、貯蔵される燃料仕様の範囲内で未臨界性評価上厳しい結果を与えるように設定している。</p> <p>(a) ウラン燃料の濃縮度は約4.8wt%であるが、これに余裕と濃縮度公差を見込み□wt%とする。</p> <p>(b) MOX燃料は、核分裂性プルトニウム(Pu)割合が約68wt%となる代表組成を想定する。この場合、約4.1wt%濃縮ウラン相当となるMOX燃料のPu含有量は約9wt%であるが、燃料材最大Pu含有率13wt%に余裕を見込んだ□wt%とする。さらに²⁴¹Puから²⁴¹Amへの壊変は無視し、²⁴¹Amについては全て²⁴¹Puとする。</p> <p>(c) □</p>	<p>b. 計算方法</p> <p>(a) 計算体系</p> <p>計算体系は、垂直方向、水平方向ともに有限の体系とする。垂直方向では、上下部の構造物による中性子反射効果を考慮し、燃料有効長上部は低水密度状態においても、十分な中性子の反射効果が得られる厚さ（中性子反射効果が飽和する厚さ）である300mmの水反射と仮定し、燃料有効長下部についても同様に、1,000mmのコンクリートとして評価する。</p> <p>水平方向では、ピット側面の構造物による中性子反射効果を考慮し、垂直方向上部と同様に300mmの水反射を仮定する。</p> <p>評価対象ピットは貯蔵容量が大きいB-使用済燃料ピット(840体)とする。また、評価モデルは、B-使用済燃料ピットに、ウラン新燃料のみを貯蔵した条件並びに実運用を考慮した体数のウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料及びウラン新燃料を貯蔵した条件で評価する。未臨界性評価の計算体系を第2図～第5図に示す。</p> <p>(b) 計算条件</p> <p>評価の計算条件は以下のとおりである。</p> <p>イ. ウラン濃縮度は、ウラン加工施設で製造される燃料材の濃縮度上限5.00wt%に濃縮度公差を見込み□wt%とする。</p> <p>ロ. ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料は、核分裂性プルトニウム(Pu)割合が約68wt%となる代表組成を想定する。この場合、約4.1wt%濃縮ウラン相当となるウラン・プルトニウム混合酸化物燃料のPu含有率は約9wt%であるが、保守的に設置変更許可申請書(平成22年11月16日許可)本文における燃料材最大Pu含有率13wt%とする。さらに、²⁴¹Puから²⁴¹Amへの壊変は無視し、²⁴¹Amについてはすべて²⁴¹Puとする。</p> <p>□枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯(第54条)】【伊方】個別の計算条件の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、MOX燃料の保管も想定している。また、使用済燃料ラックの仕様はA-B-使用済燃料ピットで同一(ボロン添加ステンレス鋼製)であるから、貯蔵容量が大きいB-使用済燃料ピットを対象として評価を実施する。 大飯は、ウラン燃料のみの保管を想定するため、燃料仕様の記載に相違がある。また、Aエリアはステンレス鋼製ラックであり、保管する燃料の燃焼度に応じて貯蔵する領域を考慮する。Bエリアは、泊と同様に、ボロン添加ステンレス鋼製ラックである。 伊方は、泊と同様に、MOX燃料の保管も想定している。また、SFP-AピットにはB-SUS板貼付ラックとB-SUS製ラックが用いられている。SFP-Bピットには、泊と同様に、すべてB-SUS製ラックが用いられている。このため、それぞれのラックを評価モデルとするとともに、考慮する不確定性が相違している。 <p>【伊方】記載表現の相違(大飯(第54条)と同様。)</p> <p>【伊方】記載表現の相違(大飯(第54条)と同様。)</p> <p>【伊方】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

【比較のため、大飯発電所3／4号炉第54条まとめ資料補足 説明資料54-9より引用】

(B-b) 燃料有効長は、公称値3,648mmから延長し、3,660mmとする。

(B-c) ラックの材料であるボロン添加ステンレス鋼のボロン添加量は、中性子吸收効果を少なくするため下限値0.95wt%とする。

(B-d) ラックの厚さは、中性子吸收効果を少なくするため下限値 mmとする。

(B-e) 使用済燃料ピット内の水は純水とし、残存しているほう素は考慮しない。

製作公差に基づく不確定性として考慮する計算条件は以下のとおりである。

【上記の「製作公差に基づく不確定性として考慮する計算条件」については、Aエリアの計算条件に以下の記載がある】

以下の計算条件は公称値を使用し、正負の製作公差を未臨界評価上厳しくなる側に不確定性として考慮するもの（以下「製作公差に基づく不確定性として考慮する計算条件」という。）である。

なお、製作公差に基づく不確定性として考慮する計算条件には、ラック内の燃料体等が偏る効果を含む。

(B-f) ラックの中心間距離

(B-g) ラックの内なり

(B-h) ラック内での燃料体等が偏る効果（ラック内燃料偏心）

(B-i) 燃料材の直径及び密度

(B-j) 燃料被覆材の内径及び外径

(B-k) 燃料要素の中心間隔（燃料体外寸）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

なお、本計算における計算条件を第2表に、不確定性評価の考え方について別添2「大規模漏えい時の未臨界性評価における不確定性評価の考え方」に示す。

【比較のため、比較表2.1-394ページより再掲】

b. 評価結果

SFPの未臨界性評価結果を下表に示す。あらゆる水密度において臨界未満である。下表では、keffが最も高くなる評価結果を示す。

	評価結果 (①)	評価基準
Aエリア	0.956 (0.9410)	≤0.98
Bエリア	0.964 (0.9504)	≤0.98

（注）不確定性を含む。（ ）内は不確定性を含まない値。

女川原子力発電所2号炉

【比較のため、伊方発電所3号炉技術的能力2.1まとめ資料添付資料2.1.7より引用】

(d) 燃料有効長は、公称値3648mmから延長し、□mmとする。

(e) ラックセルの仕様のうち、ボロン添加ステンレス鋼（以下、B-SUSという。）の厚さは中性子吸收効果を少なくするために□mmとする。また、ボロン添加量は□wt%とする。

以下の基本設計条件は公称値を使用するが、製作公差を未臨界性評価上厳しくなる側に不確定性として考慮する結果を与えるように不確定性として考慮する。

なお、製作公差に基づく不確定性として考慮する計算条件には、ラックセル内の燃料体が偏る効果を含む。

(f) ラックセルの中心間距離

(g) ラックセルの内なり

(h) ラックセル内での燃料体が偏る効果（ラックセル内燃料偏心）

(i) 燃料材の直径及び密度

(j) 燃料被覆材の内径及び外径

(k) 燃料要素の中心間隔（燃料体外寸）

(l) B-SUS板幅（Aピットのみ）

(m) B-SUS板位置（Aピットのみ）

(n) B-SUS板浮き上がり（Aピットのみ）

(o) ステンレス鋼製ラック板厚（Aピットのみ）

本計算における基本計算条件を第2.1.7-5表に示す。

(3) 評価結果

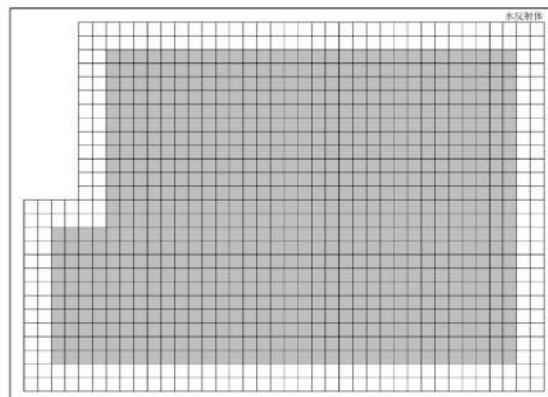
SFPの未臨界性評価結果を第2.1.7-7表に示す。実効増倍率は不確定性を考慮しても最大で0.975となり、0.98以下を満足している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

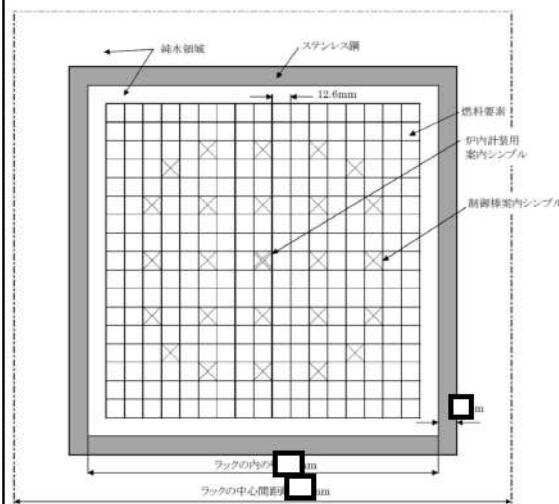
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉



未臨界性評価の解析モデル図 (Aエリア) (1/2)



未臨界性評価の解析モデル図 (Aエリア) (2/2)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

女川原子力発電所2号炉

第2表 未臨界性評価の基本計算条件

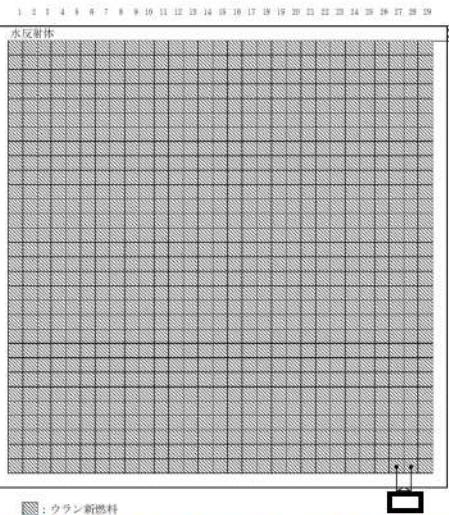
項目	仕様
燃料種類	9×9燃料 (A型)
^{235}U 濃縮度	1% ^{※1}
ペレット密度	理論密度の約 97%
ペレット直径	0.96 cm
被覆管外径	1.12 cm
被覆管厚さ	0.71 mm
燃料有効長	3.71 m
ラックタイプ	角管型
ラックピッチ (長辺方向)	mm
(短边方向)	mm
材料	ボロン添加ステンレス鋼
ボロン濃度	wt% ^{※2}
厚さ	mm
内のり (長辺方向)	mm
(短辺方向)	mm

^{※1} 未臨界性評価用燃料集合体 ($k_{\text{eff}}=1.30$ 未燃焼組成、Gdなし)

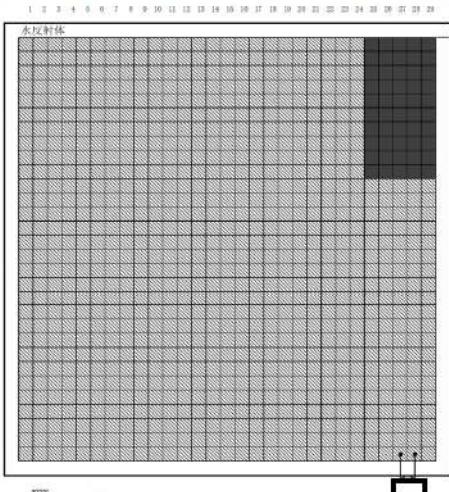
^{※2} ボロン濃度の解析使用値は、製造公差下限値とする。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

泊発電所3号炉



第2図 B-使用済燃料ピットにウラン新燃料のみを貯蔵した場合の計算体系 (水平方向, B-使用済燃料ピット全体)



第3図 B-使用済燃料ピットに実運用を考慮した体数のウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料及びウラン新燃料を貯蔵した場合の計算体系 (水平方向, B-使用済燃料ピット全体)

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

相違理由

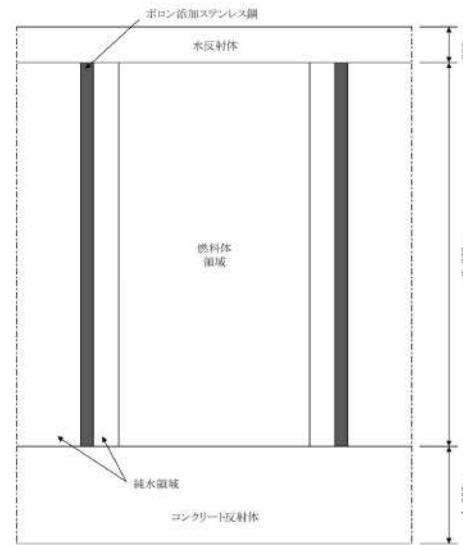
【大飯】【女川】記載内容の相違

- ・プラントごとに設備設計や計算条件、評価モデルが異なっていることから、記載している図表も相違しているが、実質的な相違はない。

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 未臨界性評価の解析モデル図 (Bエリア) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>			<p>【大飯】【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントごとに設備設計や計算条件、評価モデルが異なっていることから、記載している図表も相違しているが、実質的な相違はない。

第4図 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の計算体系（水平方向、燃料体部拡大図）



第5図 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の計算体系（垂直方向）

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

第1表 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の計算条件 (Aエリア)

	計算条件	備考
(燃料体)	17×17型ウラン燃料	—
燃料 ^{235}U 濃縮度	■% 1%	4.80wt%に濃縮度公差を見込んだ値
燃料材密度	理論密度の97%	(注1)
燃料材直径	8.19mm	(注1)
燃料被覆材 内径	8.36mm	(注1)
外径	9.5mm	(注1)
燃料要素中心間隔	12.6mm	(注1)
燃料有効長	3,660mm	公称値3,648mmを延長
貯蔵領域	領域 A 燃焼度0MWd/tの燃料を貯蔵 領域 B 燃焼度20,000MWd/tの燃料を貯蔵	—
(ラック)	—	配置は図参照
ラックタイプ	キャン型	—
ラックの中心間距離	■ m ■ m	(注1)
材料	ステンレス鋼	—
厚さ	■ mm ■ mm	(注2)
内のみ	■ mm ■ mm	(注1)
(使用済燃料ピット内の水分条件)	純水	残存しているほうは考慮しない
密度	0.0~1.0g/cm ³	—

(注1) 製作公差に基づく不確定性として考慮する計算条件

(注2) 中性子吸収効果を少なくするために下限値を使用

第2表 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の計算条件 (Bエリア)

	計算条件	備考
(燃料体)	17×17型ウラン燃料	—
燃料 ^{235}U 濃縮度	■% 1%	5.00wt%に濃縮度公差を見込んだ値
燃料材密度	理論密度の97%	(注1)
燃料材直径	8.19mm	(注1)
燃料被覆材 内径	8.36mm	(注1)
外径	9.5mm	(注1)
燃料要素中心間隔	12.6mm	(注1)
燃料有効長	3,660mm	公称値3,648mmを延長
(ラック)	—	配置は図参照
ラックタイプ	キャン型	—
ラックの中心間距離	■ m ■ m	(注1)
材料	ボロン添加ステンレス鋼	—
ボロン添加量	0.95wt%	(注2)
厚さ	■ mm ■ mm	(注2)
内のみ	■ mm ■ mm	(注1)
(使用済燃料ピット内の水分条件)	純水	残存しているほうは考慮しない
密度	0.0~1.0g/cm ³	—

(注1) 製作公差に基づく不確定性として考慮する計算条件

(注2) 中性子吸収効果を少なくするために下限値を使用

括弧の範囲は機密情報に属しますので公開できません。

女川原子力発電所2号炉

【比較のため、比較表 2.1-391 ページより再掲】

第2表 未臨界性評価の基本計算条件

	項目	仕様
燃料種類	9×9燃料 (A型)	
^{235}U 濃縮度	■% 1%	4.80wt%に濃縮度公差を見込んだ値
燃料材密度	理論密度の約97%	(注1)
燃料材直径	0.96 cm	(注1)
燃料被覆材 内径	1.12 cm	(注1)
外径	0.71 mm	(注1)
燃料有効長	3.71 m	
ラックタイプ	角管型	
ラックピッチ (長辺方向)	■ mm	
(短辺方向)	■ mm	
材料	ボロン添加ステンレス鋼	
ボロン濃度	■ wt% 0.95	
厚さ	■ mm	
内のみ (長辺方向)	■ mm	
(短辺方向)	■ mm	

※1 未臨界性評価用燃料集合体 ($k_{\text{eff}}=1.30$ 未燃焼組成、Gdなし)

※2 ボロン濃度の解析使用値は、製造公差下限値とする。

括弧の範囲は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉

第6表 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の計算条件

	項目	仕様
燃料種類	17×17型 ウラン・ブルトニウム混合酸化物燃料	17×17型 ウラン・ブルトニウム混合酸化物燃料
^{235}U 濃縮度又はPu含有率/Pu組成	■% 1%	15wt% /代表組成 第7表参照
燃料材密度	理論密度の97%	理論密度の95%
燃料材直径	12.6mm	同左
燃料被覆材内径	8.19mm	同左
燃料被覆材外径	9.5mm	同左
燃料有効長	3.660mm	同左
ラックタイプ	キャン型	
ラックセルの中心間隔	■ mm ■ mm	
材料	ボロン添加ステンレス鋼	ボロン添加ステンレス鋼
ボロン濃度	■ wt% 0.95	
厚さ	■ mm	
内のみ (長辺方向)	■ mm	
(短辺方向)	■ mm	

※1: ボロン添加量は1.0wt%であるが、未臨界性評価上のボロン添加量は公差下限値の0.95wt%とする。

※2: 燃料は、約3.20ppmのほう酸水素に吸着されるが、未臨界性評価には0 ppmを使用する。

括弧の範囲の内容は機密情報に属しますので公開できません。

相違理由

【大飯】【女川】記載内容の相違

・プラントごとに設備設計や計算条件、評価モデルが異なっていることから、記載している図表も相違しているが、実質的な相違はない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

tb. 評価結果

SFPの未臨界性評価結果を下表に示す。あらゆる水密度において臨界未満である。下表では、keffが最も高くなる評価結果を示す。

	評価結果 ^(b)	評価基準
Aエリア	0.956 (0.9410)	≤0.98
Bエリア	0.964 (0.9504)	≤0.98

(注) 不確定性を含む。()内は不確定性を含まない値。



図 使用済燃料ピット配置

第8表 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価結果

評価項目	実効増倍率 ^(a)		開発する計算体系図
	評価結果	水密度条件	
ウラン新燃料	0.964 (0.9493)	1.0g/cm ³	第2図、第4図、第5図
ウラン新燃料+ウラン・ブルトニウム混合酸化物新燃料	0.967 (0.9490)	1.0g/cm ³	第3図、第4図、第5図

※：不確定性を含む。()内は不確定性を含まない値。



第6図 使用済燃料ピット配置図

【女川】記載内容の相違

- 泊は、大飯審査実績を踏まえ、使用済燃料ピット配置図を記載した。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

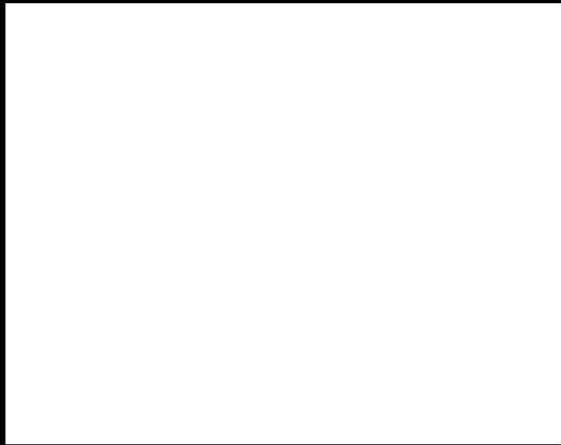
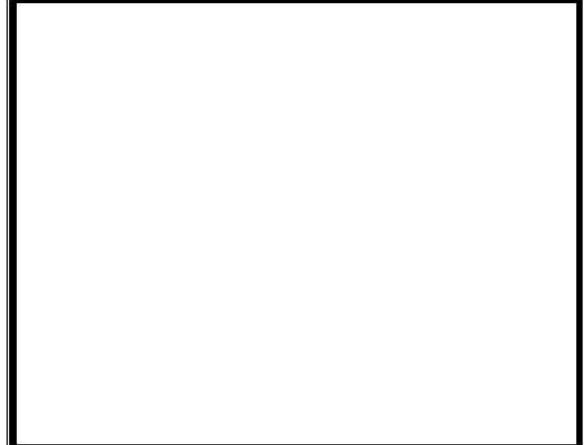
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>第3図 実効増倍率の水密度依存性 [機密情報] 内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>第7図 実効増倍率と水密度の関係（ウラン新燃料のみを貯蔵した場合）</p> <table border="1"> <caption>Data points estimated from Figure 7</caption> <thead> <tr> <th>水密度 (g/cm^3)</th> <th>実効増倍率 (Keff)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.0</td><td>0.9493 (0.964)</td></tr> <tr><td>0.2</td><td>0.9500</td></tr> <tr><td>0.4</td><td>0.9505</td></tr> <tr><td>0.6</td><td>0.9510</td></tr> <tr><td>0.8</td><td>0.9515</td></tr> <tr><td>1.0</td><td>0.9520</td></tr> </tbody> </table>	水密度 (g/cm^3)	実効増倍率 (Keff)	0.0	0.9493 (0.964)	0.2	0.9500	0.4	0.9505	0.6	0.9510	0.8	0.9515	1.0	0.9520	<p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、女川審査実績を踏まえ、実効増倍率と水密度の関係を記載した。
水密度 (g/cm^3)	実効増倍率 (Keff)																
0.0	0.9493 (0.964)																
0.2	0.9500																
0.4	0.9505																
0.6	0.9510																
0.8	0.9515																
1.0	0.9520																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 地震によるSFPラック損傷時の未臨界性維持について</p> <p>大飯3（4）号炉のSFPラックにおいて、耐震上で相対的に強度余裕の少ない箇所は、「ピット壁」と「固定板の溶接部」である。仮に基準地震動を超える大きな地震力が作用し、これらの部分が破損した場合でもラックブロック自体に大きな負荷がかかることはない。</p> <p>一方、燃料集合体を水平方向に支持し、燃料集合体間の距離を維持するための部材（支持格子）及び中性子吸收材（ラックセル）については、基準地震動に対して一定程度の裕度を有しており健全性が期待できることから、燃料集合体間の間隔が維持されるため未臨界性に影響を与えることはない。</p>  <p>大飯3（4）号炉のSFPラックセル数 <Aエリア> : 974体 ブロックA : 78、ブロックB : 117、ブロックC : 117、 ブロックD : 130、ブロックE : 140、ブロックF : 126、 ブロックG : 126、ブロックH : 140 <Bエリア> : 1155体 ブロックI : 289、ブロックJ : 272、ブロックK : 306、 ブロックL : 288</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">秘密の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		<p>(3) 地震による使用済燃料ラック損傷時の未臨界性維持について</p> <p>泊発電所3号炉の使用済燃料ラックにおいて、耐震上、相対的に強度余裕の少ない箇所は、「取付ボルト」及び「ピット壁と固定板の溶接部」である（第9図参照）。仮に基準地震動を超える大きな地震力が作用し、これらの部分が破損した場合でもラックブロック自体に大きな負荷がかかることはない。</p> <p>一方、燃料集合体を水平方向に支持し燃料集合体間の間隔を維持するための部材（支持格子）及び中性子吸收材（ラックセル）については、基準地震動に対して一定程度の裕度を有しており健全性が期待できることから、燃料集合体間の間隔が維持されるため未臨界性に影響を与えることはない。</p>  <p>第9図 サポート部の構造例（壁支持型：泊3号炉 A-使用済燃料ピット）※</p> <p>※：泊3号炉の使用済燃料ピットのラックセル数 ・A-使用済燃料ピット： ブロックE = 300セル、ブロックF = 300セル ・B-使用済燃料ピット： ブロックA = 195セル、ブロックB = 225セル、 ブロックC = 210セル、ブロックD = 210セル</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">秘密の範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</div>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、使用済燃料ピットのラック形状等により未臨界を維持できる設計とするところから、地震によるラック損傷時における未臨界性維持について整理している。</p> <p>【大飯】設計の相違 ・耐震上、相対的に強度余裕の少ない箇所に相違はあるが、後述のとおり、燃料集合体を支持する支持格子及びラックセルについては一定程度の裕度を有しております、未臨界性に影響を与えないことに相違はない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

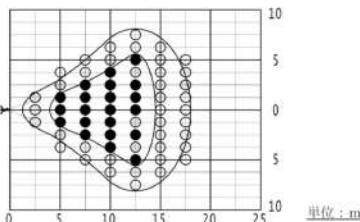
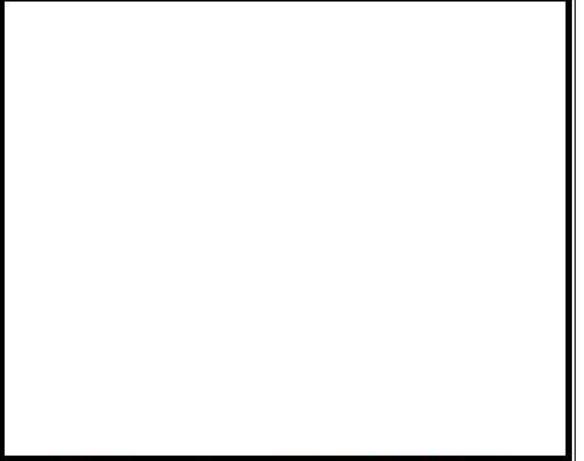
2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) スプレイヘッダの放水範囲について 本資料は、2台のスプレイヘッダで使用済燃料ピット全域にスプレイできることを示すものである。（スプレイヘッダは大飯3号炉用2台、大飯4号炉用2台及び予備2台の計6台を配備している。）</p> <p>a. 放水角度の設定範囲 スプレイヘッダの放水角度は、縦方向に10°～45°の任意の角度（仰角）に設定することが可能である。また、横方向には、スプレイヘッダ内に水が流れることにより、±10°、±15°、±20°の角度でノズルが旋回し、広範囲にスプレイすることが可能である。（旋回させないことも可能） なお、ノズルの設定変更により、噴霧状態から直線状態まで放水状態を変更することが可能である。</p> <p>b. 放水範囲 放水試験を実施し、放水範囲の確認を行っている。 (a) 試験条件 ・放水角度（仰角）：30° ・旋回角度：±20° ・流量：60m³/h ・試験時間：1分間 ・直径約22cmのバケツを並べ、放水量を確認</p> <p>(b) 試験結果 旋回させない状態で飛距離を約15mになるよう設定した後、旋回状態にした場合の分布範囲は下図のとおり。</p>	<p>4. 使用済燃料プールへの必要スプレイ流量について</p> <p>(1) 試験方法 スプレイノズルの放水試験方法は、開口部直径約0.3mの試験容器を並べてスプレイノズルによる放水を実施し、放水量の計測及び放水範囲の確認を実施する。 試験に際しては、流量及び放水圧力を測定し、実際のスプレイノズルによる使用済燃料プールへのスプレイ状態と同様の状態で試験可能となるよう考慮した。</p> <p>(2) 測定条件 放水試験は以下の条件で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水角度（仰角）：30° ・旋回角度：40°（左右各20°） ・流量：700L/min (42m³/h) ・放水圧：0.4MPa ・試験時間：1分間 ・水平飛距離：15m及び10m <p>(3) 判定基準 放水試験の判定基準を以下に示す。 ①使用済燃料プール内燃料体の崩壊熱（6.7MW）を除去するために必要なスプレイ流量*（約9.7m³/h）を満足すること。 ②使用済燃料プール全域にスプレイ可能であること。 *：使用済燃料プール内燃料体の崩壊熱Q[kW]を除去するために必要なスプレイ流量V[m³/h]は、以下の式により求められる。 $V = Q \div (H_{SH} + H_{SL}) \times m \times 3600$ H_{SH}：水の顯熱(40°C～100°C)(大気圧)[kJ/kg] H_{SL}：水の蒸発潜熱[kJ/kg] m：水の比容積[m³/kg]</p> <p>(4) 測定結果 スプレイノズルによる放水試験の結果を第4図及び第5図に示す。</p>	<p>(4) 可搬型スプレイノズルの放水範囲について 本項は、2台の可搬型スプレイノズルで使用済燃料ピット全域にスプレイできることを示すものである。（可搬型スプレイノズルは予備を含め計4台を配備している。）</p> <p>a. 放水角度の設定範囲 可搬型スプレイノズルの放水角度は、縦方向に10°～45°の任意の角度（仰角）に設定することが可能である。また、横方向については、可搬型スプレイノズル内に水が流れることにより、±10°、±15°、±20°の角度でノズルが旋回し、広範囲にスプレイすることが可能である。（旋回させないことも可能） なお、ノズルの設定変更により、噴霧状態から直線状態まで放水状態を変更することが可能である。</p> <p>b. 放水範囲 放水試験を実施し、放水範囲の確認を行っている。 (a) 試験条件 ・放水角度（仰角）：30° ・旋回角度：±20° ・流量：60m³/h ・試験時間：1分間 ・直径約22cmのバケツを並べ放水量を確認</p> <p>(b) 試験結果 旋回させない状態で飛距離を約15mになるよう設定した後、旋回状態にした場合の分布範囲を第10図に示す。</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は、使用済燃料ピットへの必要スプレイ流量については、(1)項にて示している。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、大飯と同様に、可搬型スプレイノズルの仕様（放水角度の設定範囲）について記載している。可搬型スプレイノズルを用いた放水試験については、b. 項に記載している。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備仕様の相違 ・女川は、42m³/h/台のスプレイノズルを3台使用し、計126m³/hでスプレイする。 ・泊は、60m³/h/台の可搬型スプレイノズルを2台使用し、計120m³/hでスプレイする。流量に大差なく、また、3. 項で示したとおり、使用済燃料ピット内の燃料体の崩壊熱の除去に必要な流量及びNEI 06-12で要求されるスプレイ流量を上回る流量を確保していることに相違はない。</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は、使用済燃料ピットへの必要スプレイ流量については、(1)項にて示している。</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

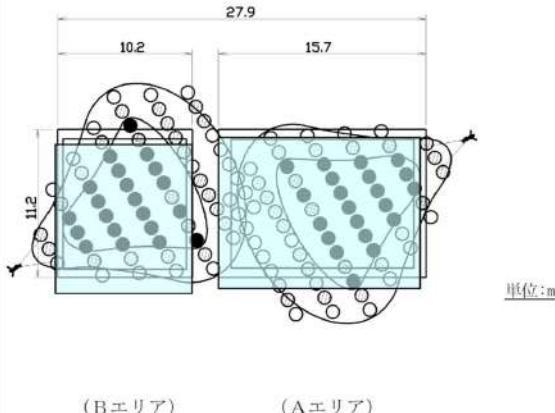
大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
 <p>スプレイヘッダより</p> <p>(●: 300cc 以上, ○: 200~299cc, ◎: 100~199cc, □: ~99cc)</p>	 <p>第4図 スプレイノズル放水範囲(水平飛距離 15m)</p>	 <p>第10図 可搬型スプレイノズル放水範囲 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)</p>
	 <p>第5図 スプレイノズル放水範囲(水平飛距離 10m) 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

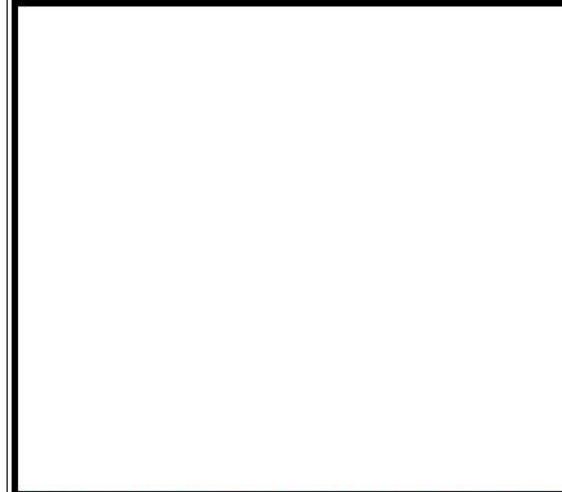
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 使用済燃料ピットへの放水範囲</p> <p>放水試験結果から、2箇所から放水することにより使用済燃料ピット全域に放水することが可能である。</p>  <p>(Bエリア) (Aエリア)</p> <p>第6図 燃料プールスプレイ系（常設配管）によるスプレイ範囲</p> <p>注：撮影スプレイノズルを約3.2m離した場合</p> <p>第7図 燃料プールスプレイ系（可搬型）によるスプレイ範囲</p> <p>枠開きの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>5. 必要スプレイ量の評価</p> <p>スプレイノズルによる使用済燃料プールへの放水試験の測定結果から、3台のスプレイノズルを使用して、使用済燃料プールへスプレイする場合の放水範囲を第6図、第7図に示す。</p> <p>第6図、第7図に示すとおり、3個のスプレイノズルにより3箇所から放水することで、すべての使用済燃料プール内燃料体にスプレイすることが可能である。また、126m³/h (42m³/h/個) 以上で使用済燃料プールへスプレイするため、使用済燃料プール内燃料体の崩壊熱を除去するために必要なスプレイ流量（約9.7m³/h）を満足することが可能である。</p> <p>第6図 燃料プールスプレイ系（常設配管）によるスプレイ範囲</p> <p>注：撮影スプレイノズルを約3.2m離した場合</p> <p>第7図 燃料プールスプレイ系（可搬型）によるスプレイ範囲</p> <p>枠開きの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>(c) 使用済燃料ピットへの放水範囲</p> <p>可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへの放水試験の結果から、2台の可搬型スプレイノズルを使用して、使用済燃料ピットへスプレイする場合の放水範囲を第11図に示す。</p> <p>第11図に示すとおり、2箇所から放水することにより使用済燃料ピット全域に放水することが可能である。</p> <p>第11図 使用済燃料ピットへのスプレイ範囲</p> <p>枠開きの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績反映）</p> <p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、使用済燃料ピットへの必要スプレイ流量については、(1)項にて示している。 <p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 使用済燃料ピットへのスプレイヘッダの配置について</p> <p>下図のとおり、スプレイヘッダを使用済燃料ピット近傍へ2台設置することで、使用済燃料ピット（Aエリア及びBエリア）の全体にスプレイすることが可能となる。</p> <p>なお、2台のスプレイヘッダには、分岐具により分流し送水されるが、分岐具以降に設置している弁（Aエリア及びBエリア）の開度を予めルート毎に設定したマーキング位置として、それぞれの必要流量（60m³/h/台）は確保できる。</p>  <p>大飯3号炉建屋内におけるスプレイヘッダの設置図</p> <p>枠書きの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		<p>c. 使用済燃料ピットへの可搬型スプレイノズルの配置について</p> <p>第12図に示すとおり、可搬型スプレイノズルを使用済燃料ピット近傍へ2台設置することで、使用済燃料ピットの全体にスプレイすることが可能となる。</p>  <p>第12図 建屋内における可搬型スプレイノズルの設置場所（ルート1及び2）（建屋内部でのスプレイ）</p> <p>枠書きの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊も、大飯と同様に、分水器を使用して分流し、2台の可搬型スプレイノズルに送水するが、分水器の下流には弁の設置はせず、大飯のような特徴的な流量調整の操作はないことから、記載内容が異なる。（流量調整に関する記載がないのは、高浜1/2/3/4号、伊方3号及び玄海3/4号等と同様。なお、泊は、可搬型大型送水ポンプ車からの送水流量を調整することでスプレイ流量を確保する。） <p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>また、SFPへ近づけない場合を想定した、外部からのSFPスプレイを例示する。</p> <p>例では、原子炉周辺建屋東の扉を開放してSFPへスプレイする想定としている。スプレイヘッダの性能曲線、原子炉周辺建屋高さ及びSFPまでの距離を勘案すると、放水角30度でスプレイすれば、Aエリア及びBエリアのSFPへスプレイすることが可能である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>曲線</th> <th>流量[L/min]</th> <th>飛距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>380</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>760</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1100</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1500</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>1900</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> <p>— 建屋天井高さ — 約60mの壁</p> <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	曲線	流量[L/min]	飛距離[m]	A	380	38	B	760	48	C	1100	54	D	1500	58	E	1900	63		<p>また、第13図に使用済燃料ピットへ近づけない場合を想定した、外部からの使用済燃料ピットスプレイを実施する場合の可搬型スプレイノズルの設置位置等について例示する。</p> <p>例では、燃料取扱棟の東側シャッターを開放して、使用済燃料ピットへスプレイする想定としている。可搬型スプレイノズルの性能曲線、燃料取扱棟の建屋高さ及び使用済燃料ピットまでの距離を勘案すると（第14図）、放射角30度でスプレイすれば、A—使用済燃料ピット及びB—使用済燃料ピットへスプレイすることが可能である。</p> <p>第13図 可搬型スプレイノズルの設置場所の例（建屋外（入口）からのスプレイ）</p> <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、大飯と同様に、使用済燃料ピットへ近づけない場合の外部からの使用済燃料ピットへのスプレイについて記載する。</p>
曲線	流量[L/min]	飛距離[m]																			
A	380	38																			
B	760	48																			
C	1100	54																			
D	1500	58																			
E	1900	63																			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 使用済燃料ピットから漏えい発生時の遮蔽設計基準到達時間について 故意による大型航空機の衝突等により、SFPが大規模に損壊し多量の漏えいが発生した場合を想定して、米国NEI-06-12(B.5.bガイド)では、SFPへのスプレイ能力として200gpm(≈45.4m³/h)以上を要求している。</p> <p>仮に、使用済燃料ピットからNEI-06-12におけるスプレイ能力200gpmの漏えいが発生している想定とした場合、原子炉周辺建屋内の遮蔽設計基準(0.15mSv/h)を満足させるための水位として大飯3、4号炉では燃料頂部より4.38mを確保できれば良いことから、3m分の漏えい(875m³)分の時間的余裕がある。(より厳しい条件として、通常運転時を想定して評価する。)</p> <p>崩壊熱による蒸発水量(約19.5m³/h)を加味すれば、875m³/(45.4m³/h+19.5m³/h)より約13.4時間で、原子炉周辺建屋遮蔽設計基準に到達する。(さらに燃料頂部が露出するまでは、更に4.38mの水位がある。)</p> <p>この間の現実的な対応として、まずは短時間で準備が可能な消火設備を活用した注水により水位低下の緩和を図り、その後、送水車等による外部からの注水を並行して実施することにより水位の維持を試みる。</p> <p>200gpm程度の漏えいを想定した場合でも、これらの手段によってSFP水位は維持できるものと考えられるが、注水が一切行われない想定とした場合であっても遮蔽設計基準(0.15mSv/h)に到達するまでには約13.4時間程度要する計算である。</p> <p>なお、可搬型スプレイ設備の設置作業については、約2時間で設置することが可能であり、線量率を考慮しても、作業可能である。</p>	<p>【比較のため、女川原子力発電所2号炉第54条まとめ資料補足説明資料54-6より引用】</p> <p>3. 使用済燃料プールからの漏えい時における遮蔽水位を確保可能な時間について</p> <p>使用済燃料プールからの漏えい時において、燃料プールスプレイ系(可搬型)によるスプレイを実施する場合、使用済燃料プール周辺線量率が10mSv/hを満足するために必要な遮蔽水位(通常水位-1.3m)までの水位低下時間と原子炉建屋原子炉棟内におけるスプレイノズルの設置及びホースの敷設作業の所要時間の関係を整理した。通常水位から遮蔽水位までの使用済燃料プールからの水位低下量は約200m³である。</p> <p>ここで、使用済燃料プールからの漏えい量を200gpm(約46m³/h)とした場合、遮蔽水位到達までの時間は約4.3時間となる。</p> <p>原子炉建屋地上3階(原子炉建屋原子炉棟内)での作業は約2時間で実施可能であることから、十分な時間的余裕のある対応が可能である。</p>	<p>(5) 使用済燃料ピットから漏えい発生時の遮蔽設計基準到達時間について 故意による大型航空機の衝突等により、使用済燃料ピットが大規模に損壊し大量の漏えいが発生した場合を想定して、米国におけるNEI 06-12 (B. 5. b 対応ガイド) では、使用済燃料ピットへのスプレイ能力として200gpm (≈45.4m³/h) 以上を要求している。</p> <p>仮に、使用済燃料ピットからNEI 06-12におけるスプレイ能力200gpmの漏えいが発生している想定とした場合、燃料取扱棟内の遮蔽設計基準(0.15mSv/h)を満足させるための水位(以下「遮蔽水位」という。)として、泊3号炉では燃料頂部より4.25mを確保できれば良いことから、通常運転水位から遮蔽水位までには3.3m分の漏えい(525m³)分の時間的余裕がある。(より厳しい条件として、隣接する燃料検査ピット及び燃料取替キャナルが切り離された状況を想定して評価する。)</p> <p>崩壊熱による蒸発水量(約19.16m³/h)を加味した場合においても、遮蔽水位到達までの時間は約8.1時間となる。(燃料頂部が露出するまでは、さらに4.25mの水位がある。)</p> <p>この間の現実的な対応として、まずは短時間で準備可能な常設設備を活用した注水により水位低下の緩和を図り、その後、可搬型大型送水ポンプ車等による外部からの注水を並行して実施することにより水位の維持を試みる。</p> <p>なお、可搬型スプレイ設備の設置作業については、約2時間で実施可能であることから、線量率を考慮しても、十分な時間的余裕のある対応が可能である。</p>	<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、大飯と同様に、使用済燃料ピットから漏えい発生時における遮蔽水位までの到達時間と可搬型スプレイ設備の設置作業の所要時間について整理し、作業の成立性について記載している。なお、女川も、第54条補足説明資料54-6にて同様の内容を整理している。 <p>【女川】評価方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> PWRでは、燃料取替時の遮蔽設計基準として0.15mSv/hとし、これが維持される最低水位を確保する評価を、重大事故等対策の有効性評価にて確認している。 <p>【大飯】【女川】設計の相違による遮蔽水位到達までの水量の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、「通常運転時を想定」して「3m分の漏えい(875m³)」としているが、これは、泊と同様に、使用済燃料ピットに隣接する原子炉補助建屋キャナル及び燃料検査ピットが切り離された状況を想定した評価である。(大飯の「想定事故1添付資料4.1.2 参考1」) <p>【女川】遮蔽水位到達までの評価の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊と大飯は、200gpmの漏えいに、崩壊熱による蒸発水量を加味して遮蔽水位到達までの時間余裕を算出している。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊と大飯は、遮蔽水位到達までの間の対応として、まずは短時間で準備可能な設備を用いた注水により水位低下の緩和を行ふことを記載している。女川も、同様に対応することを1.項にて記載しており、実質的に相違はない。 <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、漏えい発生時に注水が行われない想定とした場合の遮蔽水位に到達するまでの時間については前述していることから、ここでは記載しない。 <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)</p>

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料2.1.6 放水砲の設置場所及び使用方法等について</p> <p>以下に、放水砲を使った具体的なプラント事故対応を例示する。</p> <p>(1) 放水砲による放射性物質の拡散抑制の具体的な対応例</p> <p>① 放水砲の使用の判断：</p> <p>大規模損壊の発生により、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至るような場合には、「大規模損壊所達」に基づく初動対応フローにしたがい、プラント状態を把握するとともに、放射性物質の拡散抑制に対して迅速な対応ができるよう放水砲及び大容量ポンプ（放水砲用）の準備を行う。</p> <p>原子炉格納容器圧力の低下、エリアモニタ等の指示値の上昇、目視による原子炉格納容器の損傷等を確認した場合には、初動対応フローの優先順位にしたがい、「放射性物質拡散抑制」ための戦略フローを選択する。</p> <p>当該フローにおいては、格納容器スプレーラインが使用可能な場合は、準備時間が比較的に短い格納容器スプレーを実施する。なお、本操作が実施不能な場合、又は放水砲及び大容量ポンプ（放水砲用）による放水が必要と判断された場合には、放水砲及び大容量ポンプ（放水砲用）による放射性物質の放出抑制のための操作を選択する。</p> <p>② 放水砲の設置位置の判断：</p> <p>放水砲の設置位置として、原子炉格納容器へ放水する想定の場合には複数個所を予め設定しているが、現場からの情報（風向き、火災の状況、損傷位置（高さ、方位））等を勘案し、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者が総合的に判断して、適切な位置からの放水を重大事故等対策要員へ指示する。</p>	<p>添付資料2.1.13 放水砲の設置位置及び使用方法等について</p> <p>1. 放水砲による具体的なプラント事故対応</p> <p>(1) 放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制、大規模な火災の消火活動の具体的な対応例</p> <p>a. 放水砲の使用の判断</p> <p>次のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、放水砲を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器へのあらゆる注水手段を講じても注水できず、原子炉格納容器の破損のおそれがあると判断した場合 ・原子炉格納容器からの異常な漏えいにより、原子炉格納容器フィルタベント系で原子炉格納容器の減圧及び除熱をしているものの、原子炉建屋内の水素濃度が低下しないことにより原子炉建屋ベント設備を開放する場合 ・燃料プールスプレイ系（常設配管）又は燃料プールスプレイ系（可搬型）による燃料プールスプレイができない場合 ・プラントの異常により、モニタリングポストの指示がオーダーレベルで上昇した場合 ・航空機燃料火災が発生した場合 <p>b. 放水砲の設置位置の判断</p> <p>放水砲の設置位置として、大気への放射性物質の拡散抑制の場合はあらかじめ設置位置候補を複数想定しているが、現場からの情報（風向き、損傷位置（高さ、方位）等）を勘案し、発電所対策本部が総合的に判断して、適切な位置からの放水を指示する。</p>	<p>添付資料2.1.7 放水砲の設置位置及び使用方法等について</p> <p>1. 放水砲による具体的なプラント事故対応</p> <p>(1) 放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制、大規模な火災の消火活動の具体的な対応例</p> <p>a. 放水砲の使用の判断</p> <p>大規模損壊の発生により、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至るような場合には、大規模損壊発生時の対応手順書に基づく初動対応フローに従い、プラント状態を把握するとともに、放射性物質の拡散抑制に対して迅速な対応ができるよう可搬型大型送水ポンプ車の準備を行う。ただし、外観から原子炉格納容器に明らかな破損が確認された場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車を優先して準備する。</p> <p>原子炉格納容器圧力の低下、エリアモニタ等の指示値の上昇、目視による原子炉格納容器の破損等を確認した場合には、初動対応フローの優先順位に従い、「放射性物質放出低減」ための戦略フローを選択する。</p> <p>当該フローにおいては、格納容器スプレーラインが使用可能な場合は、準備時間が比較的に短い格納容器スプレーを実施する。なお、本操作が実施不能な場合、又は放水砲及び可搬型大容量海水送水ポンプ車による放水が必要と判断された場合には、放水砲及び可搬型大容量海水送水ポンプ車による放射性物質の放出抑制のための操作を選択する。</p> <p>b. 放水砲の設置位置の判断</p> <p>放水砲の設置位置として、大気への放射性物質の拡散抑制のために原子炉格納容器又は燃料取扱棟へ放水する場合はあらかじめ設置位置候補を複数設定しているが、現場からの情報（風向き、火災の状況、損傷位置（高さ、方位）等）を勘案し、発電所対策本部が総合的に判断して、適切な位置からの放水を指示する。</p>	<p>【大飯】 【女川】 資料番号の相違 【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績反映)</p> <p>【大飯】 記載内容の相違(女川審査実績反映) ・泊は、女川審査実績を反映し、放水砲を活用した消火活動についても記載する。 【女川】 手順着手の判断基準の相違 ・泊は、大飯と同様に、大規模損壊発生時には、プラント状態を把握し、緩和操作を選択するための判断フローに基づいて、対応操作を選定する。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 運用の相違 ・泊は、大規模損壊が発生した場合（又は発生が疑われる場合）には、応用範囲が広い（炉心注水、格納容器スプレー、格納容器内自然対流冷却、使用済燃料ピットへの注水・スプレー、燃料取替用水ピット・補助給水ピット補給、消火等）可搬型大型送水ポンプ車の準備を速やかに開始する。ただし、原子炉格納容器の外観に明らかな破損が確認された場合は、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲等を優先して準備する。（伊方3号と同様の考え方）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 【大飯】 戰略名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績反映)</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・泊は、現場からの情報以外の情報も勘案することを意図した表現とするため、「等」の記載位置が異なる。</p>

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 放水砲の設置位置と原子炉格納容器又は使用済燃料ピットへの放水可能性 [原子炉格納容器へ放水する場合]</p> <p>前述のとおり、放水砲は状況に応じて適切な場所に設置する。原子炉格納容器から約64mの範囲内に放水砲を設置すれば、原子炉格納容器頂部までの放水が可能である。</p> <p>また、海水取水箇所については複数箇所を想定するとともに、可搬型ホースの敷設ルートについても、その時の被害状況や火災の状況を勘案して柔軟な対応ができるよう複数のアクセスルートを想定した手順及び設備構成とする。</p> <p>[原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する場合]</p> <p>使用済燃料ピットに大規模漏えいが発生した場合における対応は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」及び「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」に示すとおりであり、使用済燃料ピットにアクセスが困難な場合には、送水車による建屋外部からのスプレイ操作を実施する。</p> <p>さらに、本操作を実施することが困難な状況（大規模な火災等により接近できずに、十分な射程が確保できない場合）においては、放水砲及び大容量ポンプ（放水砲用）により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へスプレイする手段もある。この場合、原子炉格納容器へ放水する場合と同様、風向き、火災の状況、損傷位置（高さ、方位）等に応じて放水砲を設置する。</p>	<p>また、消火活動の場合は、火災の状況（アクセスルート含む。）等を勘案し、設置位置を確保した上で、適切な位置から放水する。</p> <p>c. 放水砲の設置位置と原子炉建屋（原子炉格納容器又は使用済燃料プール）への放水可能性 [原子炉格納容器へ放水する場合]</p> <p>前述のとおり、放水砲は状況に応じて適切な位置に設置する。原子炉建屋から約60mの範囲内に放水砲を仰角60°以上（泡消火放水の場合は、原子炉建屋から約58mの範囲内に放水砲を仰角60°以上）で設置すれば、原子炉建屋上まで放水することができることから、原子炉格納容器又は使用済燃料プールへの放水は十分に可能である。</p> <p>また、海水取水箇所については複数箇所を想定するとともに、ホースの敷設ルートについても、その時の被害状況や火災の状況を勘案して柔軟な対応ができるよう複数のアクセスルートを確保し、複数のアクセスルートを想定した手順及び設備構成とする。</p> <p>[燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する場合]</p> <p>使用済燃料ピットに大規模漏えいが発生した場合における対応は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」及び「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」に示すとおりであり、使用済燃料ピットにアクセスが困難な場合には、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレー／ズルによる建屋外部からのスプレイ操作を実施する。</p> <p>さらに、本操作を実施することが困難な状況（大規模な火災等により接近できずに、十分な射程が確保できない場合）においては、放水砲及び可搬型大容量海水送水ポンプ車により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する手段もある。この場合、原子炉格納容器へ放水する場合と同様、風向き、火災の状況、損傷位置（高さ、方位）等に応じて放水砲を設置する。</p>	<p>また、消火活動の場合は、火災の状況（アクセスルート含む。）等を勘案し、設置位置を確保した上で、適切な位置から放水する。</p> <p>c. 放水砲の設置位置と原子炉格納容器又は使用済燃料ピットへの放水可能性 [原子炉格納容器へ放水する場合]</p> <p>前述のとおり、放水砲は状況に応じて適切な場所に設置する。原子炉格納容器から約71mの範囲内（泡消火放水の場合には、T.P. 32mにおいて原子炉格納容器から約48mの範囲内）に放水砲を設置すれば、原子炉格納容器頂部まで放水することができる。原子炉格納容器への放水は十分に可能である。</p> <p>また、海水取水箇所については複数箇所を想定するとともに、可搬型ホースの敷設ルートについても、その時の被害状況や火災の状況を勘案して柔軟な対応ができるよう複数のアクセスルートを確保し、複数のアクセスルートを想定した手順及び設備構成とする。</p> <p>[燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する場合]</p> <p>使用済燃料ピットに大規模漏えいが発生した場合における対応は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」及び「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」に示すとおりであり、使用済燃料ピットにアクセスが困難な場合には、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレー／ズルによる建屋外部からのスプレイ操作を実施する。</p> <p>さらに、本操作を実施することが困難な状況（大規模な火災等により接近できずに、十分な射程が確保できない場合）においては、放水砲及び可搬型大容量海水送水ポンプ車により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する手段もある。この場合、原子炉格納容器へ放水する場合と同様、風向き、火災の状況、損傷位置（高さ、方位）等に応じて放水砲を設置する。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違 ・泊は、女川審査実績を反映し、放水砲を活用した消火活動についても記載する。</p> <p>【女川】記載表現、記載方針の相違 ・女川は、原子炉格納容器及びその上部に位置する使用済燃料プールを原子炉建屋に内包する設計であるため、「原子炉建屋への放水」として両者への放水を表現している。 ・泊は、大飯と同様に、原子炉格納容器と使用済燃料ピットとで放水先が異なるから、それぞれへの放水を場合分けして記載する。（以降、同様の相違については、相違理由の記載を割愛する。）</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 ・建屋設計及び放水に係る設備の性能の相違により、放水可能な範囲が異なる。</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は、設置位置によって異なる角度で放水することから、第1図～第8図において放水砲の配置ごとに記載する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

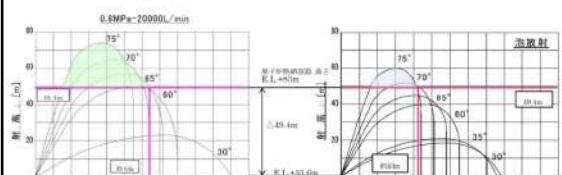
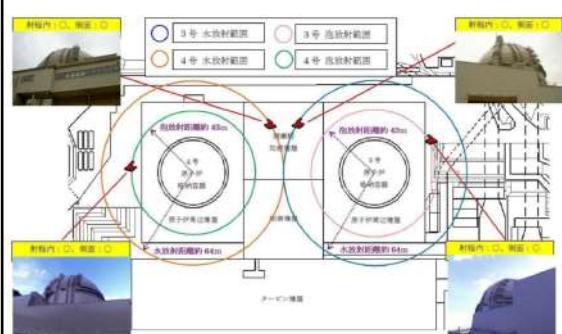
泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放水砲及び大容量ポンプ（放水砲用）による原子炉格納容器等への放水により、放射性物質を含む汚染水が発生し、海洋へ拡散することを想定して、放水砲及び大容量ポンプ（放水砲用）による放水前にシルトフェンスにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う。</p> <p>放水砲及び大容量ポンプ（放水砲用）による原子炉格納容器等への放水により、放射性物質を含む汚染水が雨水排水の流路を通って海へ流れることを想定して、排水路に放射性物質吸着剤を設置し、放射性物質を吸着する。</p> <p>放射性物質吸着剤は、汚染水が集水する排水路等シルトフェンスの内側に設置する。</p>	<p>なお、大気への放射性物質の拡散抑制の場合は、放射性物質を含む汚染水が敷地内の排水経路等を通って海へ流れることを想定し、シルトフェンスを設置することにより海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。</p>	<p>なお、大気への放射性物質の拡散抑制の場合は、放射性物質を含む汚染水が集水柵を通って海へ流れることを想定し、集水柵シルトフェンスを設置することにより海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)</p>

2.1 可搬型設備等による対応

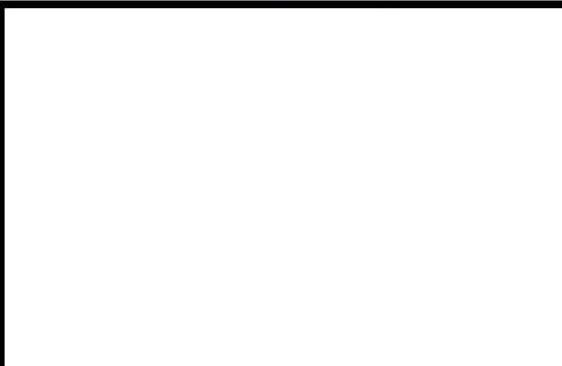
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 水放射による放水砲性能曲線	<p>2. 放水砲の設置位置について</p> <p>(1) 海水放水（放射性物質拡散抑制）の場合</p>  <p>第1図 放水砲設置位置（海水放水の場合）</p> <p>枠開きの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>2. 放水砲の設置位置について</p> <p>(1) 原子炉格納容器へ放水する場合</p> <p>a. 海水放水（放射性物質拡散抑制）の場合</p>  <p>第1図 原子炉格納容器への放水時における放水砲設置位置及びホース敷設ルート（海水放水時）</p> <p>枠開きの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>【大飯】 【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図表の整理方法は異なるが、記載内容に実質的な相違はない。
 射程と射高の関係 (海水放水、原子炉建屋西側からの放水の場合) <p>原子炉建屋の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ（原子炉建屋上部最大）：地上高 35.7m ・幅（原子炉建屋上部最大）：51m <p>放水砲の射高、射程及び仰角の関係（放水曲線）より。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原子炉建屋中心に放水するための射高は、原子炉建屋の地上高 35.7m ●原子炉建屋中心に放水するための射程は、約 60m ●原子炉建屋延上に放水するための放水砲の仰角は、60°以上 <p>なお、本曲線は、実放射計測のデータから割り出した理論値であり、射程は無風時を想定している。</p> <p>枠開きの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	 第2図 原子炉格納容器への各放水位置における射高と射程の関係 (海水放水時) <p>枠開きの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

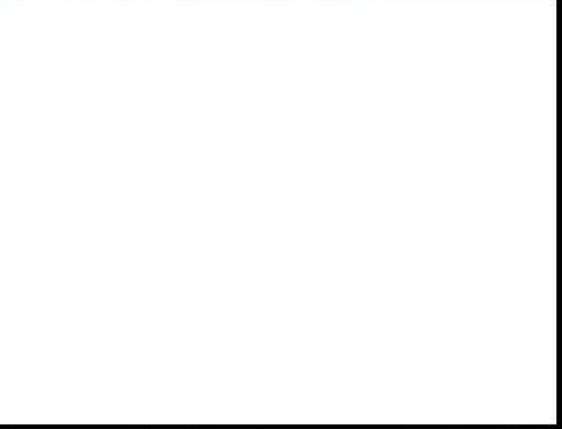
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">第3図 射程と射高の関係 (海水放水、原子炉建屋北側からの放水の場合)</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>原子炉建屋の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ（原子炉建屋屋上）：地上高 35.7m ・幅（原子炉建屋上部最大）：38m <p>放水砲の射高、射程及び仰角の関係（放水曲線）より、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原子炉建屋屋上に放水するための射高は、原子炉建屋の地上高 35.7m ●原子炉建屋中心に放水するための射程は、約 60m ●原子炉建屋屋上に放水するための放水砲の仰角は、60° 以上 <p>なお、本曲線は、実放射計測のデータから割り出した理論値であり、射程は無風時を想定している。</p> <p style="text-align: center;">枠内の内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		<p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図表の整理方法は異なるが、記載内容に実質的な相違はない。
	<p style="text-align: center;">第4図 射程と射高の関係 (海水放水、原子炉建屋東側からの放水の場合)</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>原子炉建屋の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ（原子炉建屋屋上）：地上高 35.7m ・幅（原子炉建屋上部最大）：51m <p>放水砲の射高、射程及び仰角の関係（放水曲線）より、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原子炉建屋屋上に放水するための射高は、原子炉建屋の地上高 35.7m ●原子炉建屋中心に放水するための射程は、約 60m ●原子炉建屋屋上に放水するための放水砲の仰角は、60° 以上 <p>なお、本曲線は、実放射計測のデータから割り出した理論値であり、射程は無風時を想定している。</p> <p style="text-align: center;">枠内の内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 泡消火放水（航空機燃料火災）の場合</p>  <p>第5図 放水砲設置位置（泡消火放水の場合）</p> <p>枠開きの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>b. 泡消火放水（航空機燃料火災）の場合</p>  <p>第3図 原子炉格納容器への放水時における放水砲設置位置及びホース敷設ルート（泡消火放水時）</p>	<p>【大飯】【女川】記載表現の相違 ・図表の整理方法は異なるが、記載内容に実質的な相違はない。</p>
	 <p>第6図 射程と射高の関係 (泡消火放水、原子炉建屋西側からの放水の場合)</p> <p>原子炉建屋の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ（原子炉建屋屋上）：地上高 35.7m ・幅（原子炉建屋上部最大）：51m <p>放水砲の射高、射程及び仰角の関係（放水曲線）より、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原子炉建屋屋上に放水するための射高は、原子炉建屋の地上高 35.7m ●原子炉建屋中心に放水するための射程は、約 58m ●原子炉建屋屋上に放水するための放水砲の仰角は、60°以上 <p>なお、本曲線は、実放射計測のデータから割り出した理論値であり。射程は無風時に想定している。</p> <p>枠開きの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	 <p>第4図 原子炉格納容器への各放水位置における射高と射程の 関係（泡消火放水時）</p> <p>枠開きの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

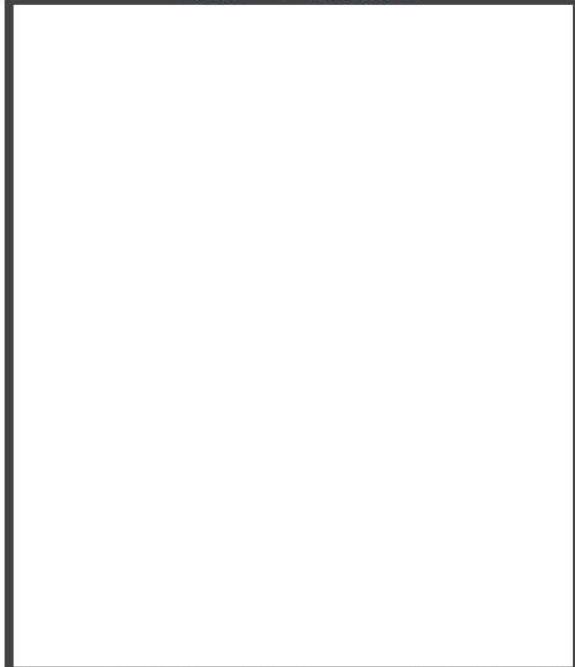
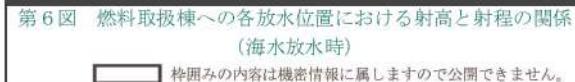
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">第7図 射程と射高の関係 (泡消火放水、原子炉建屋北側からの放水の場合)</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>原子炉建屋の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ（原子炉建屋上部）：地上高 35.7m ・幅（原子炉建屋上部最大）：5m <p>放水砲の射高、射程及び仰角の関係（放水曲線）より、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原子炉建屋屋上に放水するための射高は、原子炉建屋の地上高 35.7m ●原子炉建屋中心に放水するための射程は、約 58m ●原子炉建屋屋上に放水するための放水砲の仰角は、60° 以上 <p>なお、本曲線は、実放射計測のデータから割り出した理論値であり、射程は無風時を想定している。</p> <p style="text-align: center;">◆機密の内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		<p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図表の整理方法は異なるが、記載内容に実質的な相違はない。
	<p style="text-align: center;">第8図 射程と射高の関係 (泡消火放水、原子炉建屋東側からの放水の場合)</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>原子炉建屋の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ（原子炉建屋上部）：地上高 35.7m ・幅（原子炉建屋上部最大）：5m <p>放水砲の射高、射程及び仰角の関係（放水曲線）より、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原子炉建屋屋上に放水するための射高は、原子炉建屋の地上高 35.7m ●原子炉建屋中心に放水するための射程は、約 58m ●原子炉建屋屋上に放水するための放水砲の仰角は、60° 以上 <p>なお、本曲線は、実放射計測のデータから割り出した理論値であり、射程は無風時を想定している。</p> <p style="text-align: center;">◆機密の内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>		

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊 3 号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

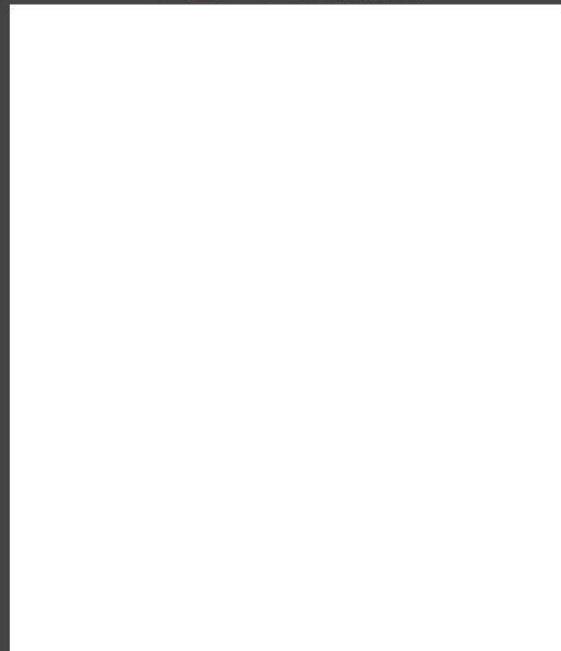
2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(2) 燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する場合</p> <p>a. 海水放水（放射性物質拡散抑制）の場合</p> <p>第 5 図 燃料取扱棟への放水時における放水砲設置位置及びホース敷設ルート（海水放水時）</p>  <p>第 6 図 燃料取扱棟への各放水位置における射高と射程の関係（海水放水時）</p>  <p>枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図表の整理方法は異なるが、記載内容に実質的な相違はない。

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊 3 号炉と比較対象と
ならない記載内容赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>b. 泡消火放水（航空機燃料火災）の場合</p>  <p>第 7 図 燃料取扱棟への放水時における放水砲設置位置及びホース敷設ルート（泡消火放水時）</p>  <p>第 8 図 燃料取扱棟への各放水位置における射高と射程の関係 (泡消火放水時)</p> <p> 框囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>		<p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図表の整理方法は異なるが、記載内容に実質的な相違はない。

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

添付6-1

放水砲の放射方法について

放水砲の放射方法としては、直線状放射から噴霧状放射への切替えが可能であり、噴霧状放射は直線状放射に比べ射程距離が短くなるものの、より細かい水滴径が期待できる。

放射性ブルーム放出時には、放水砲により放水した水により、放射性ブルームに含まれる微粒子状の放射性物質が除去されることが期待できるが、微粒子状の放射性物質の粒子径は、 $0.1 \sim 0.5 \mu\text{m}$ と考えられ、この粒子径の微粒子の水滴による除去機構は、水滴と微粒子の慣性衝突作用（水滴径 0.3mm の前後で最も衝突作用が大きくなる）によるものであり、噴霧状放射を活用することで、その衝突作用に期待できる。また、水滴と微粒子の相対速度を大きくし、水の流量を大きくすることで、除去効果の増大が期待できる。

したがって、ブルーム放出時の放水砲の放射方法としては、以下のとおりとする。

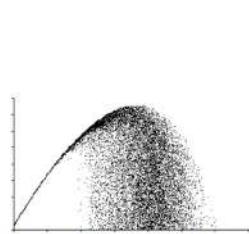
・原子炉格納容器の破損箇所が確認できる場合

原子炉格納容器損壊部に向けて放水し、噴射ノズルを調整することにより噴霧状で損壊箇所を覆うことが可能であれば、噴霧状放射を実施する。

・原子炉格納容器の損壊部が不明な場合

原子炉格納容器頂部に向けて放水し、原子炉格納容器全体を覆う。

なお、原子炉格納容器頂部のように、直線状放射でしか届かない場合においても、到達点では霧状になっていることから（第1図参照）、放射性物質の除去に期待できる。



第1図 直状放射による放水* 第2図 直線状放射による放水状況



第9図 直状放射による放水

* 参考文献：「第14回 消防防災研究講演会資料」から抜粋
主催 消防庁消防大学校 消防研究センターより

女川原子力発電所2号炉

3. 放水砲の放射方法について

放水砲の放射方法としては、直状放射から噴霧放射への切替えが可能であり、噴霧放射は直状放射に比べて射程距離が短くなるもののより細かい水滴径が期待できるため、高い放射性物質の除去効果が期待できる。

放射性雲放出時には、放水砲により放水した水により、放射性雲に含まれる微粒子状の放射性物質が除去されることが期待できる。

したがって、放射性雲放出時の放水砲の放射方法としては、以下のとおりとする。

・原子炉建屋（原子炉格納容器又は使用済燃料プール）の破損箇所が確認できる場合

原子炉建屋の破損箇所に向けて放水し、噴射ノズルを調整することにより噴霧放射で損壊箇所を最大限覆うことができるよう放射する。

・原子炉建屋（原子炉格納容器又は使用済燃料プール）の破損箇所が確認できない場合

原子炉建屋の中央に向けて放水する。

なお、直状放射でしか届かない場合においても、到達点では霧状になっていることから、放射性物質の除去に期待できる（第9図）。

泊発電所3号炉

3. 放水砲の放射方法について

放水砲の放射方法としては、直状放射から噴霧放射への切替えが可能であり、噴霧放射は直状放射に比べて射程距離が短くなるもののより細かい水滴径が期待できるため、高い放射性物質の除去効果が期待できる。

放射性ブルーム放出時には、放水砲により放水した水により、放射性ブルームに含まれる微粒子状の放射性物質が除去されることが期待できるが、微粒子状の放射性物質の粒子径は、 $0.1 \sim 0.5 \mu\text{m}$ と考えられ、この粒子径の微粒子の水滴による除去機構は、微粒子と水滴の慣性衝突作用（水滴径 0.3mm の前後で最も衝突作用が大きくなる）によるものであり、噴霧放射を活用することで、その衝突作用に期待できる。また、水滴と微粒子の相対速度を大きくし、水の流量を大きくすることで、除去効果の増大が期待できる。

したがって、ブルーム放出時の放水砲の放射方法としては、以下のとおりとする。

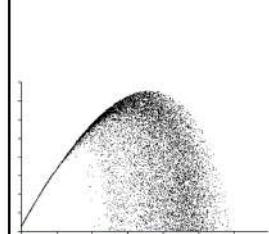
・原子炉格納容器又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット）の破損箇所が確認できる場合

原子炉格納容器又は燃料取扱棟の破損箇所に向けて放水し、噴射ノズルを調整することにより噴霧放射で破損箇所を最大限覆うことができるよう放射する。

・原子炉格納容器又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット）の破損箇所が確認できない場合

原子炉格納容器又は燃料取扱棟の中央に向けて放水する。

なお、直状放射でしか届かない場合においても、到達点では霧状になっていることから、放射性物質の除去に期待できる（第9図及び第10図）。



第9図 直状放射による放水*



第10図 直状放射による放水状況

* 参考文献：「第14回 消防防災研究講演会資料」から抜粋
主催 消防庁消防大学校 消防研究センターより

相違理由

【大飯】記載表現の相違（女川審査実績反映）

【女川】記載内容の相違

・泊は、大飯と同様に、放水による放射性物質の除去のメカニズムについて記載している。

【大飯】記載表現の相違（女川審査実績反映）

【女川】記載内容の相違

・泊は、大飯と同様に、直状放射による放水について、文献を参考にしている。

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

添付資料2.1

女川原子力発電所2号炉

外部事象に対する対応操作の適合性について

泊発電所3号炉

外部事象に対する対応操作の適合性について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

相違理由

3.4) 資料参考の相違

【大阪】自然災害の影響評価結果の相違
・泊は、女川と同様に、大規模な自然災による大規模損壊として、竜巻の影響地震及び津波に包含されると評価して
る。

(以下、相違理由の記載を省略する。)

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所 3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

【比較のため、記載順序の入替を行っている。】

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

相違理由

大飯：放射性物質放出低減のための戦略
女川：⑥-1 格納容器除熱戦略
泊：放射性物質放出低減のための戦略
格納容器被損緩和（損傷炉心冠水）
のための戦略
格納容器過圧破損緩和のための戦略

【大飯】妻の整理方法の相違

(C/V スプレー①~

- ・泊は、C/Vスプレイ①～⑤は、以下の戦略で共通する手順であり、重複した記載にならないように表を整理している。

・放射性物質放出低減のための戦略

· 格納容器破損緩和（損傷炉心冠水

のための戦略

・格納容器過圧破損緩和のための戦

飯も、添付資料 2.1.4 の手順書一覧表

は同様に整理している。)

】個別の対応手順の相違

型の相違等により整備する手順等は異

るが、表中の記載内容に相違はない。

【女川】個別の対応手順の相

- ・ 炉型の相違等により整備する手順等は異なるが、表中の記載内容に相違はない。
(以下、相違理由の記載を省略する。)

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所 3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

大飯：使用済燃料冷却のための戦略
女川：⑦使用済燃料プール注水戦略
泊：使用済燃料冷却のための戦略

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

女川原子力発電所2号炉

【比較のため、記載順序の入替を行っている。】

比較対象は

比較対象

2. 1-418, 420 ページ

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

相違理由

大飯	：使用済燃料冷却のための戦略 原子炉停止機能の確保
女川	：⑧使用済燃料プール除熱戦略 ⑨放射性物質拡散抑制戦略
泊	：(2. 1~418, 420 ページに記載) 使用済燃料冷却のための戦略 原子炉停止機能の確保

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現・設備名称の相違（実質的な相違なし）

緑子・記載表現、故浦名林の相連（美質的は相連なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所 3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

大飯：SGによる原子炉冷却のための戦略

女川；③原子炉停止單

泊：原子炉停止機能の確保

SGによる原子炉冷却のための戦略

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現・設備名称の相違（実質的な相違なし）

株子・記載表現、散浦名碑の相連（美質的は相連なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

大飯：炉心冷却のための戦

女川：④原子炉圧力容器への注水戦略(1)

泊：恒心注水のための體

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所 3／4号炉

比較対象は
2. 1-421 ページ

女川原子力発電所2号炉

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

相違理由

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所 3／4号炉

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 10%;">規則的施設に付ける本筋の可搬型設備</td> <td style="width: 10%;">可搬型設備</td> <td style="width: 10%;">水筋</td> <td style="width: 10%;">備考</td> <td style="width: 10%;">所要時間</td> <td style="width: 10%;">部目</td> <td style="width: 10%;">泊3号炉と比較対象に付ける本筋に必要な時間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【泊3号炉の実施した措置】 ・安全器具を付けるする運転手 ・熱交換器2側による運転手 ・熱交換器2側による運転手 ・海水ポンプの本筋を用いて海水ポンプ ・海水ポンプの本筋を用いて海水ポンプ ・海水ポンプの本筋を用いて海水ポンプ</td> <td colspan="2">—</td> <td>No.2海水ポンプ シングル</td> <td>No.2海水ポンプから海水を供給する運転手 の場合は、No.1海水ポンプから海水を供給する運転手へ の場合は、No.3海水ポンプから海水を供給する運転手へ</td> <td>45分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【大飯発電所3号炉】 ・代替監視計器による監視 のための手順</td> <td colspan="2">1.3 【大飯発電所3号炉】 ・可搬型設備による計測 のための手順</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【その他の手順】</td> <td colspan="2">1.2 【大飯発電所3号炉】 ・可搬型設備による計測 のための手順</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </table>	規則的施設に付ける本筋の可搬型設備	可搬型設備	水筋	備考	所要時間	部目	泊3号炉と比較対象に付ける本筋に必要な時間	【泊3号炉の実施した措置】 ・安全器具を付けるする運転手 ・熱交換器2側による運転手 ・熱交換器2側による運転手 ・海水ポンプの本筋を用いて海水ポンプ ・海水ポンプの本筋を用いて海水ポンプ ・海水ポンプの本筋を用いて海水ポンプ		—		No.2海水ポンプ シングル	No.2海水ポンプから海水を供給する運転手 の場合は、No.1海水ポンプから海水を供給する運転手へ の場合は、No.3海水ポンプから海水を供給する運転手へ	45分	【大飯発電所3号炉】 ・代替監視計器による監視 のための手順		1.3 【大飯発電所3号炉】 ・可搬型設備による計測 のための手順		△	△	○	【その他の手順】		1.2 【大飯発電所3号炉】 ・可搬型設備による計測 のための手順		×	—	○		<p>比較対象は 2.1-424, 425 ページ</p>	<p>比較対象は 2.1-424 ページ</p>	
規則的施設に付ける本筋の可搬型設備	可搬型設備	水筋	備考	所要時間	部目	泊3号炉と比較対象に付ける本筋に必要な時間																										
【泊3号炉の実施した措置】 ・安全器具を付けるする運転手 ・熱交換器2側による運転手 ・熱交換器2側による運転手 ・海水ポンプの本筋を用いて海水ポンプ ・海水ポンプの本筋を用いて海水ポンプ ・海水ポンプの本筋を用いて海水ポンプ		—		No.2海水ポンプ シングル	No.2海水ポンプから海水を供給する運転手 の場合は、No.1海水ポンプから海水を供給する運転手へ の場合は、No.3海水ポンプから海水を供給する運転手へ	45分																										
【大飯発電所3号炉】 ・代替監視計器による監視 のための手順		1.3 【大飯発電所3号炉】 ・可搬型設備による計測 のための手順		△	△	○																										
【その他の手順】		1.2 【大飯発電所3号炉】 ・可搬型設備による計測 のための手順		×	—	○																										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 7-1 大規模な津波の襲来を想定した燃料油貯蔵タンクペント管からの海水流入の影響について</p> <p>地下に埋設している燃料油貯蔵タンクのペント管は、地中（トレンチ内）を通り頑健性を有する原子炉周辺建屋の外壁面に沿って設置するとともに、耐震Sクラス設計であり、さらに緩衝材を設置していることから、津波又は津波の漂流物によって破損する可能性は低い。</p> <p>また、ペント管の頂部高さはE.L. 約+15mに設置しており、想定を超える津波によりペント管からの海水が流入する可能性は低い。</p>	比較対象なし	<p>添付 1 大規模な津波の襲来を想定したディーゼル発電機燃料油貯油槽ペント管からの海水流入の影響について</p> <p>地下に埋設しているディーゼル発電機燃料油貯油槽のペント管は、地中（埋設又はトレンチ内）を通り、頑健性を有するディーゼル発電機建屋の外壁面に沿って設置している。ペント管は基準地震動に対する耐震性を確保する方針であり、さらに各ペント管に対してデブリガードを設置していることから、津波又は津波の漂流物によって損傷する可能性は低い。</p> <p>また、ペント管の頂部（開口部）は、すべてT.P. 15m以上（A1, A2 : T.P. 15.5m, B1, B2 : T.P. 20.1m）に位置しており、基準津波に対して一定程度の裕度を有する。（第1図）</p>	<p>【大飯】資料番号の相違 【大飯】設備名称の相違 (以降、相違理由の記載を省略する)</p> <p>【大飯】設計の相違 ・泊は、A系とB系のペント管の水平部について、A1及びA2のペント管は埋設しており、B1及びB2のペント管はトレンチ内に敷設している。（B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽の追加設置時における設計の相違による。）</p> <p>【大飯】建屋名称の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設計の相違 ・ペント管の頂部（開口部）の高さは異なるが、敷地高さよりも高い位置に開口部を設けることで基準津波に対する裕度を確保する方針に相違はない。</p> <p>・なお、泊は、B系のペント管については、A系よりもさらに裕度を確保する設計としている。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>万一、燃料油貯蔵タンク内に海水が混入することを想定した場合においても、重油と海水は密度差によって自然に分離され海水は下部に溜まることから、検尺棒に塗布した試薬の色覚変化で重油と海水が分離されていること及び海水の水位を確認した上で、タンクローリーへ貯蔵タンクの上部から汲み上げることで分離された重油を使用することができ、機器等への燃料補給は可能である。</p> <p>【比較のため、玄海原子力発電所3／4号技術的能力2.1まとめ資料添付資料2.1.10 添付10-1より引用】</p> <p><燃料油貯蔵タンクの重油と海水の分離手順></p> <p>1. 検尺棒にウォーターフィーリングペースト（水に触れた部分のみ赤く変色する）を塗布した後、タンクに検尺棒を挿入し、検尺棒が赤く変色した部分を確認することにより、タンクに混入したおよその海水量を把握する。</p> <p>2. タンクローリーにより、検尺棒により把握したおよその海水を油分離槽に汲み上げる。タンクローリー側も検尺棒にて海水量を把握し、油分離槽へ海水を排出する。</p>		<p>万一、ディーゼル発電機燃料油貯油槽内に海水が混入することを想定した場合においても、一定時間経過後には、軽油と海水は密度差によって自然に分離され海水は下部に溜まることから、分離された軽油を使用することで機器等への燃料補給は可能である。なお、分離して貯油槽下部に溜まった海水については、以下の設備及び手順により排出することができる。</p> <p><ディーゼル発電機燃料油貯油槽内の軽油と海水の分離手順（第2図）></p> <p>1. 検尺棒にウォーターフィーリングペースト（水に触れた部分のみ赤く変色する性質）を塗布した後、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の測深管に検尺棒を挿入し、検尺棒が赤く変色した部分を確認することにより、軽油と海水が分離されていること及び混入したおよその海水量を把握する。</p> <p>2. 可搬型タンクローリーにより、検尺棒により把握したおよその海水量を仮設の油水分離槽に汲み上げる。油水分離槽内の軽油と海水が分離した後、油水分離槽下部のドレン弁から海水を排出する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（玄海3/4号と同様。）</p> <p>【大飯】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、ディーゼル発電機の燃料として軽油を用いるため油種に相違はあるが、海水が混入した場合には密度差によって自然に分離することに相違はない。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、貯油槽に混入した海水を排水した後に軽油を汲み上げることから、その手順を記載している。（玄海3/4号と同様。） <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】海水混入時における燃料油の汲み上げ方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、燃料油貯蔵タンクから汲み上げ時には、給油用ホース端がタンクの油面レベル以下まで挿入して汲み上げる。海水が混入した場合には、タンク内の海水の水位を確認し、ホースの挿入深さを調整することで、密度差によって上層に分離した重油のみをタンクローリーに汲み上げる。 泊は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の給油口に汲み上げ用ホースを挿入して汲み上げることから、貯油槽の下部からの汲み上げとなる。このため、海水が混入した場合には、混入した海水の量を把握し、仮設の油水分離槽に汲み上げることで貯油槽から排出した後に、軽油を可搬型タンクローリーに汲み上げる。（混入した海水の排出してから燃料油を汲み上げるのは、玄海3/4号と同様。なお、玄海3/4号は一般取扱所近傍に設置している油分離槽を使用する点で異なる。）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>燃料油貯蔵タンクのペント管と燃料汲み上げのイメージ</p> <p>【比較のため、玄海原子力発電所3／4号技術的能力2.1まとめ資料 添付資料2.1.10 添付10-1より引用】</p> <p>対応のイメージ</p>		<p>第1図 ディーゼル発電機燃料油貯油槽のペント管</p> <p>■ 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>第2図 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の軽油と海水の分離方法のイメージ図</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

添付7-2
竜巻に対する可搬型重大事故等対処設備の離隔の考え方について

(1) 竜巻被害幅の想定

竜巻に対する設備の防護対策については、竜巻被害幅を考慮し設計基準対処設備、常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備が同時に機能喪失しないよう、可搬型重大事故等対処設備を原子炉建屋等から十分に離隔した保管場所に配置するとともに、当該設備同士も十分に距離をとって配置することとしている。

ここで、可搬型重大事故等対処設備の分散配置検討においては、日本国内で観測された最大の竜巻であるF3竜巻を超えるF4竜巻による評価を行った。

評価に用いたパラメータは以下の通り。

表1. 評価竜巻のパラメータ

最大風速 V_D (m/s) ^{※1}	移動速度 V_T (m/s) ^{※2}	最大接線風速 V_{R_m} (m/s) ^{※2}	最大接線風速半径 R_m (m) ^{※2}
116	17.4	98.6	30

※1：F4竜巻風速93～116m/sの最大値を採用

※2：原子力発電所の竜巻影響評価ガイドに従い算出

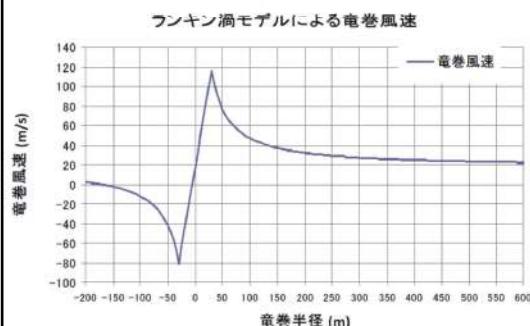


図1. ランキン渦モデルによる評価竜巻の風速と半径

可搬型重大事故対処設備について、竜巻による浮き上がりに伴う損傷と、飛来物の衝突による損傷を対象とし、浮き上がりについては、最も浮き上がりやすい形状である、可搬型重大事故等対処設備を保管しているコンテナの浮き上がりを、飛来物による損傷については、設計飛来物である鋼製材、鋼製パイプ、砂利について、各々評価を行った。

浮き上がりの評価方法は、参考1に示すランキン渦モデルにより、可搬型重大事故対処設備の空力パラメータより、浮き上がりの生じる風速を求め、評価竜巻の中心からの距離を算出した。

比較対象なし

比較対象なし

【大飯】資料構成の相違(女川審査実績反映)
・泊は、女川と同様に、大規模な自然災害による大規模損壊として、竜巻の影響は地震及び津波に包含されると評価していることから、同様の資料を整備していない。

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

飛来物による損傷については、設計飛来物である鋼製材、鋼製パイプ、砂利のうち、鋼製パイプより飛びやすく、砂利よりも重い鋼製材の浮き上がりの生じる範囲を考える。

鋼製材の浮き上がりの生じる距離は115mであり、保守的に被害幅を230mとする。



図2. 竜巻被害幅の範囲と可搬型重大事故等対処設備の位置関係について

図2に、竜巻移動方向の考察に基づいた竜巻の進路を例示する。可搬型重大事故対処設備の設置位置を最も包含する3号原子炉建屋中心を通過する竜巻を想定した場合、原子炉建屋内に設置している非常用ディーゼル発電機が機能喪失に至った場合においても、分散配置する電源車、大容量ポンプ車等の複数の可搬型重大事故等対処設備が防護されると期待できることから、喪失した当該機能の回復措置を講じることが可能である。

表2に大飯原子力発電所3、4号機の竜巻影響評価において用いた設計飛来物と、可搬型重大事故対処設備の代表的な空力パラメータを示す。

表2. 想定飛来物の空力パラメータ等

名 称	サ イ ズ (長さ×幅×高さ) [m]	質 量 [kg]	空 力 パ ラ メ ッ タ (C _D ・N/m)(m ² /kg)
鋼製パイプ	2.00×0.05×0.05	8.4	0.0057
鋼製材	4.20×0.30×0.20	135	0.0089
砂利	0.04×0.01×0.04	0.18	0.0176
コンテナ(消防ポンプ12台収納)	6.00×2.60×2.40	3,476	0.0069
空冷式非常用電源	15.45×2.99×4.1	38,025	0.0021
大容量ポンプ	12.69×2.495×3.5	24,230	0.0023
可搬式代替低圧注水ポンプ	8.455×2.23×2.465	5,744	0.0052
電源車	11.5×2.49×3.555	17,195	0.0030
タンクローリー	6.755×2.2×2.4	4,300	0.0056
ドーザーショベル	6.2×2.5×3.285	21,220	0.0015
ホイールローダー	7.29×2.68×3.29	12,355	0.0028
モニタリングカー	5.02×1.69×2.53	2665	0.0063
放水砲	3.8×2.2×1.75	2,100	0.0059

上記については、各々の設備のうち、最も保守的（空力パラメータの大きくなるもの）を記載

【大飯】資料構成の相違(女川審査実績反映)
 ・泊は、女川と同様に、大規模な自然災害による大規模損壊として、竜巻の影響は地震及び津波に包含されると評価していることから、同様の資料を整備していない。

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

次頁に示す図3及び図4は、それぞれの竜巻の規模（最大風速92m、100m、116m）に対し、空力パラメータと飛来物の位置関係（初期位置）を表したものであり、上記に示す各飛来物の空力パラメータがグラフ線から下部領域となるような位置に存在すれば、当該物品が浮き上がることはない。

例えば風速100m/sを超えるような116m/sの竜巻が発生した場合においても、タンクローリーであれば、竜巻中心から51m程度離隔されていれば浮き上がることはない評価となっている。

なお、設計飛来物を超える運動エネルギー、貫通力を持つ物品については、空力パラメータが0.0026以上となる場合、固縛等の適切な管理をすることとしており、また、他の物品についても飛散防止に努める運用とする予定である。

以上より、設計竜巻を超える風速116m/sの竜巻において3号機または4号機原子炉建屋を通過する場合を想定しても、当該範囲外に可搬型重大事故等対処設備を分散配置することによって、可搬型重大事故等対処設備、並びに原子炉建屋に設置している常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備が同時に機能喪失することはないものと期待できる。

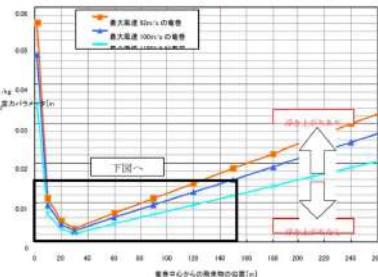


図3. 空力パラメータと竜巻中心からの飛来物の位置

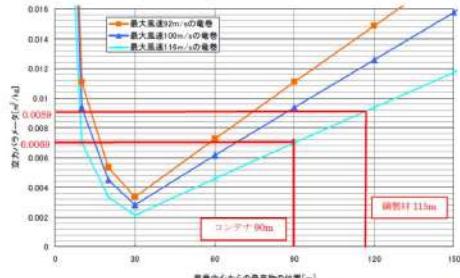


図4. 空力パラメータと竜巻中心からの飛来物の位置（拡大図）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【大飯】資料構成の相違(女川審査実績反映)
・泊は、女川と同様に、大規模な自然災害による大規模損壊として、竜巻の影響は地震及び津波に包含されると評価していることから、同様の資料を整備していない。

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

参考1. ランキン渦モデルによる浮き上がり速度の算出

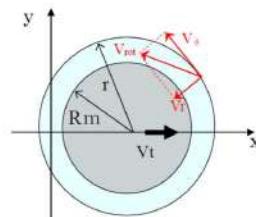


図5. ランキン渦モデル説明図

$$\frac{C_D A}{m} (\text{空力パラメータ}) > \frac{2g}{\rho V_r \sqrt{V_D^2 + V_v^2}}$$

が成立すれば、物体は浮き上がることとなる。

したがって、前項の図2及び図3において、折れ線から下部の領域に空力パラメータがあれば当該の物体は浮き上がらないことを意味する。

$$V_r = \frac{4}{3\sqrt{5}} V_m$$

$$V_{ret} = \begin{cases} \frac{r}{R_m} V_m & \text{if } 0 \leq r \leq R_m \\ \frac{R_m}{r} V_m & \text{if } R_m \leq r \end{cases}$$

ここで、 V_m は $r=R_m$ の時の V_{ret} であり、 V_{ret} の最大値になる。その時、最大風速 V_0 は、
 $V_D = V_m + V_r = V_m + 0.15V_D$

 V_ϕ : 竜巻の接線方向風速 V_r : 竜巻の周方向風速 V_v : 竜巻の鉛直方向風速 V_s : 竜巻の移動速度 V_{ret} : 竜巻の旋回風速 V_m : 竜巻の最大接線風速 V_0 : 竜巻の最大風速 r : 竜巻中心からの飛来物の位置 R_m : 竜巻の接線風速が最大となる半径 (=30m)

【大飯】資料構成の相違(女川審査実績反映)
 ・泊は、女川と同様に、大規模な自然災害による大規模損壊として、竜巻の影響は地震及び津波に包含されると評価していることから、同様の資料を整備していない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

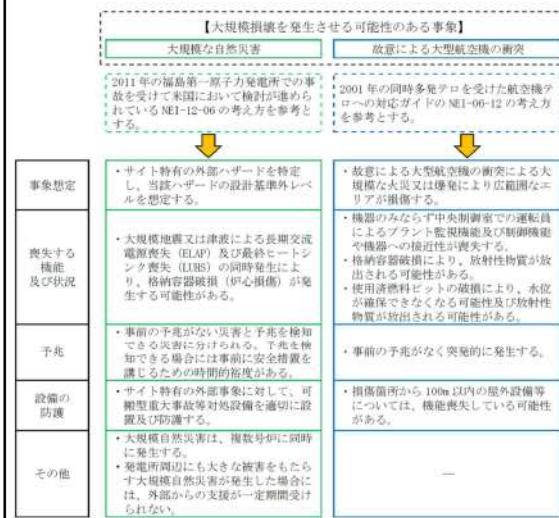
大飯発電所3／4号炉

添付資料 2.1.8

米国ガイド (NEI-06-12 及び NEI-12-06) で参考とした事項について

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊についての前提条件を設定するに当たり、米国における大規模自然災害への対応ガイド (NEI-12-06) 及び航空機テロへの対応ガイド (NEI-06-12) も参考にしている。

これらガイドラインは以下のような内容である。



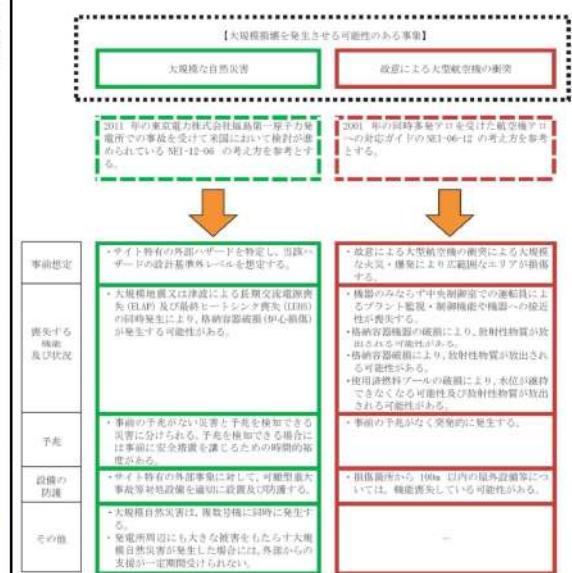
女川原子力発電所2号炉

添付資料 2.1.15

米国ガイド (NEI-06-12 及び NEI-12-06) で参考とした事項について

大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊についての前提条件を設定するに当たり、米国における大規模自然災害への対応ガイド (NEI-12-06) 及び航空機テロへの対応ガイド (NEI-06-12) も参考にしている。

これらガイドラインは以下のような内容である。（第1図）



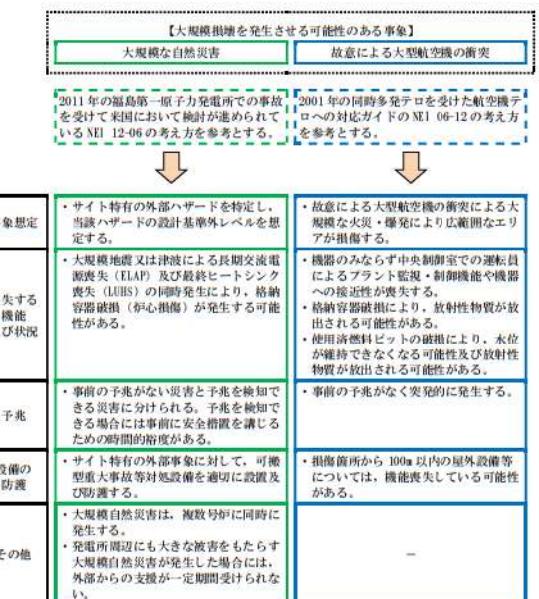
泊発電所3号炉

添付資料 2.1.9

米国ガイド (NEI-06-12 及び NEI-12-06) で参考とした事項について

大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊についての前提条件を設定するに当たり、米国における大規模自然災害への対応ガイド (NEI-12-06) 及び航空機テロへの対応ガイド (NEI-06-12) も参考にしている。

これらガイドラインは以下のような内容である。（第1図）



相違理由

【大飯】 【女川】 資料番号の相違

【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績反映)

【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績反映)

・泊は、女川と同様に、図番を明記する。

第1図 米国ガイド (NEI-06-12 及び NEI-12-06) の概要

第1図 米国ガイド (NEI-06-12 及び NEI-12-06) の概要

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 2.1.9</p> <p>大規模損壊発生時に必要な可搬型重大事故等対処設備等の配備及び防護の状況について</p> <p>大規模損壊を発生させる可能性のある大規模な自然災害（地震、津波、竜巻）及び故意による大型航空機の衝突が発生した場合に備えた重大事故等対処設備等の配備及び防護について、大飯発電所における対応状況を以下に示す。</p> <p>なお、これらの対応については、2.1.4(1)に示す「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方」に基づく。</p>	<p>添付資料 2.1.16</p> <p>大規模損壊発生時に必要な可搬型重大事故等対処設備等の配備及び防護の状況について</p> <p>大規模損壊を発生させる可能性のある大規模な自然災害（地震、津波）及び故意による大型航空機の衝突が発生した場合に備えた重大事故等対処設備等の配備及び防護について、対応状況を第1表に示す。</p> <p>なお、これらの対応については、2.1.2.3(1)に示す「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方」に基づく。</p>	<p>添付資料 2.1.10</p> <p>大規模損壊発生時に必要な可搬型重大事故等対処設備等の配備及び防護の状況について</p> <p>大規模損壊を発生させる可能性のある大規模な自然災害（地震、津波）及び故意による大型航空機の衝突が発生した場合に備えた重大事故等対処設備等の配備及び防護について、対応状況を第1表に示す。</p> <p>なお、これらの対応については、2.1.2.3(1)に示す「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方」に基づく。</p>	<p>【大飯】【女川】資料番号の相違</p> <p>【大飯】想定する自然災害の相違に伴う記載内容の相違(女川審査実績反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、女川と同様に、大規模損壊に至る可能性のある自然災害として竜巻を特定したが、その影響は、地震及び津波の影響の包含されるものと評価しており、竜巒に対する考慮事項は整理していない。 <p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、本文 2.1.2.3(1)項の項目名称を記載する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>表1 大規模損壊発生時の可搬型重大事故等対処設備等の配備及び防護の状況</p> <p>○大規模地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害に対する考慮事項</th><th>対応状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の防護・機能確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備については、耐震性のある地盤又は基準地盤動Sに対して裕度を持つ原子炉建屋又は原子炉周辺建屋内に配置し、常設重大事故等対処設備とは異なる保管場所に保管している。 基準地盤動Sに対して裕度を持つ原子炉建屋又は原子炉周辺建屋内に配置している常設重大事故等対処設備については、当該設備自体についても、基準地盤動Sに対して裕度を持った設計としており、容易に機能を喪失することはないものと判断する。 地震による溢水及び火災に対して、可搬型重大事故等対処設備については、屋外の高台に分散配置していることから影響を受けないものと判断する。 </td></tr> </tbody> </table> <p>災害に対する考慮事項</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>機器の配備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認している。また、不等沈下による段差を考慮し、ブルドーザを配備する。 </td></tr> <tr> <td>機器の接続箇所へのアクセス性の確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 恒設ライン等への接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別ルートで確保する。 </td></tr> </tbody> </table>	災害に対する考慮事項	対応状況	機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備については、耐震性のある地盤又は基準地盤動Sに対して裕度を持つ原子炉建屋又は原子炉周辺建屋内に配置し、常設重大事故等対処設備とは異なる保管場所に保管している。 基準地盤動Sに対して裕度を持つ原子炉建屋又は原子炉周辺建屋内に配置している常設重大事故等対処設備については、当該設備自体についても、基準地盤動Sに対して裕度を持った設計としており、容易に機能を喪失することはないものと判断する。 地震による溢水及び火災に対して、可搬型重大事故等対処設備については、屋外の高台に分散配置していることから影響を受けないものと判断する。 	機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認している。また、不等沈下による段差を考慮し、ブルドーザを配備する。 	機器の接続箇所へのアクセス性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 恒設ライン等への接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別ルートで確保する。 	<p>第1表 大規模損壊発生時の可搬型重大事故等対処設備等の配備及び防護の状況</p> <p>○大規模な地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害に対する考慮事項</th><th>対応状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の防護・機能確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 基準地盤動をを超える地震動に対して、地震により生じる軟地盤下斜面のすべり、液状化及び盛り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない場所に保管する。 保管場所周辺に損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認する。 </td></tr> <tr> <td>機器の配備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認している。また、不等沈下による段差を考慮し、ブルドーザを配備する。 </td></tr> <tr> <td>機器の接続箇所へのアクセス性の確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 恒設ライン等への接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別ルートで確保する。 </td></tr> </tbody> </table>	災害に対する考慮事項	対応状況	機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 基準地盤動をを超える地震動に対して、地震により生じる軟地盤下斜面のすべり、液状化及び盛り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない場所に保管する。 保管場所周辺に損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認する。 	機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認している。また、不等沈下による段差を考慮し、ブルドーザを配備する。 	機器の接続箇所へのアクセス性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 恒設ライン等への接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別ルートで確保する。 	<p>第1表 大規模損壊発生時の可搬型重大事故等対処設備等の配備及び防護の状況</p> <p>○大規模な地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害に対する考慮事項</th><th>対応状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の防護・機能確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を有することができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を有することができる設備の1セットについて、基準地盤動を超える地震動に対して、地震により生ずる軟地盤下斜面のすべり、液状化及び盛り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない場所に保管する。 保管場所周辺に損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認する。 </td></tr> <tr> <td>機器の配備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認する。 </td></tr> <tr> <td>機器の接続箇所へのアクセス性の確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 恒設ライン等への接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 </td></tr> </tbody> </table>	災害に対する考慮事項	対応状況	機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を有することができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を有することができる設備の1セットについて、基準地盤動を超える地震動に対して、地震により生ずる軟地盤下斜面のすべり、液状化及び盛り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない場所に保管する。 保管場所周辺に損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認する。 	機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認する。 	機器の接続箇所へのアクセス性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 恒設ライン等への接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 	<p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、女川審査実績を反映した記載内容、表現とする。 <p>【大飯】【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、事故対応に必要なセット数について、地震による影響を受けない場所に保管する方針である。（技術的能力1.0における考え方と同様。） <p>【大飯】【女川】使用する重機の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、アクセスルートを確保するための重機として、ホイールローダ、バックホウ、ブルドーザを配備する。大飯（ブルドーザを配備）、女川（ブルドーザ、バックホウを配備）とは、使用する重機が異なるが、泊はこれらによって事故対応に必要なアクセスルートを確保する。（「ホイールローダ等の重機」の記載表現は、技術的能力1.0での表現と整合を図ったもの。）
災害に対する考慮事項	対応状況																										
機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備については、耐震性のある地盤又は基準地盤動Sに対して裕度を持つ原子炉建屋又は原子炉周辺建屋内に配置し、常設重大事故等対処設備とは異なる保管場所に保管している。 基準地盤動Sに対して裕度を持つ原子炉建屋又は原子炉周辺建屋内に配置している常設重大事故等対処設備については、当該設備自体についても、基準地盤動Sに対して裕度を持った設計としており、容易に機能を喪失することはないものと判断する。 地震による溢水及び火災に対して、可搬型重大事故等対処設備については、屋外の高台に分散配置していることから影響を受けないものと判断する。 																										
機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認している。また、不等沈下による段差を考慮し、ブルドーザを配備する。 																										
機器の接続箇所へのアクセス性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 恒設ライン等への接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別ルートで確保する。 																										
災害に対する考慮事項	対応状況																										
機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 基準地盤動をを超える地震動に対して、地震により生じる軟地盤下斜面のすべり、液状化及び盛り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない場所に保管する。 保管場所周辺に損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認する。 																										
機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認している。また、不等沈下による段差を考慮し、ブルドーザを配備する。 																										
機器の接続箇所へのアクセス性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 恒設ライン等への接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別ルートで確保する。 																										
災害に対する考慮事項	対応状況																										
機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を有することができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を有することができる設備の1セットについて、基準地盤動を超える地震動に対して、地震により生ずる軟地盤下斜面のすべり、液状化及び盛り込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない場所に保管する。 保管場所周辺に損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認する。 																										
機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、壁等の構造物がないことを確認する。 																										
機器の接続箇所へのアクセス性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 恒設ライン等への接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 																										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>○大規模津波</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害に対する考慮事項</th><th>対応状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の防護・機能確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋及び原子炉周辺建屋に対して浸水防護策を施していることから、基準津波を一定程度超えるが敷地高さに到達しない津波・洪水に対しては、当該の建屋内に配置されている設備についての機能は維持される。 基準津波に対し十分な余裕を持たせた、E.L.+約14m以上の高台に可搬型重大事故等対処設備を配置しており、仮に基準津波を一定程度超える津波が襲来した場合においても容易に機能喪失はしないものと判断する。 主要なバラメータについても、E.L.+21.3mにおいて可搬型計測器による計測が可能としており、基準津波を一定程度超える津波が襲来した場合においてもプラントの状況把握に期待できる。 </td></tr> <tr> <td>機器の配備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、津波によるがれき等を考慮し、ブルドーザを配備する。 恒設ライン等への接続箇所へ2箇所設置し、これらの接続箇所は分散して配置する。 <ul style="list-style-type: none"> 一時的にアクセス不能となる可能性があるが、津波が引いた後にはアクセス可能となる。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 </td></tr> </tbody> </table>	災害に対する考慮事項	対応状況	機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋及び原子炉周辺建屋に対して浸水防護策を施していることから、基準津波を一定程度超えるが敷地高さに到達しない津波・洪水に対しては、当該の建屋内に配置されている設備についての機能は維持される。 基準津波に対し十分な余裕を持たせた、E.L.+約14m以上の高台に可搬型重大事故等対処設備を配置しており、仮に基準津波を一定程度超える津波が襲来した場合においても容易に機能喪失はしないものと判断する。 主要なバラメータについても、E.L.+21.3mにおいて可搬型計測器による計測が可能としており、基準津波を一定程度超える津波が襲来した場合においてもプラントの状況把握に期待できる。 	機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、津波によるがれき等を考慮し、ブルドーザを配備する。 恒設ライン等への接続箇所へ2箇所設置し、これらの接続箇所は分散して配置する。 <ul style="list-style-type: none"> 一時的にアクセス不能となる可能性があるが、津波が引いた後にはアクセス可能となる。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 	<p>○大規模な津波</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害に対する考慮事項</th><th>対応状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の防護・機能確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 敷地に週上する津波を超える津波に対して裕度を有する高台に保管する。 </td></tr> <tr> <td>機器の配備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、津波によるがれき等を考慮し、ホイールローダ等の重機を配備する。 </td></tr> </tbody> </table>	災害に対する考慮事項	対応状況	機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 敷地に週上する津波を超える津波に対して裕度を有する高台に保管する。 	機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、津波によるがれき等を考慮し、ホイールローダ等の重機を配備する。 	<p>○大規模な津波</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害に対する考慮事項</th><th>対応状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の防護・機能確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 基準津波を超える津波に対して裕度を有する高台に保管する。 </td></tr> <tr> <td>機器の配備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、津波によるがれき等を考慮し、ホイールローダ等の重機を配備する。 恒設ラインへの接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 <ul style="list-style-type: none"> 基準津波を超える津波に対して裕度を有する高所（T.P.31m以上）に設置する接続箇所についてはアクセス性に影響はない。T.P.10mに設置する接続箇所については、一時的にアクセス不能となる可能性があるが、津波が引いた後にはアクセス可能となる。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 </td></tr> </tbody> </table>	災害に対する考慮事項	対応状況	機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 基準津波を超える津波に対して裕度を有する高台に保管する。 	機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、津波によるがれき等を考慮し、ホイールローダ等の重機を配備する。 恒設ラインへの接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 <ul style="list-style-type: none"> 基準津波を超える津波に対して裕度を有する高所（T.P.31m以上）に設置する接続箇所についてはアクセス性に影響はない。T.P.10mに設置する接続箇所については、一時的にアクセス不能となる可能性があるが、津波が引いた後にはアクセス可能となる。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 	<p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、女川審査実績を反映した記載内容、表現とする。 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、基準津波を超える規模の津波に対して、裕度を有する高台に保管する方針とする。（柏崎6/7号、島根2号と同様。） また、泊は、T.P.31m以上の高所にも機器の接続箇所を設けており、仮に基準津波を超える津波が襲来した場合においても、当該箇所へのアクセス性に影響はない。 女川では津波PRAの見直しに伴い、防潮堤を超える津波高さO.P.+33.9m以下の津波であれば内部事象と同様の炉心損傷防止対策が有効としていることから、この防潮堤位置においてO.P.+33.9mの高さの津波を「敷地に週上する津波」とし、これを超える規模の津波を想定しても裕度を有する高台に機器を保管する。 <p>【大飯】【女川】使用する重機の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、アクセスルートを確保するための重機として、ホイールローダ、バックホウ、ブルドーザを配備する。大飯（ブルドーザを配備）、女川（ブルドーザ、バックホウを配備）とは、使用する重機が異なるが、泊はこれらによって事故対応に必要なアクセスルートを確保する。（「ホイールローダ等の重機」の記載表現は、技術的能力1.0での表現と整合を図ったもの。） <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、燃料油について添付資料2.1.8の添付1に整理している。
災害に対する考慮事項	対応状況																				
機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋及び原子炉周辺建屋に対して浸水防護策を施していることから、基準津波を一定程度超えるが敷地高さに到達しない津波・洪水に対しては、当該の建屋内に配置されている設備についての機能は維持される。 基準津波に対し十分な余裕を持たせた、E.L.+約14m以上の高台に可搬型重大事故等対処設備を配置しており、仮に基準津波を一定程度超える津波が襲来した場合においても容易に機能喪失はしないものと判断する。 主要なバラメータについても、E.L.+21.3mにおいて可搬型計測器による計測が可能としており、基準津波を一定程度超える津波が襲来した場合においてもプラントの状況把握に期待できる。 																				
機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、津波によるがれき等を考慮し、ブルドーザを配備する。 恒設ライン等への接続箇所へ2箇所設置し、これらの接続箇所は分散して配置する。 <ul style="list-style-type: none"> 一時的にアクセス不能となる可能性があるが、津波が引いた後にはアクセス可能となる。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 																				
災害に対する考慮事項	対応状況																				
機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 敷地に週上する津波を超える津波に対して裕度を有する高台に保管する。 																				
機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、津波によるがれき等を考慮し、ホイールローダ等の重機を配備する。 																				
災害に対する考慮事項	対応状況																				
機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 基準津波を超える津波に対して裕度を有する高台に保管する。 																				
機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、津波によるがれき等を考慮し、ホイールローダ等の重機を配備する。 恒設ラインへの接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 <ul style="list-style-type: none"> 基準津波を超える津波に対して裕度を有する高所（T.P.31m以上）に設置する接続箇所についてはアクセス性に影響はない。T.P.10mに設置する接続箇所については、一時的にアクセス不能となる可能性があるが、津波が引いた後にはアクセス可能となる。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 																				
<p>災害に対する考慮事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の接続箇所へのアクセス性の確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 恒設ラインへの接続箇所を2箇所設置しており、各々の接続箇所までのアクセスルートがそれぞれ別ルートで確保されている。また、可搬型重大事故等対処設備については、津波、斜面崩落、段差発生の影響を受けないE.L.+約14m以上の高台に配備されていることから、仮に基準津波を一定程度超える津波が襲来した場合においても当該箇所へのアクセス性に影響はない。 E.L.+3.0mの恒設ラインへの接続箇所については、利用できない可能性がある。 燃料油については、地下に埋設してある燃料油貯蔵タンクからの給油に期待することから、敷地内に津波が襲来した直後は給油することができないが、津波が引いた後には給油可能となる。E.L.+15.5mに設置してある燃料油貯蔵タンクのペントラインは、基準津波に対して十分裕度を持った高さに設置されており、先端部から海水が流入することはない。 </td></tr> </tbody> </table>	対応状況	機器の接続箇所へのアクセス性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 恒設ラインへの接続箇所を2箇所設置しており、各々の接続箇所までのアクセスルートがそれぞれ別ルートで確保されている。また、可搬型重大事故等対処設備については、津波、斜面崩落、段差発生の影響を受けないE.L.+約14m以上の高台に配備されていることから、仮に基準津波を一定程度超える津波が襲来した場合においても当該箇所へのアクセス性に影響はない。 E.L.+3.0mの恒設ラインへの接続箇所については、利用できない可能性がある。 燃料油については、地下に埋設してある燃料油貯蔵タンクからの給油に期待することから、敷地内に津波が襲来した直後は給油することができないが、津波が引いた後には給油可能となる。E.L.+15.5mに設置してある燃料油貯蔵タンクのペントラインは、基準津波に対して十分裕度を持った高さに設置されており、先端部から海水が流入することはない。 																		
対応状況																					
機器の接続箇所へのアクセス性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 恒設ラインへの接続箇所を2箇所設置しており、各々の接続箇所までのアクセスルートがそれぞれ別ルートで確保されている。また、可搬型重大事故等対処設備については、津波、斜面崩落、段差発生の影響を受けないE.L.+約14m以上の高台に配備されていることから、仮に基準津波を一定程度超える津波が襲来した場合においても当該箇所へのアクセス性に影響はない。 E.L.+3.0mの恒設ラインへの接続箇所については、利用できない可能性がある。 燃料油については、地下に埋設してある燃料油貯蔵タンクからの給油に期待することから、敷地内に津波が襲来した直後は給油することができないが、津波が引いた後には給油可能となる。E.L.+15.5mに設置してある燃料油貯蔵タンクのペントラインは、基準津波に対して十分裕度を持った高さに設置されており、先端部から海水が流入することはない。 																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
<p>○大規模竜巻</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害に対する考慮事項</th><th>対応状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 機器の防護・機能確保 機器の保管場所等の考慮 (強風に対応できる構造物内で保管、保管場所の分散) </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋及び原子炉周辺建屋については、竜巒(台風)に対して頑健性を有すると考えられることから、建屋内に保管している機器については健全であると判断される。 F3を超える風速100m/sの竜巒を想定しても、可搬型重大事故等対処設備については100m以上の離隔距離を確保した保管場所に分散させて保管しており、竜巒被害幅、移動方向の傾向分析から判断して同時に機能喪失しないことが期待できる。 風速100m/sを超える竜巒の発生確率は極めて低いが、仮に発生した場合でも、分散配置、固縛により相応の耐性を有していることから、同時にすべての可搬型重大事故等対処設備が機能喪失する可能性は低いものと判断する。 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準を超える竜巒により破損する可能性のある海水ポンプ室及びエリアと、竜巒被害幅及び進路方向を考慮した相応の離隔距離を置いて配備していることから、これらが同時に機能喪失に至ることはないと期待できる。 </td></tr> <tr> <td>機器の配備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ガレキ等により機器の輸送に影響が発生する場合には、ブルドーザが分散配置されており、進路方向の傾向分析から判断して同時に機能を喪失する可能性は低いことから、ガレキを撤去しアクセスルートを確保できるものと判断する。 可搬型重大事故等対処設備については分散配置して保管しており、また、当該設備による原子炉建屋へのアクセスルートについては複数ルート確保されていることから、竜巒により同時に、複数の可搬型設備に係るアクセスルートが喪失しないものと判断する。 </td></tr> <tr> <td> 災害に対する考慮事項 機器の接続箇所へのアクセス性の確保 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 台風については強風の状態が当面継続する可能性があるが、検知までに時間的な余裕があることから、機器の接続等を予め実施する等の事前準備を実施することが可能である。ただし、台風によって屋外の海水ポンプが破損する可能性は考えにくいことから、台風に神化した可搬型重大事故等対処設備への配慮は必要ないものと判断する。 竜巒については、継続時間は短いことから強風状態でのアクセス性確保の考慮は不要と判断する。 </td></tr> </tbody> </table>	災害に対する考慮事項	対応状況	機器の防護・機能確保 機器の保管場所等の考慮 (強風に対応できる構造物内で保管、保管場所の分散)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋及び原子炉周辺建屋については、竜巒(台風)に対して頑健性を有すると考えられることから、建屋内に保管している機器については健全であると判断される。 F3を超える風速100m/sの竜巒を想定しても、可搬型重大事故等対処設備については100m以上の離隔距離を確保した保管場所に分散させて保管しており、竜巒被害幅、移動方向の傾向分析から判断して同時に機能喪失しないことが期待できる。 風速100m/sを超える竜巒の発生確率は極めて低いが、仮に発生した場合でも、分散配置、固縛により相応の耐性を有していることから、同時にすべての可搬型重大事故等対処設備が機能喪失する可能性は低いものと判断する。 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準を超える竜巒により破損する可能性のある海水ポンプ室及びエリアと、竜巒被害幅及び進路方向を考慮した相応の離隔距離を置いて配備していることから、これらが同時に機能喪失に至ることはないと期待できる。 	機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> ガレキ等により機器の輸送に影響が発生する場合には、ブルドーザが分散配置されており、進路方向の傾向分析から判断して同時に機能を喪失する可能性は低いことから、ガレキを撤去しアクセスルートを確保できるものと判断する。 可搬型重大事故等対処設備については分散配置して保管しており、また、当該設備による原子炉建屋へのアクセスルートについては複数ルート確保されていることから、竜巒により同時に、複数の可搬型設備に係るアクセスルートが喪失しないものと判断する。 	災害に対する考慮事項 機器の接続箇所へのアクセス性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 台風については強風の状態が当面継続する可能性があるが、検知までに時間的な余裕があることから、機器の接続等を予め実施する等の事前準備を実施することが可能である。ただし、台風によって屋外の海水ポンプが破損する可能性は考えにくいことから、台風に神化した可搬型重大事故等対処設備への配慮は必要ないものと判断する。 竜巒については、継続時間は短いことから強風状態でのアクセス性確保の考慮は不要と判断する。 	<p>比較対象なし</p>	<p>比較対象なし</p> <p>【大飯】想定する自然災害の相違に伴う記載内容の相違(女川審査実績反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、女川と同様に、大規模損壊に至る可能性のある自然災害として竜巒を特定したが、その影響は、地震及び津波の影響に含まれるものと評価しており、竜巒に対する考慮事項は整理していない。
災害に対する考慮事項	対応状況									
機器の防護・機能確保 機器の保管場所等の考慮 (強風に対応できる構造物内で保管、保管場所の分散)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋及び原子炉周辺建屋については、竜巒(台風)に対して頑健性を有すると考えられることから、建屋内に保管している機器については健全であると判断される。 F3を超える風速100m/sの竜巒を想定しても、可搬型重大事故等対処設備については100m以上の離隔距離を確保した保管場所に分散させて保管しており、竜巒被害幅、移動方向の傾向分析から判断して同時に機能喪失しないことが期待できる。 風速100m/sを超える竜巒の発生確率は極めて低いが、仮に発生した場合でも、分散配置、固縛により相応の耐性を有していることから、同時にすべての可搬型重大事故等対処設備が機能喪失する可能性は低いものと判断する。 可搬型重大事故等対処設備は、設計基準を超える竜巒により破損する可能性のある海水ポンプ室及びエリアと、竜巒被害幅及び進路方向を考慮した相応の離隔距離を置いて配備していることから、これらが同時に機能喪失に至ることはないと期待できる。 									
機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> ガレキ等により機器の輸送に影響が発生する場合には、ブルドーザが分散配置されており、進路方向の傾向分析から判断して同時に機能を喪失する可能性は低いことから、ガレキを撤去しアクセスルートを確保できるものと判断する。 可搬型重大事故等対処設備については分散配置して保管しており、また、当該設備による原子炉建屋へのアクセスルートについては複数ルート確保されていることから、竜巒により同時に、複数の可搬型設備に係るアクセスルートが喪失しないものと判断する。 									
災害に対する考慮事項 機器の接続箇所へのアクセス性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 台風については強風の状態が当面継続する可能性があるが、検知までに時間的な余裕があることから、機器の接続等を予め実施する等の事前準備を実施することが可能である。ただし、台風によって屋外の海水ポンプが破損する可能性は考えにくいことから、台風に神化した可搬型重大事故等対処設備への配慮は必要ないものと判断する。 竜巒については、継続時間は短いことから強風状態でのアクセス性確保の考慮は不要と判断する。 									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
○故意による大型航空機の衝突	○故意による大型航空機の衝突	○故意による大型航空機の衝突																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害に対する考慮事項</th><th>対応状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の防護・機能確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備については、分散配置して保管しており、同時に機能喪失しないものと判断する。 可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋から100m以上離隔して配備していることから、原子炉建屋内外等にある常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と同時に機能喪失に至ることはないと判断する。 </td></tr> </tbody> </table>	災害に対する考慮事項	対応状況	機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備については、分散配置して保管しており、同時に機能喪失しないものと判断する。 可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋から100m以上離隔して配備していることから、原子炉建屋内外等にある常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と同時に機能喪失に至ることはないと判断する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害に対する考慮事項</th><th>対応状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の防護・機能確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、内蔵可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、当該建屋及び当該設備と同時に影響を受けない場所に分散して保管する。 </td></tr> <tr> <td>機器の配備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、複数のルートを確保する。また、アクセスルートでがれきが発生した場合においても、原子炉建屋から100m以上離隔された場所に配備しているブルドーザにより、がれきを撤去することでアクセスルートを確保する。 大規模な燃料火災が発生した場合には、原子炉建屋から100m以上離れた場所に配置している化学消防自動車等の泡消火設備により消火活動を行って、アクセスルートを確保する。 </td></tr> <tr> <td>機器の接続箇所へのアクセス性の確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 恒設ライン等への接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 </td></tr> </tbody> </table>	災害に対する考慮事項	対応状況	機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、内蔵可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、当該建屋及び当該設備と同時に影響を受けない場所に分散して保管する。 	機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、複数のルートを確保する。また、アクセスルートでがれきが発生した場合においても、原子炉建屋から100m以上離隔された場所に配備しているブルドーザにより、がれきを撤去することでアクセスルートを確保する。 大規模な燃料火災が発生した場合には、原子炉建屋から100m以上離れた場所に配置している化学消防自動車等の泡消火設備により消火活動を行って、アクセスルートを確保する。 	機器の接続箇所へのアクセス性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 恒設ライン等への接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害に対する考慮事項</th><th>対応状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器の防護・機能確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を備うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を備うことができる設備の1セットについて、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保して保管するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備及び屋外の常設重大事故等対処設備からも100m以上の離隔距離を確保した上で、当該建屋及び当該設備と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。 </td></tr> <tr> <td>機器の配備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、複数のルートを確保する。また、アクセスルートでがれきが発生した場合においても、原子炉建屋から100m以上離れた場所に配備しているホイールローダ等の重機により、がれきを撤去することでアクセスルートを確保する。 大規模な航空燃料火災が発生した場合には、原子炉建屋から100m以上離れた場所に配置している化学消防自動車等の泡消火設備により消火活動を行って、アクセスルートを確保する。 </td></tr> <tr> <td>機器の接続箇所へのアクセス性の確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 恒設ラインへの接続箇所を2箇所設置しており、これらは分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 </td></tr> </tbody> </table>	災害に対する考慮事項	対応状況	機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を備うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を備うことができる設備の1セットについて、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保して保管するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備及び屋外の常設重大事故等対処設備からも100m以上の離隔距離を確保した上で、当該建屋及び当該設備と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。 	機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、複数のルートを確保する。また、アクセスルートでがれきが発生した場合においても、原子炉建屋から100m以上離れた場所に配備しているホイールローダ等の重機により、がれきを撤去することでアクセスルートを確保する。 大規模な航空燃料火災が発生した場合には、原子炉建屋から100m以上離れた場所に配置している化学消防自動車等の泡消火設備により消火活動を行って、アクセスルートを確保する。 	機器の接続箇所へのアクセス性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 恒設ラインへの接続箇所を2箇所設置しており、これらは分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 	<p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、女川審査実績を反映した記載内容、表現とする。 <p>【大飯】【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、事故対応に必要なセット数について、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮して、主要建屋から離隔距離を確保して保管する方針である。（技術的能力1.0における考え方と同様。） <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内に設置していることから、その機能を代替する可搬型重大事故等対処設備は循環水ポンプ建屋から離隔を確保して保管する。 <p>【大飯】【女川】使用する重機の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、アクセスルートを確保するための重機として、ホイールローダ、バックホウ、ブルドーザを配備する。大飯（ブルドーザを配備）、女川（ブルドーザ、バックホウを配備）とは、使用する重機が異なるが、泊はこれらによって事故対応に必要なアクセスルートを確保する。（「ホイールローダ等の重機」の記載表現は、技術的能力1.0での表現と整合を図ったもの。）
災害に対する考慮事項	対応状況																						
機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備については、分散配置して保管しており、同時に機能喪失しないものと判断する。 可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋から100m以上離隔して配備していることから、原子炉建屋内外等にある常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と同時に機能喪失に至ることはないと判断する。 																						
災害に対する考慮事項	対応状況																						
機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、内蔵可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、当該建屋及び当該設備と同時に影響を受けない場所に分散して保管する。 																						
機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、複数のルートを確保する。また、アクセスルートでがれきが発生した場合においても、原子炉建屋から100m以上離隔された場所に配備しているブルドーザにより、がれきを撤去することでアクセスルートを確保する。 大規模な燃料火災が発生した場合には、原子炉建屋から100m以上離れた場所に配置している化学消防自動車等の泡消火設備により消火活動を行って、アクセスルートを確保する。 																						
機器の接続箇所へのアクセス性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 恒設ライン等への接続箇所を2箇所設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 																						
災害に対する考慮事項	対応状況																						
機器の防護・機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を備うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を備うことができる設備の1セットについて、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保して保管するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備及び屋外の常設重大事故等対処設備からも100m以上の離隔距離を確保した上で、当該建屋及び当該設備と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。 																						
機器の配備	<ul style="list-style-type: none"> 想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、複数のルートを確保する。また、アクセスルートでがれきが発生した場合においても、原子炉建屋から100m以上離れた場所に配備しているホイールローダ等の重機により、がれきを撤去することでアクセスルートを確保する。 大規模な航空燃料火災が発生した場合には、原子炉建屋から100m以上離れた場所に配置している化学消防自動車等の泡消火設備により消火活動を行って、アクセスルートを確保する。 																						
機器の接続箇所へのアクセス性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 恒設ラインへの接続箇所を2箇所設置しており、これらは分散して配置する。 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別のルートで確保する。 																						

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料2.1.13 緊急時における対応要員の確保の考え方について</p> <p>1. 要員の確保の考え方</p> <p>発電所に緊急事態が発生した場合、原子力防災体制を発令して、通常体制から緊急時対応体制に移行させ、要員を非常召集する。この際、初期に出来るだけ多くの要員を確保し、状況に応じて即応できる要員配置を行うものであり、大規模損壊発生時においても同様である。</p> <p>召集にあたっては、最初に予め定められた人数の発電所対策本部の要員を発電所に派遣するものとし、それ以外の要員は無用な被ばくを避ける観点から、発電所近傍の集合場所で待機し、発電所派遣要員の交代又は追加派遣に備える。</p> <p>発電所に派遣された要員は、プラント状態に応じた各対策に必要な要員を配置し、初期対応として、集中的に、可能な限り速やかに、炉心損傷や格納容器破損の発生防止措置、拡大防止・緩和措置を行う。</p> <p>これらは緊急時組織に求められる対応に必要な要員数とその交代（不測の事態への追加派遣を含む）を考慮したものである。</p> <p>初動対応を終え、あるいは必要な措置を継続的に実施する段階においては、シフト体制等へ移行させ、事態の拡大防止、影響緩和の長期的な体制に移行する。</p> <p>なお、大規模損壊等により炉心が損傷した場合において、原子炉格納容器破損のおそれ又は破損の有無を判断基準として、最低限必要な要員及び他の要員を振り分け、要員の動静を判断する。</p> <p>具体的には、最低限必要な要員は、ブルーム放出時緊急時対策所等に留まり、ブルーム通過後、活動を再開する。その他の要員は発電所外へ一時退避し、その後、交替要員として発電所へ再度参集する。</p> <p>2. 発電所構内での要員の確保</p> <p>大規模損壊発生時においては、中央制御室（運転員（当直員）を含む）が機能しないこと及び原子力防災体制の確立に時間を要する場合を想定し、重大事故等対策要員を発電所内に少なくとも64名（消火活動要員7名を含む。）待機させている。</p> <p>なお、大規模な自然災害により、召集要員が発電所への移動に時間を要する場合及び発電所への外部からのアクセスが制限される場合であっても、発電所構内に待機させている要員にて当面の間は事故対応が行えるよう体制を整える。</p>	<p>添付資料2.1.17 重大事故等と大規模損壊対応に係る体制整備等の考え方</p> <p>重大事故等と大規模損壊との対応内容を整理し、その相違部分を踏まえた体制の整備等の考え方を以下に取りまとめた。</p> <p>1. 重大事故等への対応</p> <p>重大事故等の発生に対して、炉心の著しい損傷防止あるいは原子炉格納容器の破損防止、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷防止及び原子炉運転停止中における燃料体の著しい損傷防止を目的に発電所の体制及び発電所を支援するための体制を整備している。重大事故等時に組織として適切な対応を行うためには、事故対応に必要となる重大事故等対処設備の取扱いと手順の策定が重要である。そこで重大事故等対処設備に係る事項について、切替えの容易性及びアクセスルートの確保を図り、復旧作業に係る事項について、予備品等の確保及び保管場所等の整備を行っている。また、支援に係る事項、教育及び訓練の実施並びに手順の整備に係る事項を、通常業務の組織体制における実務経験を活かした体制で対応できるよう整備している。</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>大規模損壊に至る可能性のある事象は、基準地震動Se及び基準津波等の設計基準又は観測記録を超えるような規模の自然災害並びに故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定しており、計装・制御系の喪失、大規模なLOCA、原子炉格納容器の損傷等のプラントが受ける影響並びに中央制御室の機能喪失（運転員を含む。）、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外。）における参集要員の遅延、大規模な火災の発生等の被害の程度が、重大事故等に比べて広範囲で不確定なものとなる。</p> <p>このことから、発電所施設の被害状況等の把握を迅速に行うことともに、得られた情報及び残存する資源等の活用により、「炉心の著しい損傷の緩和」、「原子炉格納容器の破損緩和」、「使用済燃料プールの水位確保及び燃料体の著しい損傷の緩和」又は「発電所外への放射性物質の放出低減」を目的とした効果的な対応を速やか、かつ臨機応変に選択し実行することで事象進展の抑制及び緩和措置を図る。</p> <p>3. 重大事故等と大規模損壊への対応の違い</p> <p>2項に示すとおり、大規模損壊時は重大事故等に比べてその被害範囲が広範囲で不確定なものであり、重大事故等のように損傷箇所がある程度限定された想定に基づく事故対応とは異なる。そのため、発電所施設の被害状況等の把握を迅速に行うことともに、得られた情報及び残存する資源等の活用により、効果的な対応を速やか、かつ臨機応変に選択し実行する。</p>	<p>添付資料2.1.11 重大事故等と大規模損壊対応に係る体制整備等の考え方</p> <p>重大事故等と大規模損壊との対応内容を整理し、その相違部分を踏まえた体制の整備等の考え方を以下に取りまとめた。</p> <p>1. 重大事故等への対応</p> <p>重大事故等の発生に対して、炉心の著しい損傷防止又は原子炉格納容器の破損防止、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷防止及び原子炉運転停止中における燃料体の著しい損傷防止を目的に発電所の体制及び発電所を支援するための体制を整備している。重大事故等時に組織として適切な対応を行うためには、事故対応に必要となる重大事故等対処設備の取扱いと手順の策定が重要である。そこで重大事故等対処設備に係る事項について、切替えの容易性及びアクセスルートの確保を図り、復旧作業に係る事項について、予備品等の確保及び保管場所等の整備を行っている。また、支援に係る事項、教育及び訓練の実施並びに手順の整備に係る事項を、通常業務の組織体制における実務経験を活かした体制で対応できるよう整備している。</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>大規模損壊に至る可能性のある事象として、基準地震動及び基準津波等の設計基準又は観測記録を超えるような規模の自然災害並びに故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定しており、監視機能及び制御機能の喪失、大規模なLOCA、原子炉格納容器の破損等のプラントが受ける影響並びに中央制御室の機能喪失（運転員を含む。）、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外。）における参集要員の遅延、大規模な火災の発生等の被害の程度が、重大事故等に比べて広範囲で不確定なものとなる。</p> <p>このことから、発電所施設の被害状況等の把握を迅速に行うことともに、得られた情報及び残存する資源等の活用により、「炉心の著しい損傷の緩和」、「原子炉格納容器の破損緩和」、「使用済燃料ピットの水位確保及び燃料体の著しい損傷の緩和」又は「発電所外への放射性物質の放出低減」を目的とした効果的な対応を速やか、かつ臨機応変に選択し実行することで事象進展の抑制及び緩和措置を図る。</p> <p>3. 重大事故等と大規模損壊への対応の違い</p> <p>2項に示すとおり、大規模損壊時は重大事故等に比べてその被害範囲が広範囲で不確定なものであり、重大事故等のように損傷箇所がある程度限定された想定に基づく事故対応とは異なる。そのため、発電所施設の被害状況等の把握を迅速に行うことともに、得られた情報及び残存する資源等の活用により、効果的な対応を速やか、かつ臨機応変に選択し実行する。</p>	<p>【大飯】 【女川】 資料番号の相違</p> <p>【大飯】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川と同様に、要員の確保を含む体制の整備の考え方について整理する。（上記を踏まえ、本添付資料の泊欄の記載は、女川との相違について識別する。） <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p>

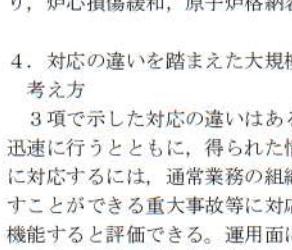
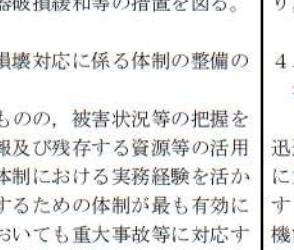
泊発電所 3号炉 技術的能力

比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>3. 3,4号炉同時発災時における対応要員欠員時の対応 3号炉及び4号炉同時被災時は、号炉ごとに情報収集や事故対策の検討等を行い、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう原子力防災体制を整備する。 大規模損壊等により、発電所に待機している重大事故等対策要員が被災するような状況においても、構内で他の業務を行っている者を重大事故等対策要員の役務に割り当てる等の措置ができるように教育を行い、必要な要員を確保する。 また、発電所内に待機している重大事故等対策要員を最大限に活用するため、担当する役務以外の役務についても対応できるよう教育を実施し、お互いに補完できる体制とする。 以上のように、様々な事態を想定して重大事故等対策要員を確保する方針としていることから、必要な要員は確保できるものと考えているが、大規模損壊においては、不測の事態が発生することも考えられ、限られた人的資源により対応が必要となる場合も想定されうる。 この場合、全体指揮者（原子力防災管理者）は、ユニット指揮者から入手したプラント情報を基に放射性物質の放出低減の観点でもっとも優先すべき対応を決定し、その対応に必要な要員を重点的に割り当てる。その際、事故進展は時々刻々と変化することを認識し、各プラントの状況を常に確認しつつ、必要な対応が遅延なく適切に行えるよう努める。 具体的には、3号炉と4号炉の両ユニットにおいて原子炉格納容器損傷のおそれがある場合、1次冷却系及び格納容器内の温度・圧力等の上昇状況を把握して3号炉の方が原子炉格納容器破損に至る余裕時間が短ければ、3号炉の対応を優先的に実施する。そのうえで炉心損傷防止、格納容器破損防止、使用済燃料ピットでの燃料損傷防止の観点でより厳しい状況への対応を優先して実施する。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	 <p>大規模損壊発生時は、共通要因で機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を活用した手順等で対応することにより、炉心損傷緩和、原子炉格納容器破損緩和等の措置を図る。</p> <p>4. 対応の違いを踏まえた大規模損壊対応に係る体制の整備の考え方 3項で示した対応の違いはあるものの、被害状況等の把握を迅速に行うとともに、得られた情報及び残存する資源等の活用に対応するには、通常業務の組織体制における実務経験を活かすことができる重大事故等に対応するための体制が最も効果的に機能すると評価できる。運用面においても重大事故等に対応するための体制で引き続き対応することは、迅速な対応を求める大規模損壊対応に適している。</p> <p>このように、大規模損壊対応に係る体制の整備として重大事故等に対応するための体制で臨むことは有効である。</p> <p>ただし、中央制御室（運転員を含む。）の機能喪失及び重大事故等の対応で期待する重大事故等対処設備の一部が使用できない等の大規模損壊時の特徴的な状況においても、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外。）も含めて流動性を持って柔軟に対応できるよう体制を整備する。</p> <p>このため、大規模損壊発生時の体制は第1図から第5図並びに第1表に示す重大事故等対応のための体制を基本としつつ、大規模損壊対応のために必要な体制、要員、教育及び訓練、外部からの支援等に関して、以下のとおり差異内容を考慮すべき事項として評価し、付加分を整備、充実内容として整備する。 なお、下記事項における技術的能力 1.0 と 2.1 に関する考え方の相違点について項目ごとに別紙に整理する。</p>	 <p>大規模損壊発生時は、共通要因で機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を活用した手順等で対応することにより、炉心損傷緩和、原子炉格納容器破損緩和等の措置を図る。</p> <p>4. 対応の違いを踏まえた大規模損壊対応に係る体制の整備の考え方 3項で示した対応の違いはあるものの、被害状況等の把握を迅速に行うとともに、得られた情報及び残存する資源等の活用に対応するには、通常業務の組織体制における実務経験を活かすことができる重大事故等に対応するための体制が最も効果的に機能すると評価できる。運用面においても重大事故等に対応するための体制で引き続き対応することは、迅速な対応を求める大規模損壊対応に適している。</p> <p>このように、大規模損壊対応に係る体制の整備として重大事故等に対応するための体制で臨むことは有効である。</p> <p>ただし、中央制御室（運転員を含む。）の機能喪失及び重大事故等の対応で期待する重大事故等対処設備の一部が使用できない等の大規模損壊時の特徴的な状況においても、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外。）も含めて流動性を持って柔軟に対応できる体制を整備する。</p> <p>このため、大規模損壊発生時の体制は第1図から第5図並びに第1表に示す重大事故等対応のための体制を基本としつつ、大規模損壊対応のために必要な体制、要員、教育及び訓練、外部からの支援等に関して、以下のとおり差異内容を考慮すべき事項として評価し、付加分を整備、充実内容として整備する。 なお、下記事項における技術的能力 1.0 と 2.1 に関する考え方の相違点について項目ごとに別紙に整理する。</p>	

2.1 可搬型設備等による対応

泊発電所3号炉 技術的能力

比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、伊方発電所3号炉技術的能力 2.1まとめ資料添付資料 2.1.13より引用】</p> <p>b. 整備、充実内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日においては、連絡責任者が初動の指揮を執る。連絡責任者がその職務を遂行できない場合は、当直長が代行する。 	<p>(1) 体制の整備</p> <p>a. 大規模損壊として考慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外。）における参集要員の参集遅延 中央制御室（運転員を含む。）の機能喪失 <p>b. 整備、充実内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外。）においては、総括責任者（副原子力防災管理者）が指揮を執る。総括責任者（副原子力防災管理者）がその職務を遂行できない場合は、連絡責任者が代行する。 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外。）において、大規模な自然災害が発生した場合には、要員参集までに時間を要する可能性があるが、発電所構内に常時確保する重大事故等対応要員により、参集要員が参集するまでの当面の間は、事故対応が行えるよう体制を整備する。 中央制御室（運転員を含む。）が機能しない場合においても、重大事故等に対処する要員にて対応が可能な体制を整備する。 複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、運転号炉及び停止号炉に総括を配置し、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行わせる。 <p>(2) 要員の配置</p> <p>a. 大規模損壊として考慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室（運転員を含む。）の機能喪失 <p>b. 整備、充実内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外。）における総括責任者（副原子力防災管理者）を含む重大事故等に対処する要員は、分散して待機する。 	<p>(1) 体制の整備</p> <p>a. 大規模損壊対応として考慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における参集要員の参集遅延 中央制御室（運転員を含む。）の機能喪失 <p>b. 整備、充実内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、全体指揮者（副原子力防災管理者）が指揮を執る。全体指揮者（副原子力防災管理者）がその職務を遂行できない場合は、発電課長（当直）が代行する。 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、大規模な自然災害が発生した場合には、要員参集までに時間を要する可能性があるが、発電所構内に常時確保する発電所災害対策要員により、参集要員が参集するまでの当面の間は、事故対応が行えるよう体制を整備する。 中央制御室（運転員を含む。）が機能しない場合においても、重大事故等に対処する要員にて対応が可能な体制を整備する。 複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、運転号炉及び停止号炉に号機責任者を配置し、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に係るプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行わせる。 <p>(2) 要員の配置</p> <p>a. 大規模損壊として考慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室（運転員を含む。）の機能喪失 <p>b. 整備、充実内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における全体指揮者（副原子力防災管理者）を含む重大事故等に対処する要員は、分散して待機する。 	<p>【女川】記載表現の相違 ・泊は、まとめ資料本文での記載表現と統一を図っている。 (以降、相違理由の記載を省略する。)</p> <p>【女川】体制（代行者）の相違 ・泊は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、発電課長（当直）が代行する運用としている。（当直の責任者が代行する運用は、伊方3号、玄海3/4号と同様。）</p> <p>【女川】要員名称の相違</p>

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 教育及び訓練</p> <p>a. 大規模損壊として考慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の指揮命令系統が機能しない場合への対応 ・初動で対応する要員を最大限に活用する観点から、臨機応変な配置変更に対応できる知識及び技能を習得するなど、流動性を持って柔軟に対応可能にすること <p>b. 整備、充実内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災管理者及び副原子力防災管理者に対し、通常の指揮命令系統が機能しない場合及び残存する資源等を最大限に活用しなければならない事態を想定した個別の教育及び訓練を実施する。 ・大規模損壊時に対応する手順及び資機材の取扱い等を習得するための教育を定期的に実施する。 ・運転員（1号及び3号炉運転員を含む。）及び重大事故等対応要員については、役割に応じて付与される力量に加え、被災又は想定より多い要員が必要となった場合において、優先順位の高い緩和措置の実施に遅れが生じることがないよう、本来の役割以外の教育及び訓練の充実を図る。 具体的には、大規模損壊発生時、まずアクセスルート確保作業を行った上で、原子炉注水又は放水砲の対応が想定されるため、それらの活動を担当する運転員（1号及び3号炉運転員を含む。）及び重大事故等対応要員については流動性を持って活動できるよう教育・訓練を実施する。 ・初期消火要員（消防車隊）に含まれる協力会社社員及び原子炉への注水等に当たる協力会社社員については、それぞれの活動に必要な力量を付与できるよう、業務委託契約に基づいた教育・訓練を実施する。 ・大規模損壊発生時に応する組織とそれを支援する組織の実効性等を確認するための総合的な訓練を定期的にかつ継続的に実施する。 <p>(第2表、第3表、第4表参照)</p> <p>(4) 手順</p> <p>a. 大規模損壊として考慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な火災の発生 ・重大事故等に比べて広範囲で不確定な被害 ・重大事故等時では有効に機能しない設備等が大規模損壊のような状況下では有効に機能する場合も考えられるため、事象進展の抑制及び緩和に資するための設備等の活用 	<p>(3) 教育及び訓練</p> <p>a. 大規模損壊対応として考慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の指揮命令系統が機能しない場合への対応 ・初動で対応する要員を最大限に活用する観点から、臨機応変な配置変更に対応できる知識及び技能を習得する等、流動性を持って柔軟に対応可能にすること <p>b. 整備、充実内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災管理者及び副原子力防災管理者に対し、通常の指揮命令系統が機能しない場合及び残存する資源等を最大限に活用しなければならない事態を想定した個別の教育及び訓練を実施する。 ・大規模損壊時に応する手順及び資機材の取扱い等を習得するための教育を定期的に実施する。 ・発電所災害対策要員については、役割に応じて付与される力量に加え、被災又は想定より多い要員が必要となった場合において、優先順位の高い緩和措置の実施に遅れが生じることがないよう、本来の役割以外の教育及び訓練の充実を図る。 <p>具体的には、大規模損壊発生時、まずアクセスルート確保作業を行った上で、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器へのスプレイ又は放水砲の対応が想定されるため、それらの活動を担当する発電所災害対策要員（協力会社社員含む。）については流動性を持って活動できるよう教育・訓練を実施する。</p> <p>・発電所災害対策要員に含まれる協力会社社員については、業務委託契約に基づいた教育・訓練を実施する。</p> <p>・大規模損壊発生時に応する組織とそれを支援する組織の実効性等を確認するための総合的な訓練を定期的にかつ継続的に実施する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>・泊の発電所災害対策要員には3号炉運転員も含まれているため、女川と実質的な相違はない。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>・ここでは、主なプラント対応を記載していることから、記載表現の相違として分類した。</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・泊は、協力会社社員を含めて流動性をもって活動できるよう教育・訓練を実施する方針であるから、記載内容が異なる。</p> <p>【女川】記載表現の相違（伊方3号及び玄海3/4号と同様。）</p>

【比較のため、伊方発電所3号炉技術的能力2.1まとめ資料

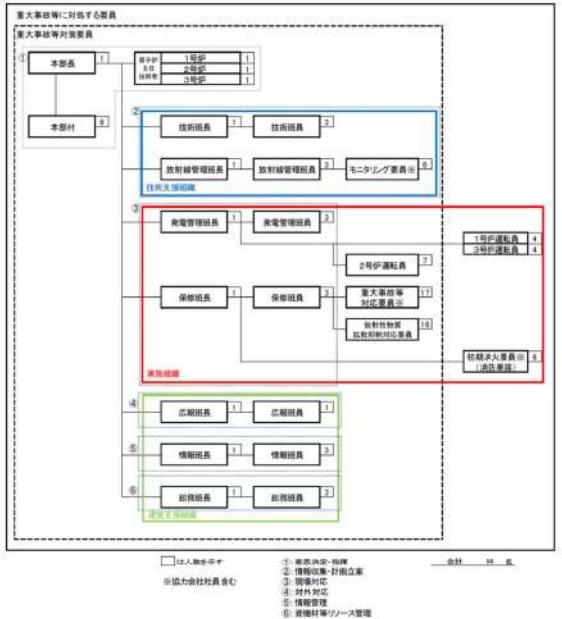
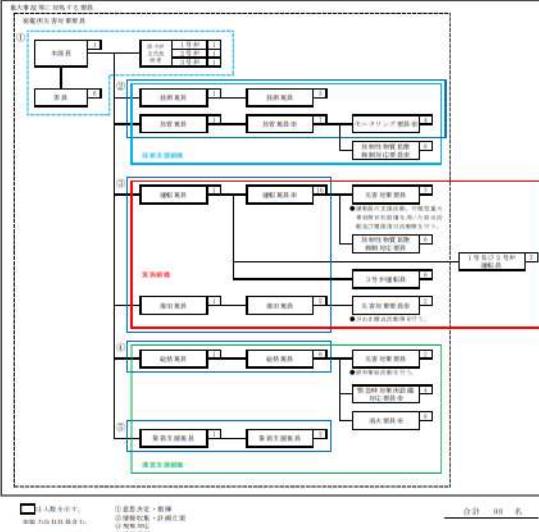
添付資料2.1.13より引用】

また、大規模損壊対応に係る訓練一覧について表-1に示す。

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、島根原子力発電所2号炉技術的能力2.1まとめ 資料 添付資料2.1.18より引用】</p> <p>b. 整備、充実内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順として、故意による大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定し、技術的能力1.12で整備する化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車等による初期消火の手順に加え、大型送水ポンプ車及び放水砲を活用した手順を整備する。 ・大規模損壊対応に特化した手順として、現場での可搬型計測器によるパラメータ監視手順等を整備する。 	<p>b. 整備、充実内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順として、故意による大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定し、化学消防自動車によるアクセスルート消火の手順に加え、技術的能力1.12で整備する放水砲を活用した手順を整備する。 <p>(5) 本店対策本部体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊発生時における本店対策本部の設置による発電所への支援体制は、技術的能力1.0で整備する支援体制と同様である。 <p>(6) 外部支援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊発生時における外部支援体制は、技術的能力1.0で整備する外部支援体制と同様である。 <p>(7) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所とアクセスルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊発生時において可搬型重大事故等対処設備は、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。 <p>(8) 資機材の配備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に高線量の環境、大規模な火災の発生及び外部支援が受けられない状況を想定し配備する。 	<p>b. 整備、充実内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順として、故意による大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定し、技術的能力1.12で整備する化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車、大規模火災用消防自動車、可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による初期消火の手順に加え、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲を活用した手順を整備する。 <p>(5) 本店対策本部体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊発生時における本店対策本部の設置による発電所への支援体制は、技術的能力1.0で整備する支援体制と同様である。 <p>(6) 外部支援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊発生時における外部支援体制は、技術的能力1.0で整備する外部支援体制と同様である。 <p>(7) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所とアクセスルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊発生時において可搬型重大事故等対処設備は、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。 <p>(8) 資機材の配備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に高線量の環境、大規模な火災の発生及び外部支援が受けられない状況を想定し配備する。 	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、技術的能力1.12で整備する化学消防自動車等による初期消火の手順も含むものとして、大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等を整備することを明確にするため、「技術的能力1.12で整備する」の記載箇所が異なる。（島根2号と同様。） <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、大規模損壊に特化した手順を整備することを記載している。（伊方3号、玄海3/4号、東海第二、島根2号等も同様。（なお、整備する手順そのものはプラントごとに異なる。））

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>重大事故に對応する要員 重大事故専門要員 ① 本部長 ② 本部課 ③ 技術班長 ④ 技術員 ⑤ 放射線管理班長 ⑥ 放射線管理員 ⑦ モニタリング要員※ 技術支援組織 ⑧ 作業管理班長 ⑨ 作業管理員 ⑩ 保修班長 ⑪ 保修員 ⑫ 重大事故 対応要員 ⑬ 物資貯蔵 ⑭ 振動抑制対応要員 ⑮ 実施組織 ⑯ 広報班長 ⑰ 広報員 ⑱ 備用班長 ⑲ 備用員 ⑳ 協力会社社員含む ※協力会社社員含む ① 延滞火災・初期・初期 ② 情報収集・計画立案 ③ 動機活性化 ④ 伸縮性 ⑤ 情報管理 ⑥ 資機材等リソース管理</p> <p>合計 54 名</p>	 <p>重大事故専門会議室 重大事故専門要員 ① 本部長 ② 本部課 ③ 技術班長 ④ 技術員 ⑤ 放射線管理班長 ⑥ 放射線管理員 ⑦ モニタリング要員※ 技術支援組織 ⑧ 作業管理班長 ⑨ 作業管理員 ⑩ 保修班長 ⑪ 保修員 ⑫ 重大事故 対応要員 ⑬ 物資貯蔵 ⑭ 振動抑制対応要員 ⑮ 実施組織 ⑯ 広報班長 ⑰ 広報員 ⑱ 備用班長 ⑲ 備用員 ⑳ 協力会社社員含む ※協力会社社員含む ① 延滞火災・初期・初期 ② 情報収集・計画立案 ③ 動機活性化 ④ 伸縮性 ⑤ 情報管理 ⑥ 資機材等リソース管理</p> <p>合計 99 名</p>	<p>【女川】発電所対策本部体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 要員数、要員の名称、機能班の構成に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対処設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。

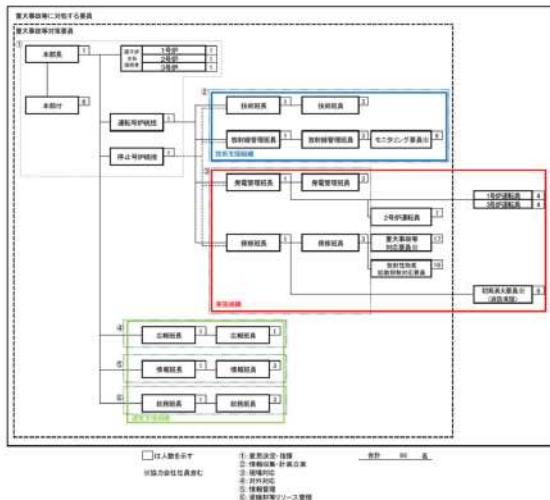
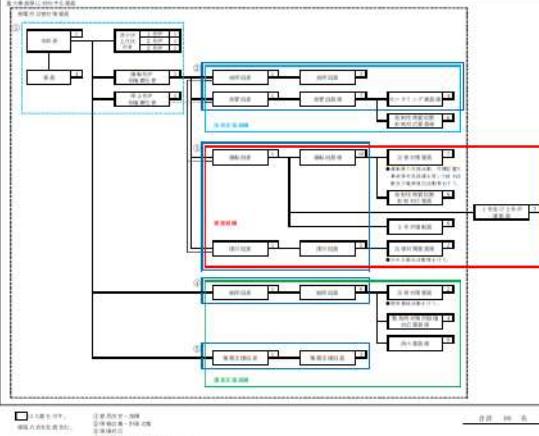
第1図 発電所対策本部体制

第1図 発電所対策本部体制

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

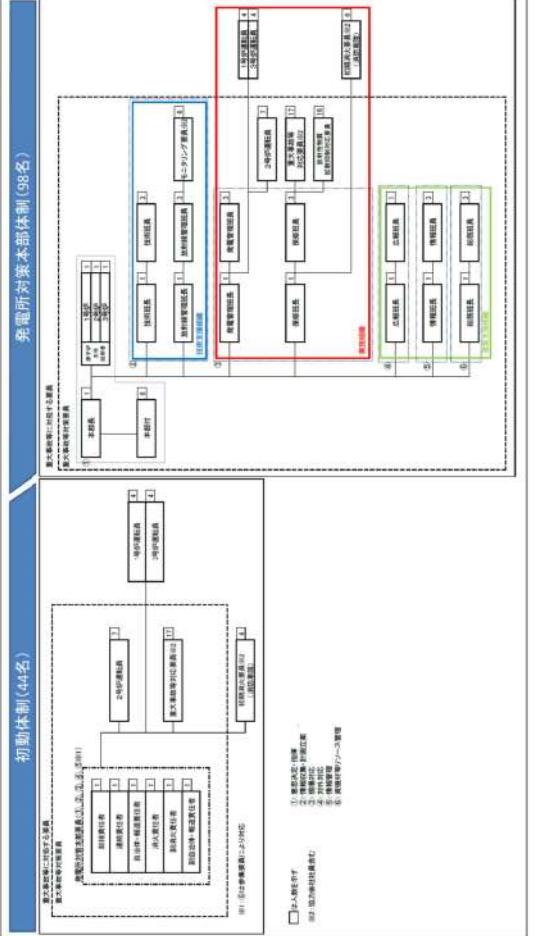
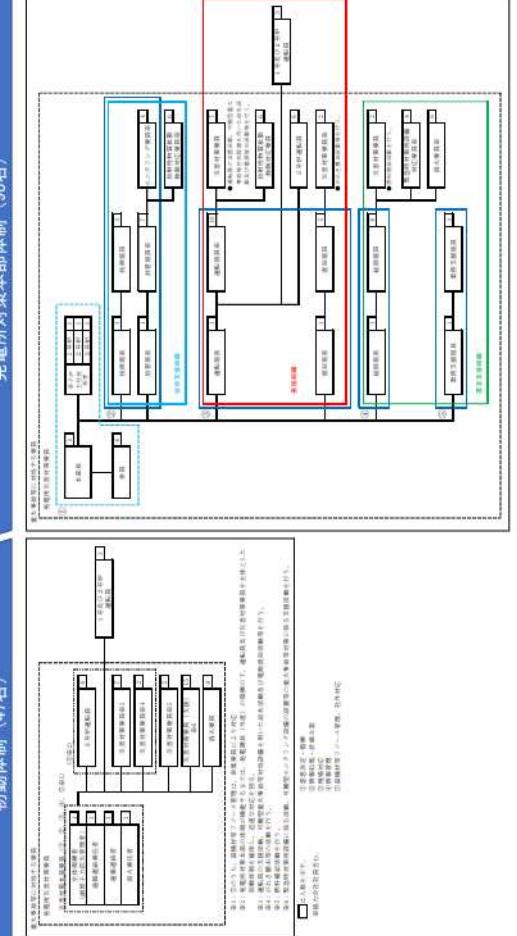
2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2図 発電所対策本部体制（複数号炉同時被災発生時）</p>	 <p>第2図 発電所対策本部体制（複数号炉同時発災発生時）</p>	<p>【女川】発電所対策本部体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 要員数、要員の名称、機能班の構成に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対処設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第3図 初動体制及び全体体制の構成	 第3図 初動体制及び全体体制の構成	<p>【女川】初動体制及び発電所対策本部体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 要員数、要員の名称、機能班の構成に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対処設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。 泊は、発電所対策本部が構築されるまでの間、発電課長（当直）が運転員及び災害対策要員に直接指示し、対応操作を行う。（伊方3号と同様） 災害対策要員は、運転員が行う対応操作の支援も行う。 緊急時対策所の立ち上げ、中央制御室のエンジニアリングエリア設営、可搬型モニタリングの準備等を行う災害対策要員（支援）を確保している。

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

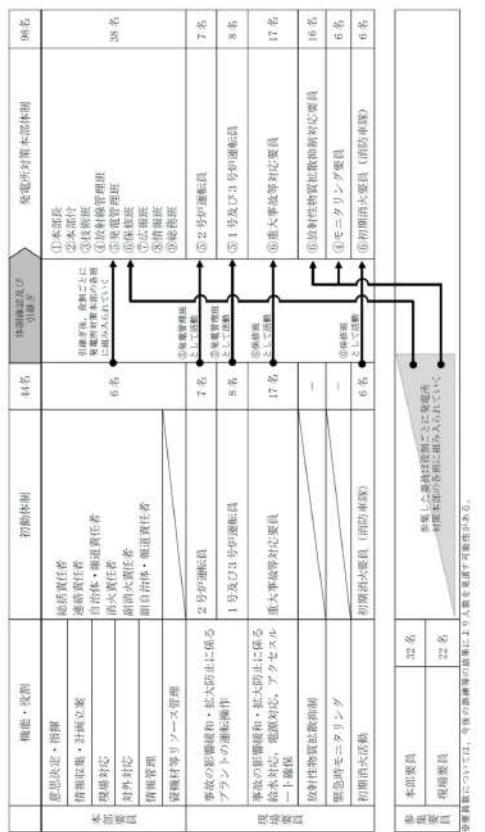
2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

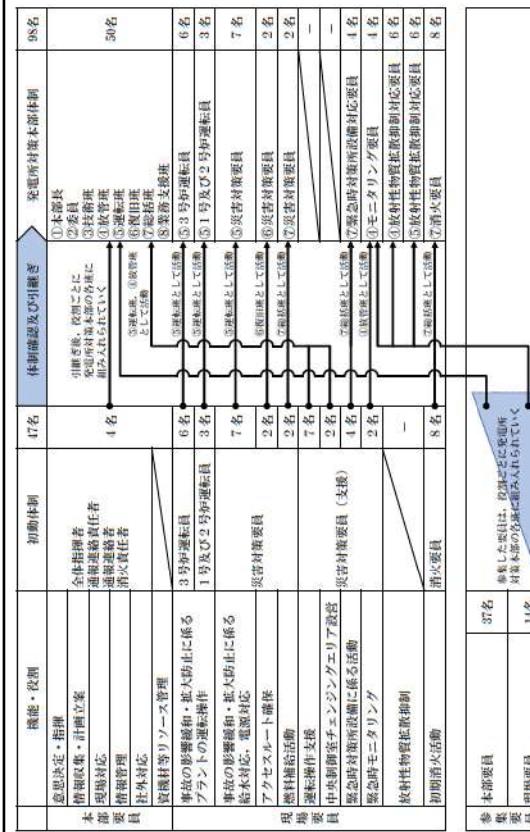
女川原子力発電所 2号炉

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



第4図 初動体制から発電所対策本部への移行



第4図 初動体制から発電所対策本部への移行

【女川】初動体制及び発電所対策本部体制の相違

- ・要員数、要員の名称、機能班の構成に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対処設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。

2. 1-448

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p style="text-align: center;">第1表 各職位のミッション</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職位</th><th>ミッション</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 </td></tr> <tr> <td>原子炉主任技術者</td><td>・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</td></tr> <tr> <td>本部付</td><td>・本部長及び各班長への助言・助勢</td></tr> <tr> <td>情報班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用対策本部の運営支援 ・社外問合機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 </td></tr> <tr> <td>総務班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般人所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に頼らない事項 </td></tr> <tr> <td>広報班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援 </td></tr> <tr> <td>技術班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 </td></tr> <tr> <td>放射線管理班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 </td></tr> <tr> <td>保修班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動 </td></tr> <tr> <td>発電管理班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作 </td></tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 	原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言	本部付	・本部長及び各班長への助言・助勢	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用対策本部の運営支援 ・社外問合機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般人所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に頼らない事項 	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援 	技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 	放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 	保修班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動 	発電管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作 	<p style="text-align: center;">第1表 各職位のミッション</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職位</th><th>ミッション</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 </td></tr> <tr> <td>発電用原子炉主任技術者</td><td>・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</td></tr> <tr> <td>委員</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び各班長への助言・助勢 </td></tr> <tr> <td>総括班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用対策本部の運営支援 ・社外問合機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・他の班に頼らない事項 </td></tr> <tr> <td>業務支援班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 </td></tr> <tr> <td>技術班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 </td></tr> <tr> <td>放管班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質貯留抑制対応 </td></tr> <tr> <td>復旧班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等 </td></tr> <tr> <td>運転班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動 </td></tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 	発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言	委員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び各班長への助言・助勢 	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用対策本部の運営支援 ・社外問合機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・他の班に頼らない事項 	業務支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 	技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 	放管班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質貯留抑制対応 	復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等 	運転班	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動 	<p style="color: red;">【女川】発電所対策本部体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要員数、要員の名称、機能班の構成に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対処設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。
職位	ミッション																																												
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 																																												
原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言																																												
本部付	・本部長及び各班長への助言・助勢																																												
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用対策本部の運営支援 ・社外問合機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 																																												
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般人所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に頼らない事項 																																												
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援 																																												
技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 																																												
放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 																																												
保修班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動 																																												
発電管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作 																																												
職位	ミッション																																												
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 																																												
発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言																																												
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び各班長への助言・助勢 																																												
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用対策本部の運営支援 ・社外問合機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・他の班に頼らない事項 																																												
業務支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 																																												
技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 																																												
放管班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質貯留抑制対応 																																												
復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等 																																												
運転班	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動 																																												

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

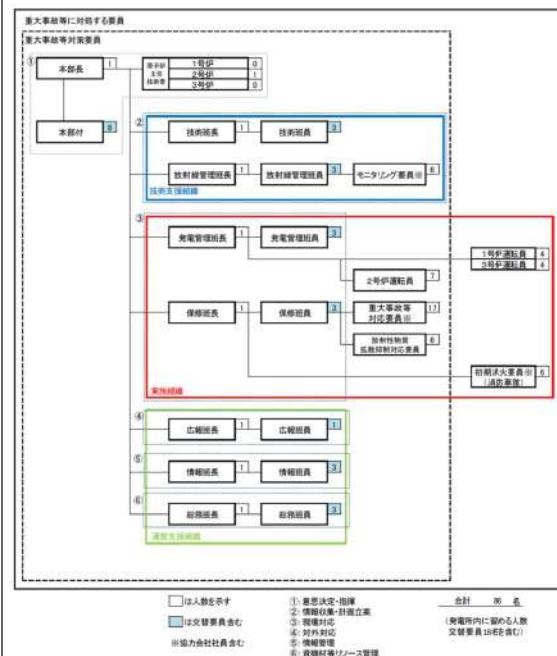
2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

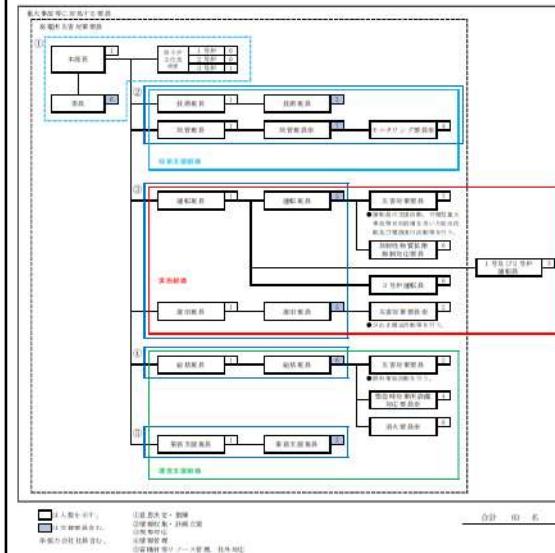
女川原子力発電所 2号炉

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



第5図 発電所対策本部体制（放射性雲通過時）



第5図 発電所対策本部体制（ブルーム通過時）

【女川】発電所対策本部体制の相違

- ・要員数、要員の名称、機能班の構成に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対処設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。

【女川】記載表現の相違

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

【比較のため、伊方発電所3号炉技術的能力 2.1まとめ資料添付資料2.1.13より引用】

表-1 大規模損壊対応に係る教育及び訓練一覧

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

第2表 大規模損壊対応に関する教育及び訓練

教育課題名	内容	対象者	期間	
大規模振動対応教育 (指揮、状況判断)	大規模振動時に通常の指揮命令系統が機能しない場合及び適用する資源等を最大限に活用しながら何をしない事を想定した対応の練習	・現存する資源・設備が限られる場合に対する優先順位 ・中止割り耐震の機能が発生した場合の対応の指揮、状況判断	扇子型防災管理者 ／副扇子型防災管理者 練習会	1回以上／年
大規模振動対応訓練 (個別演練)	大規模振動後に化した多様な設備を直撃する対応の練習	・注水相手への活用した飲水 ・大量送水泵ポンプ（タイプ1）の機種による直接接続 ・ポンタングを水頭とした飲水場による消火	重大事故等対応委員会	毎回以上／年
大規模振動発生時にに対する組織とそれを支援する組織の実物操作等の練習	・各種組織の活動 ・各組織部の連携 ・本部の意思疎通 ・通常の指揮命令系統が機能しない場合の対応（要員の損傷の考慮）	重大事務等に対応する要員	1回以上／年	

■教育訓練に使用する教育及び訓練の名称。解説等は、今後の検討等により変更となる可能性がある。

第2表 大規模損壊対応に関する教育及び訓練一覧

【女川】記載内容の相違

- 泊は、大規模損壊対応に関する教育及び訓練の一覧を記載している。（伊方3号及び玄海3/4号と同様。）

第3表 保修班に対する知識及び技能の流動性

常時確保する要員数 (重大事故等対応要員)	対応可能とする現場作業		
	注水 除熱	電源確保 給油	がれき撤去 放射性物質拡散抑制
・注水に係る要員：9名 ・除熱に係る要員：16名[※]	◎	—	○
・電源確保に係る要員：4名	—	◎	○[確認]
・がれき撤去に係る要員：2名	—	—	◎
・給油に係る要員：2名	—	◎	—

【凡例】◎：主たる業務、○：その他付与する業務

□[確認]：アクセスルート復旧要否の確認。－：対象外

※ 要員数は、注水による要員の再編。注水作業の力量を有している者は、餘熱による要員の力量を付与したうえで通常配属している。

第4表 協力会社社員の活動範囲（初動）

	消火活動	注水・除熱	がれき撤去	燃料補給
重大事故等 対応要員	—	○	○	○
初期消火要員 (消防車隊)	○	—	—	—

※今後の訓練等の結果により活動範囲を見直す可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表																																														
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉																																												
	<p style="text-align: center;">別紙 技術的能力1.0と技術的能力2.1の体制整備に関する考え方の 相違点について(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>技術的能力1.0</th><th>技術的能力2.1</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制の整備 (要員の配置)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備 実施組織において、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備 発電所対策本部における指揮命令系統の明確化 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に対するための体制を基本とし、更に以下の事項を考慮することで体制の充実を図る <ul style="list-style-type: none"> 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、大規模な自然災害が発生した場合においては、要員を駆使までに時間を要する可能性があるが、発電所構内に常時確保する重大事故等対応要員により、参集要員が駆使するまでの当面の間は事故対応が行えるよう体制を整備 中央制御室（運転員を含む）が機能しない場合においても、重大事故等に対する要員に対応が可能な体制を整備 </td></tr> <tr> <td>教育及び訓練</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 運転員、実施組織（運転員を除く）、支援組織に対して必要な教育及び訓練を計画的に実施 年1回の実施頻度では力量維持が困難と判断される教育及び訓練については、年2回以上に直す 要員の各役割に応じて、重大事故等時のプラントの運動に関する知識の向上を図るとともに、定期的に知識ベースの理解向上に関する教育の実施 悪条件（高稼働率、夜間、悪天候（降雨、降雪、強風等）、黒明機能低下等）を想定した要素訓練の実施 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対策にて実施する教育及び訓練に以下の事項を加えることで教育及び訓練の充実を図る <ul style="list-style-type: none"> 大規模損壊時に對応する手順及び資機材の取扱い等を習得するための教育及び訓練を実施 運転員及び重大事故等対応要員が活動性を持って柔軟に対応できるよう教育及び訓練を計画的に実施 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者に対する訓練 通常の指揮命令系統が機能しない場合及び常存する資源等を最大限に活用しなければならない事態を想定した個別の教育及び訓練の実施 大規模損壊発生時に對応する組織とそれを支援する組織の実効性等を確認するための定期的な総合訓練を継続的に実施 </td></tr> <tr> <td>手順</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 技術的能力1.1～1.19で整備した手順等により、心臓救助防止、原子炉格納容器破損防止等に対応 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 技術的能力1.2～1.14で整備した手順に加え、大規模損壊への対応で整備した手順等により、心臓救助防止、原子炉格納容器破損防止等に対応 </td></tr> <tr> <td>本店対策本部体制</td><td>発電所への本店の支援体制として本店対策本部の設置</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	技術的能力1.0	技術的能力2.1	体制の整備 (要員の配置)	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備 実施組織において、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備 発電所対策本部における指揮命令系統の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に対するための体制を基本とし、更に以下の事項を考慮することで体制の充実を図る <ul style="list-style-type: none"> 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、大規模な自然災害が発生した場合においては、要員を駆使までに時間を要する可能性があるが、発電所構内に常時確保する重大事故等対応要員により、参集要員が駆使するまでの当面の間は事故対応が行えるよう体制を整備 中央制御室（運転員を含む）が機能しない場合においても、重大事故等に対する要員に対応が可能な体制を整備 	教育及び訓練	<ul style="list-style-type: none"> 運転員、実施組織（運転員を除く）、支援組織に対して必要な教育及び訓練を計画的に実施 年1回の実施頻度では力量維持が困難と判断される教育及び訓練については、年2回以上に直す 要員の各役割に応じて、重大事故等時のプラントの運動に関する知識の向上を図るとともに、定期的に知識ベースの理解向上に関する教育の実施 悪条件（高稼働率、夜間、悪天候（降雨、降雪、強風等）、黒明機能低下等）を想定した要素訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対策にて実施する教育及び訓練に以下の事項を加えることで教育及び訓練の充実を図る <ul style="list-style-type: none"> 大規模損壊時に對応する手順及び資機材の取扱い等を習得するための教育及び訓練を実施 運転員及び重大事故等対応要員が活動性を持って柔軟に対応できるよう教育及び訓練を計画的に実施 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者に対する訓練 通常の指揮命令系統が機能しない場合及び常存する資源等を最大限に活用しなければならない事態を想定した個別の教育及び訓練の実施 大規模損壊発生時に對応する組織とそれを支援する組織の実効性等を確認するための定期的な総合訓練を継続的に実施 	手順	<ul style="list-style-type: none"> 技術的能力1.1～1.19で整備した手順等により、心臓救助防止、原子炉格納容器破損防止等に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 技術的能力1.2～1.14で整備した手順に加え、大規模損壊への対応で整備した手順等により、心臓救助防止、原子炉格納容器破損防止等に対応 	本店対策本部体制	発電所への本店の支援体制として本店対策本部の設置		<p style="text-align: center;">別紙 技術的能力1.0と技術的能力2.1の体制整備に関する考え方の 相違点について(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>技術的能力1.0</th><th>技術的能力2.1</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部支援</td><td> <ul style="list-style-type: none"> プラントメーカー及び協力会社から重大事故発生時の現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案会議等の技術支援や要員の派遣等について、必要な支援を受けられる体制を整備 原子力事業所災害対策支援拠点の整備 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 技術的能力1.0での原子力災害発生時における外部支援体制と同様 技術的能力1.0と同様に、発電所において原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合は、原子力事業所災害対策拠点を整備 </td></tr> <tr> <td>可搬型重大事故等対処設備の保管場所とアクセスルート</td><td>想定される14事象の自然現象及び7事象の人为事象のうち、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして、大規模な地震、大規模な津波及び放電による大型航空機の衝突を考慮</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして、大規模な地震、大規模な津波及び放電による大型航空機の衝突を考慮 </td></tr> <tr> <td>資機材の配備</td><td>事故発生後の7日間には、外部からの支援がなくして継続した事故対応が維持できるよう必要数を発電所内に確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 配備する資機材については、大規模損壊発生時における活動を考慮しても対応要員数等から技術的能力1.0で整備する数量で対応可能 保管場所についても分散していることから技術的能力1.0での整備事項と同等 </td></tr> </tbody> </table>	項目	技術的能力1.0	技術的能力2.1	外部支援	<ul style="list-style-type: none"> プラントメーカー及び協力会社から重大事故発生時の現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案会議等の技術支援や要員の派遣等について、必要な支援を受けられる体制を整備 原子力事業所災害対策支援拠点の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 技術的能力1.0での原子力災害発生時における外部支援体制と同様 技術的能力1.0と同様に、発電所において原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合は、原子力事業所災害対策拠点を整備 	可搬型重大事故等対処設備の保管場所とアクセスルート	想定される14事象の自然現象及び7事象の人为事象のうち、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして、大規模な地震、大規模な津波及び放電による大型航空機の衝突を考慮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして、大規模な地震、大規模な津波及び放電による大型航空機の衝突を考慮 	資機材の配備	事故発生後の7日間には、外部からの支援がなくして継続した事故対応が維持できるよう必要数を発電所内に確保	<ul style="list-style-type: none"> 配備する資機材については、大規模損壊発生時における活動を考慮しても対応要員数等から技術的能力1.0で整備する数量で対応可能 保管場所についても分散していることから技術的能力1.0での整備事項と同等 	<p style="text-align: center;">別紙 技術的能力1.0と技術的能力2.1の体制整備に関する考え方の 相違点について(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>技術的能力1.0</th><th>技術的能力2.1</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本店対策本部体制</td><td>発電所への本店の支援体制として本店対策本部の設置</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 大規模損壊発生時の本店の支援体制は、技術能力1.0と同様 </td></tr> <tr> <td>外部支援</td><td>・プラントメーカー及び協力会社から重大事故発生後の現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案会議等の技術支援や要員の派遣等、必要な支援を受けられる体制を整備</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 技術的能力1.0での原子力災害発生時ににおける外部支援体制と同様 技術的能力1.0と同様に、発電所において原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、原子力事業所災害対策支援拠点を整備 </td></tr> <tr> <td>可搬型重大事故等対処設備の保管場所とアクセスルート</td><td>想定される14事象の自然現象及び7事象の人为事象のうち、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして地図を考慮</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして、大規模な地震、大規模な津波及び放電による大型航空機の衝突を考慮 </td></tr> <tr> <td>配備する資機材</td><td>事故発生後から7日間は、外部からの支援がなくして継続した要員が維持できるよう必要数を保管場所内に確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 配備する資機材については、大規模損壊発生における活動を考慮しても必要な要員数から技術的能力1.0で整備する数量で対応可能 保管場所についても分散していることから技術的能力1.0での整備事項と同等 </td></tr> </tbody> </table>	項目	技術的能力1.0	技術的能力2.1	本店対策本部体制	発電所への本店の支援体制として本店対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> 大規模損壊発生時の本店の支援体制は、技術能力1.0と同様 	外部支援	・プラントメーカー及び協力会社から重大事故発生後の現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案会議等の技術支援や要員の派遣等、必要な支援を受けられる体制を整備	<ul style="list-style-type: none"> 技術的能力1.0での原子力災害発生時ににおける外部支援体制と同様 技術的能力1.0と同様に、発電所において原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、原子力事業所災害対策支援拠点を整備 	可搬型重大事故等対処設備の保管場所とアクセスルート	想定される14事象の自然現象及び7事象の人为事象のうち、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして地図を考慮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして、大規模な地震、大規模な津波及び放電による大型航空機の衝突を考慮 	配備する資機材	事故発生後から7日間は、外部からの支援がなくして継続した要員が維持できるよう必要数を保管場所内に確保	<ul style="list-style-type: none"> 配備する資機材については、大規模損壊発生における活動を考慮しても必要な要員数から技術的能力1.0で整備する数量で対応可能 保管場所についても分散していることから技術的能力1.0での整備事項と同等 	<p style="text-align: center;">相違理由</p>
項目	技術的能力1.0	技術的能力2.1																																												
体制の整備 (要員の配置)	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備 実施組織において、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備 発電所対策本部における指揮命令系統の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に対するための体制を基本とし、更に以下の事項を考慮することで体制の充実を図る <ul style="list-style-type: none"> 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、大規模な自然災害が発生した場合においては、要員を駆使までに時間を要する可能性があるが、発電所構内に常時確保する重大事故等対応要員により、参集要員が駆使するまでの当面の間は事故対応が行えるよう体制を整備 中央制御室（運転員を含む）が機能しない場合においても、重大事故等に対する要員に対応が可能な体制を整備 																																												
教育及び訓練	<ul style="list-style-type: none"> 運転員、実施組織（運転員を除く）、支援組織に対して必要な教育及び訓練を計画的に実施 年1回の実施頻度では力量維持が困難と判断される教育及び訓練については、年2回以上に直す 要員の各役割に応じて、重大事故等時のプラントの運動に関する知識の向上を図るとともに、定期的に知識ベースの理解向上に関する教育の実施 悪条件（高稼働率、夜間、悪天候（降雨、降雪、強風等）、黒明機能低下等）を想定した要素訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対策にて実施する教育及び訓練に以下の事項を加えることで教育及び訓練の充実を図る <ul style="list-style-type: none"> 大規模損壊時に對応する手順及び資機材の取扱い等を習得するための教育及び訓練を実施 運転員及び重大事故等対応要員が活動性を持って柔軟に対応できるよう教育及び訓練を計画的に実施 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者に対する訓練 通常の指揮命令系統が機能しない場合及び常存する資源等を最大限に活用しなければならない事態を想定した個別の教育及び訓練の実施 大規模損壊発生時に對応する組織とそれを支援する組織の実効性等を確認するための定期的な総合訓練を継続的に実施 																																												
手順	<ul style="list-style-type: none"> 技術的能力1.1～1.19で整備した手順等により、心臓救助防止、原子炉格納容器破損防止等に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 技術的能力1.2～1.14で整備した手順に加え、大規模損壊への対応で整備した手順等により、心臓救助防止、原子炉格納容器破損防止等に対応 																																												
本店対策本部体制	発電所への本店の支援体制として本店対策本部の設置																																													
項目	技術的能力1.0	技術的能力2.1																																												
外部支援	<ul style="list-style-type: none"> プラントメーカー及び協力会社から重大事故発生時の現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案会議等の技術支援や要員の派遣等について、必要な支援を受けられる体制を整備 原子力事業所災害対策支援拠点の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 技術的能力1.0での原子力災害発生時における外部支援体制と同様 技術的能力1.0と同様に、発電所において原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合は、原子力事業所災害対策拠点を整備 																																												
可搬型重大事故等対処設備の保管場所とアクセスルート	想定される14事象の自然現象及び7事象の人为事象のうち、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして、大規模な地震、大規模な津波及び放電による大型航空機の衝突を考慮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして、大規模な地震、大規模な津波及び放電による大型航空機の衝突を考慮 																																												
資機材の配備	事故発生後の7日間には、外部からの支援がなくして継続した事故対応が維持できるよう必要数を発電所内に確保	<ul style="list-style-type: none"> 配備する資機材については、大規模損壊発生時における活動を考慮しても対応要員数等から技術的能力1.0で整備する数量で対応可能 保管場所についても分散していることから技術的能力1.0での整備事項と同等 																																												
項目	技術的能力1.0	技術的能力2.1																																												
本店対策本部体制	発電所への本店の支援体制として本店対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> 大規模損壊発生時の本店の支援体制は、技術能力1.0と同様 																																												
外部支援	・プラントメーカー及び協力会社から重大事故発生後の現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案会議等の技術支援や要員の派遣等、必要な支援を受けられる体制を整備	<ul style="list-style-type: none"> 技術的能力1.0での原子力災害発生時ににおける外部支援体制と同様 技術的能力1.0と同様に、発電所において原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、原子力事業所災害対策支援拠点を整備 																																												
可搬型重大事故等対処設備の保管場所とアクセスルート	想定される14事象の自然現象及び7事象の人为事象のうち、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして地図を考慮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして、大規模な地震、大規模な津波及び放電による大型航空機の衝突を考慮 																																												
配備する資機材	事故発生後から7日間は、外部からの支援がなくして継続した要員が維持できるよう必要数を保管場所内に確保	<ul style="list-style-type: none"> 配備する資機材については、大規模損壊発生における活動を考慮しても必要な要員数から技術的能力1.0で整備する数量で対応可能 保管場所についても分散していることから技術的能力1.0での整備事項と同等 																																												

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 2.1.10 大規模損壊の発生に備えて配備する資機材について</p> <p>大規模損壊発生時に想定される以下の a. ~ d. の環境下等において、緊急安全対策要員等が事故対応を行うために必要な資機材を表1に示すとおり配備している。</p> <p>なお、e. の資機材については、緊急時対策所及び中央制御室等において必要数を配備することとしており、詳細については表2に示す。（川内ヒアリング）</p> <p>a. 全交流電源喪失発生時の環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材</p> <p>b. 地震及び津波の大規模な自然災害による火災、又は故意による大型航空機の衝突による航空機燃料火災の発生時に消防活動を実施するために着用する防護具及び消火剤等の資機材</p> <p>c. 炉心損傷及び原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク及び線量計等の資機材</p> <p>d. 化学薬品等が流失した場合に事故対応するために着用するマスク及び長靴等の資機材</p> <p>e. 大規模な自然災害により外部支援を受けられないことを想定した事故対応を行うための防護具、線量計及び食料等の資機材</p>	<p>添付資料 2.1.18 大規模損壊の発生に備えて配備する資機材について</p> <p>大規模損壊発生時に想定される以下の a. ~ c. の環境下等において、重大事故等対策要員等が事故対応を行うために必要な資機材を第1表に示すとおり配備する。</p> <p>d. の資機材については、中央制御室及び緊急時対策建屋において必要数を配備することとしており、詳細を第2表に示す。</p> <p>e. の資機材については、緊急時対策所及び中央制御室等において必要数を配備することとしており、詳細を第2表に示す。</p> <p>f. の資機材については、詳細を第3表に、</p> <p>f. の資機材については、詳細を第4表に示す。</p> <p>a. 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。</p> <p>b. 地震及び津波のような大規模な自然災害による油タンク火災、又は故意による大型航空機の衝突に伴う大規模な航空機燃料火災の発生に備え、必要な消防活動を実施するために着用する防護具、消火薬剤等の資機材及び消防設備を配備する。</p> <p>c. 炉心損傷及び原子炉格納容器破損による高線量の環境下において、事故対応のために着用する全面マスク、汚染防護服（タイプック）及び個人線量計等の必要な資機材を配備する。</p> <p>d. 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。</p> <p>e. 大規模な自然災害により外部支援を受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食糧等の資機材を確保する。</p> <p>f. 大規模損壊発生において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信連絡設備を確保するため、多様な複数の通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、通常の通信連絡設備（自主対策設備）が使用不能な場合を想定した通信連絡設備（重大事故等対処設備）として、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を配備する。</p> <p>g. 大規模損壊に特化した手順に使用する資機材を配備する。</p>	<p>添付資料 2.1.12 大規模損壊の発生に備えて配備する資機材について</p> <p>大規模損壊発生時に想定される以下の a. ~ d. の環境下等において、運転員、灾害対策要員等が事故対応を行うために必要な資機材を第1表に示すとおり配備する。</p> <p>e. の資機材については、緊急時対策所及び中央制御室等において必要数を配備することとしており、詳細を第2表に示す。</p> <p>f. の資機材については、詳細を第3表に、</p> <p>g. の資機材については、詳細を第4表に示す。</p> <p>a. 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。</p> <p>b. 地震及び津波のような大規模な自然災害による油タンク火災、又は故意による大型航空機の衝突に伴う大規模な航空機燃料火災の発生に備え、必要な消防活動を実施するために着用する防護具、消火薬剤等の資機材及び消防設備を配備する。</p> <p>c. 炉心損傷及び原子炉格納容器破損による高線量の環境下において、事故対応のために着用するマスク、高線量対応防護服及び個人線量計等の必要な資機材を配備する。</p> <p>d. 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。</p> <p>e. 大規模な自然災害により外部支援を受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。</p> <p>f. 大規模損壊発生において、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信連絡設備を確保するため、多様な複数の通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、通常の通信連絡設備（自主対策設備）が使用不能な場合を想定した通信連絡設備（重大事故等対処設備）として、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を配備する。</p> <p>g. 大規模損壊に特化した手順に使用する資機材を配備する。</p>	<p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策建屋⇒緊急時対策所（以降、相違理由の記載を省略する。） <p>【大飯】記載内容の相違（女川審査実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、添付資料 2.1.10 に対する添付（添付 10-1）として、通信手段の確保について整理しており、添付資料 2.1.10 本文には記載していない。 <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川審査実績を反映し、大規模損壊に特化した手順において使用する資機材の配備について記載する。 <p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、a ~ g 項の記載について、本文 2.1.1.3(2) 項及び 2.1.2.3(2) 項を踏まえた記載表現としている。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、大飯と同様に、薬品流出時着用するマスク、長靴等の資機材の配備方針について記載する。 <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食糧⇒食料（以降、相違理由の記載を省略する。） <p>【大飯】記載内容の相違（女川審査実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、添付資料 2.1.10 に対する添付（添付 10-1）として、通信手段の確保について整理しており、添付資料 2.1.10 本文には記載していない。 <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、女川審査実績を反映し、大規模損壊に特化した手順において使用する資機材の配備について記載する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1 重大事故等及び大規模損壊の発生に備えた資機材リスト

保管場所	品目	規定類
a. 全交流電源喪失発生時の環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材		
緊急時対策所	ポータブル照明（予備バッテリー含む）	—
第二事務所		
日中央制御室	ポータブル照明（予備バッテリー含む）	—
	ランタン	
	ヘッドライト	
第一事務所	乾電池	—
第一事務所	携帯電灯	—
	ヘッドライト	
b. 大規模火災発生時に消防活動を実施するために着用する防護具及び消火剤等の資機材		
第一事務所	耐熱服（手袋、ヘルメット）	防火管理所連
第一出入管理室	空気呼吸器 ^{※1}	
1、2号炉助効建屋		
アスファルト固化建屋		
第二事務所		
3、4号炉助効建屋		
消防車庫		
A中央制御室	空気呼吸器 ^{※2}	防火管理所連
B中央制御室		
委託消防所	防火服	—
	個人計量計	
	全面マスク	
消防車庫	化学消防自動車	防火管理所連
	小型軽力ポンプ付木槽車	
	泡消火栓	
保管場所	品目	規定類
B中央制御室	セルフエアセット ^{※3} （予備ボンベ含む）	—
第二事務所	全面マスク	
可搬型重大事故等対処設備保管場所（屋外）	放水砲	大規模損壊所連
	大容量ポンプ（放水用）	
c. 高線量の環境下で事故対応するために着用するマスク及び線量計等の資機材		
緊急時対策所		
	個人計量計	—
	表面汚染度測定用サーベイメータ	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	
	緊急時対策所内可搬型エリヤモニタ	
	緊急時対策所外可搬型エリヤモニタ	
	タイベック	
	綿帽子	
	靴下	
	綿手袋	
	ゴム手袋	
	全面マスク	
	交換ガードトリック	
	靴カバー	
	長靴	
	タンクステンベスト ^{※4}	
B中央制御室	個人計量計	—
	表面汚染度測定用サーベイメータ	
	電離放射線サーベイメータ	
	タイベック	
	綿帽子	
	靴下	
	綿手袋	
	ゴム手袋	
	アノマック	
	全面マスク	
	交換フィルター	
	靴カバー	
	長靴	
	セルフエアセット	
d. 化学薬品等が流失した場合に事故対応するために着用するマスク及び長靴等の資機材		
3、4号炉2次系化学室	全面マスク（ガス吸収缶含む）	化学管理業務所別
宿直室	化学防護服	
研修館	化学防護手袋	
委託消防所	化学防護長靴	
	保護メガネ	

第1表 重大事故等及び大規模損壊の発生に備えた資機材リスト

品目	保管場所	規定類 ^{※5}
a. 全交流電源喪失発生時の環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材		
ヘッドライト	中央制御室 中央制御室待避所 緊急時対策所	
ランタン	中央制御室 中央制御室待避所 緊急時対策所	重大事故等対応要領
機中電灯	中央制御室	
ワーカーライト	中央制御室	
b. 大規模火災発生時に消防活動を実施するために着用する防護具及び消火剤等の資機材		
防火服	51a倉庫・車庫 3号か山人管理室 1号及び2号か山人管理室 3号か応急医療前室	原子力災害対策要領 重大事故等および大規 模損壊対応要領
耐熱服	51a倉庫・車庫	
耐熱服	第3保管エリア 第4保管エリア 事務本館	
防火服	事務本館 出入管理所 1号制御建屋更衣室 3号サービス建屋更衣室	重大事故等対応要領書
消防本部	1号中央制御室 2号中央制御室 3号中央制御室 事務棟	
消防火薬剤	第3保管エリア 第4保管エリア	
c. 高線量の環境下で事故対応するために着用するマスク及び線量計等の資機材		
第2表に記載		重大事故等対応要領書
※ 記載する社内規定類については今後の運用を踏まえた検討により変更となる可能性がある。		

第1表 重大事故等及び大規模損壊の発生に備えた資機材リスト

品目	保管場所	規定類 ^{※6}
a. 全交流電源喪失発生時の環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材		
ヘッドライト	中央制御室 緊急時対策所指揮所	原子力災害対策要領 重大事故等および大規 模損壊対応要領
機中電灯	中央制御室	
ワーカーライト	中央制御室 緊急時対策所指揮所	
b. 大規模火災発生時に消防活動を実施するために着用する防護具及び消火剤等の資機材		
防火服	51a倉庫・車庫 3号か山人管理室 1号及び2号か山人管理室 3号か応急医療前室	原子力災害対策要領 重大事故等および大規 模損壊対応要領
耐熱服	51a倉庫・車庫	
白始式呼吸器 ^{※7}	51a倉庫・車庫 3号か山人管理室 1号及び2号か山人管理室 緊急時対策所指揮所 3号か中央制御室 1号及び2号か中央制御室 総合管理事務所	
泡消火薬剤	51a倉庫・車庫 T.P.31a以上の構内保管場所	
c. 高線量の環境下で事故対応するために着用するマスク及び線量計等の資機材		
第2表に記載		原子力災害対策要領 重大事故等および大規 模損壊対応要領
d. 化学薬品等が流失した場合に事故対応するために着用するマスク及び長靴等の資機材		
個人長靴	中央制御室	原子力災害対策要領 重大事故等および大規 模損壊対応要領
化学保護具（ガス吸収缶含む）	緊急時対策所指揮所	原子力災害対策要領 重大事故等および大規 模損壊対応要領
保護手袋	3号か中央制御室	
保護長靴	1号及び2号か中央制御室	
防毒マスク	総合管理事務所	
保護メガネ	3号か山人管理室	
第2表に記載		

※1：大規模火災が発生する環境で必要な資機材のうち、自始式呼吸器は、高線量下での環境で対応するための資機材及び化学薬品が放出するような環境で対応するための資機材を兼ねる。

※2：記載する社内規定類については今後の運用を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

※3：大規模火災が発生する環境で必要な資機材のうちセルフエアセット（空気呼吸器）は、高線量下での環境で対応するための資機材及び化学薬品が放出するような環境で対応するための資機材を兼ねる。

※4：タンクステンベストに付いては、着用により作業効率が下がり、作業時間の増加に伴い被服類が増加す

るため、移動を作業効率においては割引していない。ただし、高線量下で移動を作わない作業の場合には、作業場所の状況に応じ着用する。

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

表2 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための防護具、線量計及び食料等の資機材

(1) 放射線管理用資機材及びチエンジングエリア用資機材等

a. 防護具

品名	保管数		
	緊急時対策所指揮所 ^{*16}	緊急時対策所待機場所 ^{*16}	構内保管 ^{*1}
汚染防護服（タイプック）	1,900着 ^{*2}	1,200着 ^{*9}	約6,000着
縪帽子	950個 ^{*3}	600個 ^{*10}	約6,000個
靴下	950足 ^{*3}	600足 ^{*10}	約6,000足
縪手袋	950双 ^{*3}	600双 ^{*10}	約29,000双
ゴム手袋	1,900双 ^{*4}	1,200双 ^{*11}	約27,000双
全面マスク	120個 ^{*5}	90個 ^{*12}	約1,600個
交換カートリッジ（2個で1組）	950組 ^{*6}	600組 ^{*13}	約3,000組
靴カバー	950足 ^{*3}	600足 ^{*10}	約6,000足
長靴	200足 ^{*7}	100足 ^{*14}	約300足
タンガステンペスト	10着 ^{*8}	10着 ^{*8}	20着
可搬型空気浄化装置	2台 ^{*15}	2台 ^{*15}	約14台

*1: 平成27年6月現在の保有数量（構内用）

*2: 指揮所要員65名×7日+余裕（2重化含む）

*3: 指揮所要員65名×7日+余裕

*4: 指揮所要員65名×7日×2双+余裕

*5: 指揮所要員65名+余裕

*6: 指揮所要員65名×7日(ア~イ前後各1回+その後1日に1回=5回)+余裕

*7: 指揮所要員65名+余裕

*8: 指揮所要員1名+放射線管理1名+作業者3名×2班

*9: 待機場所要員41名×7日+余裕（2重化含む）

*10: 待機場所要員41名×7日+余裕

*11: 待機場所要員41名×7日×2双+余裕

*12: 待機場所要員41名+余裕

*13: 待機場所要員41名×7日(ア~I前後各1回+その後1日に1回=5回)+余裕

*14: 待機場所要員44名+余裕

*15: 予備1台含む

*16: 一部近傍資機材倉庫に保管

b. 計測器（被ばく管理、汚染管理）

品名	保管数		
	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所待機場所	構内保管 ^{*1}
個人線量計	120台 ^{*2}	90台 ^{*7}	約2,900台
表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台 ^{*3}	5台 ^{*8}	約50台
ガンマ線測定用サーベイメータ	5台 ^{*4}	5台 ^{*4}	約60台
緊急時対策所内可搬型エリヤモニタ	3台 ^{*5*8}		約15台
緊急時対策所外可搬型エリヤモニタ	2台 ^{*6*8}		約4台

*1: 平成27年6月現在の保有数量（構内用）

*2: 指揮所要員65名+余裕

*3: チエンジングエリヤにて使用

*4: 現場操作時に使用

*5: 緊急時対策所にて使用

*6: 原子炉補助建屋内にて使用

*7: 待機場所要員41名+余裕

*8: 予備1台を含む

女川原子力発電所2号炉

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための防護具、線量計及び食糧等の資機材（1/7）

(1) 緊急時対策建屋に保管する放射線管理用資機材及びチエンジングエリヤ用資機材等

a. 防護具

品名	保管数 [*]	考え方
タイプック	2,100着	60名（本部要員38名+余裕）×7日及び現場要員40名×6回/日×7日
下着（上下セット）	2,100着	60名（本部要員38名+余裕）×7日及び現場要員40名×6回/日×7日
帽子	2,100個	60名（本部要員38名+余裕）×7日及び現場要員40名×6回/日×7日
靴下	2,100足	60名（本部要員38名+余裕）×7日及び現場要員40名×6回/日×7日
綪手袋	2,100双	60名（本部要員38名+余裕）×7日及び現場要員40名×6回/日×7日
ゴム手袋	4,200双	2,100双×2
全面マスク	900個	60名（本部要員38名+余裕）×3日及び現場要員40名×6回/日×3日（限界以上で再使用考慮）
マスク用チャコールフィルタ（2個/セット）	2,100セット	60名（本部要員38名+余裕）×7日及び現場要員40名×6回/日×7日
EVAスーツ（上下セット）	1,050	169名（本部要員38名+余裕）×7日及び現場要員40名×6回/日×7日
汚染区域用靴	40足	現場要員20名（放射性雲母面直後の現場要員）×2
タンゲステンペスト	20着	現場要員20名（放射性雲母面直後の現場要員）

全予備を含む（今後、訓練等で見直しを行なう。）

泊発電所3号炉

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための防護具、線量計及び食糧等の資機材（1/8）

(1) 緊急時対策所に保管する放射線管理用資機材及びチエンジングエリヤ用資機材等

a. 防護具

品名	保管数	考え方	
		指揮所	待機所
タイプック	450着	600着	指揮所：12名 ^{*1} ×1.5倍×7日 待機所：37名 ^{*2} ×1.5倍×7日
帽子	450個	600個	指揮所：12名 ^{*1} ×1.5倍×7日 待機所：37名 ^{*2} ×1.5倍×7日
靴下	450足	600足	指揮所：12名 ^{*1} ×1.5倍×7日 待機所：37名 ^{*2} ×1.5倍×7日
綪手袋	450双	600双	指揮所：12名 ^{*1} ×1.5倍×7日 待機所：37名 ^{*2} ×1.5倍×7日
ゴム手袋	900双	1,200双	指揮所：12名 ^{*1} ×2倍×1.5倍×7日 待機所：37名 ^{*2} ×2倍×1.5倍×7日
全面マスク	450個	600個	指揮所：12名 ^{*1} ×1.5倍×7日 待機所：37名 ^{*2} ×1.5倍×7日
電動ファン付きマスク	—	8個	待機所：6名 ^{*3} +余裕
全面マスク用チャコールフィルタ（2個/セット）	900個	1,200個	指揮所：12名 ^{*1} ×2個×1.5倍×7日 待機所：37名 ^{*2} ×2個×1.5倍×7日
電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ（1個/セット）	—	8個	待機所：6名 ^{*3} +余裕
アノラック	250着	390着	指揮所：12名 ^{*1} ×1.5倍×7日 待機所：36名 ^{*2} ×1.5倍×7日
長靴	180足	410足	指揮所：23名 ^{*1} ×1.5倍×7日 待機所：56名 ^{*2} ×1.5倍×7日
オーバーシューズ（靴カバー）	150足	600足	指揮所：12名 ^{*1} ×1.5倍×7日 待機所：37名 ^{*2} ×1.5倍×7日
白船式呼吸器	—	8台	待機所：8台 ^{*4}
圧縮素形衝撃式呼吸器	3台	6台	指揮所：23名 ^{*1} ×10%分 待機所：56名 ^{*2} ×10%分
タンゲステンペスト	—	20着	待機所：8名 ^{*5} ×2セット+余裕

*1: 本部要員（30名）+現場要員（2名）+余裕

*2: 本部要員（11名）+現場要員（37名）+3号運転員（6名）+余裕

*3: 待機床員（2名）+放送係員（4名）

*4: 指揮所の最大収容人員（60名）-本部要員（37名）

*5: 指揮所の最大収容人員（60名）-本部要員（4名）

*6: 対応材審査員（支隊）（6名）+参集要員（2名）

*7: 現場指揮官（1名）+放送班員（1名）+作業要員（3名）×2班

泊発電所3号炉

相違理由

【大飯】記載表現の相違（女川審査実績反映）

【大飯】記載表現の相違（女川審査実績反映）

【大飯】【女川】記載内容の相違

・発電所ごとに配備する資機材に多少の相違はあるが、外部支援が受けられない場合も事故対応を行うために必要な資機材を配備する方針に相違はない。

b. 計測器（被ばく管理、汚染管理）

品名	保管数 [*]	考え方
個人線量計（電子式線量計）	200台	100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×2
個人線量計（ガラスマッジ）	200台	100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×2
表面汚染密度測定用サーベイメータ	8台	チエンジングエリヤ用4台（ガラスマッジ）+現場操作用4台（表面汚染密度測定用サーベイメータ）
ガンマ線測定用サーベイメータ	8台	チエンジングエリヤ用4台（チエンジングエリヤのセニタリング）+現場操作用4台（表面汚染密度測定用サーベイメータ）
緊急時対策所内可搬型エリヤモニタ	4台	緊急時対策所内2台（1台+余裕）+緊急時対策建屋内2台（1台+余裕）
緊急時対策所外可搬型エリヤモニタ	2台	全予備を含む（今後、訓練等で見直しを行う。）

品名	保管数	考え方	
		指揮所	待機所
個人線量計	70台	60名/建屋×1.1倍+余裕	
ガラスマッジ	70台	60名/建屋×1.1倍+余裕	
GMR采査サーベイメータ	4台	指揮所：チエンジングエリヤ3台（汚染検査を行う放管班員2名分+余裕）+指揮所内1台	
	6台	待機所：チエンジングエリヤ3台（汚染検査を行う放管班員2名分+余裕）+待機所内及び屋外3台（待機所1台+屋外等のモニタリングを行う放管班員2名分+余裕）	
電離箱サーベイメータ	3台	指揮所：チエンジングエリヤ2台（汚染検査を行う放管班員2名分）+指揮所内1台	
	7台	待機所：チエンジングエリヤ2台（汚染検査を行う放管班員2名分）+指揮所内及び屋外等のモニタリングを行う放管班員2名分+余裕	
可搬型エリヤモニタ	2台	指揮所：1台+予備1台	
	2台	待機所：1台+予備1台	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

c. チェンジングエリア用資機材

品 名	保管数 ^{*1}	
	緊急時対策所 指揮所	緊急時対策所 待機場所
エアビーム製チェンジング エリア	1式	1式
養生シート	6本	6本
バリア	5個	5個
粘着マット	5個	5個
ゴミ箱（スタンション含む）	7個	7個
ボリ袋（赤・黄・黒）	各 200枚	各 200枚
テープ（白・黒）	各 20巻	各 20巻
ウエス	2箱	2箱
ウェットティッシュ	10個	10個
はさみ・カッター	各 2本	各 2本
マジック	2本	2本
簡易シャワー	1台	1台
簡易タンク	1台	1台
可搬型空气净化装置 (ダクトを含む)	1式	1式

*1：チェンジングエリア設置に必要な数量

女川原子力発電所2号炉

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行
うための防護具、線量計及び食糧等の資機材（2/7）

c. チェンジングエリア用資機材

品名	保管数 ^{*2}	考え方
養生シート（床用）	8巻 ^{*3}	
養生シート（壁用）	12巻 ^{*2}	
バリア	9個 ^{*3}	
フェンス	24枚 ^{*4}	
積層シート	3枚	
櫛	2台	
ヘルメット掛け	1台	
ゴミ箱	7個	
ボリ袋	100枚	
テープ	5巻	
ウエス	2箱	
ウェットティッシュ	50個	
はさみ	3個	
カッター	3個	
マジック	3本	
除染エリア用ハウス	1式 ^{*5}	
簡易シャワー	1台 ^{*6}	
簡易タンク	1台 ^{*7}	
トレイ	1個	
バケツ	2個	
乾電池内蔵型照明	6台（予備1台）	

※1：仕様 1,800mm×50m/巻

※2：仕様 2,100mm×25m/巻

※3：仕様 900mm×210mm×23.5mm/個（アルミ製）

※4：仕様 1,200mm×900mm×25mm/枚（アルミ製）

※5：仕様 1,100mm×1,100mm×1,550mm/式（折りたたみ式、有脚）

※6：仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式）

※7：仕様 タンク容量20リットル（ボリタンク）

※8：予備を含む（今後、訓練等で見直しを行う。）

泊発電所3号炉

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行
うための防護具、線量計及び食料等の資機材（3/8）

c. チェンジングエリア用資機材

品名	保管数		考え方
	指揮所	待機所	
養生シート	3巻 ^{*1}	3巻 ^{*1}	
バリア	3個 ^{*2}	3個 ^{*2}	
フェンス	1個 ^{*3}	1個 ^{*3}	
粘着マット	10枚	10枚	
就寝	1台	1台	
回収箱	9個	9個	
透明ロール袋（大）	10巻	10巻	
養生テープ	20巻	20巻	
作業用テープ	10巻	10巻	
ウエス	1箱	1箱	
ウェットティッシュ	165個	165個	チェンジングエリア設置及び 補修に必要な数量
はさみ	2本	2本	
カッター	2本	2本	
マジック	3本	3本	
除染エリア用ハウス	1個 ^{*4}	1個 ^{*4}	
簡易シャワー	1個 ^{*5}	1個 ^{*5}	
簡易タンク	1個 ^{*6}	1個 ^{*6}	
トレイ	1個	1個	
バケツ	1個	1個	
可搬型照明	2台	2台	
	（予備1台）	（予備1台）	

※1：仕様 1,800mm×30m/巻（透明、ビニル、高）

※2：仕様 600mm×750mm、900mm×1000mm×150mm/個（アルミ製）

※3：仕様 600mm×900mm/個（アルミ製）

※4：仕様 1,120mm×1,120mm×2,000mm/個（取付型、不燃シート製）

※5：仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式）

※6：仕様 タンク容量20リットル（ボリタンク）

相違理由

【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)

【大飯】【女川】記載内容の相違

・発電所ごとに配備する資機材に多少の相違はあるが、外部支援が受けられない場合も事故対応を行うために必要な資機材を配備する方針に相違はない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

(2) 食料等(緊急時対策所)

a. 飲料水、食料等

保管数量	
食料	2,940食 ^{*1} 指揮所には1,680食 ^{*2} 、待機場所には1,260食 ^{*3} を配備
水	1,470リットル ^{*4} 指揮所には840リットル ^{*5} 、待機場所には630リットル ^{*6} を配備

* 1 : (指揮所65名+待機場所41名)×3食×7日+余裕

* 2 : (指揮所65名+待機場所41名)×3食×500ミリリットル×7日+余裕

* 3 : 指揮所65名×3食×7日+余裕

* 4 : 指揮所65名×3食×500ミリリットル×7日+余裕

* 5 : 待機場所41名×3食×7日+余裕

* 6 : 待機場所41名×3食×500ミリリットル×7日+余裕

b. その他の資機材

名称	仕様等	台数	
		指揮所	待機場所
酸素濃度計	・測定範囲：0～25% ・測定精度：±0.5% (0～25.0%) 【メーカー】 ・電源：乾電池（単3形電池）2本【約1年（無警報時）】 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：1.9%以上	2台 ^{*1}	2台 ^{*1}
二酸化炭素濃度計	・測定範囲：0～1% ^{*2} ・測定精度：±3% F. S. (同一条件) ・電源：乾電池（単3形電池）4本 ・測定方式：非分散型赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive InfraRed）センサ ・管理目標：1.0%以下	2台 ^{*1}	2台 ^{*1}
プロジェクター	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行やすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台	—
可搬型照明	・バッテリ式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間以上	2台	2台
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式	1式

* 1 : 予備各1台を含む

* 2 : 0～5%の範囲で測定可能（カタログ値）

女川原子力発電所2号炉

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための防護具、線量計及び食糧等の資機材（3/7）

d. 食糧等

品名	保管数 [*]	考え方
食糧	2,100食	100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×7日×3食
飲料水（1.5L×3本）	1,400本	100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×7日×2本（1.5L×3本）
簡易トイレ	4,900個	100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×（7回／1日×2日）=4,900個
コウ語録	800冊	100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×（毎日2冊×2日以降）=800冊

※ 手帳を含む（今後、訓練等で見直しを行う。）

e. その他の資機材

品名	保管数 [*]	考え方
酸素濃度計	2台	1台（故障時及び保守点検による待機時外時のバックアップ用として予備1台を保有する。）
二酸化炭素濃度計	2台	1台（故障時及び保守点検による待機時外時のバックアップ用として予備1台を保有する。）
一般テレビ（回線、機器）	1式	報道や気象情報を入手するため
社内パソコン（回線、機器）	1式	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。

※ 手帳を含む（今後、訓練等で見直しを行う。）

泊発電所3号炉

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための防護具、線量計及び食糧等の資機材（4/8）

d. 食料等

品名	保管数		考え方
	緊急時対策所	指揮所	
食料等	1,260食	60名/建屋×3食×7日	
飲料水	840L	60名/建屋×0.5L/本×4本×7日	
簡易トイレ	1式	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、簡易トイレを配備する。	
安定よう素剤	1,000瓶	60名/建屋×2瓶/人/日×7日+余裕	

【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)

【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)

【大飯】【女川】記載内容の相違

- ・発電所ごとに配備する資機材に多少の相違はあるが、外部支援が受けられない場合も事故対応を行うために必要な資機材を配備する方針に相違はない。

【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)

【大飯】【女川】記載内容の相違

- ・発電所ごとに配備する資機材に多少の相違はあるが、外部支援が受けられない場合も事故対応を行うために必要な資機材を配備する方針に相違はない。

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

(3) 原子力災害対策活動で使用する主な資料

種類	資料名
1. 稽載及び体制に関する資料	(1)緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所原子炉施設保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作手順 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全ための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損傷発生時における原子炉施設の保全ための活動に関する所達 (2)緊急時通信連絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等
2. 社会環境に関する資料	(1)大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2)大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図（2万5千分の1） ③発電所周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図
3. 放射能影響測定に関する資料	(1)大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2)緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3)大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設備（変更）許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表

女川原子力発電所2号炉

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための防護具、線量計及び食糧等の資機材（4/7）

(2)緊急時対策所に配備する原子力災害対策活動で使用する主な資料

資料名
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図（1/25,000） ② 発電所周辺地域地図（1/50,000）
2. 発電所周辺航空写真パネル
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図
6. 発電所主要系統模式図（各号炉）
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配図（各号炉）
10. プラント主要設備概要
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）
12. 規定期 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画
13. 事故時操作手順書類

泊発電所3号炉

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための防護具、線量計及び食糧等の資機材（5/8）

(2)緊急時対策所指揮所に配備する原子力災害対策活動で使用する主な資料

資料名
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地図（1/25,000） ② 発電所周辺地図（1/50,000）
2. 発電所周辺航空写真パネル
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表
6. 発電所主要系統模式図（各号炉）
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配図（各号炉）
10. プラント主要設備概要（各号炉）
11. 総合インターロック線図（各号炉）
12. 規定期 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画
13. 連絡要領緊急処置編
14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）

相違理由

【大飯】記載表現の相違（女川審査実績反映）

【大飯】記載表現の相違（女川審査実績反映）

【女川】資機材保管場所の相違

【大飯】【女川】記載内容の相違

・発電所ごとに配備する資料に多少の相違はあるが、原子力災害対策活動で使用する資料を緊急時対策所に配備する方針に相違はない。

泊発電所3号炉 技術的能力

比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

(4) 放射線管理用資機材及びチェンジングエリア用資機材等
(B 中央制御室)

a. 防護用資機材

名称	保管数	根拠
汚染防護服（タイプック）	46着（約6,000着）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕（2重化含む）
綿帽子	23個（約6,000個）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕
靴下	23足（約6,000足）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕
綿手袋	23双（約29,000双）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕
ゴム手袋	46双（約27,000双）	運転員等12名×2双×1回（初動対応）+余裕
アノラック	23着（約700着）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕
全面マスク	23個（約1,600個）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕
靴カバー	23足（約6,000足）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕
長靴	10足（約300足）	—
セルフエアセット	2台（約70台）	—
交換カートリッジ (2個/組)	23組（約3,000個）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕

注：初動対応時に運転員は中央制御室保管の防護用資機材を使用。

() 内は構内保管数。1週間分の防護用資機材は構内保管分を使用。

b. 計測器（被ばく管理・除染管理）

名称	保管数	根拠
個人線量計	23台（約2,900台）	運転員等12名+余裕
表面汚染濃度測定用 サーベイメータ	2台（約50台）	中央制御室内等のモニタリング及び中央制御室入室者の汚染検査に使用
ガンマ線測定用 サーベイメータ	2台（約60台）	中央制御室内等のモニタリングに使用

注：() 内は構内保管数。

女川原子力発電所2号炉

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための防護具、線量計及び食糧等の資機材（5/7）

(3) 中央制御室に保管する放射線管理用資機材及びチェンジングエリア用資機材等

a. 防護具

品名	保管数	考え方
タイプック	147着	2号炉運転員7名×3回／日×7日
下着（上下セット）	147着	2号炉運転員7名×3回／日×7日
帽子	147個	2号炉運転員7名×3回／日×7日
靴下	147足	2号炉運転員7名×3回／日×7日
綿手袋	147双	2号炉運転員7名×3回／日×7日
ゴム手袋	294双	147双×2
全面マスク	42個	2号炉運転員7名×6日
電動ファン付き全面マスク	7個	2号炉運転員7名×1日
電動ファン付き全面マスクパッティー	35個	2号炉運転員7名×5個／日×1日
ウエスト用チャコール フィルタ（2個/セット）	147 セット	2号炉運転員7名×3回／日×7日
EVAスープ（上下セット）	74 セット	2号炉運転員7名×3回／日×7日×50%
汚染区域靴	8足	2号炉運転員のうち現場要員2名×2脚×2
自給式呼吸器	4セット	初動相應段における原子炉格納容器フルターピン系による換気装置停止（規則操作）対応者2名+予備2
耐熱服	3セット	インターフェイスシステムICA 対応者2名+予備1
タンゲステンペスト	4着	2号炉運転員のうち現場要員2名×2脚

※ 手袋を含む（今後、訓練等で見直しを行なう。）

泊発電所3号炉

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための防護具、線量計及び食糧等の資機材（6/8）

(3) 中央制御室に保管する放射線管理用資機材及びチェンジングエリア用資機材等

a. 防護具

品名	保管数	考え方
タイプック	50着	21名 ^① ×1.5倍+余裕
帽子	50個	21名 ^① ×1.5倍+余裕
靴下	50足	21名 ^① ×1.5倍+余裕
綿手袋	50双	21名 ^① ×1.5倍+余裕
ゴム手袋（2重）	100双	21名 ^① ×1.5倍×2倍+余裕
全面マスク	100個	21名 ^① ×2回分（中央制御室内での着用分）×1.5倍+余裕
電動ファン付きマスク	10個	8名 ^② +余裕
全面マスク用チャコールフィルタ（2個/セット）	200個	21名 ^① ×2個×2回分（中央制御室内での着用分）×1.5倍+余裕
電動ファン付きマスク用チャコール フィルタ（1個/セット）	10個	8名 ^② +余裕
アノラック	50着	21名 ^① ×1.5倍+余裕
長靴	30足	21名 ^① ×余裕
オーバーシューズ（靴カバー）	50足	21名 ^① ×1.5倍+余裕
自給式呼吸器	15台	15名 ^③

※1：運転員（6名）+災害対策要員（7名）+災害対策要員（支援）（2名）+運転員（交替要員）（6名）
※2：運転員（6名）+救護隊員（2名）
※3：運転員（6名）+災害対策要員（7名）+災害対策要員（支援）（2名）

b. 計測器（被ばく管理、汚染管理）

品名	保管数	考え方
個人線量計 (電子式線量計)	14台	2号炉運転員7名×2
個人線量計 (ガラスバッジ)	14台	2号炉運転員7名×2
表面汚染濃度測定用 サーベイメータ	4台	チェンジングエリア用2台（待避室等）+行方不明者捜索用2台（モニタリング）+行方不明者捜索用1名分+余裕
ガンマ線測定用 サーベイメータ	4台	チェンジングエリア用2台（モニタリング）+行方不明者捜索用2台（モニタリング）+行方不明者捜索用1名分+余裕
可搬型エアモニタ	4台	中央精算室2台（1台+余裕）+待避室2台（1台+余裕）

※ 手袋を含む（今後、訓練等で見直しを行なう。）

相違理由

【大飯】記載表現の相違（女川審査実績反映）

【大飯】記載表現の相違（女川審査実績反映）

【大飯】【女川】記載内容の相違

・発電所ごとに配備する資機材に多少の相違はあるが、外部支援が受けられない場合も事故対応を行うために必要な資機材を配備する方針に相違はない。

【大飯】記載表現の相違（女川審査実績反映）

【大飯】【女川】記載内容の相違

・発電所ごとに配備する資機材に多少の相違はあるが、外部支援が受けられない場合も事故対応を行うために必要な資機材を配備する方針に相違はない。

泊発電所3号炉 技術的能力

比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

c. 中央制御室チャンジングエリア設営用資機材

名称	保管数	根拠
鋼製ボード	1式	
養生シート	6本	
バリア	5個	
粘着マット	5個	
ゴミ箱（スタンション含む）	7個	
ボリ袋（赤・黄・黒）	各20枚	
テープ（白・黒）	各20巻	
ウエス	2箱	
ウェットティッシュ	10個	
はさみ・カッター	各2本	
マジック	2本	
簡易シャワー	1台	
簡易タンク	1台	
チャンジングエリア	1式	
可搬型空气净化装置（ダクト含む）		

チャンジングエリア設営に
必要な数量

女川原子力発電所2号炉

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための防護具、線量計及び食糧等の資機材（6/7）

c. チャンジングエリア用資機材

品名	保管数 ⁽¹⁾	考え方
養生シート（床用）	2巻 ⁽²⁾	
養生シート（壁用）	12巻 ⁽³⁾	
テープ	20巻	
積層シート	6枚	
ゴミ箱	7個	
ボリ袋	100枚	
ウエス	2箱	
ウェットティッシュ	50個	
はさみ	3丁	
カッター	3本	
マジック	3本	
バリア	8個 ⁽⁴⁾	
フェンス	12枚 ⁽⁵⁾	
ヘルメット掛け	2台	
柵	2台	
除染エリア用ハウス	1式 ⁽⁶⁾	
簡易シャワー	1台 ⁽⁷⁾	
ボリタンク	1台 ⁽⁸⁾	
トレイ	1個	
ハケツ	2個	
可搬型空气净化装置	1台（予備1台）	
可搬型空气净化装置用ダクト	1式	
乾電池内蔵型照明	4台（予備1台）	

※1：仕様 1,800mm×50m／巻

※2：仕様 2,100mm×25m／巻

※3：仕様 900mm×280mm×235mm／個（アルミ製）

※4：仕様 1,200mm×900mm×25mm／枚（アルミ製）

※5：仕様 1,100mm×1,100mm×1,950mm／式（折りたたみ式、布製）

※6：仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式）

※7：仕様 タンク容量20リットル（ボリタンク）

※8：予備を含む（今後、訓練等で見直しを行なう。）

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための防護具、線量計及び食糧等の資機材（7/7）

d. 食糧等

品名	保管数 ⁽¹⁾	考え方
食糧	147食	7名（2号伊那転員）×7日×2食
飲料水（1.5㍑×8）	98本	7名（2号伊那転員）×7日×2本
衛星トイレ	30個	7名（2号伊那転員）×（3回/10時間（放射性廻避中））+余裕=30個
ヨウ素剤	56瓶	7名（2号伊那転員）×（初日2瓶+2日以降1瓶/1日×6日）=56瓶

余裕を含む（今後、訓練等で見直しを行なう。）

d. その他資機材（可搬型照明）

品名	保管数	備考
B中央制御室用6個		
可搬型照明（SA）	9個	B中央制御室チャンジングエリア用2個 予備1個
酸素濃度計	3台	B中央制御室用（予備2台含む）
二酸化炭素濃度計	3台	B中央制御室用（予備2台含む）
液体電灯	10個	B中央制御室用
ランタン	4個	B中央制御室用

e. その他資機材

品名	保管数 ⁽¹⁾	考え方
酸素濃度計	2台	1台（故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1台を保有する。）
二酸化炭素濃度計	2台	1台（故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1台を保有する。）
可搬型照明（SA）	10個	2号伊那転員7名分+予備3個
可搬型照明（ヘッドライト）	10個	2号伊那転員7名分+予備3個
可搬型照明（ランタン）	4個	危険課共1個+先遣組員1個+運転員1員+予備1個
可搬型照明（液体電灯）	10個	2号伊那転員7名分+予備3個

余裕を含む（今後、訓練等で見直しを行なう。）

泊発電所3号炉 技術的能力

比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための防護具、線量計及び食糧等の資機材（7/8）

c. チャンジングエリア用資機材

品名	保管数	考え方
グリーンハウス	2個	
グリーンハウス専用フレーム	1式	
養生シート	9巻 ⁽¹⁾	
バリア	9枚 ⁽²⁾	
養生テープ	20巻	
作業用テープ	5巻	
透明ロール袋（大）	10巻	
粘着マット	10枚	
ウエス	1箱	
ウェットティッシュ	62個	チャンジングエリア設営及び補修に必要な数量
回収箱	9個	チャンジングエリア設営及び補修に必要な数量
はさみ	2本	
カッター	2本	
マジック	2本	
フェンス	10巻 ⁽³⁾	
除染エリア用ハウス	1式 ⁽⁴⁾	
簡易シャワー	1台 ⁽⁵⁾	
ボリタンク	1台 ⁽⁶⁾	
トレイ	1個	
ハケツ	2個	
可搬型空气净化装置	1台（予備1台）	
乾電池内蔵型照明	2台（予備1台）	

※1：仕様 1,800mm×30m／巻（透明・ビニル・両面）

※2：仕様 400mm（72mm×90mm）/個（アルミ製）

※3：仕様 600mm（1,200mm×300mm）/枚（アルミ製）

※4：仕様 1,200mm×1,200mm×1,900mm/式（折りたたみ式、ポリエチレン製）

※5：仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式）

※6：仕様 タンク容量20リットル（ボリタンク）

第2表 外部支援が受けられないことを想定した事故対応を行うための防護具、線量計及び食糧等の資機材（8/8）

d. 食料等

品名	保管数 ⁽¹⁾	考え方
食料	126食	6名 ⁽²⁾ ×3食×7日
飲料水	84L	6名 ⁽²⁾ ×0.5L/本×4本×7日
安定よう素剤	1,000錠	6名 ⁽²⁾ ×2錠/人/日×7日+余裕

※1：今後、訓練等で見直しを行う

※2：運転員（6名）

e. その他資機材

品名	保管数 ⁽¹⁾	考え方
酸素濃度計・二酸化炭素濃度計	3台	1台+故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備2台
可搬型照明（SA）	4個	3個+故障時の予備1個
可搬型照明（液体電灯）	12個	運転員6名分+予備6個
可搬型照明（ヘッドライト）	12個	運転員6名分+予備6個
可搬型照明（ワーライト）	10個	運転員6名分+予備4個

※1：今後、訓練等で見直しを行う

※2：運転員（6名）

【大飯】記載表現の相違（女川審査実績反映）

【大飯】記載表現の相違（女川審査実績反映）

【大飯】【女川】記載内容の相違
・発電所ごとに配備する資機材に多少の相違はあるが、外部支援が受けられない場合も事故対応を行うために必要な資機材を配備する方針に相違はない。

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

通信手段の確保

大規模損壊の発生時において、指揮者と現場間、発電所外等との通信手段を確保するため、多様な複数の通信手段を整備している。

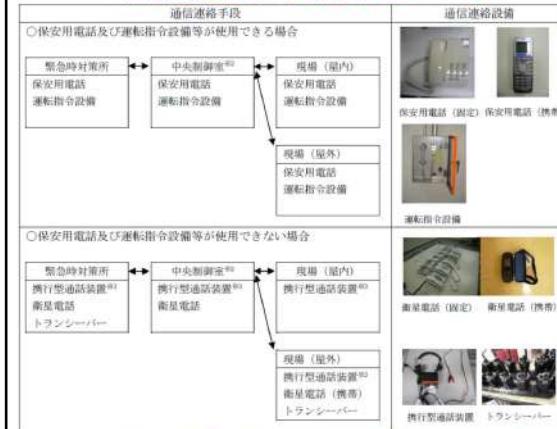
通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信手段として、携行型通話装置、トランシーバー、衛星電話（携帯）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備とともに、消火活動専用の通信設備としてトランシーバー、衛星携帯電話を配備する。（川内ヒアリング）

＜携行型通話装置について＞

- ・携行型通話装置の通話可能距離は、約 20km^⑨であるため、発電所内を十分にカバーできる。
 - ・大規模損壊時の対応において、緊急時対策所にて携行型通話装置を使用する場合、最大の通話距離となるのは 4 号炉空冷式非常用発電装置であり、その範囲で通話できることを定期的に確認している。

*1: 1 対 1 通話の場合。4 ~ 5 台のグループ通話の場合は約 10km。

大規模損壊発生時の通信連絡手段について



※2：中央制御室が使用不能な場合は、緊急時対策所と現場で連絡を取り実施。

*3：携行型通話装置の通信線は既に敷設済みであるが、断線を考慮して通信線約4,000mを配備している。

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

泊発電所3号炉

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第3表 通信連絡設備の確保（1/2）

通信機器	主要設備	通信遮断の場所
通信遮断設備 (発電所内)	連絡指令設備(警報装置を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回対策箇所指揮所 - 中央制御室 第2回対策箇所指揮所 - 中央制御室 第2回対策箇所指揮所 - 現場 (屋内) 第2回対策箇所指揮所 - 現場 (屋内) 第2回対策箇所指揮所 - 現場 (屋外) 第2回対策箇所指揮所 - 現場 (屋外) 中央制御室 - 現場 (屋内) 中央制御室 - 現場 (屋外) 現場 (屋内) - 現場 (屋内) 現場 (屋内) - 現場 (屋外) 現場 (屋外) - 現場 (屋外) 緊急時対策箇所指揮所 緊急時対策箇所指揮所
無線遮断設備	無線遮断設備 (固定型) ^④ 無線遮断設備 (携帯型) ^⑤	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策箇所指揮所 - 中央制御室 緊急時対策箇所指揮所 - 現場 (屋外) 中央制御室 - 現場 (屋外) 現場 (屋外) - 現場 (屋外)
携帯型通話装置 ^⑥		<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室 - 現場 (屋内) 緊急時対策箇所指揮所 - 現場 (屋内)
移動無線設備	移動無線設備 (固定型) 移動無線設備 (車載型)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策箇所指揮所 - 現場 (屋外)
テレビ会議システム (指揮所・各箇所間) ^⑦		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策箇所指揮所 緊急時対策箇所指揮所
インターフォン ^⑧		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策箇所指揮所 緊急時対策箇所指揮所
通信池路設備 (発電所内)	電力保安通信用 電品設備	<ul style="list-style-type: none"> 第2回対策箇所指揮所 - 中央制御室 第2回対策箇所指揮所 - 中央制御室 第2回対策箇所指揮所 - 現場 (屋内) 第2回対策箇所指揮所 - 現場 (屋内) 第2回対策箇所指揮所 - 現場 (屋外) 第2回対策箇所指揮所 - 現場 (屋外) 中央制御室 - 現場 (屋内) 中央制御室 - 現場 (屋外) 現場 (屋内) - 現場 (屋内) 現場 (屋内) - 現場 (屋外) 現場 (屋外) - 現場 (屋外) 緊急時対策箇所指揮所 緊急時対策箇所指揮所
通信遮断設備 (発電所外)		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策箇所指揮所 - 中央制御室
	普通電話	
	FAX	
衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型) ^⑨ 衛星電話設備 (携帯型) ^⑩	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策箇所指揮所 - 中央制御室 緊急時対策箇所指揮所 - 現場 (屋外) 中央制御室 - 現場 (屋内) 現場 (屋外) - 現場 (屋外)

卷1：重慶市檢察院 證據

※1: 基本人身事故対応指針

※2: 大型航空機の実績による中央制御室の機能喪失時は、緊急時対置所と現場（屋内）まで通話装置用ケーブルを直引きして通信連絡を行う。通話装置用ケーブルは発電所構内に5km分以上を配備する。なお、携行型通話装置の最大通話可能距離は約10kmであるため、発電所内において想定される通話範囲を十分にカバーできる。

第3表 通信連絡設備の確保（2/2）

通信機器	主要設備	通信路線の場所
通信送信設備 (発電所外)	加入電話設備 加入電話機 加入FAX	・緊急時対策指揮所-発電所外
携帯電話		
電力保安通信用 電話設備	専用電話	・中央制御室-発電所外
専用電話設備	専用電話 専用電話設備(FAX)	・緊急時対策指揮所-発電所外
衛星電話設備	衛星電話設備(FAX) ^④	
統合型力防災ネット ワークを用いた通信連 絡設備	テレビ会議システム ^① IP電話 ^① IP-FAX ^①	
社内テレビ会議システム		
データ伝送設備 (発電所内)	データターミナル本体 ^①	・緊急時対策指揮所
データ伝送設備 (発電所内)	データ収集記録機 ^②	・原子炉補助機能
	EBS 伝送データ ^③	・原子炉補助機能-発電所外

卷1：重大事故等級與設備

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<p style="text-align: center;">第4表 大規模損壊に特化した手順に使用する資機材</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>保管場所</th> <th>保管数^{※1}</th> <th>規定類^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">治具</td> <td>第2保管エリア</td> <td>1個</td> <td rowspan="3">重大事故等対応要領書</td> </tr> <tr> <td>第3保管エリア</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>第4保管エリア</td> <td>1個</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 今後、訓練等で見直しを行う。 ※2 記載する社内規定類については今後の運用を踏まえた検討により変更となる可能性がある。</p>	品目	保管場所	保管数 ^{※1}	規定類 ^{※2}	治具	第2保管エリア	1個	重大事故等対応要領書	第3保管エリア	1個	第4保管エリア	1個	<p style="text-align: center;">第4表 大規模損壊に特化した手順に使用する資機材</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>保管場所</th> <th>保管数^{※1}</th> <th>規定類^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治具</td> <td>原子力補助建屋</td> <td>1個</td> <td>重大事故等および大規模損壊対応要領</td> </tr> <tr> <td>大規模損壊対応用木素濃度盤</td> <td>周辺補機棟</td> <td>1個</td> <td>重大事故等および大規模損壊対応要領</td> </tr> <tr> <td>変圧器車2次側（低圧）用ケーブル</td> <td>大規模損壊対応用変圧器車内</td> <td>3台</td> <td>重大事故等および大規模損壊対応要領</td> </tr> <tr> <td>可搬ケーブル</td> <td>周辺補機棟</td> <td>19台</td> <td>重大事故等および大規模損壊対応要領</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：今後、訓練等で見直しを行う可能性がある。 ※2：記載する社内規定類については今後の運用を踏まえた検討により変更となる可能性がある。</p>	品目	保管場所	保管数 ^{※1}	規定類 ^{※2}	治具	原子力補助建屋	1個	重大事故等および大規模損壊対応要領	大規模損壊対応用木素濃度盤	周辺補機棟	1個	重大事故等および大規模損壊対応要領	変圧器車2次側（低圧）用ケーブル	大規模損壊対応用変圧器車内	3台	重大事故等および大規模損壊対応要領	可搬ケーブル	周辺補機棟	19台	重大事故等および大規模損壊対応要領	<p>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、女川審査実績を反映し、大規模損壊に特化した手順において使用する資機材の配備について記載する。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備する大規模損壊に特化した手順はプラントごとに異なることから、整備する資機材も異なっている。
品目	保管場所	保管数 ^{※1}	規定類 ^{※2}																																
治具	第2保管エリア	1個	重大事故等対応要領書																																
	第3保管エリア	1個																																	
	第4保管エリア	1個																																	
品目	保管場所	保管数 ^{※1}	規定類 ^{※2}																																
治具	原子力補助建屋	1個	重大事故等および大規模損壊対応要領																																
大規模損壊対応用木素濃度盤	周辺補機棟	1個	重大事故等および大規模損壊対応要領																																
変圧器車2次側（低圧）用ケーブル	大規模損壊対応用変圧器車内	3台	重大事故等および大規模損壊対応要領																																
可搬ケーブル	周辺補機棟	19台	重大事故等および大規模損壊対応要領																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料2.1.11 設置基準対処設備に係る要求事項に対する 大規模損壊での対応状況</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合にあっても安全機能を損なわざるものでなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準車両荷重からなる外壁基準74車両からなる影響を及ぼすがなければならぬ。 3 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準車両荷重からなる外壁基準74車両からなる影響を及ぼすがなければならぬ。 4 重要安全施設は、当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準車両荷重からなる外壁基準74車両からなる影響を及ぼすがなければならぬ。</p> <p>■ 設計（論述） ・原子炉建屋の設計基準である100 cmを大きく上回る210 cmでも光力として耐えられることは評価していることから、現行設備は評価されると判断する。 ■ 水害（火災活動・熱R） ・現を超える強度が発生した場合は、事前予測が正確であることをから、要員を確保して船を運航することにより船外設備について問題なく修理できるものと判断する。 ■ 製品（台風） ・現を超過された最大風速の1.1倍を考慮して建築基準法に基づき現場の設置を実施している。この1.1倍を上回る54 km/hの風速が発生する可能性があるものと判断する。 ・曳き評価においては、現行の電気遮断であれば、安全機能を有する系及び機器を取扱う建物は保護されている。 ■ 命令</p>	<p>添付資料2.1.19 設計基準対象施設に係る要求事項に対する 大規模損壊での対応状況</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第六条 安全施設（使用キャップを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわざるものでなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすがそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準車両荷重に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 「外部からの衝撃による損傷の防止」の大規模損壊での対応状況</p> <p>添付資料2.1.1 第3表参照。</p>	<p>添付資料2.1.13 設計基準対象施設に係る要求事項に対する 大規模損壊での対応状況</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第六条 安全施設（使用キャップを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわざるものでなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすがそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準車両荷重に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 「外部からの衝撃による損傷の防止」の大規模損壊での対応状況</p> <p>添付資料2.1.1 第3表参照。</p>	<p>【大飯】【女川】資料番号の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違(女川審査実績反映) ・泊は、女川審査実績を踏まえた自然現象によるプラントへの影響評価を行っており、添付資料2.1.1にて整理していることから、女川と同様に当該資料に組づけた記載としている。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び早期に消火を行う設備（以下「消防設備」という。）を施設すること。</p> <p>イ 火災と同時に発生すると想定される自然現象により、その機能が損なわれることが多いこと。</p> <p>ロ 消火設備においては、その機能、動作又は運転が損なわれることがないこと。</p> <p>も水利用原子炉施設の性能が損なわれることがないこと。</p> <p>三 火災の影響を終末するため、耐火性能を有する壁の温度その他の温度を防止するための措置その他の施設の火災により発電用原子炉施設の火災により発電用原子炉を停止する機能が損なわれることがないようとするための措置を講ずること。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p> <p>二 放射線分解により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講ずること。</p> <p>二 火災の感知及び消火のため、次に掲げるとごとににより、早急に火災感知設備（以下「火災感知設備」という。）及び早期に消火を行う設備（以下「消防設備」という。）を施設すること。</p> <p>イ 火災と同時に発生すると想定される自然現象により、その機能が損なわれることが多いこと。</p> <p>ロ 消火設備においては、その指揮、操作又は運転操作が起きた場合においても発電用原子炉施設の安全性が損なわれることがないことを講ずること。</p> <p>三 火災の影響を軽減するため、耐火性能を有する壁の設置その他の遮蔽を防止するための措置その他の発電用原子炉施設の火災により発電用原子炉を停止する機能が損なわれることがないようとするための措置を講ずること。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</p> <p>二 水素の供給装置その他の水素が漏洩する可能性がある設備においては、水素の燃焼が起きた場合における可能性がある設備の安全性を損なわないよう施設すること。</p> <p>ホ 放射線分解により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によつて、発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、発電用原子炉施設の措置を講ずること。</p> <p>二 火災の感知及び消火のため、次に掲げるとごとににより、早急に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び早期に消火を行う設備（以下「消火設備」という。）を施設すること。</p> <p>イ 火災と同時に発生すると想定される自然現象により、その機能が損なわれることがないこと。</p> <p>ロ 消火設備においては、その指揮、操作又は運転操作が起きた場合においても発電用原子炉施設の安全性が損なわれることがないことを。</p> <p>三 火災の影響を軽減するため、耐火性能を有する壁の設置その他の遮蔽を防止するための措置その他の発電用原子炉施設の火災により発電用原子炉を停止する機能が損なわれることがないようするための措置を講ずること。</p>	<p>（本ページの表中では、設置許可基準規則と技術基準規則を記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第四十一条 重大事故等対応施設は、火災により重大事故等に起因するためには必要な機能を有さなければならぬ。火災が発生する場合、構造及び設備の位置、構成及び設備の基準に関する規則</p> <p>第一項 重大事故等対応施設は、火災により重大事故等に対する機能を損なうおそれがないとき、かつ、火災感知装置及び消火設備を有するものでなければならない。</p> <p>ロ 重大事故等対応施設には、不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。 イ 重大性又は引火性的物質を有する系統の漏えい、特にその他の位置を譲り受けている場合</p> <p>ハ 通常設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を設置すること。</p>	<p>火災による措置の防止</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構成及び設備の基準に関する規則</p> <p>第五十二条 重大事故等対応施設が火災によりその重大事故等に対する機能が損なうおそれがないよう、次に付ける措置を講じなければならない。</p> <p>一 火災の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。</p> <p>イ 不燃性又は引火性的物質を内包する系統の漏えい防止、その他の措置を講ずること。</p> <p>ロ 重大事故等対応施設には、不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない、</p> <p>(1) 重大事故等対応施設に使用する材料が、代替材料である場合</p> <p>(2) 重大事故等対応施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であつて、重大事故等対応施設における火災に起因して他の重大事故等対応施設において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合</p> <p>ハ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構成及び設備の基準に関する規則</p> <p>第五十三条 重大事故等対応施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であつて、他の重大事故等対応施設における火災に起因して他の重大事故等対応施設における火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合</p> <p>ハ 重大事故等対応施設その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を設置すること。</p> <p>二 水素の供給設備その他の水素が内包する可能性がある設備においては、水素の燃焼が起きた場合においても重大事故等対応施設の重大事故等に対する機能を損なわないよう施設するための措置を講じなければならない。</p>	<p>火災による措置の防止</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構成及び設備の基準に関する規則</p> <p>第五十四条 重大事故等対応施設は、火災により重大事故等に対する機能を損なうおそれがないとき、かつ、火災感知装置及び消火設備を有するものでなければならない。</p> <p>ロ 重大事故等対応施設には、不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない、</p> <p>(1) 重大事故等対応施設に使用する材料が、代替材料である場合</p> <p>(2) 重大事故等対応施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であつて、重大事故等対応施設における火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合</p> <p>ハ 建築設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を施設すること。</p>	<p>(本ページの表中では、設置許可基準規則と技術基準規則を記載)</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>二 水素の供給設備その他の水素が内部に存在する可能性がある設備においては、重大事故が発生する可能性がある場合においても、重大事故に対する対応設備等の大事故に対する対応設備を設けること。 三 本件は、水素が配管等で配管された場合における重大事故に対する対応設備を設けること。また、重大事故に対する対応設備を設けること。</p> <p>火災による損傷防止のうち、「影響の範囲」の大規模損傷の対応規定</p> <p>大規模地震により耐震性能の低い機器についてでは取り扱い、開削部を火災源として火災が発生することが考えられる。 大規模地震が発生した場合には、開削部の消火設備が機能せず、火災によって建屋内の構造基準事項が設置等の機能が喪失する可能性がある。この場合においては、水素の漏洩を阻止する措置を講じること。 二 大火災の感知及び消火のため、火災と同時に発生すると想定される自然現象により、水素感知設備及び消防設備の機能が損なわれることがないようには施設すること。</p>	<p>火災による損傷防止のうち、「影響の範囲」の大規模損傷の対応規定</p> <p>大規模地震により耐震性能の低い機器についてでは取り扱い、開削部を火災源として火災が発生することが考えられる。 大規模地震が発生した場合には、開削部の消火設備が機能せず、火災によって建屋内の構造基準事項が設置等の機能が喪失する可能性がある。この場合においては、水素の漏洩を阻止する措置を講じることから、プラントに対する予警警報は、大規模地震発生時の場合に異なるものと判断する。</p> <p>火災による損傷防止のうち、「影響の範囲」の大規模損傷の対応規定</p> <p>火災による損傷防止のうち、「影響の範囲」の大規模損傷の対応規定</p> <p>本文2.1.2.1(3)h.(a)イ参照。</p>	<p>火災による損傷防止のうち、「影響の範囲」の大規模損傷の対応規定</p> <p>火災による損傷防止のうち、「影響の範囲」の大規模損傷の対応規定</p> <p>火災による損傷防止のうち、「影響の範囲」の大規模損傷の対応規定</p> <p>本文2.1.2.1(3)h.(a)イ参照。</p> <p>【大飯】記載内容の相違(女川審査実績反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、火災による影響軽減の対応として、大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等を整備することを、本文にて整理していることから、女川と同様に、当該箇所に紐づけた記載としている。 	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>溢水による損傷の防止</p> <p>発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の実現性に関する規則 第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならぬ。</p> <p>「溢水による損傷の防止」（内部溢水）の実現規範 その実現状況 基礎地盤を一定限度を超える地盤上にあり、縮木した木が全く倒下しない場合でも、最も下部の建物基準事項に対する設備が実現する可能性があるが、それ以上に設置している設備については防護されたこと、また屋外に設置している可搬型施設等が実現する可能性・防水可能なことから、安全機能が損なわれることはないものと想定される。</p> <p>2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管等により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>設計基準対象施設に対する要求があり、大規模損傷に対する対応がある。</p>	<p>溢水による損傷の防止等</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 「溢水による損傷の防止等」（内部溢水）の大規模損傷に対する状況 津波のシナリオにおいて、建屋地下階が浸水するシナリオを想定していることから、津波のシナリオに代表できる。</p> <p>2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。</p> <p>設計基準対象施設の要求があり、大規模損傷では対象外である。</p>	<p>溢水による損傷の防止等</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 「溢水による損傷の防止等」（内部溢水）の大規模損傷に対する対応状況 津波のシナリオにおいて、建屋地下階が浸水するシナリオを想定していることから、津波のシナリオに代表できる。</p> <p>2 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。</p> <p>設計基準対象施設に対する要求があり、大規模損傷では対象外である。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違(女川審査実績反映) ・泊は、女川審査実績を反映した記載内容とする。大飯とは記載している内容は異なるものの、内部溢水による影響として建屋の地下階が浸水することを想定しており、実質的に相違はない。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

2.1 可搬型設備等による対応

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																											
添付資料2.1.12 大規模損壊発生時における放射線防護に係る対応について (1) 放射線防護具類の着用 大規模損壊発生時、作業者は、個人線量計を装着し、表-2.1.12-1の緊急作業に係る線量限度を超えないように確認を行う。 また、放射性物質の放出後、放射性物質濃度の高い場所で作業を行う場合は、全面マスク等の放射線防護具を装着する。	添付資料2.1.20 大規模損壊発生時における放射線防護に係る対応について 大規模損壊発生時、作業者は、個人線量計を着用し、緊急作業従事者は緊急作業に係る線量限度（100mSv又は250mSv）、緊急作業従事者でない者は通常の線量限度（50mSv/年、100mSv/5年）を超えないように確認を行う。 また、放射性物質の放出後、放射性物質濃度の高い場所で作業を行う場合は、全面マスク等の放射線防護具を着用する。	添付資料2.1.14 大規模損壊発生時における放射線防護に係る対応について 大規模損壊発生時、作業者は、個人線量計を着用し、緊急作業従事者は緊急作業に係る線量限度（100mSv又は250mSv）、緊急作業従事者でない者は通常の線量限度（50mSv/年、100mSv/5年）を超えないように確認を行う。 また、放射性物質の放出後、放射性物質濃度の高い場所で作業を行う場合は、全面マスク等の放射線防護具を着用する。	【大飯】【女川】資料番号の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映) ・泊は、女川と同様に、「着用」で統一している。また、女川と同様に、線量限度の数値を併記する。																																																																																											
なお、プラントの状況把握の困難な大規模損壊初動対応においては、副原子力防災管理者又は当直課長が、プラント状況（炉心損傷の可能性、原子炉周辺建屋の破損、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の破損及び使用済燃料ピットからの漏えいの有無等）を考慮し、大気に放出された放射性物質が大規模損壊対応に影響を与える可能性がある場合、放射線防護具類の着用を指示する。 以下に、大規模損壊対応及び消火活動対応に必要な装備品について整理する。【川内ヒアリング】	なお、プラントの状況把握の困難な大規模損壊初動対応においては、放射線管理班長、夜間及び休日の場合は總括責任者又は発電課長が、プラント状況（炉心損傷の可能性、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プールからの漏えいの有無等）を考慮し、大気に放出された放射性物質が大規模損壊対応に影響を与える可能性がある場合、放射線防護具類の着用を指示する。 以下に、大規模損壊対応及び消火活動対応に必要な装備品について整理する。	なお、プラントの状況把握の困難な大規模損壊初動対応においては、放管班長、夜間及び休日の場合は全体指揮者又は発電課長（当直）が、プラント状況（炉心損傷の可能性、原子炉格納容器の破損、燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）の損傷及び使用済燃料ピットからの漏えいの有無等）を考慮し、大気に放出された放射性物質が大規模損壊対応に影響を与える可能性がある場合、放射線防護具類の着用を指示する。 以下に、大規模損壊対応及び消火活動対応に必要な装備品について整理する。	【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映) ・泊は、女川審査実績を反映し、放射線防護具類着用の指示を行う者について、夜間及び休日の場合に加えて平日日中の場合についても記載する。 (以降、相違理由の記載を省略する。) 【女川】要員名称の相違																																																																																											
a. 大規模損壊対応時に着用する装備品について	1. 大規模損壊対応時に着用する装備品について 大規模損壊対応時に着用する装備品として、第1表にプラント対応時の装備品、第2表に火災対応時の装備品を示す。また、第3表に緊急作業に係る線量限度を示す。	1. 大規模損壊発生時に着用する装備品について 大規模損壊対応時に着用する装備品として、第1表にプラント対応時の装備品、第2表に火災対応時の装備品を示す。また、第3表に緊急作業に係る線量限度を示す。	【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)																																																																																											
【プラント対応時の装備品】	第1表 プラント対応時の装備品	第1表 プラント対応時の装備品	【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映) 【大飯】記載方針の相違(女川審査実績反映) ・泊は、女川審査実績を反映し、個人線量計（ガラスバッジ）について記載する。 【大飯】配備する防護具の相違 ・泊は、通常の全面マスクよりも容易に声を伝えることが可能な電動ファン付き全面マスクを配備し、現場の状況に応じていずれかを着用する。 【女川】記載方針の相違 ・泊の第1表の構成は、大飯と同様としている。 【女川】名称の相違 ・EVAスープ➡アノラック ・長靴➡汚染作業用長靴 ・電子式線量計➡ポケット線量計																																																																																											
<p>名 称 着用基準 屋内 屋外</p> <table border="1"> <tr> <td>個人線量計</td> <td>対応者は必ず着用</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>身体汚染の恐れがある場合</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>汚染防護服（タイベック）、ゴム手袋等</td> <td>身体汚染の恐れがある場合</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アノラック、汚染作業用長靴（胴長靴^{※1}）</td> <td>身体汚染の恐れがある場合（塵団作業）</td> <td>□</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>全面マスク^{※2}</td> <td>身体汚染のおそれがある場合</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>半面マスク</td> <td>身体汚染のおそれがある場合（内部被ばく防止）</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>自給式呼吸器・セルフエアセット^{※3}</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>高線量対応防護服^{※3} (タングステンベスト)</td> <td>高線量下で移動を伴わない作業等、状況に応じて着用</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>○：必ず着用　△：緊急を要する作業以外は着用　□：着用不要 ※1：管理区域での内部被ばくによっては場所へのアクセスのため使用 ※2：半面マスクが無い場合 ※3：最初は上り作業活動が上がり、作業時間の増加に伴い被ばく着量が増加するため、移動を伴う作業においては着用しない。 ※4：移動を伴う作業においては原則着用しない。</p>	個人線量計	対応者は必ず着用	○	○	綿手袋	身体汚染の恐れがある場合	○	○	汚染防護服（タイベック）、ゴム手袋等	身体汚染の恐れがある場合	△	○	アノラック、汚染作業用長靴（胴長靴 ^{※1} ）	身体汚染の恐れがある場合（塵団作業）	□	-	全面マスク ^{※2}	身体汚染のおそれがある場合	○	○	半面マスク	身体汚染のおそれがある場合（内部被ばく防止）	-	-	自給式呼吸器・セルフエアセット ^{※3}		-	-	高線量対応防護服 ^{※3} (タングステンベスト)	高線量下で移動を伴わない作業等、状況に応じて着用	-	-	<p>名 称 着用基準</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">個人線量計（ガラスバッジ）</td> <td>炉心損傷の微候等あり</td> <td>炉心損傷の微候等なし</td> </tr> <tr> <td>現場作業を行っていない間も含め必ず着用</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人線量計（ポケット線量計）</td> <td>現場作業を行っていない間も含め必ず着用</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>被ばくのおそれがある場合</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">綿手袋</td> <td>身体汚染のおそれがある場合</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>身体汚染の恐れがある場合</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">汚染防護服（タイベック）・ゴム手袋等</td> <td>身体汚染のおそれがある場合</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>身体汚染の恐れがある場合（塵団作業）</td> <td>□</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アノラック・汚染作業用長靴（胴長靴^{※1}）</td> <td>移動を伴わない高線量下での作業を行う場合に着用</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用</td> <td>○^{※2}</td> <td>○^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高線量対応防護服（タングステンベスト）</td> <td>移動を伴わない高線量下での作業を行う場合に着用</td> <td>同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全面マスク</td> <td>身体汚染のおそれがある場合（内部被ばく防止）</td> <td>○^{※2}</td> <td>○^{※2}</td> </tr> <tr> <td>身体汚染のおそれがある場合（内部被ばく防止）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電動ファン付きマスク</td> <td>移動を伴わない高線量下での作業を行う場合に着用</td> <td>同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自給式呼吸器</td> <td>酸欠等のおそれがある場合に着用</td> <td>○^{※2}</td> <td>○^{※2}</td> </tr> <tr> <td>酸欠等のおそれがある場合に着用</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○：必ず着用　△：緊急を要する作業以外は着用　□：着用不要 ※1：管理区域での内部被ばくによっては場所へのアクセスのため使用 ※2：半面マスクが無い場合 ※3：高線量対応防護服（タングステンベスト）は、重量があることから、移動を伴う作業においては作業時間の増加に伴い被ばく着量が増加するため、原則着用しない。 ※4：全面マスク、電動ファン付きマスク、自給式呼吸器については、現場の状況に応じいずれかを着用する。</p>	個人線量計（ガラスバッジ）	炉心損傷の微候等あり	炉心損傷の微候等なし	現場作業を行っていない間も含め必ず着用	同左	個人線量計（ポケット線量計）	現場作業を行っていない間も含め必ず着用	同左	被ばくのおそれがある場合	○	○	綿手袋	身体汚染のおそれがある場合	○	○	身体汚染の恐れがある場合	△	○	汚染防護服（タイベック）・ゴム手袋等	身体汚染のおそれがある場合	○	○	身体汚染の恐れがある場合（塵団作業）	□	-	アノラック・汚染作業用長靴（胴長靴 ^{※1} ）	移動を伴わない高線量下での作業を行う場合に着用	-	-	管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用	○ ^{※2}	○ ^{※2}	高線量対応防護服（タングステンベスト）	移動を伴わない高線量下での作業を行う場合に着用	同左		管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用			全面マスク	身体汚染のおそれがある場合（内部被ばく防止）	○ ^{※2}	○ ^{※2}	身体汚染のおそれがある場合（内部被ばく防止）			電動ファン付きマスク	移動を伴わない高線量下での作業を行う場合に着用	同左		管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用			自給式呼吸器	酸欠等のおそれがある場合に着用	○ ^{※2}	○ ^{※2}	酸欠等のおそれがある場合に着用			
個人線量計	対応者は必ず着用	○	○																																																																																											
綿手袋	身体汚染の恐れがある場合	○	○																																																																																											
汚染防護服（タイベック）、ゴム手袋等	身体汚染の恐れがある場合	△	○																																																																																											
アノラック、汚染作業用長靴（胴長靴 ^{※1} ）	身体汚染の恐れがある場合（塵団作業）	□	-																																																																																											
全面マスク ^{※2}	身体汚染のおそれがある場合	○	○																																																																																											
半面マスク	身体汚染のおそれがある場合（内部被ばく防止）	-	-																																																																																											
自給式呼吸器・セルフエアセット ^{※3}		-	-																																																																																											
高線量対応防護服 ^{※3} (タングステンベスト)	高線量下で移動を伴わない作業等、状況に応じて着用	-	-																																																																																											
個人線量計（ガラスバッジ）	炉心損傷の微候等あり	炉心損傷の微候等なし																																																																																												
	現場作業を行っていない間も含め必ず着用	同左																																																																																												
個人線量計（ポケット線量計）	現場作業を行っていない間も含め必ず着用	同左																																																																																												
	被ばくのおそれがある場合	○	○																																																																																											
綿手袋	身体汚染のおそれがある場合	○	○																																																																																											
	身体汚染の恐れがある場合	△	○																																																																																											
汚染防護服（タイベック）・ゴム手袋等	身体汚染のおそれがある場合	○	○																																																																																											
	身体汚染の恐れがある場合（塵団作業）	□	-																																																																																											
アノラック・汚染作業用長靴（胴長靴 ^{※1} ）	移動を伴わない高線量下での作業を行う場合に着用	-	-																																																																																											
	管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用	○ ^{※2}	○ ^{※2}																																																																																											
高線量対応防護服（タングステンベスト）	移動を伴わない高線量下での作業を行う場合に着用	同左																																																																																												
	管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用																																																																																													
全面マスク	身体汚染のおそれがある場合（内部被ばく防止）	○ ^{※2}	○ ^{※2}																																																																																											
	身体汚染のおそれがある場合（内部被ばく防止）																																																																																													
電動ファン付きマスク	移動を伴わない高線量下での作業を行う場合に着用	同左																																																																																												
	管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用																																																																																													
自給式呼吸器	酸欠等のおそれがある場合に着用	○ ^{※2}	○ ^{※2}																																																																																											
	酸欠等のおそれがある場合に着用																																																																																													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉

【火災対応時の装備品】

名 称	着用基準	屋内	屋外
個人線量計	対応者は必ず着用	○	○
全面マスク ^{※1}	内部被ばくの恐れがある場合	△	△
半面マスク	又は建屋内など種々により消火活動に影響がある場合	△	△
セルフエアセット ^{※1}	響がある場合		
防火服	火災近くでの対応者は必ず着用	○	○
【川内ヒアリング】	○：必ず着用　△：状況に応じて　□：着用不要 ※1：半面マスク、全面マスク、セルフエアセットについては、現場の状況に応じどちらかを着用する。		

表-2.1.12-1 緊急作業に係る線量限度

	緊急作業に係る線量限度
実効線量	250mSv

（女子については、妊娠する可能性がないと診断された者に限る）

b. 放射線防護具等の携行について

大規模損壊対応において、作業者は、各箇所に配備されている装備品一式を携行し、**原子力防災管理者**又は**当直課長**の指示により必要な放射線防護具の着用を行う。

なお、個人線量計については、被ばく管理のため必ず着用し、各対応を行う。

【配備箇所】

- ・中央制御室
- ・緊急時対策所指揮所
- ・緊急時対策所待機場所

委託消防隊については、個別に個人線量計、セルフエアセットを配備している。

【携行品一式】

放射線防護具：タイベック、ゴム手袋、全面マスク、個人線量計

女川原子力発電所2号炉

第2表 火災対応時の装備品

名 称	着用基準	
	伊丹指揮の従属等あり	伊丹指揮の従属等なし
個人線量計（グラスバッジ）	現場作業を行っていない間も含め必ず着用	被ばくのおそれがある場合
個人線量計（ポケット線量計）	同上	△ ^{※1}
個人線量計（電子式線量計）	現場作業を行っていない間も含め必ず着用	同上
全面マスク	管理区域内で内部被ばくのおそれがある場合に着用	△ ^{※1}
電動ファン付きマスク	現場作業に影響がある場合	△ ^{※1}
自給式呼吸器	火災近くでの対応者は必ず着用	○ ○
防火服	火災近くでの対応者は必ず着用	○ ○

表-2.1.12-2 緊急作業に係る線量限度

	緊急作業に係る線量限度
実効線量	100mSv 又は 250mSv (緊急作業従事者に選定された者)

（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）

2. 放射線防護具等の携行について

大規模損壊対応において、作業者は、各箇所に配備されている装備品一式を携行し、**放射線管理班長**、夜間及び休日の場合は**総括責任者**又は**発電課長**の指示により必要な放射線防護具の着用を行う。

なお、個人線量計については、被ばく管理のため必ず着用し、各対応を行う。

(1) 配備場所

- ・中央制御室
- ・緊急時対策所指揮所

(2) 携行品一式

・放射線防護具：汚染防護服（タイベック）、綿手袋、ゴム手袋、全面マスク

泊発電所3号炉

第2表 火災対応時の装備品

名 称	着用基準	
	屋内	屋外
個人線量計（グラスバッジ）	現場作業を行っていない間も必ず着用	○ ○
個人線量計（ポケット線量計）	被ばくのおそれがある場合	○ ○
全面マスク	身体汚染のおそれがある場合（内部被ばく防止）又は建屋内等において煙により消火活動に影響がある場合	△ ^{※1} △ ^{※1}
電動ファン付きマスク		
自給式呼吸器		
防火服	火災近くでの対応者は必ず着用	○ ○

○：必ず着用　△：緊急を要する作業以外は着用
※1：全面マスク、電動ファン付きマスク、自給式呼吸器については、現場の状況に応じいずれかを着用する。

表-2.1.12-3 緊急作業に係る線量限度

	緊急作業に係る線量限度
実効線量	100mSv 又は 250mSv (緊急作業従事者に選定された者) (女子については、妊娠不能と診断された者に限る。)

2. 放射線防護具等の携行について

大規模損壊対応において、作業者は、各箇所に配備されている装備品一式を携行し、**放管班長**、夜間及び休日の場合は**全体指揮者**又は**発電課長（当直）**の指示により必要な放射線防護具の着用を行う。

なお、個人線量計については、被ばく管理のため必ず着用し、各対応を行う。

(1) 配備箇所

- ・中央制御室
- ・緊急時対策所指揮所
- ・緊急時対策所待機機所
- ・灾害対策要員の待機場所

消防要員については、個別に個人線量計、**自給式呼吸器**を配備する。

(2) 携行品一式

・放射線防護具：汚染防護服（タイベック）、綿手袋、ゴム手袋、全面マスク、**電動ファン付きマスク**

相違理由

【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)

【女川】記載方針の相違

- ・泊の第2表の構成は、大飯と同様としている。

【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)

【大飯】記載内容の相違(女川審査実績反映)

- ・泊は、女川審査実績を反映し、緊急作業従事者の緊急作業に係る線量限度として、「核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」第7条第1項及び第2項の線量限度を併記する。
- 【女川】要員名称の相違

【大飯】【女川】配備箇所名称の相違

【大飯】【女川】配備箇所の相違

- ・泊は、初動対応時に直接現場に向かう要員の防護具について、その要員の待機場所に配備する。中央制御室、緊急時対策所以外に、要員の待機場所に配備するのは、伊方3号、玄海3/4号と同様。
- ・また、消防要員についても、初動対応において火災現場へ直接向かうことから、個別に配備する。

【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)

【大飯】携行する防護具の相違

- ・泊は、女川と同様に、個人線量計については必ず着用することから、携行品には含めていない。
- ・泊は、各要員に対して全面マスクと電動ファン付きマスクを配備しており、携行品に含めている。（女川は、全面マスクに電動ファン付全面マスクを含む。）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：泊3号炉と比較対象と
ならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2.1 可搬型設備等による対応

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 火災対応時の装備品について</p> <p>大規模損壊時の消火活動の装備品については、中央制御室又は、出入管理所等に配備してある防火服及びセルフエアセット等の必要な装備品を着用し消火対応を行う。</p> <p>【装備品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人線量計 ・全面マスク又はセルフエアセット ・防火服 	<p>3. 火災対応時の装備品について</p> <p>大規模損壊時の消火活動の装備品については、中央制御室又は出入管理室等に配備してある防火服及び自給式呼吸器等の必要な装備品を着用し消火対応を行う。</p> <p>(1) 装備品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人線量計 ・全面マスク又は自給式呼吸器 ・防火服 	<p>3. 火災対応時の装備品について</p> <p>大規模損壊時の消火活動の装備品については、51m倉庫・車庫又は出入管理室等に配備してある防火服及び自給式呼吸器等の必要な装備品を着用し消火対応を行う。</p> <p>(1) 装備品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人線量計 ・全面マスク、電動ファン付きマスク又は自給式呼吸器 ・防火服 	<p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績反映)</p> <p>【大飯】【女川】配備箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、消火活動を行う消防要員について、火災現場へ直接向かうことから、消防要員の待機場所に配備する。 <p>【大飯】装備品の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、消防要員に対して全面マスク、電動ファン付きマスク及び自給式呼吸器を配備し、現場の状況に応じていずれかを着用する。（女川は、全面マスクに電動ファン付全面マスクを含む。）
<p>d. 大規模損壊対応時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業者は、個人線量計を携帯するとともに、適時、線量を確認し、自身の被ばく状況を把握する。（川内ヒアリング） ・作業者は、被ばく管理のため、消火活動時の滞在箇所、滞在時間及び被ばく線量等の情報を確認及び記録する。 ・予期せぬ放射線量の上昇が確認された場合は、その場を一時的に離れ、対策本部（対策本部設置前であれば、副原子力防災管理者又は当直課長）の指示により対応する。 	<p>4. 大規模損壊対応時の留意事項</p> <p>作業者は、個人線量計を着用するとともに、適時、線量を確認し、自身の被ばく状況を把握する。</p> <p>作業者は、被ばく管理のため、消火活動時の滞在箇所、滞在時間及び被ばく線量等の情報を確認・記録する。</p> <p>予期せぬ放射線量の上昇が確認された場合は、その場を一時的に離れ、発電所対策本部（放射線管理班長、夜間及び休日の場合は総括責任者）又は発電課長の指示により対応する。</p>	<p>4. 大規模損壊対応時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業者は、個人線量計を着用するとともに、適時、線量を確認し、自身の被ばく状況を把握する。 ・作業者は、被ばく管理のため、消火活動時の滞在箇所、滞在時間及び被ばく線量等の情報を確認・記録する。 ・予期せぬ放射線量の上昇が確認された場合は、その場を一時的に離れ、発電所対策本部（放管班長、夜間及び休日の場合は全体指揮者）又は発電課長（当直）の指示により対応する。 	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、個人線量計は必ず着用することから、女川と同様に、「着用」と記載する。大飯も、(1)b. 項にて、個人線量計については必ず着用することとしていることから、実質的な相違はない。 <p>【女川】要員名称の相違</p>

泊発電所3号炉
前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト
技術的能力

令和 5 年 12 月 22 日

北海道電力株式会社

目次

目次	通しページ
技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項	1
技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項(可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート)	15
技術的能力 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	16
技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	17
技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	18
技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	23
技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	39
技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	41
技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	47
技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等	53
技術的能力 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	54
技術的能力 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	58
技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	60
技術的能力 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	64
技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	68
技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等	73
技術的能力 1.15 事故時の計装に関する手順等	76
技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	78
技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等	80
技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	81
技術的能力 2.1 可搬型設備等による対応	82

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 0)	1. 0-44, 45	添付書類八との記載整合のため、以下の記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) 添付書類八 1.6.1.2火災発生防止 (新) 添付書類八 1.6.1.2火災発生防止に係る設計方針	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 0)	1. 0-48	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 0)	1. 0-92	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、以下の記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却機能が回復 (新) 2次冷却設備からの除熱による発電用原子炉の冷却機能が回復	技術的能力1.2まとめ資料での変更に伴う反映
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 0)	1. 0-97	同上	同上
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 0)	1. 0-94	技術的能力1.2との記載整合及び大飯審査実績の反映のため、以下の記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) 設計基準事故対処設備である2次冷却設備からの除熱による発電用原子炉の冷却に使用する設備が機能喪失した場合は、1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。 (新) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却を優先し、蒸気発生器2次側からの除熱機能が喪失した場合は、1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 0)	1. 0-100	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1.0-96	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却機能が回復 (新) 2次冷却設備からの除熱による発電用原子炉の冷却機能が回復	技術的能力1.3まとめ資料での変更に伴う反映
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1.0-103	同上	同上
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1.0-99	資料内の記載整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、 (新) 蒸気発生器 <u>2次側</u> からの除熱機能が喪失した場合は、	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1.0-107	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1.0-101	技術的能力1.3との記載整合のため、以下の記載表現を修正した。（下線部参照） (旧) 遠隔駆動機構による操作場所及び操作場所へのア ^{クセスルート} は、インターフェイスシステムLOCAにより漏えいが発生する機器からの溢水、並びに溢水によって悪化した雰囲気温度の影響を受けなく、また放射線の影響が少ない場所とし、溢水影響がないようとする。 (新) 遠隔駆動機構による操作場所及び操作場所への通路部は、インターフェイスシステムLOCAにより漏えいが発生する機器からの溢水の影響及び溢水によって悪化した雰囲気温度の影響を受けず、放射線の影響が少ない場所とする。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1.0-110	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1. 0-106	技術的能力1.4との記載整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 次にB-充てんポンプ（自己冷却）を使用する。可搬型大型送水ポンプ車は使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車の準備を開始するとともに、使用可能であれば自主対策設備であるB-格納容器スプレイポンプ等を使用する。 (新) 次にB-充てんポンプ（自己冷却）を使用する。可搬型大型送水ポンプ車は使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬型大型送水ポンプ車の準備を開始するとともに、使用可能であれば自主対策設備であるB-格納容器スプレイポンプ <u>（自己冷却）</u> （RHRSS-CSS連絡ライン使用）等を使用する。	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1. 0-115	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1. 0-123, 124, 126, 127	技術的能力1.7及び1.8との記載整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能_健全 (新) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1. 0-137, 139, 141, 142	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1. 0-124, 126, 128	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能_喪失 (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失	技術的能力1.7及び1.8まとめ資料での変更に伴う反映
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1. 0-138, 139, 141, 142	同上	同上

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 0)	1. 0-127, 128	技術的能力1.8との記載整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 (新) 溶融炉心の <u>原子炉</u> 格納容器下部への落下遅延・防止	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 0)	1. 0-142	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 0)	1. 0-129	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、 (新) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全又は全交流動力電源喪失若しくは原子炉補機冷却機能喪失時に炉心の著しい損傷が発生した場合、	技術的能力1.8まとめ資料での変更に伴う反映
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 0)	1. 0-144	同上	同上
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 0)	1. 0-131	「重大事故等時の対応手段の選択」欄の誤記訂正 (旧) 以上 (新) 以下 (旧) 優先 (新) 使用	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 0)	1. 0-147	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 0)	1. 0-132	技術的能力1.10との記載整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 全交流動力電源喪失又は常設直流電源が喪失した場合は、 (新) 全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合は、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1.0-148	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 12.0)	1.0-135	技術的能力1.11との記載整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料ピットの状態を監視するため， (新) 全交流動力電源又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料ピットの状態を監視するため，	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1.0-152	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 12.0)	1.0-138	技術的能力1.13との記載整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) <u>設計基準事故の収束に必要な水源は、補助給水ピット及び燃料取替用水ピットを確保する。</u> 想定される重大事故等に対処するための水源として、ほう酸タンク及び格納容器再循環サンプを確保する。さらに、海を水源として確保する。 (新) <u>想定される重大事故等に対処するための水源として、設計基準事故の収束に必要な水源である補助給水ピット及び燃料取替用水ピットに加えて、ほう酸タンク及び格納容器再循環サンプを確保する。さらに、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を有する海を水源として確保する。</u>	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1.0-157	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 0)	1.0-139	技術的能力1.13との記載整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) ほう酸タンクを水源として、ほう酸ポンプ及び充てんポンプにより原子炉容器へほう酸水を注水する。 (新) ほう酸タンクを水源として、ほう酸ポンプ及び充てんポンプにより原子炉容器へほう酸水を注入する。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 0)	1.0-159	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 0)	1.0-143	泊の設備構成は大飯と同様であることから、「成立性」の欄については大飯の審査実績を反映した。（下線部参照） (旧) 所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源等を用いて非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ十分な余裕を持つ <u>直流電源設備</u> へ給電する。 (新) 所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている24時間以内に、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機により、十分な余裕を持って非常用直流母線に繋ぎ込み給電する。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 0)	1.0-169	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 0)	1.0-157, 158	技術的能力1.19との記載整合のため、「対応手段等」欄及び「配慮すべき事項」欄の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 発電所内との通信連絡 (新) 発電所内の通信連絡 (旧) 発電所外（社内外）の通信連絡 (新) 発電所外（社内外）との通信連絡	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1.0-183, 185	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 12.0)	1.0-160	技術的能力1.8との記載整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合） (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全時）	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1.0-191	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 12.0)	1.0-160	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時） (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時）	技術的能力1.8まとめ資料での変更に伴う反映
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1.0-191	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1.0-161	<p>技術的能力1.13との記載整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照）</p> <p>【技術的能力1.13】 対応手段：燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器への注水、燃料取替用水ピットを水源としたB-格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水</p> <p>(旧) 1.4と同様 (新) 1.4及び1.8と同様</p>	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1.0-193	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1.0-161	<p>技術的能力1.0 第2表内の記載統一のため、以下の記載を適正化した。 (下線部参照) 対応手段の名称、要員、要員数、想定時間、操作手順が同じである「燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」について、1つの欄に統合した。</p> <p>【技術的能力1.13】 対応手段：燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>(旧) 1.6と同様 (新) 1.6及び1.7と同様</p> <p>(旧) 対応手段：燃料取替用水ピットを水源とした代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 要員・要員数・想定時間欄：1.7と同様 (新) 削除</p>	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1.0-193	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1. 0. 7-24, 25	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、「13. 格納容器バイパス（蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故）」の「解析上の対応手順の概要フロー」に下線部を追加。 ※4 破損側蒸気発生器の減圧継続判断は以下で確認。 破損側蒸気発生器水位及び圧力、加圧器水位及び圧力 (主蒸気安全弁開固定による減圧継続に対して講じ得る処置 : 現場でのハンマリング)	有効性評価資料での変更に伴う反映
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1. 0. 7-35, 36	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1. 0. 14-1~31	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故 (新) 大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ再循環機能が喪失する事故	有効性評価資料での変更に伴う反映
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1. 0. 14-2~33	同上	同上
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1. 0. 14-15~17	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時 (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時	技術的能力1.7及び1.8まとめ資料での変更に伴う反映
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1. 0. 14-16~18	同上	同上

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.12.0)	1.0.14-18	<p>他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視」の「設備」欄について、適正化した。（下線部参照）</p> <p>(旧) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置、可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース・接続口、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、ホース・弁、格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置、格納容器雰囲気ガス試料採取設備、格納容器雰囲気ガス試料採取設備配管・弁、圧縮空気設備（制御用圧縮空気設備）配管・弁、原子炉補機冷却設備（原子炉補機冷却水設備）配管・弁、非常用取水設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備、燃料補給設備、所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>(新) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置、可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース・接続口、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、ホース・弁、格納容器雰囲気ガス試料採取設備、格納容器雰囲気ガス試料採取設備配管・弁、圧縮空気設備（制御用圧縮空気設備）配管・弁、原子炉補機冷却設備（原子炉補機冷却水設備）配管・弁、非常用取水設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備、燃料補給設備、所内常設蓄電式直流電源設備</p>	技術的能力1.9まとめ資料での変更に伴う反映
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.11.0)	1.0.14-19	同上	同上

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1. 0. 14-18	<p>他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、「ガス分析計による原子炉格納容器内の水素濃度監視」の「設備」欄について、適正化した。（下線部参照）</p> <p>(旧) ガス分析計、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置、可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース・接続口、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、ホース・弁、<u>格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置</u>、<u>格納容器雰囲気ガス試料採取設備</u>、<u>格納容器雰囲気ガス試料採取設備配管・弁</u>、<u>圧縮空気設備（制御用圧縮空気設備）配管・弁</u>、<u>原子炉補機冷却設備（原子炉補機冷却水設備）配管・弁</u>、<u>非常用取水設備</u>、<u>非常用交流電源設備</u>、<u>常設代替交流電源設備</u>、<u>燃料補給設備</u></p> <p>(新) ガス分析計、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置、可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型ホース・接続口、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ、ホース・弁、<u>格納容器雰囲気ガス試料採取設備</u>、<u>格納容器雰囲気ガス試料採取設備配管・弁</u>、<u>圧縮空気設備（制御用圧縮空気設備）配管・弁</u>、<u>原子炉補機冷却設備（原子炉補機冷却水設備）配管・弁</u>、<u>非常用取水設備</u>、<u>非常用交流電源設備</u>、<u>常設代替交流電源設備</u>、<u>燃料補給設備</u></p>	技術的能力1.9まとめ資料での変更に伴う反映
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1. 0. 14-19	同上	同上
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1. 0. 14-25	<p>他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、「燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合）」の「設備」欄について、適正化した。（下線部参照）</p> <p>(旧) 燃料取替用水ピット、補助給水ピット、代替格納容器スプレイポンプ、2次冷却設備（補助給水設備）配管・弁、非常用炉心冷却設備配管・弁、非常用炉心冷却設備（低圧注入系）配管・弁、原子炉格納容器スプレイ設備配管・弁、<u>原子炉容器</u>、<u>1次冷却設備</u>、<u>非常用交流電源設備</u>、<u>常設代替交流電源設備</u>、<u>可搬型代替交流電源設備</u>、<u>代替所内電気設備</u></p> <p>(新) 燃料取替用水ピット、補助給水ピット、代替格納容器スプレイポンプ、2次冷却設備（補助給水設備）配管・弁、非常用炉心冷却設備配管・弁、原子炉格納容器スプレイ設備配管・弁</p>	技術的能力1.13まとめ資料での変更に伴う反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1. 0. 14-26	同上	同上
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 12.0)	1. 0. 14-25	<p>他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、「燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）」の「設備」欄について、適正化した。（下線部参照）</p> <p>(旧) 燃料取替用水ピット、補助給水ピット、代替格納容器スプレイポンプ、2次冷却設備（補助給水設備）配管・弁、非常用炉心冷却設備配管・弁、原子炉格納容器スプレイ設備配管・弁、スプレイノズル、スプレイリング、原子炉格納容器、非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備</p> <p>(新) 燃料取替用水ピット、補助給水ピット、代替格納容器スプレイポンプ、2次冷却設備（補助給水設備）配管・弁、非常用炉心冷却設備配管・弁、原子炉格納容器スプレイ設備配管・弁</p>	技術的能力1.13まとめ資料での変更に伴う反映
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1. 0. 14-26	同上	同上
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 12.0)	1. 0. 14-25	<p>他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、「燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え」の「設備」欄について、適正化した。（下線部参照）</p> <p>(旧) 1次系純水タンク、1次系補給水ポンプ、ほう酸タンク、ほう酸ポンプ、充てんポンプ、燃料取替用水ピット、再生熱交換器、給水処理設備配管・弁、化学体積制御設備配管・弁、非常用炉心冷却設備配管・弁、1次冷却設備、原子炉容器、常用電源設備、非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>(新) 1次系純水タンク、1次系補給水ポンプ、ほう酸タンク、ほう酸ポンプ、充てんポンプ、燃料取替用水ピット、給水処理設備配管・弁、化学体積制御設備配管・弁、非常用炉心冷却設備配管・弁</p>	技術的能力1.13まとめ資料での変更に伴う反映

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1. 0. 14-26	同上	同上
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1. 0. 14-25	<p>他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、「電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替え」の「設備」欄について、適正化した。（下線部参照）</p> <p>(旧) 補助給水ピット, 2次系純水タンク, 電動補助給水ポンプ, タービン動補助給水ポンプ, <u>2次冷却設備（給水設備）配管</u>, <u>2次冷却設備（補助給水設備）配管・弁</u>, 蒸気発生器, 給水処理設備配管・弁, <u>非常用交流電源設備</u>, <u>常設代替交流電源設備</u>, 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>(新) 補助給水ピット, 2次系純水タンク, 電動補助給水ポンプ, タービン動補助給水ポンプ, 2次冷却設備（補助給水設備）配管・弁, 給水処理設備配管・弁</p>	技術的能力1.13まとめ資料での変更に伴う反映
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1. 0. 14-26	同上	同上
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.0)	1. 0. 14-36	<p>他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、記載を適正化した。（下線部参照）</p> <p>表2 技術的能力対応手段と運転手順等比較表（5/20）「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備」欄</p> <p>(旧) <1次冷却材喪失事象が発生していない場合> 全交流動力電源</p> <p>(新) <1次冷却材喪失事象が発生していない場合> 全交流動力電源又は原子炉補機冷却設備</p>	技術的能力1.4まとめ資料での変更に伴う反映
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.0)	1. 0. 14-38	同上	同上

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 0)	1. 0. 14-39, 40	技術的能力1.7及び1.8との記載整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能__健全 (新) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 0)	1. 0. 14-41, 42	同上	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 0)	1. 0. 14-39, 40	他条文資料更新に伴う資料間の整合のため、以下の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能__喪失 (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失	技術的能力1.7, 1.8まとめ資料での変更に伴う反映
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 0)	1. 0. 14-41, 42	同上	同上

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項（可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 0)	1. 0. 2-別紙34-4～9, 14, 17	第9条における使用済燃料ピットのスロッシング評価を踏まえて反映するとしていた箇所の追而を解消しました。 なお、使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水量に変更が無いことから、追而解消箇所の記載変更はありません。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 0)	1. 0. 2-別紙34-7～12, 17, 20	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト
技術的能力 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r. 11.0)	1. 1-18	条文内整合のため記載を追記した。 (下線部参照) (旧) : ① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき運転員に・・・ (新) : ① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、 <u>運転員</u> に・・・	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101-9 r. 10.0)	1. 1-17	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 15.0)	1.2-63	<p>条文間整合のため、記載を追記した。（下線部参照）</p> <p>（旧） また、代替非常用発電機への燃料補給の手順については、1.14.2.4「燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>（新） また、代替非常用発電機への燃料補給の手順については、<u>「1.14 電源の確保に関する手順等」</u>のうち、1.14.2.4「燃料の補給手順」にて整備する。</p>	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r. 14.0)	1.2-61	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 14.0)	1.3-12, 14, 48	技術的能力1.2と整合させ、記載を適正化（下線部参照） (旧) 高圧注入ポンプの故障により発電用原子炉へ注水できない場合 (新) <u>高圧注入ポンプ</u> の故障等により発電用原子炉へ注水できない場合 (旧) 補助給水ポンプの故障により蒸気発生器への注水ができない場合 (新) <u>補助給水ポンプ</u> の故障等により蒸気発生器への注水ができない場合	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 13.0)	1.3-10, 11, 41	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 14.0)	1.3-27, 38	設計基準事故対処設備が有する機能について記載している箇所のため、記載を適正化（下線部参照） (旧) 蒸気発生器2次側からの除熱を用いた1次冷却系の減圧 (新) <u>2次冷却設備</u> からの除熱を用いた1次冷却系の減圧	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 13.0)	1.3-23, 33	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 14.0)	1.3-32	条文内整合のため、記載順序を入れ替え（下線部参照） (旧) <u>弁・ホース</u> (新) ホース・ <u>弁</u>	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 13.0)	1.3-27	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 14.0)	1.3-49	条文内及び技術的能力1.2と整合させ、記載を適正化（下線部参照） (旧) 高圧注入ポンプの故障により運転できない場合 (新) 高圧注入ポンプが故障等により運転できない場合	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 13.0)	1.3-42	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 14.0)	1.3-70	誤記訂正（下線部参照） (旧) フロントライン系機能喪失時の対応手段 (新) フロントライン系故障時の対応手段	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 13.0)	1.3-69	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 14.0)	1.3-83	条文間整合のため、記載を追記した。（下線部参照） (旧) また、代替非常用発電機への燃料補給の手順については、1.14.2.4「燃料の補給手順」にて整備する。 (新) また、代替非常用発電機への燃料補給の手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4「燃料の補給手順」にて整備する。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 13.0)	1.3-81	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 14.0)	1. 3-116	誤記訂正 「第1.3.4図 加圧器補助スプレイ弁による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 概要図」において、逆止弁の向きを修正した。	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 13.0)	1. 3-112	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 14.0)	1. 3-126, 132	誤記訂正 以下の概要図において、原子炉格納容器内制御用空気供給ラインの電動弁開閉表示を適正化した。 ・第1.3.14図 加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧 概要図（高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱の防止） ・第1.3.20図 加圧器逃がし弁による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 概要図 (旧) 開表示 (新) 閉表示	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 13.0)	1. 3-126, 135	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 14.0)	1.3-128, 129	<p>条文内で整合を図り、記載を適正化した。 第1.3.16図タイムチャート及び第1.3.17図フローチャートについて、タイムチャートの「手順の項目」及び図のタイトルを適正化した。（下線部参照）</p> <p>タイムチャート「手順の項目」 (旧) 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の手順 (新) 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の対応手順</p> <p>タイムチャート タイトル (旧) 第1.3.16図 蒸気発生器伝熱管破損発生時の手順 (新) 第1.3.16図 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の対応手順</p> <p>フローチャート タイトル (旧) 第1.3.17図 蒸気発生器伝熱管破損発生時の対応手順 (新) 第1.3.17図 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の対応手順</p>	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 13.0)	1.3-130, 131	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 14.0)	1.3-129	<p>第1.3.17図 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の対応手順 有効性評価7.1.8 格納容器バイパスまとめ資料のフロー図と整合させた。 修正箇所は下記の通り。（下線部参照）</p> <p>(旧) ※4 破損側蒸気発生器の減圧継続判断は以下で確認。 破損側蒸気発生器水位及び圧力、加圧器水位及び圧力 (新) ※4 破損側蒸気発生器の減圧継続判断は以下で確認。 破損側蒸気発生器水位及び圧力、加圧器水位及び圧力 (主蒸気安全弁開閉による減圧継続に対して講じ得る処置：現場でのハンマリング)</p>	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 13.0)	1.3-131	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 14.0)	1.3-130	<p>条文内整合及び記載の適正化 第1.3.18図タイムチャートについて、タイムチャートの「手順の項目」及び図のタイトルを適正化し、重複記載となっていた注記「※5」を削除し、付番を修正した。（下線部参照）</p> <p>タイムチャートの「手順の項目」及びタイトル (旧) インターフェイスシステムLOCA発生時の手順 (新) インターフェイスシステムLOCA発生時の<u>対応</u>手順</p> <p>重複記載となっていた注記「※5」を削除 (旧) ※4 : 中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間 ※5 : 機器の操作時間に余裕を見込んだ時間 (新) ※4 : 中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間</p> <p>注記の付番修正 (旧) 破損系列の余熱除去系隔離操作^{※5} (新) 破損系列の余熱除去系隔離操作^{※4}</p>	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 13.0)	1.3-133	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103 r. 14.0)	1.3-146	添付資料1.3.3 自主対策設備仕様 本文の記載と整合させ、「体積制御タンク」の設備仕様を追記した。	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (SAT103-9 r. 13.0)	1.3-150	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-12	誤記訂正（下線部参照） (旧) 全交流動力電源喪失時とLOCA事象が重畠する場合の対応操作について (新) 全交流動力電源喪失とLOCA事象が重畠する場合の対応操作について	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-9	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-21	条文内整合のため、概要の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 1次冷却材喪失事象の発生は、加圧器水位、圧力の低下、原子炉格納容器内温度、圧力の上昇、格納容器サンプル水位の上昇、凝縮液量測定装置の水位上昇及び原子炉格納容器内の放射線モニタの指示値上昇等により判断する。 (新) 1次冷却材喪失事象の発生は、加圧器水位、圧力の低下、原子炉格納容器内温度、圧力の上昇、格納容器サンプル水位の上昇、凝縮液量測定装置の水位上昇、原子炉格納容器内の放射線モニタの指示値上昇等により判断する。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-15	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-27	条文内整合のため、注記の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) ※4 再循環運転：設計基準事故対処設備で、原子炉格納容器に溜まった水を発電用原子炉へ注水する手段をいう。 (新) ※4 再循環運転：設計基準事故対処設備で、原子炉格納容器内に溜まった水を原子炉容器へ注水する手段をいう。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-21	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-32	<p>条文内整合のため、自主対策設備として位置付ける理由について適正化した。（下線部参照）</p> <p>（旧） 補給水供給設備である1次系純水タンク及び1次系補給水ポンプは耐震性がないものの、1次系純水タンク及び1次系補給水ポンプが健全であれば燃料取替用水ピットの代替手段として有効である。</p> <p>（新） 原子炉補給系の補給水供給設備である1次系純水タンク及び1次系補給水ポンプは耐震性がないものの、1次系純水タンク及び1次系補給水ポンプが健全であれば燃料取替用水ピットの代替手段として有効である。</p>	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-24	<p>同上 上記修正に伴い、相違理由を削除した。</p>	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-42, 90	<p>誤記訂正（下線部参照） 第1.4.1表の整理のとおり、「原子炉補機冷却設備（原子炉補機冷却水設備）配管・弁」は重大事故等対処設備として位置付けているため、重大事故等対処設備（設計基準拡張）側の設備名称を削除した。</p> <p>（旧） 復旧で使用する設備のうち、・・・原子炉補機冷却設備（原子炉補機冷却水設備）配管・弁、・・・は重大事故等対処設備として位置付ける。 また、・・・非常用炉心冷却設備（高圧注入系）配管・弁、原子炉補機冷却設備（原子炉補機冷却水設備）配管・弁、1次冷却設備・・・は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。</p> <p>（新） 復旧で使用する設備のうち、・・・原子炉補機冷却設備（原子炉補機冷却水設備）配管・弁、・・・は重大事故等対処設備として位置付ける。 また、・・・非常用炉心冷却設備（高圧注入系）配管・弁、1次冷却設備・・・は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。</p>	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-31, 69	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-42	<p>脱字訂正（下線部参照）</p> <p>（旧） また、重大事故等対処設備である代替格納容器スプレイポンプのバックアップであり・・・</p> <p>（新） また、重大事故等対処設備である代替格納容器スプレイポンプ等のバックアップであり・・・</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-32	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-46, 228, 229	<p>「b. 1次冷却材喪失事象が発生していない場合の対応手段及び設備」 1次冷却材喪失事象が発生していない場合におけるサポート系故障の想定は、「全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失」であるため、条文内整合及び玄海審査実績を踏まえ、「原子炉補機冷却機能喪失」を追記した。（下線部参照）</p> <p>（旧）また、サポート系故障として全交流動力電源喪失を想定する。 （新）また、サポート系故障として全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失を想定する。</p> <p>また、1.4.1表(11/22, 12/22) の「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に「原子炉補機冷却設備」を追記した。</p>	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-36, 209, 210	同上 上記修正に伴い、相違理由を修正した。 また、比較のため、大飯欄に玄海3/4号炉 技術的能力1.4の記載を引用した。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-49	条文内整合のため、「対応手段及び設備」の記載を適正化した。（下線部参照） <p>（旧）原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水</p> <p>（新）原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水で使用する設備は以下のとおり。</p>	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-38	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-49, 85	条文内の整合を図り、「対応手段及び設備」の重複記載を適正化した。（下線部参照） <p>（旧） 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却により発電用原子炉を冷却する手段がある。 （新） 蒸気発生器2次側からの除熱により発電用原子炉を冷却する手段がある。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1. 4-38, 66	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1. 4-70	条文内の整合を図り、「対応手段及び設備」の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) タービンバイパス弁による蒸気放出により発電用原子炉を冷却する手段がある。 (新) タービンバイパス弁による蒸気放出で使用する設備は以下のとおり。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1. 4-55	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1. 4-93	条文内整合のため、「手順着手の判断基準」の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) i. 手順着手の判断基準 1次冷却材喪失事象が発生後、1系統以上の非常用炉心冷却設備による原子炉容器への注水を高压注入流量及び低压注入流量等により確認できない場合 (新) i. 手順着手の判断基準 1次冷却材喪失事象が発生後、1系統以上の非常用炉心冷却設備による原子炉容器への注水を高压注入流量, 低压注入流量等により確認できない場合	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1. 4-73	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1. 4-103, 172	条文内整合のため、操作手順の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) ① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき (新) ① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき <u>…</u>	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1. 4-87, 153	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1. 4-105	条文間整合のため、操作手順の句点を適正化した。（下線部参照） (旧) 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する。 <u>…</u> （燃料を補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能 <u>…</u> ） (新) 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能） <u>…</u>	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1. 4-89	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1. 4-114	操作手順の脱字修正（下線部参照） (旧) 運転員は、 (新) 運転員 <u>（中央制御室）</u> Aは、	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1. 4-96	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-116	「手順着手の判断基準」の脱字修正（下線部参照） (旧) i. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び格納容器スプレイポンプによる再循環運転で原子炉容器へ注水を行っている場合に、格納容器再循環サンプ水位の低下、ポンプの流量低下、ポンプ出口圧力、電動機電流の変動又は低下等格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候を確認した場合。 (新) i. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び格納容器スプレイポンプによる再循環運転で原子炉容器へ注水を行っている場合に、格納容器再循環サンプ水位の低下、ポンプの流量低下、ポンプ出口圧力、電動機電流の変動又は低下等により格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候を確認した場合。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-97	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-118	操作手順の記載表現を適正化した。（下線部参照） (旧) ①運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給状況を確認し、補給に成功している場合は、燃料取替用水ピット水位が3%以下にならないように、高圧注入ポンプ_充てんポンプ又は代替炉心注水を断続運転し原子炉容器への注水を継続する。 (新) ①運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給状況を確認し、補給に成功している場合は、燃料取替用水ピット水位が3%以下にならないように、高圧注入ポンプ若しくは充てんポンプを断続運転、又は代替炉心注水により原子炉容器への注水を継続する。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-98	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-118, 143	記載の適正化（下線部を削除） (旧) 原子炉格納容器水位 (新) 格納容器水位	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1. 4-98, 127	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1. 4-122	概要の誤記訂正（下線部参照） (旧) 代替格納容器スプレイポンプの注入先を原子炉容器とする準備を行い・・・ (新) 代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器とする準備を行い・・・	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1. 4-102	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1. 4-132	目次と不整合となっていた手順の項目名称を誤記訂正した。（下線部参照） (旧) (b) 1次冷却材喪失事象時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合 (新) (b) 1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1. 4-110	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1. 4-135, 136, 203, 204	<p>「1. 4. 2. 1(2)d., 1. 4. 2. 2(2)d., 1. 4. 2. 3(2)f. 復旧」の概要について、条文内整合及び女川審査実績を踏まえ、誤記及び脱字修正するとともに、記載内容を適正化した。</p> <p>【B－充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水】 (旧) 全交流動力電源喪失により、B－充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水ができない場合は、常設代替交流電源設備によりB－充てんポンプの電源を復旧することで、B－充てんポンプにて原子炉容器へ注水する。 (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、充てんポンプによる原子炉容器への注水ができない場合は、常設代替交流電源設備によりB－充てんポンプの電源を復旧し、自己冷却運転により冷却水を確保することで、B－充てんポンプにて原子炉容器へ注水する。</p> <p>【可搬型大型送水ポンプ車を用いたA－高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転】 (旧) 全交流動力電源喪失により、A－高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転にて原子炉容器への注水ができない場合は、常設代替交流電源設備によりA－高圧注入ポンプの電源を復旧することで、可搬型大型送水ポンプ車を用いたA－高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転にて原子炉容器へ注水する。 (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転にて原子炉容器への注水ができない場合は、常設代替交流電源設備によりA－高圧注入ポンプの電源を復旧し、代替補機冷却により冷却水を確保することで、可搬型大型送水ポンプ車を用いたA－高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転にて原子炉容器へ注水する。</p>	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1. 4-114, 115, 179, 180	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1. 4-141	条文内整合のため、記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) 概要図を第1. 4. 31図、第1. 4. 32図に示す。 (新) 概要図を第1. 4. 31図及び第1. 4. 32図に示す。	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1. 4-120	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-142	<p>条文内整合のため、操作手順の記載を適正化した。（下線部参照）</p> <p>（旧） ⑦ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で原子炉格納容器への注水により、残存溶融炉心を冷却して格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまで注水されたことを格納容器水位等により確認すれば原子炉格納容器への注水を停止する。</p> <p>（新） ⑦ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で原子炉格納容器内への注水により、残存溶融炉心を冷却して格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまで注水されたことを格納容器水位等により確認すれば原子炉格納容器内への注水を停止する。</p>	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-121	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-145	<p>条文内及び条文間整合のため、SG直接給水用高圧ポンプにより蒸気発生器へ注水した場合の蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度の上昇対応について概要に追記した。（下線部参照）</p> <p>（旧） (c) SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、SG直接給水用高圧ポンプにより補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>（新） (c) SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 1次冷却材喪失事象が発生していない場合で余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、SG直接給水用高圧ポンプにより補助給水ピット水を蒸気発生器へ注水する。 なお、淡水又は海水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため、蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。</p>	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-130	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-149	<p>概要の誤記修正（下線部参照）</p> <p>（旧） (a) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 1次冷却材喪失事象が発生していない場合に、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作して蒸気発生器2次側からの除熱を用いた発電用原子炉の冷却を行う。</p> <p>（新） (a) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 1次冷却材喪失事象が発生していない場合に、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作して蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却を行う。</p>	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-133	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-157	<p>脱字訂正（下線部参照）</p> <p>（旧） i. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水が確保されたことを確認できた場合。</p> <p>（新） i. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを確認できた場合。</p>	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-138	同上	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-161	<p>「(3) 重大事故等時の対応手段」の誤記を修正した。（下線部参照）</p> <p>（旧）全交流動力電源喪失時等により （新）全交流動力電源喪失等により</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-141	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-172	「(a) 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転」 概要の記載表現を適正化した。 (下線部参照) (旧) また、格納容器内自然対流冷却 <u>を使用できない</u> 場合は・・・ (新) また、格納容器内自然対流冷却による原子炉格納容器内の冷却ができない場合は・・・	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-153	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-173	操作手順の記載を適正化した。 (下線部を削除) (旧) 指示値 (新) 指示	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-154	同上 上記修正に伴い、相違理由を削除した。	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-191	リンク先の操作手順名称の記載抜けを適正化した。 (下線部参照) (旧) ディーゼル駆動消火ポンプ又は電動機駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水については、1.4.2.1(1) b. (c)の操作手順と同様である。 (新) ディーゼル駆動消火ポンプ又は電動機駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水については、1.4.2.1(1) b. (c)「電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水」の操作手順と同様である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-170	同上	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-197	「手順着手の判断基準」の誤記修正（下線部参照） (旧) 蒸気発生器への注水されていることを・・・ (新) 蒸気発生器～注水されていることを・・・	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-175	同上	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-204	条文内及び条文間整合のため、括弧の位置を適正化した。（下線部参照） (旧) B一充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水については、 「1.4.2.1(2) a . (b) B一充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水」の操作手順と同様である。 (新) B一充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水については、 1.4.2.1(2) a . (b)「B一充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水」の操作手順と同様である。	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-179	同上	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-209	目次と不整合となっていた手順の項目名称を誤記訂正した。（下線部参照） (旧) (3) 原子炉格納容器内の作業員を退避させる手順等 (新) (3) 原子炉格納容器内の作業員を退避させる手順	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-186	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-217	誤記訂正（下線部参照） (旧) 1.14.2.4 「燃料の補給の手順」にて整備する。 (新) 1.14.2.4 「燃料補給の手順」にて整備する。	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-195	同上	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-227, 229, 234, 238	第1.4.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 記載の適正化 条文間の整合を図り、蒸気発生器へ海水を注水する際の注記を下記の通り修正した。（下線部参照） (旧) 蒸気発生器へ海水を注水する場合は蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。 (新) 蒸気発生器へ海水を長時間注水する場合は蒸気発生器ブローダウンラインにより排水を行う。	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-208, 210, 215, 219	同上	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-301	誤記訂正（下線部参照） (旧) 4-A(B)1 非常用高压母線 (新) 4-A(B)1 非常用低压母線	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-280	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-303	<p>第1.4.1図 機能喪失原因対策分析(1/2) について下記の通り修正を行った。</p> <p>誤記訂正（下線部参照） (旧) 余熱除去設備（再循環運転）による原子炉<u>△</u>の冷却機能喪失 (新) 余熱除去設備（再循環運転）による原子炉の冷却機能喪失</p> <p>記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1.4.1図 機能喪失原因対策分析において、フロントライン系故障想定箇所である余熱除去冷却器に×印を追記した。 ・サポート系故障時の対応「⑨」について、当該手順は格納容器再循環サンプルクリーン閉塞時の対応手順とはならないことから、「⑨」の記載位置を余熱除去設備A系機能喪失及び余熱除去設備B系機能喪失の上部へ変更した。 ・フロント系故障時の対応「①, ②, ③, ④」について、余熱除去設備B系機能喪失の上部にも記載を追記した。 	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-282	同上	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-304	<p>第1.4.1図 機能喪失原因対策分析(2/2) について下記の通り修正を行った。</p> <p>誤記訂正（下線部参照） (旧) 安全注入設備 (新) 非常用炉心冷却設備</p> <p>記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1.4.1図 機能喪失原因対策分析において、フロントライン系故障想定箇所である余熱除去冷却器に×印を追記した。 	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-283	同上	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-352	<p>本文操作手順とフローチャートの整合及び大飯実績の反映のため、記載を適正化した。</p> <p>第1.4.44図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート（1/21）に、高圧注入ポンプ1台による再循環運転可否の判断フローを追加した。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-341	同上	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-361, 363	条文内で整合を図り、記載を適正化した。 第1.4.44図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (10/21) 及び (12/21) について、(14/21)との整合を図り、対応手段の記載を適正化した。	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-349, 351	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-371	条文内で整合を図り、記載を適正化した。 第1.4.44図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (20/21) のうち、「代替非常用発電機準備」のフローについて、重大事故等対処設備を示す記載に修正した。	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-359	同上	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-453	条文内で整合を図り、記載を適正化した。 (下線部参照) 添付資料1.4.23のタイトル (旧) <u>運転停止中の全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時の炉心注水手段</u> (新) <u>発電用原子炉停止中の全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時の炉心注水手段</u>	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-459	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r. 14.0)	1.4-458, 459	条文内で整合を図り、記載を適正化した。（下線部参照） 添付資料1.4.25のタイトル (旧) 発電用原子炉停止中の除熱機能と炉心注水手段 (新) 発電用原子炉停止中の除熱機能と原子炉容器への注水手段	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 13.0)	1.4-464, 465	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.14.0)	1.5-40, 44, 70	概要の記載を適正化した。 (下線部参照) 【適正化の例】 (旧) 常用設備である所内用空気圧縮機による代替制御用空気を供給する。 (新) 常用設備である所内用空気圧縮機により代替制御用空気を供給する。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.13.0)	1.5-31, 34, 54	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.14.0)	1.5-42	概要の記載を適正化した。 (下線部を削除) (旧) 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、制御用空気圧縮機が機能喪失した場合・・・ (新) 原子炉補機冷却海水ポンプ又は原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、制御用空気圧縮機が機能喪失した場合・・・	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.13.0)	1.5-32	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.14.0)	1.5-59	操作手順の記載を適正化した。 (下線部を追加) (新) 低温停止への移行に伴う余熱除去ポンプの起動操作は・・・	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.13.0)	1.5-45	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 14.0)	1.5-85, 88	第1.5.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 記載の適正化 条文間の整合を図り、蒸気発生器へ海水を注水する際の注記を下記の通り修正した。（下線部参照） （旧）蒸気発生器へ海水を注水する場合は蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。 （新）蒸気発生器へ海水を長時間注水する場合は蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行う。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 13.0)	1.5-68, 71	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	とりまとめた資料-3, 6	条文内で整合を図り、記載を適正化した。（下線部参照） (旧) フロントライン系機能喪失時 (新) フロントライン系 <u>故障</u> 時 (旧) サポート系機能喪失時 (新) サポート系 <u>故障</u> 時	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1.6-9	脱字訂正（下線部参照） (旧) 放射性物質濃度 (新) 放射性物質の濃度	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	1.6-8	同上	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1.6-17, 30	条文内で整合を図り、代替格納容器スプレイで使用する重大事故等対処設備に「代替所内電気設備」を追記した。（下線部参照） (旧) スプレイリング及び原子炉格納容器は重大事故等対処設備として位置付ける。 (新) スプレイリング、原子炉格納容器及び代替所内電気設備は重大事故等対処設備として位置付ける。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	1.6-14, 25	同上	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1.6-23, 36	設備名称の誤記修正（下線部参照） (旧) 代替所内電源設備 (新) 代替所内電気設備	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	1.6-19, 30	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1. 6-42, 64	条文内で整合を図り、記載を適正化した（下線部参照） (旧) 格納容器スプレイ作動圧力設定値 (0.127MPa[gage]) (新) 格納容器スプレイ作動設定値 (0.127MPa[gage])	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	1. 6-36, 53	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1. 6-48, 84	技術的能力1.8と整合させ、「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」の操作手順の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) ⑦ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所に水面より低く、かつ着底しない位置に水中ポンプを設置する。 (新) ⑦ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所に水中ポンプを水面より低く、かつ着底しない位置に設置する。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	1. 6-41, 69	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1. 6-60, 98	条文内及び条文間の整合を図り、手順リンクの重複記載を削除した。泊は大飯と同様に「その他の手順項目について考慮する手順」で技術的能力1.14の操作手順にリンクさせる構成としているため、当該箇所での下記記載は不要である。 (旧) なお、常設代替交流電源設備に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替交流電源設備による給電」にて整備する。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	1. 6-50, 79	同上 上記修正に伴い、相違理由を削除した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1. 6-113	条文間及び条文内の整合を図り、「全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時」の用語について、「全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時」に記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時 (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	1. 6-98	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1. 6-149	第1.6.1図 機能喪失原因対策分析について以下の修正を実施 ・フロントライン系故障想定箇所である格納容器スプレイ冷却器に×印を追記した。 ・設備名称について適正化を実施(下線部参照) (旧) 格納容器スプレイ設備 (新) 原子炉格納容器スプレイ設備	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	1. 6-129	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1. 6-150	誤記訂正 「第1.6.2図 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 概要図」において、凡例を修正した。	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	1. 6-137	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1. 6-157	第1.6.9図 タイムチャート 記載の適正化（下線部参照） 不要な「、」を削除した。 (旧) ※5：ホース延長・回収車（送水車用）の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近又はディーゼル発電機建屋付近までを想定した移動時間、及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 (新) ※5：ホース延長・回収車（送水車用）の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近又はディーゼル発電機建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	1. 6-144	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1. 6-162	第1.6.14図 タイムチャート 記載の適正化（下線部参照） 手順の項目 (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器注水から原子炉格納容器内スプレイへの切替え (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (原子炉容器注水から原子炉格納容器内スプレイへの切替え)	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	1. 6-153	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1. 6-165, 167, 170, 172	第1.6.17図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (1/9) (3/9) (6/9) (8/9) 条文内で整合を図り、記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 格納容器スプレイ作動設定値圧力0.127MPa[gage]以上 格納容器スプレイ作動圧力設定値以上 (新) 格納容器スプレイ作動設定値_(0.127MPa[gage])_以上 (旧) 格納容器最高使用圧力0.283MPa[gage] (新) 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力_(0.283MPa[gage])_	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	1. 6-156, 158, 161, 163	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1. 6-167	第1.6.17図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (3/9) 記載の適正化 (下線部参照) (旧) ※1 : 燃料取替用水ピットが再循環切替値に達すれば、代替格納容器スプレイポンプ及びB-格納容器スプレイポンプの自己冷却運転を停止する。 (新) ※1 : 燃料取替用水ピット水位が再循環切替値に達すれば、代替格納容器スプレイポンプ及びB-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)を停止する。	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	1. 6-158	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1. 6-170, 171	第1.6.17図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (6/9) (7/9) 参照ページの誤記訂正 (下線部参照) • フローチャート (6/9) (旧) 水源の選択に係る対応手順は第1.6.17図 (4/9) 参照 (新) 水源の選択に係る対応手順は第1.6.17図 (7/9) 参照 • フローチャート (7/9) (旧) 第1.6.17図 (3/9) 参照 (新) 第1.6.17図 (6/9) 参照	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12.0)	1. 6-161, 162	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13.0)	1. 6-170, 172	第1.6.17図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (6/9) (8/9) 条文内で整合を図り記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) 格納容器内高レンジエリアモニタ (新) 格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ) (旧) 水素濃度測定値が 8 vol%未満 (新) 水素濃度測定値が 8 vol% (ドライ) 未満 また、「格納容器内自然対流冷却停止」「代替格納容器スプレイ停止」に対する注記の記載位置を調整した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12. 0)	1. 6-161, 163	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 13. 0)	1. 6-172	第1. 6. 17図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (8/9) 条文内で整合を図り記載を適正化した (下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却水系機能喪失 (新) 原子炉補機冷却機能喪失	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 12. 0)	1. 6-163	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13.0)	とりまとめた資料-3	脱字修正（下線部参照） (旧) 格納容器最高使用圧力 (新) 原子炉格納容器最高使用圧力	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14.0)	1.7-1, 2, 15, 21, 35, 53, 54, 59～64, 80, 81, 235, 236	条文間及び条文内で整合を図り、「全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失」の記載について、「全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失」に適正化した。（下線部参照） (旧) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失 (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13.0)	とりまとめた資料-3 1.7-1, 2, 5, 12, 18, 48, 65, 66, 70～73, 105, 106, 274, 275	同上 上記修正に伴い、相違理由を適宜追記した。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14.0)	1.7-14	条文内で整合を図り、代替格納容器スプレイで使用する重大事故等対処設備に「代替所内電気設備」を追記した。（下線部参照） (旧) スプレイリング及び原子炉格納容器は重大事故等対処設備として位置付ける。 (新) スプレイリング、原子炉格納容器及び代替所内電気設備は重大事故等対処設備として位置付ける。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13.0)	1.7-11	同上	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14.0)	1.7-24, 36	操作手順の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 手順内の可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内水素濃度監視操作手順については、 (新) 手順内の可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視の操作手順については、	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13.0)	1.7-25, 48	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14. 0)	1. 7-25	操作手順の記載を適正化した。 (下線部参照) 操作手順③ (旧) 原子炉補機冷却水サージタンクを0.28MPa[gage]まで加圧 <u>操作を実施し</u> 、 (新) 原子炉補機冷却水サージタンクを0.28MPa[gage]まで加圧し、	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13. 0)	1. 7-25	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14. 0)	1. 7-26	記載の適正化 「原子炉格納容器内が冷却状態にあることを継続して確認する。」は後段の操作手順⑨に記載しているため、重複記載となっていたことから、操作手順⑦の記載を適正化した。 (下線部参照) 操作手順⑦ (旧) 原子炉格納容器内圧力及び温度の低下により原子炉格納容器内が冷却状態にあることを継続して確認する。 (新) 原子炉格納容器内圧力及び温度の低下により原子炉格納容器内が冷却状態であることを確認する。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13. 0)	1. 7-26	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14. 0)	1. 7-31	条文内及び条文間で整合を図り、記載を適正化 (下線部参照) (旧) 原子炉格納容器へのスプレイがAM用消火水積算流量等にて確認できない場合 (新) 原子炉格納容器内へのスプレイがAM用消火水積算流量等にて確認できない場合	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13. 0)	1. 7-36	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14. 0)	1. 7-34	脱字修正 (下線部参照) (旧) 格納容器作動設定値 (0.127MPa[gage]) (新) 格納容器 <u>スプレイ</u> 作動設定値 (0.127MPa[gage])	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13.0)	1.7-46	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14.0)	1.7-34	「重大事故等時の対応手段の選択」 条文間及び条文内で整合を図り、対応手段の記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 格納容器内自然対流冷却による原子炉格納容器内の冷却 (新) 格納容器内自然対流冷却	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13.0)	1.7-46	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14.0)	1.7-35	項目名称の誤記訂正（下線部参照） 「喪失」の追記はリストNo.2参照。 (旧) 1.7.2.2 原子炉格納容器の過圧破損防止のための対応手順（全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順等） (新) 1.7.2.2 原子炉格納容器の過圧破損防止のための対応手順（全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時）	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13.0)	1.7-48	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14.0)	1.7-38	条文間で整合させ、操作手順⑨の主語の記載を適正化した。（下線部参照） 操作手順⑨ (旧) 運転員（中央制御室）A, 運転員（現場）B, C 及び災害対策要員に (新) 運転員（中央制御室）A, 運転員（現場）B, <u>運転員（現場）C</u> 及び 災害対策要員に	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13.0)	1.7-50	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14.0)	1.7-39	<p>記載の適正化。 現場操作も含めた記載内容であるため、記載内容と整合させ、現場の操作要員を追記した。（下線部参照）</p> <p>操作手順⑯ (旧) 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で原子炉格納容器圧力が最高使用圧力から0.05MPa低下したことを確認すれば、現場にてC, D一格納容器再循環ユニット冷却水入口弁を手動で閉操作する。 (新) 運転員（中央制御室）A, 運転員（現場）B及びCは、中央制御室で原子炉格納容器圧力が最高使用圧力から0.05MPa低下したことを確認すれば、現場にてC, D一格納容器再循環ユニット冷却水入口弁を手動で閉操作する。</p>	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13.0)	1.7-50	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14.0)	1.7-41	<p>代替格納容器スプレイポンプの水源は、燃料取替用水ピットのほかに補助給水ピットが使用可能であるため、大飯審査実績も踏まえ、水源を燃料取替用水ピットに限定した記載を削除し適正化した。（下線部参照）</p> <p>(旧) 代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替え、燃料取替用水ピット水を原子炉格納容器内にスプレイする。 (新) 代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替え、原子炉格納容器内にスプレイする。</p>	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13.0)	1.7-52	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14.0)	1.7-41	<p>技術的能力1.6と整合させ、「手順着手の判断基準」の記載を適正化した。（下線部参照）</p> <p>(旧) 格納容器最高使用圧力 (0.283MPa [gage]) 以上で、 (新) 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力 (0.283MPa [gage]) 以上で、</p>	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13.0)	1.7-52	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14. 0)	1. 7-78, 80	<p>第1. 7. 8図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート 条文内で整合を図り、記載を適正化した(1/4)(3/4)（下線部参照）</p> <p>(旧) 格納容器スプレイ作動圧力設定値以上・・・ (新) 格納容器スプレイ作動設定値 <u>(0.127MPa[gage])</u> 以上・・・</p> <p>(旧) 最高使用圧力 (0.283MPa) に上昇するまでは・・・ (新) 最高使用圧力 <u>(0.283MPa[gage])</u> に上昇するまでは・・・</p> <p>(旧) 格納容器内高レンジエリアモニタ (新) 格納容器内高レンジエリアモニタ <u>(高レンジ)</u></p> <p>(旧) 格納容器最高使用圧力0.283MPa[gage] (新) 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力 <u>(0.283MPa[gage])</u></p> <p>(旧) 水素濃度測定値が8 vol%未満 (新) 水素濃度測定値が8 vol% <u>(ドライ)</u> 未満</p> <p>また、「格納容器内自然対流冷却停止」「代替格納容器スプレイ停止」に対する注記の記載位置を調整した。</p>	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13. 0)	1. 7-103, 105	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14. 0)	1. 7-80	<p>第1. 7. 8図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート(3/4) 条文内で整合を図り、記載を適正化した。（下線部参照）</p> <p>(旧) 原子炉補機冷却水系機能喪失 (新) 原子炉補機冷却機能喪失</p>	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13. 0)	1. 7-105	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 14. 0)	1. 7-244, 246～248、250～255, 257, 258	添付資料1.7.11 「フォールトツリー解析の実施の考え方について」「第3表 機能喪失原因対策分析を用いていない条文に対する設備抽出の考え方とその結果」について、各条項に記載している対応手段、設備の最新化を図った。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 13.0)	1. 7-283, 285~287, 289~296	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.14.0)	1.8-54, 56	<p>条文内及び条文間で整合を図り、下線部の記載を削除した。 「1.8.2.1(2) a. (a) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水」及び「1.8.2.1(2) a. (b) B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による原子炉格納容器下部への注水」の手順概要に、「全交流動力電源が喪失している場合は、常設代替交流電源設備により、交流動力電源を確保する。」と記載していたが、電源確保の手順については、「1.8.2.3 その他の手順項目について考慮する手順」にて技術的能力1.14の電源確保手順で整備する旨の記載があり、重複していた。このため、女川、伊方及び玄海の実績も踏まえて、当該箇所での電源確保に係る記載を削除した。</p> <p>(旧) <u>なお、全交流動力電源が喪失している場合は、常設代替交流電源設備により、交流動力電源を確保する。</u></p>	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.13.0)	1.8-52, 54	<p>同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。</p>	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 12.0)	1.9-12	操作手順の概要について、大飯審査実績を踏まえ、記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 装置の概要図 (新) 装置の概要	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 11.0)	1.9-20	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 12.0)	1.9-24	条文内で整合を図り、操作手順⑯の要員名称を適正化した。（下線部参照） (旧) ⑯ 運転員は、24時間以内に (新) ⑯ 運転員 <u>（現場）B</u> は、24時間以内に	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 11.0)	1.9-29	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 12.0)	1.9-26	「1.9.2.4 重大事故等時の対応手段の選択」 条文間の整合を図り、また女川審査実績も踏まえ、フローチャートに係る記載内容及び記載箇所を適正化した。 (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止及び原子炉格納容器内の水素濃度の監視手段として・・・ (中略) また、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定ができない場合、ガス分析計による水素濃度監視を行う。 以上の対応手順のフローチャートを第1.9.13図に示す。 (新) 重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.9.13図に示す。 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止及び原子炉格納容器内の水素濃度の監視手段として・・・ (中略) また、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定ができない場合、ガス分析計による水素濃度監視を行う。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 11. 0)	1. 9-33	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 12. 0)	1. 9-28, 53, 54	第1.9.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 添付資料1.9.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表 記載の適正化 本文との記載整合のため「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視」及び「ガス分析計による原子炉格納容器内の水素濃度監視」に記載していた設備から下記設備の記載を削除した。 <u>格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置</u> なお、上記圧縮装置については「格納容器雰囲気ガス試料採取設備」に含まれる。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 11. 0)	1. 9-35, 65, 66	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 12. 0)	1. 9-32	第1.9.3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備 記載の適正化 供給対象設備うち「格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置」については格納容器雰囲気ガス試料採取設備に含む整理としていることから、以下のとおり設備名称を適正化した。（下線部参照） (旧) 格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置 (新) 格納容器雰囲気ガス試料採取設備	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 11. 0)	1. 9-40	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 12.0)	1.9-44, 50	第1.9.9, 12図 タイムチャート 条文間及び条文内で整合を図り、「全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失」の用語について、「全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失」に記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 現場操作は全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能喪失を想定しており、機能が健全な場合の操作を包括している (新) 現場操作は全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却機能喪失を想定しており、機能が健全な場合の操作を包括している	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 11.0)	1.9-54, 60	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 12.0)	1.9-51	第1.9.13図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート 記載の適正化(下線部参照) (旧) … 1次冷却材喪失時に <u>全ての</u> 高圧注入系機能が喪失した場合 (新) … 1次冷却材喪失時に、 <u>すべての</u> 高圧注入系機能が喪失した場合。	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 11.0)	1.9-63	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 12.0)	1.9-51	第1.9.13図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート 記載の適正化 図中の「炉心損傷しているか」の判断フローにおいて「No」となった場合の戻し先をバラメータ確認の前としていたが、伊方3号炉、玄海3,4号炉と同様に当該判断フローの直前に戻すように記載の適正化を行った。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 11.0)	1.9-63	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 12.0)	1.9-55	<p>添付資料1.9.2 対応手段として選定した設備の電源構成図 第1図 電源構成図（交流電源）記載の適正化</p> <p>供給対象設備のうち「格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置」については格納容器雰囲気ガス試料採取設備に含む整理としていることから以下のとおり設備名称を適正化した。（下線部参照）</p> <p>(旧) 格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置 (新) 格納容器雰囲気ガス試料採取設備</p>	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 11.0)	1.9-67	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r. 13.0)	1.10-11	「アニュラス空気浄化設備による水素排出」 操作手順の記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベにより窒素を供給し、 (新) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベより窒素を供給し、	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110-9 r. 12.0)	1.10-17	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r. 13.0)	1.10-17	「1.10.2.4 重大事故等時の対応手段の選択」 条文間で整合を図り、また女川審査実績も踏まえ、フローチャートに係る記載内容及び記載箇所を適正化した。 (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合の水素排出及び水素濃度監視手段として・・・ (中略) 使用可能な範囲を逸脱した場合には、参考値として扱う必要がある。 <u>以上の対応手順のフローチャートを第1.10.8図に示す。</u> (新) <u>重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.10.8図に示す。</u> 炉心の著しい損傷が発生した場合の水素排出及び水素濃度監視手段として・・・ (中略) 使用可能な範囲を逸脱した場合には、参考値として扱う必要がある。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110-9 r. 12.0)	1.10-26	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r. 13.0)	1.10-17	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 高放射線、高温下では、指示値に影響があるため (新) 高線量及び高温下では、指示値に影響があるため	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110-9 r. 12.0)	1. 10-26	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r. 13.0)	1. 10-29	第1.10.8図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート 記載の適正化 図中の「炉心損傷しているか」の判断フローにおいて「No」となった場合の戻し先をバラメータ確認の前としていたが、伊方3号炉、玄海3,4号炉と同様に当該判断フローの直前に戻すように記載の適正化を行った。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110-9 r. 12.0)	1. 10-53	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 14. 0)	1.11-8	誤記訂正（下線部参照） (旧) 「1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時の手順等」に示す手順を整備する。 (新) 「1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手順」に示す手順を整備する。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 13. 0)	1.11-8	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 14. 0)	1.11-43	脱字修正（下線部参照） (旧) ⑨ 災害対策要員は、使用済燃料ピット水位を確認し、 (新) ⑨ 災害対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位を確認し、	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 13. 0)	1.11-46	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 14. 0)	1.11-53	条文内で整合を図り、記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 可搬型ホース等を敷設する。 (新) 可搬型ホースを敷設する。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 13. 0)	1.11-60	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 14.0)	1.11-62	<p>大飯審査実績を踏まえ、「1.11.2.5 重大事故等時の対応手段の選択」の記載を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピットの水位が低下した場合は、使用済燃料ピットへの注水は、ほう酸水でタンク容量が大きく注水までの所要時間が短い燃料取替用水ポンプによる燃料取替用水ポンプの注水を優先し、次に純水である2次系補給水ポンプによる2次系純水タンクの注水を優先する。その次に純水であり準備時間が早い1次系補給水ポンプによる1次系純水タンクの注水を優先する。電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによるろ過水タンクの注水は1次系補給水ポンプによる注水の次に使用する。</p> <p>(新) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピットの水位が低下した場合は、使用済燃料ピットへの注水は、ほう酸水でタンク容量が大きく注水までの所要時間が短い燃料取替用水ポンプによる燃料取替用水ポンプからの注水を優先し、次に純水である2次系補給水ポンプによる2次系純水タンクからの注水を優先する。その次に純水であり準備時間が早い1次系補給水ポンプによる1次系純水タンクからの注水を優先する。電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによるろ過水タンクからの注水は1次系補給水ポンプによる注水の次に使用する。</p>	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 13.0)	1.11-74	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 14.0)	1.11-69	<p>条文間の整合を図り、第1.11.2表 表タイトルを適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 第1.11.2表 重大事故等対処設備に係る監視計器 (新) 第1.11.2表 重大事故等対処に係る監視計器</p>	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 13.0)	1.11-79	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 14.0)	1.11-101, 114	「第1.11.16図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水ホース敷設ルート図(1/2)」及び「第1.11.25図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイホース敷設ルート図(1/2)」において、代替給水ピットの位置が法面の位置まではみ出していたため、代替給水ピットの位置を適正化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 13.0)	1.11-115, 141	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 14.0)	1.11-106, 118	「第1.11.19図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水ホース敷設ルート図(1/2)」及び「第1.11.28図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイホース敷設ルート図(1/2)」において、不要な矢印記号を削除した。	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 13.0)	1.11-121, 145	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 14.0)	1.11-120	「第1.11.29図 使用済燃料ピット漏えい緩和 概要図」において、以下の誤記訂正を実施した。 (下線部参照) (旧) 吊り お ろしロープ (新) 吊り下ろしロープ	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 13.0)	1.11-148	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 14.0)	1.11-137	添付資料1.11.3 自主対策設備仕様 条文内で整合を図り、使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口を追記した。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 13.0)	1.11-169	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 14.0)	1.11-179, 194, 195, 196, 199, 208	記載の適正化 SA54条補足説明資料「54-10 使用済燃料ピット監視設備」の修正を反映した (下線部参照) (旧) 燃料貯蔵ラック (新) 使用済燃料ラック	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 13. 0)	1. 11-222, 238, 239, 240, 243, 253	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 14. 0)	1. 11-182	記載の適正化 条文内及びSA54条補足説明資料「54-10 使用済燃料ピット監視設備」との整合を図り適性化した。 (下線部参照) (旧) 可搬式使用済燃料ピット水位の成立性 (新) 使用済燃料ピット水位_(可搬型)の成立性	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 13. 0)	1. 11-225	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト
技術的能力 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r. 12.0)	1.12-8	条文間で整合を図り、また、大飯審査実績も踏まえ、「(1) 対応手段と設備の選定の考え方」の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。 (新) 自主対策設備との関係を明確にする。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r. 11.0)	1.12-7	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r. 12.0)	1.12-9	条文間整合のため、「a. 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の対応手段及び設備」の概要の記載を適正化した。 (旧) 選定した対応手段とその対応に (新) 選定した対応手段と、その対応に	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r. 11.0)	1.12-7	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r. 12.0)	1.12-9	脱字訂正(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損のおそれがある場合 (新) 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r. 11.0)	1.12-7	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r. 12. 0)	1. 12-18, 31	目次と不整合となっていた手順の項目名称について誤記訂正した。 (下線部参照) (旧) 1. 12. 2. 1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の手順等 (新) 1. 12. 2. 1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の手順 (旧) 1. 12. 2. 2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (新) 1. 12. 2. 2 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷時の手順	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r. 11. 0)	1. 12-17, 28	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r. 12. 0)	1. 12-19, 35	条文間で整合を図り、また、大飯審査実績も踏まえ、操作手順の記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) 手順の概要は以下のとおりである。 (新) 手順の概要は以下のとおり。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r. 11. 0)	1. 12-18, 32	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r. 12. 0)	1. 12-23, 39	操作手順の脱字訂正 (下線部参照) (旧) 手順着手の判断に基づき (新) 手順着手の判断基準に基づき	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r. 11. 0)	1. 12-21, 36	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r. 12. 0)	1. 12-56	大飯審査実績を踏まえ、「重大事故等時の対応手段の選択」の記載を適正化した。 (旧) なお、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による消火活動が使用できない等の場合は、 (新) なお、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車が使用できない等の場合は、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r. 11. 0)	1. 12-49	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r. 12. 0)	1. 12-62～64	第1.12.2表 重大事故等対処に係る監視計器 誤記訂正 注記番号を下記の通り修正した。 (下線部参照) (旧) 使用済燃料ピット温度 (AM用) <u>※1</u> (新) 使用済燃料ピット温度 (AM用) <u>※2</u>	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r. 11. 0)	1. 12-56, 57	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r. 12. 0)	1. 12-69	誤記訂正 「第1.12.4図 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み 概要図」において、使用済燃料ピットの形状を修正した。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r. 11. 0)	1. 12-63	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r. 12. 0)	1. 12-71	第1.12.8図 タイムチャート 注記の記載内容を誤記訂正した。 (下線部参照) (旧) 放射性物質吸着剤の保管場所は51m倉庫・車庫エリア, <u>2号炉東側31m</u> エリア(a) (新) 放射性物質吸着剤の保管場所は51m倉庫・車庫エリア	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r. 11. 0)	1. 12-65	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r. 12. 0)	1. 12-72, 99	誤記訂正（下線部参照） (旧) 放射性物質吸着材 (新) 放射性物質吸着剤	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r. 11. 0)	1. 12-66, 104	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r. 12. 0)	1. 12-75, 78, 80	記載の適正化 第1.12.12図、第1.12.14図及び第1.12.16図において、各水源の容量に桁区切りのカンマを追記 修正例 (旧) 5000m ³ (新) 5, 000m ³	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r. 11. 0)	1. 12-70, 73, 74	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r. 12. 0)	1. 12-87	添付資料1.12.3 自主対策設備仕様 条文内で整合を図り、ホース延長・回収車及び屋外消火栓を追記した。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r. 11. 0)	1. 12-82	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r. 15.0)	1.13-57, 58	「(b) 燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプによる原子炉容器への注水」の概要について、引用元となる技術的能力1.4.2.1(2)d.(a)及び1.4.2.3(2)f.(a)の記載内容と整合させ、適正化した。（下線部参照） (旧) 非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、B-充てんポンプが使用可能な状態に復旧された場合・・・ (新) 非常用炉心冷却設備である高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水ピット水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、充てんポンプによる原子炉容器への注水ができない場合・・・	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r. 14.0)	1.13-76	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r. 15.0)	1.13-58	「(iii) 全交流動力電源喪失時のB-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水」の手順名称について、引用元となる技術的能力1.4.2.1(2)d.(a)及び1.4.2.3(2)f.(a)の記載内容と整合させ、適正化した。（下線部参照） (旧) (iii) 全交流動力電源喪失時のB-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水 (新) (iii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時のB-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r. 14.0)	1.13-77	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r. 15.0)	1.13-61, 68, 84, 87, 90, 108, 241	<p>技術的能力1.13ヒアリングコメント反映 大飯審査実績を踏まえ、各操作手順と対応するリンク先の手順が明確となるよう、「●●手順については、●●にて整備し、●●手順については・・・」又は「●●手順については、●●にて整備する。また、●●手順については・・・」として、記載表現を適正化した。（下線部参照）</p> <p>【修正例】 (旧) 充てんポンプによる原子炉容器への注水手順については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)a.(a)「充てんポンプによる原子炉容器への注水」、B一充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水手順については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(2)a.(b)「B一充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水」及び充てんポンプによる原子炉容器への注水（発電用原子炉停止中）手順については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.3(1)a.(a)「充てんポンプによる原子炉容器への注水」にて整備する。 (新) 充てんポンプによる原子炉容器への注水手順については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)a.(a)「充てんポンプによる原子炉容器への注水」<u>にて整備し</u>、B一充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水手順については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(2)a.(b)「B一充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水」<u>にて整備する</u>。また、充てんポンプによる原子炉容器への注水（発電用原子炉停止中）手順については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.3(1)a.(a)「充てんポンプによる原子炉容器への注水」にて整備する。</p>	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r. 14.0)	1.13-78, 84, 97, 100, 103, 122, 307	同上 上記修正に伴い、相違理由を修正した。 また、比較のため、大飯欄に技術的能力1.4の記載を引用した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r. 15.0)	1.13-234	<p>条文間で整合を図り、記載を適正化した。 「海を水源とした可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」操作の成立性の記載表現について、引用元の技能1.12の記載と整合を図った。（下線部参照）</p> <p>（旧） 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水及び大気への拡散抑制（使用済燃料ピット内の燃料体等損傷時）の<u>現場操作</u>は、災害対策要員6名にて実施し、所要時間は、手順着手から280分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。</p> <p>（新） 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水及び大気への拡散抑制（使用済燃料ピット内の燃料体等損傷時）の操作は、災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了するまで280分以内で可能である。</p>	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r. 14.0)	1.13-291	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r. 15.0)	1.13-241	<p>操作手順について、「高圧注入ポンプによる高圧再循環運転手順」と「高圧注入ポンプが健全な場合の高圧再循環運転手順」に記載分けしていたが、後者の手順は「高圧注入ポンプによる高圧再循環運転手順」に含まれることから、冗長な記載を見直し以下のとおり修正した。（下線部参照）</p> <p>（旧）高圧注入ポンプによる高圧再循環運転及び高圧注入ポンプが健全な場合の高圧再循環運転手順については、 （新）高圧注入ポンプによる高圧再循環運転手順については、</p>	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r. 14.0)	1.13-307	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r. 15.0)	1.13-244	<p>技術的能力1.13ヒアリングコメント反映 「(b) 格納容器再循環サンプルを水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転」は、技術的能力1.4を引用して記載していたが、引用元の1.4の記載が誤っていた。このため、引用元の技術的能力1.4の記載と合わせ、以下のとおり概要の記載を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失により、<u>A-高圧注入ポンプ(海水冷却)</u>による高圧代替再循環運転にて原子炉容器への注水ができない場合、・・・</p> <p>(新) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により、<u>高圧注入ポンプ</u>による<u>高圧再循環運転</u>にて原子炉容器への注水ができない場合・・・</p> <p>引用元となる技術的能力1.4については、1.4.2.1(2)d.(b)及び1.4.2.3(2)f.(b)の記載内容を修正した。</p>	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r. 14.0)	1.13-311	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r. 15.0)	1.13-245	<p>「(iii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転」の手順名称について、引用元となる技術的能力1.4.2.1(2)d.(b)及び1.4.2.3(2)f.(b)の記載内容と整合させ、適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧) (iii) 全交流動力電源喪失時の可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転 (新) (iii) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転</p>	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r. 14.0)	1.13-312	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r. 15.0)	1.13-281	脱字修正（下線部参照） (旧) 発電課長 (新) 発電課長 <u>（当直）</u>	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r. 14.0)	1.13-352	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r. 15.0)	1.13-289～296	付番修正 項目の付番ルールに合っていない箇所について、以下のとおり修正した。 i → (a) ii → (b) iii → (c)	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r. 14.0)	1.13-362, 364～371	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r. 13.0)	1.14-19	女川欄の誤植訂正 期間→期間	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r. 14.0)	1.14-25, 54	記載の適正化 「、」から「及び」に修正した。 (下線部参照) (旧) パワーコントロールセンタA系 <u>コントロールセンタA系並びにパワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB系</u> (新) パワーコントロールセンタA系 <u>及びコントロールセンタA系並びにパワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB系</u> (旧) 可搬型代替直流電源設備 (可搬型直流電源用発電機, <u>可搬型直流変換器</u>) (新) 可搬型代替直流電源設備 (可搬型直流電源用発電機 <u>及び</u> 可搬型直流変換器)	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r. 13.0)	1.14-28, 71	同上	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r. 14.0)	1.14-26	操作手順の記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) 可搬型代替電源車を起動及び並列操作を実施する。 (新) 可搬型代替電源車 <u>の</u> 起動及び並列操作を実施する。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r. 13.0)	1.14-29	同上	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r. 14.0)	1.14-60, 61	条文内整合のため、記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) [優先5. <u>の</u> 開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系受電の場合] (新) [優先5. 開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系受電の場合] (旧) [優先6. <u>の</u> 号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電の場合] (新) [優先6. 号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電の場合]	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r. 13.0)	1.14-79	同上	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r. 14.0)	1.14-63	条文内整合のため、手順のリンク先に係る記載を適正化した。 (下線部参照) (旧) 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車への燃料補給の手順は、1.14.2.4 「燃料の補給手順」にて整備する。 (新) 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車への燃料補給の手順については、1.14.2.4 「燃料の補給手順」にて整備する。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r. 13.0)	1.14-82	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r. 14.0)	1.14-81	条文内で整合を図り、記載を適正化した。 代替電源（直流）による対応手段で使用する所内常設蓄電式直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備の優先順位に関する記載表現を適正化した。 (下線部参照) (旧) 代替電源（直流）からの給電をすることで、24時間にわたって給電を確保することができることから・・・ (新) 所内常設蓄電式直流電源設備による代替電源（直流）からの給電をすることで、24時間にわたって給電を確保することができることから・・・ (旧) 全交流動力電源喪失時に、後備蓄電池による代替電源（直流）からの給電は、24時間以降に電圧が低下するため、・・・ (新) 全交流動力電源喪失時に、所内常設蓄電式直流電源設備による代替電源（直流）からの給電は、24時間以降に電圧が低下するため、・・・	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r. 13.0)	1.14-108	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r. 14.0)	1.14-83	第1.14.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順記載の適正化 設備分類の項目について、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁については設備分類「a」のみ記載していたが、非常用交流電源設備による給電時には、有効性評価（37条）に適合する重大事故等対処設備「b」に該当することから、設備分類を「a」から「a, b」へ修正した。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r. 13.0)	1.14-110	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r. 14.0)	1.14-203	技術的能力1.9の修正を反映した。 添付資料1.14.15 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備（7/14）について、設備名称を以下のとおり修正した。（下線部参照） (旧) 格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置 (新) 格納容器雰囲気ガス <u>試料採取設備</u>	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r. 13.0)	1.14-274	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.15 事故時の計装に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r. 13.0)	1.15-3	記載適正化のため、以下のとおり修正した。 (下線部参照) (旧) <要求事項> (新) 【要求事項】 (旧) 【解釈】 1 __ 「当該重大事故等に対処する…」 (新) 【解釈】 1 __ 「当該重大事故等に対処する…」	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r. 12.0)	1.15-4	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r. 13.0)	1.15-29	他条文との整合を図り、以下のとおり修正した。 (下線部参照) 整備する手順書 (旧) 余熱除去設備の異常時における対応手順書等 全交流動力電源喪失時における対応手順書等 (新) 余熱除去設備の異常時における対応手順書 全交流動力電源喪失時における対応手順書 手順書の分類 (旧) 故障及び設計基準事象に対処する運転手順書 (新) 故障及び設計基準事故に対処する運転手順書 対処設備 (旧) 後備変圧器 号炉間電力融通設備 開閉所設備 (新) 後備変圧器＊2 号炉間電力融通設備＊2 開閉所設備＊2	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r. 12.0)	1.15-53	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r. 13.0)	1.15-574, 576, 612, 652	他条文との整合を図り、手順名称を以下のとおり修正した。 (下線部参照) (旧) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失… (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失…	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r. 12.0)	添1.15-542, 544, 580, 620	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r. 13.0)	1.15-1135	誤記訂正のため、以下のとおり修正した。 (下線部参照) (旧) ② 1次冷却材圧力 (広域) と 1次冷却材温度 (広域-高温側), サブクール度指示値により、原子炉圧力容器内のサブクール状態を監視することで原子炉圧力 <u>炬</u> 容器の水位を推定することとしている。 (新) ② 1次冷却材圧力 (広域) と 1次冷却材温度 (広域-高温側), サブクール度指示値により、原子炉圧力容器内のサブクール状態を監視することで原子炉圧力容器の水位を推定することとしている。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r. 13.0)	1.15-1138	記載適正化のため、以下のとおり修正した。 (下線部参照) (旧) 飽和状態又は過熱状態を監視することで原子炉圧力容器内の水位が、 (新) 飽和状態又は過熱状態を監視することで、 <u>原子炉圧力</u> 容器内の水位が、	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r. 12.0)	添1.15-1183	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r. 13.0)	1.15-1139	誤記訂正のため、第1図の縦軸タイトルを以下のとおり修正した。 (下線部参照) (旧) 1次 <u>蒸</u> 冷却材圧力 (MPa[gage]) (新) 1次冷却材圧力 (MPa[gage])	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r. 12.0)	添1.15-1185	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r. 14.0)	1.16-13	女川審査実績を踏まえ、「a. 交流動力電源が確保されている場合」の記載を適正化した。 (旧) 重大事故等が発生した場合に、交流動力電源が正常な場合において、 (新) 重大事故等時に、交流動力電源が正常な場合において、	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r. 13.0)	1.16-14	同上 上記修正に伴い、相違理由を削除した。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r. 14.0)	1.16-30	技術的能力1.10と整合を図るため、操作手順の記載を適正化した。 (旧) アニュラス空気浄化設備の運転による放射性物質の濃度を低減する手順の概要は以下のとおり。 (新) アニュラス空気浄化設備の運転により放射性物質の濃度を低減する手順の概要は以下のとおり。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r. 13.0)	1.16-35	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r. 14.0)	1.16-38	第1.16.2表 重大事故等対処に係る監視計器 参照手順項目の附番を適正化 (下線部参照) (旧) 「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」のうち、1.10.2.1(1) a. 「交流動力電源及び常設直流電源が健全である場合の操作手順」の操作手順と同様である。 (新) 「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」のうち、1.10.2.1(1) a. (a) 「交流動力電源及び常設直流電源が健全である場合の操作手順」の操作手順と同様である。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r. 13.0)	1.16-45	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r. 14.0)	1.16-45	<p>本文と記載を整合させ、下記の通り図のタイトルの記載を適正化した。（下線部参照）</p> <p>(旧) 第1.16.9図 現場操作アクセスルート（外気取入れのためのダンバ開及び閉処置）(1/2)</p> <p>(新) 第1.16.9図 現場操作アクセスルート（外気取入れ<u>運転</u>のためのダンバ開及び閉処置）(1/2)</p> <p>また、同図(2/2)についても同様に修正を行った。</p>	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r. 13.0)	1.16-51	同上	

泊発電所 3 号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考						
1	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r. 14. 0)	1. 17-46	<p>他条文との整合のため、以下の記載を追記した。 (下線部参照)</p> <p>添付資料1.17.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (2/2)</p> <table border="1"> <tr> <td>(旧)</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td>(新)</td> <td>常設代替交流電源設備 設</td> <td>既</td> </tr> </table>	(旧)	常設代替交流電源設備	新	(新)	常設代替交流電源設備 設	既	
(旧)	常設代替交流電源設備	新								
(新)	常設代替交流電源設備 設	既								
2	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r. 14. 0)	1. 17-50	同上							

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r. 15.0)	1.18-15	条文内記載整合のため、以下の記載を適正化 (旧) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替手順を整備する。 (新) 可搬型空気浄化装置への切替手順を整備する。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r. 15.0)	1.18-27	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r. 15.0)	1.18-42	第1.18.15図 緊急時対策所 給電系統概要図の記載適正化	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r. 15.0)	1.18図表22	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118 r. 15.0)	1.18-106	第1.18.46図 緊急時対策所電源構成の記載適正化	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r. 15.0)	1.18-添付資料68	同上	

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 2.1 可搬型設備等による対応

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 14.0)	(本文) 2.1-51～53	<p>第2.1.2図 (1/3) ~ (3/3)について、同じ図番（「第2.1.2図」）であるが、(1/3) ~ (3/3)の各図の図題には説明する自然現象名を含んでおり、各図で図題が異なっていた。このため、以下のとおり、第2.1.2図 (1/3) ~ (3/3)で共通の図題を「大規模な自然災害により生じ得る発電用原子炉施設の状況」とし、「(1/3)」～「(3/3)」の後に、各図で説明する自然現象名を記載する構文に見直した。（下線部参照）</p> <p>(旧) 大規模な自然災害 <u>(地震)</u> により生じ得る発電用原子炉施設の状況 (1/3) (新) 大規模な自然災害により生じ得る発電用原子炉施設の状況 (1/3) <u>(地震)</u></p> <p>(旧) 大規模な自然災害 <u>(津波)</u> により生じ得る発電用原子炉施設の状況 (2/3) (新) 大規模な自然災害により生じ得る発電用原子炉施設の状況 (2/3) <u>(津波)</u></p> <p>(旧) 大規模な自然災害 <u>(地震と津波の重畠)</u> により生じ得る発電用原子炉施設の状況 (3/3) (新) 大規模な自然災害により生じ得る発電用原子炉施設の状況 (3/3) <u>(地震と津波の重畠)</u></p>	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 13.0)	(本文 比較表) 2.1-232～234	同上。 また、本修正に伴い、大飯、女川とは異なる図題の構文となるため、相違識別及び相違理由を記載した。なお、図題として、各図で説明する自然現象名を記載していないプラントには、伊方3号（「第2.1.2図 イベントツリーによる評価 (1/5) ~ (5/5)」），玄海3/4号（「第2.1.2図 大規模な自然災害により生じうるプラントの状況 (1/7) ~ (7/7)」）等がある。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 14.0)	(本文) 2.1-68	第2.1.4表 大規模損壊発生時の対応操作一覧 (3/6)について、以下のとおりに修正し、用語を統一した。（下線部参照） (旧) 格納容器スプレイ (旧) 原子炉格納容器へのスプレイ (新) <u>原子炉格納容器内へのスプレイ</u>	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 13.0)	(本文 比較表) 2.1-138	同上。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 14.0)	(本文) 2.1-68	第2.1.4表 大規模損壊発生時の対応操作一覧 (3/6) のうち、「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」の内容欄の記載について、以下のとおり記載表現を修正した。(下線部参照) (旧) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、～ (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失が発生し、原子炉格納容器スプレイ設備による冷却機能が喪失した場合に、～	技術的能力1.6の記載を踏まえた反映
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 13.0)	(本文 比較表) 2.1-138	同上。	同上。
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 14.0)	(本文) 2.1-70	第2.1.4表 大規模損壊発生時の対応操作一覧 (5/6) のうち、「号炉間電力融通」の内容欄について、設備の使用順序に関する記載に誤記があったことから、以下のとおり技術的能力1.14で整備する手順の優先順位と整合した記載となるよう修正した。 (旧) 号炉間連絡ケーブル→号炉間連絡予備ケーブル→開閉所設備 (新) 号炉間連絡ケーブル→開閉所設備→号炉間連絡予備ケーブル	技術的能力1.14の記載を踏まえた反映
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 13.0)	(本文 比較表) 2.1-140	同上。	同上。
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 14.0)	(本文) 2.1-71	第2.1.4表 大規模損壊発生時の対応操作一覧 (6/6) の「可搬型代替直流電源設備による給電」の内容欄の記載について、以下のとおり記載を適正化した。 (「、」→「及び」) (下線部参照) (旧) 可搬型代替直流電源設備 (可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器) (新) 可搬型代替直流電源設備 (可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器)	技術的能力1.14の適正化内容を反映
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 13.0)	(本文 比較表) 2.1-141	同上。	同上。
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 14.0)	(本文) 2.1-71	第2.1.4表 大規模損壊発生時の対応操作一覧 (6/6) の「燃料取替用水ピットへの補給」の内容欄の記載について、以下のとおり追記し、脱字を修正した。(下線部参照) (旧) 原子炉格納容器へのスプレイ (新) 原子炉格納容器内へのスプレイ	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 13.0)	(本文 比較表) 2.1-141	同上。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 14.0)	(本文) 2. 1- 84, 85, 86, 110, 112, 117, 121, 128, 131	以下の表について、技術的能力1.2, 1.4, 1.5の適正化内容を反映した。 ・第2.1.5表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.2) (2/4), (3/4), (4/4) ・第2.1.7表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.4) (10/22), (12/22), (17/22), (21/22) ・第2.1.8表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.5) (4/8), (7/8) (適正化内容) 蒸気発生器への注水手段の注記（＊書き）のうち、蒸気発生器へ淡水又は海水を長時間注水する場合は蒸気発生器プローダウンラインにより排水を行うことを示す注記について、必要な箇所に注記を追記するとともに、注記の記載内容について条文内及び条文間整合を図った。	技術的能力1.2, 1.4及び1.5の適正化内容を反映（技術的能力1.2については、R5.11.21 ヒアリング資料の適正化内容の反映。）
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 13.0)	(本文 比較表) 2. 1-144, 145, 146, 165, 167, 171, 174, 179, 181	同上。	同上。
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 14.0)	(本文) 2. 1-111, 112	以下の表について、技術的能力1.4の適正化内容を反映した。 ・第2.1.7表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.4) (11/22), (12/22) (適正化内容) 「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備」として「原子炉補機冷却設備」を追加した。	技術的能力1.4の適正化内容を反映
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 13.0)	(本文 比較表) 2. 1-166, 167	同上。	同上。
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 14.0)	(本文) 2. 1-148, 149	以下の表について、技術的能力1.7の修正事項を反映した。 ・第2.1.10表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.7) (3/4), (4/4) (適正化内容) 分類欄の記載について、以下のとおり追記し、記載の統一を図った。（下線部参照） (旧) ~ (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失) (新) ~ (全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失)	技術的能力1.7の修正事項を反映
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 13.0)	(本文 比較表) 2. 1-194	同上。	同上。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 14.0)	(本文) 2.1-163	以下の表について、技術的能力1.9の適正化内容を反映した。 ・第2.1.12表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.9) (2/2) (適正化内容) 対処設備欄の記載について、以下の設備の記載を削除した（当該設備は「格納容器雰囲気ガス試料採取設備」に含む整理としており、重複記載になっていた）。 (旧) 格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置 (新) (削除)	技術的能力1.9の適正化内容を反映
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 13.0)	(本文 比較表) 2.1-203	同上。	同上。
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 14.0)	(本文) 2.1-196	以下の表について、技術的能力1.13の適正化内容を反映した。 ・第2.1.16表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.13) (17/17) (適正化内容) 「水源の切替え」で使用する設備については、他条項で整理している当該水源を用いた注水手順で使用する設備に合わせて、関連する全ての設備を記載していたが、水源切替え手順で使用する目的の設備を直接的に表しているのは、水源及びポンプであることから、女川審査実績を参考に設備を適正化した。	技術的能力1.13 (R5.11.21 ヒアリング資料) の適正化内容を反映
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 13.0)	(本文 比較表) 2.1-224	同上。	同上。
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 14.0)	(本文) 2.1-198	以下のとおり記載を適正化した。（「、」→「及び」）（下線部参照） (旧) 可搬型代替直流電源設備（可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器） (新) 可搬型代替直流電源設備（可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器）	技術的能力1.14の適正化内容を反映
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 13.0)	(本文 比較表) 2.1-103	同上。	同上。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 14.0)	(本文) 2. 1-199	以下の表について、技術的能力1.14の修正事項を反映した。 ・第2.1.17表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (1.14) (1/5) (適正化内容) 設備分類の項目について、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁については設備分類「a」として記載していたが、非常用交流電源設備による給電においては、有効性評価（37条）に適合する設備であることから「a, b」へ修正した。	技術的能力1.14の適正化内容を反映
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 13.0)	(本文 比較表) 2. 1-225	同上。	同上。